

【公開版】

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 本文	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>四、再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法</p> <p>A. 再処理施設の位置、構造及び設備</p> <p>ロ. 再処理施設の一般構造</p> <p>(7) その他の主要な構造</p> <p>(i) 安全機能を有する施設</p> <p>(a) ～ (k) (略)</p> <p>(1) 制御室等</p> <p>再処理施設の運転の状態を集中的に監視及び制御するため、制御建屋に中央制御室を設けるほか、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室を設ける。</p> <p>制御室には、再処理施設の健全性を確保するために必要なパラメータを監視及び制御し、再処理施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができるよう、主要な警報装置及び計測制御系統設備を備える設計とする。</p> <p>再処理施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等（森林火災、草原火災、航空機落下及び近隣工場等の火災等）及び人為事象については、再処理施設の外の状況を把握するための暗視機能を有する監視カメラ、気象観測設備及び公的機関から気象情報を入手できる設備等を設置し、昼夜にわたり制御室において把握できる設計とする。</p> <p>分離施設、精製施設その他必要な施設には、再処理施設の健全性を確保するために計測制御系統施設で監視が要求されるパラメータを連続的に監視するための設備及び再処理施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができる設備を設ける設計とする。</p> <p>制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が制御室に出入りするための区域は、設計基準事故が発生した場合に再処理施設の安全性を確保するための措置をとれるよう、運転</p>	<p>四、再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法</p> <p>A. 再処理施設の位置、構造及び設備</p> <p>ロ. 再処理施設の一般構造</p> <p>(7) その他の主要な構造</p> <p>(i) 安全機能を有する施設</p> <p>(a) ～ (k) (略)</p> <p>(1) 制御室等</p> <p>再処理施設の運転の状態を集中的に監視及び制御するため、制御建屋に中央制御室を設けるほか、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室を設ける。</p> <p>制御室には、再処理施設の健全性を確保するために必要なパラメータを監視及び制御し、再処理施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができるよう、主要な警報装置及び計測制御系統設備を備える設計とする。</p> <p>再処理施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等（森林火災、草原火災、航空機落下及び近隣工場等の火災等）及び人為事象については、再処理施設の外の状況を把握するための暗視機能を有する監視カメラ、気象観測設備及び公的機関から気象情報を入手できる設備等を設置し、昼夜にわたり制御室において把握できる設計とする。</p> <p>分離施設、精製施設その他必要な施設には、再処理施設の健全性を確保するために計測制御系統施設で監視が要求されるパラメータを連続的に監視するための設備及び再処理施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができる設備を設ける設計とする。</p> <p>制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が制御室に出入りするための区域は、設計基準事故が発生した場合に再処理施設の安全性を確保するための措置をとれるよう、運転</p>	<p>四、再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法</p> <p>A. 再処理施設の位置、構造及び設備</p> <p>ロ. 再処理施設の一般構造</p> <p>(7) その他の主要な構造</p> <p>(i) 安全機能を有する施設</p> <p>(a) ～ (k) (略)</p> <p>(1) 制御室等</p> <p>再処理施設の運転の状態を集中的に監視及び制御するため、制御建屋に中央制御室を設けるほか、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室を設ける。</p> <p>制御室には、再処理施設の健全性を確保するために必要なパラメータを監視及び制御し、再処理施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができるよう、主要な警報装置及び計測制御系統設備を備える設計とする。</p> <p>再処理施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等（森林火災、草原火災、航空機落下及び近隣工場等の火災等）及び人為事象については、再処理施設の外の状況を把握するための暗視機能を有する監視カメラ、気象観測設備及び公的機関から気象情報を入手できる設備等を設置し、昼夜にわたり制御室において把握できる設計とする。</p> <p>分離施設、精製施設その他必要な施設には、再処理施設の健全性を確保するために計測制御系統施設で監視が要求されるパラメータを連続的に監視するための設備及び再処理施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができる設備を設ける設計とする。</p> <p>再処理施設の安全性を確保するため制御室にとどまる運転員その他の従事者の対処能力が、設計基準事故時及びその他の異常状態が発生した場合においても、著しく低下し、安全機能を有する施設の安全機能が損なわれない設計とする。</p> <p>制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が制御室に出入りするための区域は、設計基準事故が発生した場合に再処理施設の安全性を確保するための措置をとれるよう、運転</p>	<p>第 20 条第 3 項第 1 号の追加要求事項に対する設計方針として、制御室にとどまる運転員その他の従事者の対処能力が有毒ガスにより著しく低下しない設計とすることを記載</p>

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 本文	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>員その他の従事者が支障なく入ることができる設計とする。また、運転員その他の従事者が、制御室に一定期間とどまり、必要な操作を行う際に過度の被ばくを受けないよう、適切な遮蔽を設ける設計とする。</p> <p>さらに、制御室に運転員その他の従事者がとどまれるよう、気体状の放射性物質及び火災又は爆発により発生する有毒ガスに対する換気設備の隔離その他の適切に防護するための措置に必要な設備を設ける設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、実施組織要員のマスクの着用及び交代要員体制を考慮しなくとも、制御室にとどまる実施組織要員及びMOX燃料加工施設から中央制御室に移動する要員の実効線量が7日間で100mSvを超えず、当該重大事故等に対処するために適切な措置が講じられるよう、実施組織要員が制御室にとどまるために必要な居住性を確保するための重大事故等対処施設を設ける設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、制御室にとどまり必要な操作、監視及び措置を行う実施組</p>	<p>員その他の従事者が支障なく入ることができる設計とする。また、運転員その他の従事者が、制御室に一定期間とどまり、必要な操作を行う際に過度の被ばくを受けないよう、適切な遮蔽を設ける設計とする。</p> <p><u>制御室は、有毒ガスが及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全機能を有する施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために、敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）及び敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）それぞれに対して、有毒ガスが発生した場合の影響評価（以下「有毒ガス防護に係る影響評価」という。）を実施する。有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ固定源及び可動源を特定する。敷地内の固定源に対しては、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、運転員を防護できる設計とする。敷地外の固定源及び敷地内の可動源に対しては、換気設備の隔離等の対策により、運転員を防護できる設計とする。</u></p> <p>さらに、制御室に運転員その他の従事者がとどまれるよう、気体状の放射性物質及び火災又は爆発により発生する有毒ガスに対する換気設備の隔離その他の適切に防護するための措置に必要な設備を設ける設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、実施組織要員のマスクの着用及び交代要員体制を考慮しなくとも、制御室にとどまる実施組織要員及びMOX燃料加工施設から中央制御室に移動する要員の実効線量が7日間で100mSvを超えず、当該重大事故等に対処するために適切な措置が講じられるよう、実施組織要員が制御室にとどまるために必要な居住性を確保するための重大事故等対処施設を設ける設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、制御室にとどまり必要な操作、監視及び措置を行う実施組</p>	<p>員その他の従事者が支障なく入ることができる設計とする。また、運転員その他の従事者が、制御室に一定期間とどまり、必要な操作を行う際に過度の被ばくを受けないよう、適切な遮蔽を設ける設計とする。</p> <p>さらに、制御室に運転員その他の従事者がとどまれるよう、気体状の放射性物質及びび有毒ガスに対する換気設備の隔離その他の適切に防護するための措置に必要な設備を設ける設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、実施組織要員のマスクの着用及び交代要員体制を考慮しなくとも、制御室にとどまる実施組織要員及びMOX燃料加工施設から中央制御室に移動する要員の実効線量が7日間で100mSvを超えず、当該重大事故等に対処するために適切な措置が講じられるよう、実施組織要員が制御室にとどまるために必要な居住性を確保するための重大事故等対処施設を設ける設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、制御室にとどまり必要な操作、監視及び措置を行う実施組</p>	<p>換気設備の隔離が、有毒ガス全般に対応するものであることが明確となるように記載を変更</p>

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 本文	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>織要員がとどまるために必要な居住性を確保するための重大事故等対処施設を設置及び保管する。</p> <p>制御室に必要な重大事故等対処設備は、計測制御装置、制御室換気設備、制御室照明設備、制御室遮蔽設備、制御室環境測定設備及び制御室放射線計測設備で構成する。</p> <p>計測制御装置、制御室換気設備、制御室照明設備、制御室遮蔽設備、制御室環境測定設備及び制御室放射線計測設備は、設計基準事故及び重大事故等を考慮した設計とする。</p>	<p>織要員がとどまるために必要な居住性を確保するための重大事故等対処施設を設置及び保管する。</p> <p>制御室に必要な重大事故等対処設備は、計測制御装置、制御室換気設備、制御室照明設備、制御室遮蔽設備、制御室環境測定設備及び制御室放射線計測設備で構成する。</p> <p>計測制御装置、制御室換気設備、制御室照明設備、制御室遮蔽設備、制御室環境測定設備及び制御室放射線計測設備は、設計基準事故及び重大事故等を考慮した設計とする。</p>	<p>織要員がとどまるために必要な居住性を確保するための重大事故等対処施設を設置及び保管する。</p> <p>制御室に必要な重大事故等対処設備は、計測制御装置、制御室換気設備、制御室照明設備、制御室遮蔽設備、制御室環境測定設備及び制御室放射線計測設備で構成する。</p> <p>計測制御装置、制御室換気設備、制御室照明設備、制御室遮蔽設備、制御室環境測定設備及び制御室放射線計測設備は、設計基準事故及び重大事故等を考慮した設計とする。</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 本文	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>へ. 計測制御系統施設の設備</p> <p>(4) その他の主要な事項</p> <p>(i) 制御室等</p> <p>再処理施設には、運転時において、運転員その他の従事者が施設の運転又は工程等の管理を行い、事故時において、適切な事故対策を構ずる場所として、制御建屋に中央制御室を設けるほか、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室を設ける。</p> <p>制御建屋の主要構造は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）で、地上3階、地下2階、建築面積約2,900m²の建物である。</p> <p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の主要構造は、「ハ. (1) 構造」に示す主要構造と同じである。</p> <p>制御建屋機器配置概要図を第166図～第171図に示す。</p> <p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋機器配置概要図は、「ハ. (1) 構造」に示す機器配置概要図と同じである。</p> <p>制御室には、再処理施設の健全性を確保するために必要なパラメータを監視及び制御し、再処理施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができるよう、主要な警報装置及び計測制御系統設備を設ける。また、必要な施設のパラメータを監視するための表示及び操作装置は、誤操作及び誤判断を防止でき、操作が容易に行える設計とする。</p> <p>再処理施設の外の状況を把握するための暗視機能を有する監視カメラ、気象観測設備及び公的機関から地震、津波、竜巻、落雷情報等の気象情報を入手できる電話、ファクシミリ、社内ネットワークに接続されたパソコン等を設置し、昼夜にわたり制御室において再処理施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等を把握できる設計とする。</p>	<p>へ. 計測制御系統施設の設備</p> <p>(4) その他の主要な事項</p> <p>(i) 制御室等</p> <p>再処理施設には、運転時において、運転員その他の従事者が施設の運転又は工程等の管理を行い、事故時において、適切な事故対策を構ずる場所として、制御建屋に中央制御室を設けるほか、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室を設ける。</p> <p>制御建屋の主要構造は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）で、地上3階、地下2階、建築面積約2,900m²の建物である。</p> <p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の主要構造は、「ハ. (1) 構造」に示す主要構造と同じである。</p> <p>制御建屋機器配置概要図を第166図～第171図に示す。</p> <p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋機器配置概要図は、「ハ. (1) 構造」に示す機器配置概要図と同じである。</p> <p>制御室には、再処理施設の健全性を確保するために必要なパラメータを監視及び制御し、再処理施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができるよう、主要な警報装置及び計測制御系統設備を設ける。また、必要な施設のパラメータを監視するための表示及び操作装置は、誤操作及び誤判断を防止でき、操作が容易に行える設計とする。</p> <p>再処理施設の外の状況を把握するための暗視機能を有する監視カメラ、気象観測設備及び公的機関から地震、津波、竜巻、落雷情報等の気象情報を入手できる電話、ファクシミリ、社内ネットワークに接続されたパソコン等を設置し、昼夜にわたり制御室において再処理施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等を把握できる設計とする。</p>	<p>へ. 計測制御系統施設の設備</p> <p>(4) その他の主要な事項</p> <p>(i) 制御室等</p> <p>再処理施設には、運転時において、運転員その他の従事者が施設の運転又は工程等の管理を行い、事故時において、適切な事故対策を構ずる場所として、制御建屋に中央制御室を設けるほか、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室を設ける。</p> <p>制御建屋の主要構造は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）で、地上3階、地下2階、建築面積約2,900m²の建物である。</p> <p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の主要構造は、「ハ. (1) 構造」に示す主要構造と同じである。</p> <p>制御建屋機器配置概要図を第166図～第171図に示す。</p> <p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋機器配置概要図は、「ハ. (1) 構造」に示す機器配置概要図と同じである。</p> <p>制御室には、再処理施設の健全性を確保するために必要なパラメータを監視及び制御し、再処理施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができるよう、主要な警報装置及び計測制御系統設備を設ける。また、必要な施設のパラメータを監視するための表示及び操作装置は、誤操作及び誤判断を防止でき、操作が容易に行える設計とする。</p> <p>再処理施設の外の状況を把握するための暗視機能を有する監視カメラ、気象観測設備及び公的機関から地震、津波、竜巻、落雷情報等の気象情報を入手できる電話、ファクシミリ、社内ネットワークに接続されたパソコン等を設置し、昼夜にわたり制御室において再処理施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等を把握できる設計とする。</p> <p style="background-color: yellow;">再処理施設の安全性を確保するため制御室にとどまる運転員その他の従事者の対処能力が、設計基準事故時及びその他の異常状態が発生した場合においても、著しく低下し、安全機能を有する施設の安全機能が損なわれない設計とする。</p>	<p>第20条第3項第1号の追加要求事項に対する設計方針として、制御室にとどまる運転員その他の従事者の対処能力が有毒ガスにより著しく低下しない設計と</p>

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 本文	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が制御室に出入りするための区域は、設計基準事故が発生した場合において、運転員その他の従事者が再処理施設の安全性を確保するための措置をとれるよう、適切な遮蔽を設けるとともに、気体状の放射性物質及び火災又は爆発により発生する有毒ガスに対する換気設備の隔離その他の適切に防護するための措置に必要な設備を設ける設計とする。</p> <p>中央制御室は、環境モニタリング設備であるモニタリングポスト及びダストモニタから、設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を表示できる設計とする。</p> <p>制御室等は、設計基準事故が発生した場合において、設置又は保管した所内通信連絡設備により、再処理事業所内の各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる設計とする。</p> <p>モニタリングポスト及びダストモニタは、「チ. (2) 屋外管理用の主要な設備の種類」に記載する。</p> <p>所内通信連絡設備は、「リ. (4) (x) 通信連絡設備」に記載する。</p> <p>中央制御室は、各重大事故の有効性評価の対象としている事象のうち、最も厳しい結果を与える全交流動力電源の喪失を要因とする「冷却機能の喪失による蒸発乾固」と「放射線分解により発生</p>	<p>制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が制御室に出入りするための区域は、設計基準事故が発生した場合において、運転員その他の従事者が再処理施設の安全性を確保するための措置をとれるよう、適切な遮蔽を設けるとともに、気体状の放射性物質及び火災又は爆発により発生する有毒ガスに対する換気設備の隔離その他の適切に防護するための措置に必要な設備を設ける設計とする。</p> <p>中央制御室は、環境モニタリング設備であるモニタリングポスト及びダストモニタから、設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を表示できる設計とする。</p> <p>制御室等は、設計基準事故が発生した場合において、設置又は保管した所内通信連絡設備により、再処理事業所内の各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる設計とする。</p> <p>モニタリングポスト及びダストモニタは、「チ. (2) 屋外管理用の主要な設備の種類」に記載する。</p> <p>所内通信連絡設備は、「リ. (4) (x) 通信連絡設備」に記載する。</p> <p><u>制御室は、有毒ガスが及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全機能を有する施設の安全機能が損なわれない設計とする。そのために、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ固定源及び可動源を特定する。敷地内の固定源に対しては、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、運転員を防護できる設計とする。敷地外の固定源及び敷地内の可動源に対しては、換気設備の隔離等の対策により、運転員を防護できる設計とする。</u></p> <p>中央制御室は、各重大事故の有効性評価の対象としている事象のうち、最も厳しい結果を与える全交流動力電源の喪失を要因とする「冷却機能の喪失による蒸発乾固」と「放射線分解により発生</p>	<p>制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が制御室に出入りするための区域は、設計基準事故が発生した場合において、運転員その他の従事者が再処理施設の安全性を確保するための措置をとれるよう、適切な遮蔽を設けるとともに、気体状の放射性物質及びび有毒ガスに対する換気設備の隔離、その他の適切に防護するための措置に必要な設備を設ける設計とする。</p> <p>中央制御室は、環境モニタリング設備であるモニタリングポスト及びダストモニタから、設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を表示できる設計とする。</p> <p>制御室等は、設計基準事故が発生した場合において、設置又は保管した所内通信連絡設備により、再処理事業所内の各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる設計とする。</p> <p>モニタリングポスト及びダストモニタは、「チ. (2) 屋外管理用の主要な設備の種類」に記載する。</p> <p>所内通信連絡設備は、「リ. (4) (x) 通信連絡設備」に記載する。</p> <p>中央制御室は、各重大事故の有効性評価の対象としている事象のうち、最も厳しい結果を与える全交流動力電源の喪失を要因とする「冷却機能の喪失による蒸発乾固」と「放射線分解により発生</p>	<p>することを記載</p> <p>換気設備の隔離が、有毒ガス全般に対応するものであることが明確となるように記載を変更</p> <p>前段の記載に包括されるため、当該箇所から記載を削除。</p>

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 本文	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>する水素による爆発」の重畳において、実施組織要員のマスクの着用及び交代要員体制を考慮せず、制御室換気設備の代替制御建屋中央制御室換気設備による外気取入れにて換気を実施している状況下において評価し、中央制御室にとどまり必要な操作及び措置を行う実施組織要員及びMOX燃料加工施設から中央制御室に移動する要員の実効線量が、7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室は、各重大事故の有効性評価の対象としている事象のうち、最も厳しい結果を与える臨界事故時において、実施組織要員のマスクの着用及び交代要員体制を考慮せず、制御室換気設備の代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備による外気取入れにて換気を実施している状況下において評価し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室にとどまり必要な操作及び措置を行う実施組織要員の実効線量が、7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>重大事故等が発生し、中央制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、実施組織要員が中央制御室の外側から中央制御室に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、出入管理建屋から中央制御室に連絡する通路上又は制御建屋の外から中央制御室に連絡する通路上に作業服の着替え、防護具の着脱及び脱装、身体汚染検査並びに除染作業ができる区画（以下「出入管理区画」という。）を設ける設計とする。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、実施組織要員が使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の外側から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の外から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に連絡する通路上に出入管理区画を設ける設計とする。</p> <p>出入管理区画用資機材は、出入管理区画を設置する場所の近傍に予備品を含め必要数以上を配備する。</p>	<p>する水素による爆発」の重畳において、実施組織要員のマスクの着用及び交代要員体制を考慮せず、制御室換気設備の代替制御建屋中央制御室換気設備による外気取入れにて換気を実施している状況下において評価し、中央制御室にとどまり必要な操作及び措置を行う実施組織要員及びMOX燃料加工施設から中央制御室に移動する要員の实効線量が、7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室は、各重大事故の有効性評価の対象としている事象のうち、最も厳しい結果を与える臨界事故時において、実施組織要員のマスクの着用及び交代要員体制を考慮せず、制御室換気設備の代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備による外気取入れにて換気を実施している状況下において評価し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室にとどまり必要な操作及び措置を行う実施組織要員の实効線量が、7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>重大事故等が発生し、中央制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、実施組織要員が中央制御室の外側から中央制御室に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、出入管理建屋から中央制御室に連絡する通路上又は制御建屋の外から中央制御室に連絡する通路上に作業服の着替え、防護具の着脱及び脱装、身体汚染検査並びに除染作業ができる区画（以下「出入管理区画」という。）を設ける設計とする。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、実施組織要員が使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の外側から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の外から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に連絡する通路上に出入管理区画を設ける設計とする。</p> <p>出入管理区画用資機材は、出入管理区画を設置する場所の近傍に予備品を含め必要数以上を配備する。</p>	<p>する水素による爆発」の重畳において、実施組織要員のマスクの着用及び交代要員体制を考慮せず、制御室換気設備の代替制御建屋中央制御室換気設備による外気取入れにて換気を実施している状況下において評価し、中央制御室にとどまり必要な操作及び措置を行う実施組織要員及びMOX燃料加工施設から中央制御室に移動する要員の实効線量が、7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室は、各重大事故の有効性評価の対象としている事象のうち、最も厳しい結果を与える臨界事故時において、実施組織要員のマスクの着用及び交代要員体制を考慮せず、制御室換気設備の代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備による外気取入れにて換気を実施している状況下において評価し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室にとどまり必要な操作及び措置を行う実施組織要員の实効線量が、7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>重大事故等が発生し、中央制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、実施組織要員が中央制御室の外側から中央制御室に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、出入管理建屋から中央制御室に連絡する通路上又は制御建屋の外から中央制御室に連絡する通路上に作業服の着替え、防護具の着脱及び脱装、身体汚染検査並びに除染作業ができる区画（以下「出入管理区画」という。）を設ける設計とする。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、実施組織要員が使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の外側から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の外から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に連絡する通路上に出入管理区画を設ける設計とする。</p> <p>出入管理区画用資機材は、出入管理区画を設置する場所の近傍に予備品を含め必要数以上を配備する。</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 本文	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>制御室にとどまるために必要な居住性を確保するための設備は、制御室換気設備、制御室照明設備、制御室遮蔽設備、制御室環境測定設備及び制御室放射線計測設備で構成する。</p> <p>また、重大事故等が発生した場合において、制御室に重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを監視並びに記録できる設備として計測制御装置を設ける設計とする。</p>	<p>制御室にとどまるために必要な居住性を確保するための設備は、制御室換気設備、制御室照明設備、制御室遮蔽設備、制御室環境測定設備及び制御室放射線計測設備で構成する。</p> <p>また、重大事故等が発生した場合において、制御室に重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを監視並びに記録できる設備として計測制御装置を設ける設計とする。</p>	<p>制御室にとどまるために必要な居住性を確保するための設備は、制御室換気設備、制御室照明設備、制御室遮蔽設備、制御室環境測定設備及び制御室放射線計測設備で構成する。</p> <p>また、重大事故等が発生した場合において、制御室に重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを監視並びに記録できる設備として計測制御装置を設ける設計とする。</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類六	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版提出 申請書（今回） ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>1.9.20 制御室等</p> <p>(制御室等) 第二十条 再処理施設には、次に掲げるところにより、制御室（安全機能を有する施設に属するものに限る。以下この条において同じ。）を設けなければならない。</p> <p>一 再処理施設の健全性を確保するために必要なパラメータを監視できるものとする事。 二 主要な警報装置及び計測制御系統設備を有するものとする事。 三 再処理施設の外の状況を把握する設備を有するものとする事。</p> <p>2 分離施設、精製施設その他必要な施設には、再処理施設の健全性を確保するために必要なパラメータを監視するための設備及び再処理施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができる設備を設けなければならない。</p> <p>3 制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が制御室に出入りするための区域には、設計基準事故が発生した場合に再処理施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく制御室に入り、又は一定期間とどまり、かつ、当該措置をとるための操作を行うことができるよう、遮蔽その他の適切な放射線防護措置、気体状の放射性物質及び制御室外の火災又は爆発により発生する有毒ガスに対する換気設備の隔離その他の当該従事者を適切に防護するための設備を設けなければならない。</p>	<p>1.9.20 制御室等</p> <p>(制御室等) 第二十条 再処理施設には、次に掲げるところにより、制御室（安全機能を有する施設に属するものに限る。以下この条において同じ。）を設けなければならない。</p> <p>一 再処理施設の健全性を確保するために必要なパラメータを監視できるものとする事。 二 主要な警報装置及び計測制御系統設備を有するものとする事。 三 再処理施設の外の状況を把握する設備を有するものとする事。</p> <p>2 分離施設、精製施設その他必要な施設には、再処理施設の健全性を確保するために必要なパラメータを監視するための設備及び再処理施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができる設備を設けなければならない。</p> <p>3 <u>設計基準事故が発生した場合に再処理施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく制御室に入り、又は一定期間とどまり、かつ、当該措置をとるための操作を行うことができるよう、次の各号に掲げる場所の区分に応じ、当該各号に定める設備を設けなければならない。</u></p> <p>一 <u>制御室及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍 工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に制御室において自動的に警報するための装置</u></p> <p>二 <u>制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が制御室に出入りするための区域 遮蔽壁その他の適切に放射線から防護するための設備、気体状の放射性物質及び制御室外の火災又は爆発により発生する有毒ガスに対し換気設備を隔離するための設備その他の従事者を適切に防護するための設備</u></p>	<p>1.9.20 制御室等</p> <p>(制御室等) 第二十条 再処理施設には、次に掲げるところにより、制御室（安全機能を有する施設に属するものに限る。以下この条において同じ。）を設けなければならない。</p> <p>一 再処理施設の健全性を確保するために必要なパラメータを監視できるものとする事。 二 主要な警報装置及び計測制御系統設備を有するものとする事。 三 再処理施設の外の状況を把握する設備を有するものとする事。</p> <p>2 分離施設、精製施設その他必要な施設には、再処理施設の健全性を確保するために必要なパラメータを監視するための設備及び再処理施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができる設備を設けなければならない。</p> <p>3 <u>設計基準事故が発生した場合に再処理施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく制御室に入り、又は一定期間とどまり、かつ、当該措置をとるための操作を行うことができるよう、次の各号に掲げる場所の区分に応じ、当該各号に定める設備を設けなければならない。</u></p> <p>一 <u>制御室及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍 工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に制御室において自動的に警報するための装置</u></p> <p>二 <u>制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が制御室に出入りするための区域 遮蔽壁その他の適切に放射線から防護するための設備、気体状の放射性物質及び制御室外の火災又は爆発により発生する有毒ガスに対し換気設備を隔離するための設備その他の従事者を適切に防護するための設備</u></p>	<p>備考</p> <p>第 20 条第 3 項第 1 号の追加要求事項を追加</p>

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類六	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版提出 申請書（今回） ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>適合のための設計方針 第1項について～第2項について（略）</p> <p>第3項について 制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が制御室に出入りするための区域には、設計基準事故が発生した場合に運転員</p>	<p>適合のための設計方針 第1項について～第2項について（略）</p> <p>第3項第1号について <u>設計基準事故が発生した場合に、制御室内の運転員に対し、有毒ガスによる影響により対処能力が著しく低下しないよう、運転員が制御室内にとどまり、事故対策に必要な操作を行うことができる設計とする。</u> <u>想定される有毒ガスの発生において、有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、運転員の実処能力が著しく低下し、安全機能を有する施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。</u> <u>そのために、敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）及び敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）それぞれに対して有毒ガスが発生した場合の影響評価（以下「有毒ガス防護に係る影響評価」という。）を実施する。敷地内の固定源に対しては、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、運転員を防護できる設計とする。敷地外の固定源及び敷地内の可動源に対しては、換気設備の隔離等の対策により、運転員を防護できる設計とする。</u></p> <p>第3項第2号について 制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が制御室に出入りするための区域には、設計基準事故が発生した場合に運転員</p>	<p>適合のための設計方針 第1項について～第2項について（略）</p> <p>第3項について <u>再処理施設の安全性を確保するため制御室にとどまる運転員その他の従事者の対処能力が、設計基準事故時及びその他の異常状態が発生した場合においても、著しく低下し、安全機能を有する施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。</u></p> <p>第3項第1号について <u>設計基準事故が発生した場合に、制御室内の運転員に対し、有毒ガスによる影響により対処能力が著しく低下しないよう、運転員が制御室内にとどまり、事故対策に必要な各種の操作を行うことができる設計とする。</u> <u>想定される有毒ガスの発生において、有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、運転員の実処能力が著しく低下し、安全機能を有する施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。</u> <u>そのために、有毒化学物質の性状、貯蔵量、貯蔵状況等を踏まえ、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒ガス防護に関する影響評価を実施する。</u> <u>制御室は、通信連絡設備による連絡により、運転員が有毒ガスの発生を認知できる設計とする。</u></p> <p>第3項第2号について 制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が制御室に出入りするための区域には、設計基準事故が発生した場合に運転員</p>	<p>既許可の第20条第1項の記載に合わせて、第20条第3項全体に対する設計方針を記載</p> <p>第3項1号に対する記載のみに記載を変更。検出装置の代わりに通信連絡により、発生を認知することを追記</p>

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類六	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版提出 申請書（今回） ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>その他の従事者が一定期間とどまり，再処理施設の安全性を確保するための措置がとれるよう，以下の設計及び措置を講ずる。</p> <p>(1) 設計基準事故発生後，設計基準事故の対処をすべき運転員その他の従事者が制御室に接近できるよう，これらの制御室へのアクセス通路を確保する設計とする。</p> <p>(2) 制御室には，運転員その他の従事者が過度の放射線被ばくを受けないような遮蔽を設ける設計とする。具体的に，想定される最も過酷な事故時においても，「実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示」に定められた緊急作業に係る放射線業務従事者の線量限度を十分に下回るように遮蔽を設ける。</p> <p>ここで想定される最も過酷な事故時としては，「運転時の異常な過渡変化」を超える事象のうち，実効線量当量の最も大きな「短時間の全交流動力電源の喪失」を対象とし，「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について（内規）」（平成21・7・27原院第1号平成21年8月12日）に定める想定事故相当のソースタームを基とした数値，評価手法及び評価条件を使用して評価を行う。</p> <p>(3) 中央制御室の換気は，設計基準事故時，屋外での火災又は爆発時，その他の異常状態が発生した時に，外気との連絡口を遮断し，運転員その他の従事者を放射線被ばく及び火災又は爆発によって発生した有毒ガスから防護できる設計とする。</p> <p>また，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気は，屋外での火災又は爆発時，その他の異常状態が発生した時に，必要に応じて外気との連絡口を遮断し，運転員その他の従事者を放射線被ばく及び火災又は爆発によって発生した有毒ガスから防護できる設計とする。</p> <p>(4) 通常運転時及び設計基準事故時の放射線防護及び化学薬品防護に必要な，防護衣，呼吸器及び防護マスクを含む防護具類，サーベイメータを備える設計とする。</p>	<p>その他の従事者が一定期間とどまり，再処理施設の安全性を確保するための措置がとれるよう，以下の設計及び措置を講ずる。</p> <p>(1) 設計基準事故発生後，設計基準事故の対処をすべき運転員その他の従事者が制御室に接近できるよう，これらの制御室へのアクセス通路を確保する設計とする。</p> <p>(2) 制御室には，運転員その他の従事者が過度の放射線被ばくを受けないような遮蔽を設ける設計とする。具体的に，想定される最も過酷な事故時においても，「実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示」に定められた緊急作業に係る放射線業務従事者の線量限度を十分に下回るように遮蔽を設ける。</p> <p>ここで想定される最も過酷な事故時としては，「運転時の異常な過渡変化」を超える事象のうち，実効線量当量の最も大きな「短時間の全交流動力電源の喪失」を対象とし，「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について（内規）」（平成21・7・27原院第1号平成21年8月12日）に定める想定事故相当のソースタームを基とした数値，評価手法及び評価条件を使用して評価を行う。</p> <p>(3) 中央制御室の換気は，設計基準事故時，屋外での火災又は爆発時，その他の異常状態が発生した時に，外気との連絡口を遮断し，運転員その他の従事者を放射線被ばく及び火災又は爆発によって発生した有毒ガスから防護できる設計とする。</p> <p>また，使用済燃料受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気は，屋外での火災又は爆発時，その他の異常状態が発生した時に，必要に応じて外気との連絡口を遮断し，運転員その他の従事者を放射線被ばく及び火災又は爆発によって発生した有毒ガスから防護できる設計とする。</p> <p>(4) 通常運転時及び設計基準事故時の放射線防護及び化学薬品防護に必要な，防護衣，呼吸器及び防護マスクを含む防護具類，サーベイメータを備える設計とする。</p>	<p>その他の従事者が一定期間とどまり，再処理施設の安全性を確保するための措置がとれるよう，以下の設計及び措置を講ずる。</p> <p>(1) 設計基準事故発生後，設計基準事故の対処をすべき運転員その他の従事者が制御室に接近できるよう，これらの制御室へのアクセス通路を確保する設計とする。</p> <p>(2) 制御室には，運転員その他の従事者が過度の放射線被ばくを受けないような遮蔽を設ける設計とする。具体的に，想定される最も過酷な事故時においても，「実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示」に定められた緊急作業に係る放射線業務従事者の線量限度を十分に下回るように遮蔽を設ける。</p> <p>ここで想定される最も過酷な事故時としては，「運転時の異常な過渡変化」を超える事象のうち，実効線量当量の最も大きな「短時間の全交流動力電源の喪失」を対象とし，「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について（内規）」（平成21・7・27原院第1号平成21年8月12日）に定める想定事故相当のソースタームを基とした数値，評価手法及び評価条件を使用して評価を行う。</p> <p>(3) 中央制御室の換気は，設計基準事故時，屋外での火災又は爆発時，その他の異常状態が発生した時に，外気との連絡口を遮断し，運転員その他の従事者を放射線被ばく及びび有毒ガスから防護できる設計とする。</p> <p>また，使用済燃料受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気は，屋外での火災又は爆発時，その他の異常状態が発生した時に，必要に応じて外気との連絡口を遮断し，運転員その他の従事者を放射線被ばく及びび有毒ガスから防護できる設計とする。</p> <p>(4) 通常運転時及び設計基準事故時の放射線防護及び化学薬品防護又は有毒ガス発生時の防護に必要な，防護衣，呼吸器及び防護マスクを含む防護具類，サーベイメータを備える設計とする。</p>	<p>換気設備の隔離が，有毒ガス全般に対応するものであることが明確となるように記載を変更</p> <p>防護具類の配備が有毒ガスに対しても講じられる措置であることが明確となるように記載を変更</p>

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類六	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 提出 申請書（今回） ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>1.9.44 中央制御室 (制御室) 第四十四条 第二十条第一項の規定により設置される制御室には、重大事故が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>(解釈) 1 第44条に規定する「運転員がとどまるために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講じた設備をいう。 一 制御室用の電源(空調、照明他)は、代替電源設備からの給電を可能とすること。 二 重大事故が発生した場合の制御室の居住性について、以下に掲げる要件を満たすものをいう。 ① 本規程第28条に規定する重大事故対策のうち、制御室の運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる事故を想定すること。 ② 運転員はマスクの着用を考慮しても良い。ただし、その場合は、実施のための体制を整備すること。 ③ 交代要員体制を考慮しても良い。ただし、その場合は、実施のための体制を整備すること。 ④ 判断基準は、運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。</p> <p>三 制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、制御室への汚染の持込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。</p> <p>適合のための設計方針</p> <p>重大事故等が発生した場合においても、制御室にとどまる実施組織要員の実効線量が7日間で100mSvを超えず、当該重大事故等に対処するために適切な措置が講じられるよう、次に掲げる実施組織要員が制御室にとどまるために必要な重大事故等対処施設を設ける設計とする。</p> <p>第1項について 重大事故等が発生した場合においても実施組織要</p>	<p>1.9.44 中央制御室 (制御室) 第四十四条 第二十条第一項の規定により設置される制御室には、重大事故が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>(解釈) 1 第44条に規定する「運転員がとどまるために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講じた設備をいう。 一 制御室用の電源(空調、照明他)は、代替電源設備からの給電を可能とすること。 二 重大事故が発生した場合の制御室の居住性について、以下に掲げる要件を満たすものをいう。 ① 本規程第28条に規定する重大事故対策のうち、制御室の運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる事故を想定すること。 ② 運転員はマスクの着用を考慮しても良い。ただし、その場合は、実施のための体制を整備すること。 ③ 交代要員体制を考慮しても良い。ただし、その場合は、実施のための体制を整備すること。 ④ 判断基準は、運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。</p> <p>三 制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、制御室への汚染の持込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。</p> <p>適合のための設計方針</p> <p>重大事故等が発生した場合においても、制御室にとどまる実施組織要員の実効線量が7日間で100mSvを超えず、当該重大事故等に対処するために適切な措置が講じられるよう、次に掲げる実施組織要員が制御室にとどまるために必要な重大事故等対処施設を設ける設計とする。</p> <p>第1項について 重大事故等が発生した場合においても実施組織要</p>	<p>1.9.44 中央制御室 (制御室) 第四十四条 第二十条第一項の規定により設置される制御室には、重大事故が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>(解釈) 1 第44条に規定する「運転員がとどまるために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講じた設備をいう。 一 制御室用の電源(空調、照明他)は、代替電源設備からの給電を可能とすること。 二 重大事故が発生した場合の制御室の居住性について、以下に掲げる要件を満たすものをいう。 ① 本規程第28条に規定する重大事故対策のうち、制御室の運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる事故を想定すること。 ② 運転員はマスクの着用を考慮しても良い。ただし、その場合は、実施のための体制を整備すること。 ③ 交代要員体制を考慮しても良い。ただし、その場合は、実施のための体制を整備すること。 ④ 判断基準は、運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。</p> <p>三 制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、制御室への汚染の持込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。</p> <p>適合のための設計方針</p> <p>重大事故等が発生した場合においても、制御室にとどまる実施組織要員の実効線量が7日間で100mSvを超えず、当該重大事故等に対処するために適切な措置が講じられるよう、次に掲げる実施組織要員が制御室にとどまるために必要な重大事故等対処施設を設ける設計とする。</p> <p>第1項について 重大事故等が発生した場合においても実施組織要</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類六	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 提出 申請書（今回） ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>員が制御室にとどまるために必要な居住性を確保するための設備として、代替制御建屋中央制御室換気設備、制御建屋中央制御室換気設備（「6.1.4.4.1中央制御室」と兼用）、代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備（「6.1.4.4.2使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室」と兼用）、中央制御室代替照明設備、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室代替照明設備、中央制御室遮蔽（「6.1.4.4.1中央制御室」と兼用）、制御室遮蔽（「6.1.4.4.2使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室」と兼用）、中央制御室環境測定設備、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室環境測定設備、中央制御室放射線計測設備、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室放射線計測設備を設ける設計とする。</p> <p>代替制御建屋中央制御室換気設備及び代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は、代替電源設備から給電可能な設計とする。</p> <p>第二十条第一項の規定により設置される中央制御室は、とどまる実施組織要員のマスクの着用及び交代要員体制を考慮せずとも、実効線量が各重大事故の有効性評価の対象としている事象のうち、中央制御室においては最も厳しい結果を与える全交流動力電源の喪失を要因とする「放射線分解により発生する水素による爆発」と「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の重畳において、実施組織要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>同様に、第二十条第一項の規定により設置される使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室は、とどまる実施組織要員のマスクの着用及び交代要員体制を考慮せずとも、実効線量が各重大事故の有効性評価の対象としている事象のうち、最も厳しい結果をあたえる「臨界事故」において、実施組織要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、制御室への汚染の持込みを防止するため、作業服の着替え、防護具の着装及び脱装、身体汚染検査並びに除染作業ができる区画を設ける設計とする。</p>	<p>員が制御室にとどまるために必要な居住性を確保するための設備として、代替制御建屋中央制御室換気設備、制御建屋中央制御室換気設備（「6.1.4.4.1中央制御室」と兼用）、代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備（「6.1.4.4.2使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室」と兼用）、中央制御室代替照明設備、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室代替照明設備、中央制御室遮蔽（「6.1.4.4.1中央制御室」と兼用）、制御室遮蔽（「6.1.4.4.2使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室」と兼用）、中央制御室環境測定設備、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室環境測定設備、中央制御室放射線計測設備、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室放射線計測設備を設ける設計とする。</p> <p>代替制御建屋中央制御室換気設備及び代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は、代替電源設備から給電可能な設計とする。</p> <p>第二十条第一項の規定により設置される中央制御室は、とどまる実施組織要員のマスクの着用及び交代要員体制を考慮せずとも、実効線量が各重大事故の有効性評価の対象としている事象のうち、中央制御室においては最も厳しい結果を与える全交流動力電源の喪失を要因とする「放射線分解により発生する水素による爆発」と「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の重畳において、実施組織要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>同様に、第二十条第一項の規定により設置される使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室は、とどまる実施組織要員のマスクの着用及び交代要員体制を考慮せずとも、実効線量が各重大事故の有効性評価の対象としている事象のうち、最も厳しい結果をあたえる「臨界事故」において、実施組織要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、制御室への汚染の持込みを防止するため、作業服の着替え、防護具の着装及び脱装、身体汚染検査並びに除染作業ができる区画を設ける設計とする。</p>	<p>員が制御室にとどまるために必要な居住性を確保するための設備として、代替制御建屋中央制御室換気設備、制御建屋中央制御室換気設備（「6.1.4.4.1中央制御室」と兼用）、代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備（「6.1.4.4.2使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室」と兼用）、中央制御室代替照明設備、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室代替照明設備、中央制御室遮蔽（「6.1.4.4.1中央制御室」と兼用）、制御室遮蔽（「6.1.4.4.2使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室」と兼用）、中央制御室環境測定設備、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室環境測定設備、中央制御室放射線計測設備、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室放射線計測設備を設ける設計とする。</p> <p>代替制御建屋中央制御室換気設備及び代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は、代替電源設備から給電可能な設計とする。</p> <p>第二十条第一項の規定により設置される中央制御室は、とどまる実施組織要員のマスクの着用及び交代要員体制を考慮せずとも、実効線量が各重大事故の有効性評価の対象としている事象のうち、中央制御室においては最も厳しい結果を与える全交流動力電源の喪失を要因とする「放射線分解により発生する水素による爆発」と「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の重畳において、実施組織要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>同様に、第二十条第一項の規定により設置される使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室は、とどまる実施組織要員のマスクの着用及び交代要員体制を考慮せずとも、実効線量が各重大事故の有効性評価の対象としている事象のうち、最も厳しい結果をあたえる「臨界事故」において、実施組織要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、制御室への汚染の持込みを防止するため、作業服の着替え、防護具の着装及び脱装、身体汚染検査並びに除染作業ができる区画を設ける設計とする。</p> <p>制御室は、有毒ガスが発生した場合に換気設備の外気の取り入れを遮断することにより実施組織要員を防護できる設計とする。また、必要に応じて着装</p>	<p>技術的能力 1.11 への反映内容を受けて制御室の居住性確保に必要な</p>

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類六	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版提出 申請書（今回） ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
		<p style="background-color: yellow;">できるよう防護具を配備する。</p> <p style="background-color: yellow;">制御室は、通信連絡設備による連絡で有毒ガスの発生を認知できる設計とする。</p>	設備について明確化

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類六	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 提出 申請書（今回） ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>6.1.4.2 設計方針</p> <p>(1) 再処理施設の運転の状態を集中的に監視，制御及び操作を行うため，制御建屋に中央制御室を設けるほか，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室を設ける。</p> <p>(2) 制御室には，再処理施設の健全性を確保するために必要な施設の計測制御設備のパラメータのうち，連続的に監視する必要があるものを監視できる表示及び操作装置を配置することにより，連続的に監視及び制御ができる設計とする。また，必要なパラメータを監視するための表示及び操作装置は，誤操作及び誤判断を防止でき，操作が容易に行える設計とする。</p> <p>(3) 制御室には，主要な警報装置及び計測制御設備を設ける設計とする。</p> <p>(4) 再処理施設の外の状況を昼夜にわたり把握するため，暗視機能を有する監視カメラ，気象観測設備及び公的機関から気象情報を入手できる設備等を設置し，制御室から再処理施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等（森林火災，草原火災，航空機落下及び近隣工場等の火災等）及び人為事象（故意によるものを除く。）を把握できる設計とする。</p> <p>(5) 分離施設，精製施設その他必要な施設には，再処理施設の健全性を確保するために必要なパラメータを監視できる設計とする。</p> <p>(6) 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設関係，せん断処理施設関係，溶解施設関係，分離施設関係，精製施設関係，脱硝施設関係，酸及び溶媒の回収施設関係，製品貯蔵施設関係，放射性廃棄物の廃棄施設関係，その他再処理設備の附属施設関係，安全保護系関係，電気設備関係，放射線管理関係，火災防護関係及び気象観測関係の監視及び操作を手動で行える設計とする。</p> <p>(7) 制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が制御室に出入りするための区域に</p>	<p>6.1.4.2 設計方針</p> <p>(1) 再処理施設の運転の状態を集中的に監視，制御及び操作を行うため，制御建屋に中央制御室を設けるほか，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室を設ける。</p> <p>(2) 制御室には，再処理施設の健全性を確保するために必要な施設の計測制御設備のパラメータのうち，連続的に監視する必要があるものを監視できる表示及び操作装置を配置することにより，連続的に監視及び制御ができる設計とする。また，必要なパラメータを監視するための表示及び操作装置は，誤操作及び誤判断を防止でき，操作が容易に行える設計とする。</p> <p>(3) 制御室には，主要な警報装置及び計測制御設備を設ける設計とする。</p> <p>(4) 再処理施設の外の状況を昼夜にわたり把握するため，暗視機能を有する監視カメラ，気象観測設備及び公的機関から気象情報を入手できる設備等を設置し，制御室から再処理施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等（森林火災，草原火災，航空機落下及び近隣工場等の火災等）及び人為事象（故意によるものを除く。）を把握できる設計とする。</p> <p>(5) 分離施設，精製施設その他必要な施設には，再処理施設の健全性を確保するために必要なパラメータを監視できる設計とする。</p> <p>(6) 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設関係，せん断処理施設関係，溶解施設関係，分離施設関係，精製施設関係，脱硝施設関係，酸及び溶媒の回収施設関係，製品貯蔵施設関係，放射性廃棄物の廃棄施設関係，その他再処理設備の附属施設関係，安全保護系関係，電気設備関係，放射線管理関係，火災防護関係及び気象観測関係の監視及び操作を手動で行える設計とする。</p> <p>(7) 制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が制御室に出入りするための区域に</p>	<p>6.1.4.2 設計方針</p> <p>(1) 再処理施設の運転の状態を集中的に監視，制御及び操作を行うため，制御建屋に中央制御室を設けるほか，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室を設ける。</p> <p>(2) 制御室には，再処理施設の健全性を確保するために必要な施設の計測制御設備のパラメータのうち，連続的に監視する必要があるものを監視できる表示及び操作装置を配置することにより，連続的に監視及び制御ができる設計とする。また，必要なパラメータを監視するための表示及び操作装置は，誤操作及び誤判断を防止でき，操作が容易に行える設計とする。</p> <p>(3) 制御室には，主要な警報装置及び計測制御設備を設ける設計とする。</p> <p>(4) 再処理施設の外の状況を昼夜にわたり把握するため，暗視機能を有する監視カメラ，気象観測設備及び公的機関から気象情報を入手できる設備等を設置し，制御室から再処理施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等（森林火災，草原火災，航空機落下及び近隣工場等の火災等）及び人為事象（故意によるものを除く。）を把握できる設計とする。</p> <p>(5) 分離施設，精製施設その他必要な施設には，再処理施設の健全性を確保するために必要なパラメータを監視できる設計とする。</p> <p>(6) 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設関係，せん断処理施設関係，溶解施設関係，分離施設関係，精製施設関係，脱硝施設関係，酸及び溶媒の回収施設関係，製品貯蔵施設関係，放射性廃棄物の廃棄施設関係，その他再処理設備の附属施設関係，安全保護系関係，電気設備関係，放射線管理関係，火災防護関係及び気象観測関係の監視及び操作を手動で行える設計とする。</p> <p>(7) 制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が制御室に出入りするための区域に</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類六	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 提出 申請書（今回） ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>は、設計基準事故が発生した場合にも運転員その他の従事者が制御室内にとどまり再処理施設の安全性を確保するための措置がとれるよう、アクセス通路を確保するとともに、適切な遮蔽を設ける設計とする。</p> <p>(8) 制御室換気設備は、気体状の放射性物質及び火災又は爆発により発生する有毒ガスに対して運転員その他の従事者を適切に防護するために、外気を遮断して換気システムの再循環運転が可能な設計とする。</p> <p>(9) 中央制御室は、再処理事業所内の運転員その他の従事者に対して操作、作業又は退避の指示の連絡ができる設計とするとともに、緊急時対策所及び再処理施設外の必要箇所との通信連絡ができる設計とする。使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室は、使用済燃料輸送容器管理建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋、第1低レベル廃棄物貯蔵建屋及び第4低レベル廃棄物貯蔵建屋の運転員その他の従事者に対して操作、作業又は退避の指示の連絡ができる設計とするとともに中央制御室及び緊急時対策所との通信連絡ができる設計とする。</p> <p>(10) 制御室には、設計基準事故が発生した場合においても、運転員その他の従事者が操作、作業及び監視を適切に実施できるよう照明を設ける設計とする。</p> <p>(11) 制御室は、想定される地震、内部火災、溢水及び化学薬品の漏えいを考慮しても制御室での運転操作に影響を与えない設計とする。</p> <p>(12) 制御室に設置する必要なパラメータを監視するための表示及び操作装置は、可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用する設計とする。</p>	<p>は、設計基準事故が発生した場合にも運転員その他の従事者が制御室内にとどまり再処理施設の安全性を確保するための措置がとれるよう、アクセス通路を確保するとともに、適切な遮蔽を設ける設計とする。</p> <p>(8) 制御室換気設備は、気体状の放射性物質及び火災又は爆発により発生する有毒ガスに対して運転員その他の従事者を適切に防護するために、外気を遮断して換気システムの再循環運転が可能な設計とする。</p> <p>(9) 中央制御室は、再処理事業所内の運転員その他の従事者に対して操作、作業又は退避の指示の連絡ができる設計とするとともに、緊急時対策所及び再処理施設外の必要箇所との通信連絡ができる設計とする。使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室は、使用済燃料輸送容器管理建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋、第1低レベル廃棄物貯蔵建屋及び第4低レベル廃棄物貯蔵建屋の運転員その他の従事者に対して操作、作業又は退避の指示の連絡ができる設計とするとともに中央制御室及び緊急時対策所との通信連絡ができる設計とする。</p> <p>(10) 制御室には、設計基準事故が発生した場合においても、運転員その他の従事者が操作、作業及び監視を適切に実施できるよう照明を設ける設計とする。</p> <p>(11) 制御室は、想定される地震、内部火災、溢水及び化学薬品の漏えいを考慮しても制御室での運転操作に影響を与えない設計とする。</p> <p>(12) 制御室に設置する必要なパラメータを監視するための表示及び操作装置は、可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用する設計とする。</p>	<p>は、設計基準事故が発生した場合にも運転員その他の従事者が制御室内にとどまり再処理施設の安全性を確保するための措置がとれるよう、アクセス通路を確保するとともに、適切な遮蔽を設ける設計とする。</p> <p>(8) 制御室換気設備は、気体状の放射性物質及びび有毒ガスに対して運転員その他の従事者を適切に防護するために、外気を遮断して換気システムの再循環運転が可能な設計とする。</p> <p>(9) 中央制御室は、再処理事業所内の運転員その他の従事者に対して操作、作業又は退避の指示の連絡ができる設計とするとともに、緊急時対策所及び再処理施設外の必要箇所との通信連絡ができる設計とする。使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室は、使用済燃料輸送容器管理建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋、第1低レベル廃棄物貯蔵建屋及び第4低レベル廃棄物貯蔵建屋の運転員その他の従事者に対して操作、作業又は退避の指示の連絡ができる設計とするとともに中央制御室及び緊急時対策所との通信連絡ができる設計とする。</p> <p>(10) 制御室には、設計基準事故が発生した場合においても、運転員その他の従事者が操作、作業及び監視を適切に実施できるよう照明を設ける設計とする。</p> <p>(11) 制御室は、想定される地震、内部火災、溢水、化学薬品の漏えい及び有毒ガスの発生を考慮しても制御室での運転操作に影響を与えない設計とする。また、必要に応じて着装できるよう防護具を配備する。</p> <p>(12) 制御室に設置する必要なパラメータを監視するための表示及び操作装置は、可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用する設計とする。</p>	<p>換気設備の隔離が、有毒ガス全般に対応するものであることが明確となるように記載を変更</p> <p>換気設備の隔離が、有毒ガス全般に対応するものであることが明確となるように記載を変更する。 防護具類の配備が有毒ガスに対しても講じられる措置であることが明確となるように記載を変更</p>

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類六	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版提出 申請書（今回） ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>6.1.4.4 主要設備 6.1.4.4.1 中央制御室</p> <p>中央制御室は、制御建屋内に設置し、設計基準事故等が発生した場合に、運転員その他の従事者が支障なく中央制御室に入ることができるよう、これに連絡する通路及び出入りするための区域を設ける設計とする。また、中央制御室にとどまり再処理施設の安全性確保に必要な操作、措置を行う運転員その他の従事者が過度の被ばくを受けないよう、制御建屋中央制御室換気設備の機能とあいまって、設計基準事故等の対処が収束するまでの期間滞在できるよう遮蔽を設ける設計とする。</p> <p>中央制御室の換気設備は、気体廃棄物の廃棄施設の換気設備と独立して設け、設計基準事故時には外気との連絡口を遮断し、高性能粒子フィルタを内蔵した中央制御室フィルタユニットを通る再</p>	<p>6.1.4.4 主要設備 6.1.4.4.1 中央制御室</p> <p>中央制御室は、制御建屋内に設置し、設計基準事故等が発生した場合に、運転員その他の従事者が支障なく中央制御室に入ることができるよう、これに連絡する通路及び出入りするための区域を設ける設計とする。また、中央制御室にとどまり再処理施設の安全性確保に必要な操作、措置を行う運転員その他の従事者が過度の被ばくを受けないよう、制御建屋中央制御室換気設備の機能とあいまって、設計基準事故等の対処が収束するまでの期間滞在できるよう遮蔽を設ける設計とする。</p> <p><u>中央制御室は、有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全機能を有する施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために、「有毒ガス防護に係る影響評価ガイド」（平成29年4月5日 原規技発第1704052号 原子力規制委員会決定）（以下「有毒ガス評価ガイド」という。）を参考とし、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の揮発性等の性状、貯蔵量、建屋内保管、換気等の貯蔵状況等を踏まえ、敷地内及び中央制御室から半径10km以内にある敷地外の固定源並びに敷地内の可動源を特定する。敷地内の固定源に対しては、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、運転員を防護できる設計とする。敷地外の固定源及び敷地内の可動源に対しては、通信連絡設備による連絡、換気設備の隔離、防護具の着用等の対策により、運転員を防護できる設計とする。</u></p> <p>中央制御室の換気設備は、気体廃棄物の廃棄施設の換気設備と独立して設け、設計基準事故時には外気との連絡口を遮断し、高性能粒子フィルタを内蔵した中央制御室フィルタユニットを通る再</p>	<p>6.1.4.4 主要設備 6.1.4.4.1 中央制御室</p> <p>中央制御室は、制御建屋内に設置し、設計基準事故等が発生した場合に、<u>再処理施設の安全性を確保するため中央制御室にとどまる運転員その他の従事者の対処能力が著しく低下し、安全機能を有する施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。</u></p> <p><u>また、</u>運転員その他の従事者が支障なく中央制御室に入ることができるよう、これに連絡する通路及び出入りするための区域を設ける設計とする<u>とともに</u>、中央制御室にとどまり再処理施設の安全性確保に必要な操作、措置を行う運転員その他の従事者が過度の被ばくを受けないよう、制御建屋中央制御室換気設備の機能とあいまって、設計基準事故等の対処が収束するまでの期間滞在できるよう遮蔽を設ける設計とする。</p> <p><u>中央制御室は、有毒ガス及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全機能を有する施設の安全機能が損なわれことがない設計とするために、有毒ガス評価ガイドを参考とし、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒化学物質の性状、貯蔵量、貯蔵状況等を踏まえ、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から敷地内及び中央制御室から半径10km以内にある敷地外の固定施設並びに敷地内の可動施設を特定する。</u></p> <p><u>中央制御室は、有毒ガスが発生した場合には、換気設備の外気の取り入れを遮断することにより運転員を防護できる設計とする。また、必要に応じて着装できるよう防護具を配備する。</u></p> <p><u>中央制御室は、通信連絡設備による連絡により、運転員が有毒ガスの発生を認知できる設計とする。</u></p> <p>中央制御室の換気設備は、気体廃棄物の廃棄施設の換気設備と独立して設け、設計基準事故時には外気との連絡口を遮断し、高性能粒子フィルタを内蔵した中央制御室フィルタユニットを通る再</p>	<p>第20条第3項第1号の追加要求事項に対する設計方針として、制御室にとどまる運転員その他の従事者の対処能力が有毒ガスにより著しく低下しない設計とすることを記載</p> <p>有毒ガス評価ガイドを参考とし、有毒ガス防護に係る影響評価を実施することにより、具体的な有毒ガスの発生源を特定し、必要な有毒ガス防護措置を講じることが記載</p> <p>旧来の記載のうち、内容が他と重複しているもの等を踏まえて記載内容を変更</p> <p>通信連絡による有毒ガス発生認知について記載を追記</p>

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類六	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 提出 申請書（今回） ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>循環運転とし、運転員その他の従事者を過度の被ばくから防護する設計とする。外部との遮断が長期にわたり、室内の雰囲気が悪化した場合には、外気を中央制御室フィルタユニットで浄化しながら取り入れることも可能な設計とする。</p> <p>再処理施設に影響を及ぼす可能性のあると想定される自然現象等（森林火災、草原火災、航空機落下及び近隣工場等の火災等）及び人為事象（故意によるものを除く。）や再処理施設の外の状況を把握するため暗視機能を有する監視カメラを設置し、昼夜にわたり制御室で監視できる設計とする。</p> <p>中央制御室は、再処理施設の安全性を確保するための操作が必要となる理由となった事象が有意な可能性をもって同時にもたらされる環境条件及び再処理施設で有意な可能性をもって同時にもたらされる環境条件（地震、内部火災、溢水、化学薬品の漏えい、外部電源喪失、ばい煙及び有毒ガス、降下火砕物による操作雰囲気悪化並びに凍結）を想定しても、適切な措置を講ずることにより運転員その他の従事者が運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対応するための設備を容易に操作ができる設計とする。</p>	<p>循環運転とし、運転員その他の従事者を過度の被ばくから防護する設計とする。外部との遮断が長期にわたり、室内の雰囲気が悪化した場合には、外気を中央制御室フィルタユニットで浄化しながら取り入れることも可能な設計とする。</p> <p>再処理施設に影響を及ぼす可能性のあると想定される自然現象等（森林火災、草原火災、航空機落下及び近隣工場等の火災等）及び人為事象（故意によるものを除く。）や再処理施設の外の状況を把握するため暗視機能を有する監視カメラを設置し、昼夜にわたり制御室で監視できる設計とする。</p> <p>中央制御室は、再処理施設の安全性を確保するための操作が必要となる理由となった事象が有意な可能性をもって同時にもたらされる環境条件及び再処理施設で有意な可能性をもって同時にもたらされる環境条件（地震、内部火災、溢水、化学薬品の漏えい、外部電源喪失、ばい煙及び有毒ガス、降下火砕物による操作雰囲気悪化並びに凍結）を想定しても、適切な措置を講ずることにより運転員その他の従事者が運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対応するための設備を容易に操作ができる設計とする。</p>	<p>循環運転とし、運転員その他の従事者を過度の被ばくから防護する設計とする。外部との遮断が長期にわたり、室内の雰囲気が悪化した場合には、外気を中央制御室フィルタユニットで浄化しながら取り入れることも可能な設計とする。</p> <p>再処理施設に影響を及ぼす可能性のあると想定される自然現象等（森林火災、草原火災、航空機落下及び近隣工場等の火災等）及び人為事象（故意によるものを除く。）や再処理施設の外の状況を把握するため暗視機能を有する監視カメラを設置し、昼夜にわたり制御室で監視できる設計とする。</p> <p>中央制御室は、再処理施設の安全性を確保するための操作が必要となる理由となった事象が有意な可能性をもって同時にもたらされる環境条件及び再処理施設で有意な可能性をもって同時にもたらされる環境条件（地震、内部火災、溢水、化学薬品の漏えい、外部電源喪失、ばい煙及び有毒ガス、降下火砕物による操作雰囲気悪化並びに凍結）を想定しても、適切な措置を講ずることにより運転員その他の従事者が運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対応するための設備を容易に操作ができる設計とする。</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類六	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 提出 申請書（今回） ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>6.1.4.4.2 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に設置する。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室は、再処理設備本体の運転開始に先立ち使用できる設計とする。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室は、再処理施設の安全性を確保するための操作が必要となる理由となった事象が有意な可能性をもって同時にもたらされる環境条件及び再処理施設で有意な可能性をもって同時にもたらされる環境条件（地震、内部火災、溢水、化学薬品の漏えい、外部電源喪失、ばい煙及び有毒ガス、降下火砕物による操作雰囲気悪化並びに凍結）を想定しても、適切な措置を講じることにより運転員その他の従事者が運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対応するための設備を容易に操作ができる設計とする。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室で想定される環境条件とその措置は以下のとおり。</p>	<p>6.1.4.4.2 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に設置する。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室は、再処理設備本体の運転開始に先立ち使用できる設計とする。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室は、再処理施設の安全性を確保するための操作が必要となる理由となった事象が有意な可能性をもって同時にもたらされる環境条件及び再処理施設で有意な可能性をもって同時にもたらされる環境条件（地震、内部火災、溢水、化学薬品の漏えい、外部電源喪失、ばい煙及び有毒ガス、降下火砕物による操作雰囲気悪化並びに凍結）を想定しても、適切な措置を講じることにより運転員その他の従事者が運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対応するための設備を容易に操作ができる設計とする。</p> <p><u>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室は、有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全機能を有する施設の安全機能が損なわれない設計とする。そのために、有毒ガス評価ガイドを参考とし、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の揮発性等の性状、貯蔵量、建屋内保管、換気等の貯蔵状況等を踏まえ、敷地内及び中央制御室から半径10km以内にある敷地外の固定源並びに敷地内の可動源を特定する。敷地内の固定源に対しては、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、運転員を防護できる設計とする。敷地外の固定源及び敷地内の可動源に対しては、通信連絡設備による連絡、換気設備の隔離、防護具の着用等の対策により、運転員を防護できる設計とする。</u></p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室で想定される環境条件とその措置は以下のとおり。</p>	<p>6.1.4.4.2 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に設置する。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室は、再処理設備本体の運転開始に先立ち使用できる設計とする。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室は、再処理施設の安全性を確保するための操作が必要となる理由となった事象が有意な可能性をもって同時にもたらされる環境条件及び再処理施設で有意な可能性をもって同時にもたらされる環境条件（地震、内部火災、溢水、化学薬品の漏えい、外部電源喪失、ばい煙及び有毒ガス、降下火砕物による操作雰囲気悪化並びに凍結）を想定しても、適切な措置を講じることにより運転員その他の従事者が運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対応するための設備を容易に操作ができる設計とする。</p> <p><u>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室は、有毒ガス及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全機能を有する施設の安全機能が損なわれない設計とするために、有毒ガス評価ガイドを参考とし、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒化学物質の性状、貯蔵量、貯蔵状況等を踏まえ、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から敷地内及び中央制御室から半径10km以内にある敷地外の固定施設並びに敷地内の可動施設を特定する。</u></p> <p><u>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室は、有毒ガスが発生した場合には、換気設備の外気の取り入れを遮断することにより運転員を防護できる設計とする。また、必要に応じて着装できるよう防護具を配備する。</u></p> <p><u>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室は、通信連絡設備による連絡により、運転員が有毒ガスの発生を認知できる設計とする。</u></p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室で想定される環境条件とその措置は以下のとおり。</p>	<p>備考</p> <p>有毒ガス評価ガイドを参考とし、有毒ガス防護に係る影響評価を実施することにより、具体的な有毒ガスの発生源を特定し、必要な有毒ガス防護措置を講じることが記載</p> <p>旧来の記載のうち、内容が他と重複しているものを踏まえて記載内容を変更</p> <p>通信連絡による有毒ガス発生認知について記載を追記</p>

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類六	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 提出 申請書（今回） ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>6.1.4.6 評 価</p> <p>(1) 制御建屋に中央制御室を設ける設計とすることで、再処理施設の運転の状態を集中的に監視及び制御することができるほか、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室を設けることで、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の状態を集中的に監視及び制御することができる。</p> <p>(2) 中央制御室には、再処理施設の健全性を確保するために必要な施設の計測制御設備のパラメータのうち、連続的に監視する必要があるものを監視できる表示及び操作装置を配置し、また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室には、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の健全性を確保するために必要な施設の計測制御設備のパラメータのうち、連続的に監視する必要があるものを監視できる表示及び操作装置を配置することにより、連続的に監視及び制御ができる。また、必要なパラメータを監視するための表示及び操作装置は、誤操作及び誤判断を防止でき、操作を容易に行うことができる。</p> <p>(3) 制御室に主要な警報装置及び計測制御設備を設けることで、再処理工場内の運転の状態を連続的に監視及び制御することができる。</p> <p>(4) 制御室は、再処理施設の外の状況を把握するための暗視機能を有する監視カメラ、気象観測関係の表示装置及び公的機関から気象情報を入手できる設備によって昼夜にわたり、再処理施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象、航空機落下及び森林火災を把握することができる。また、再処理施設の外の状況を把握するための暗視機能を有する監視カメラは、基準地震動S_sに対する耐震性の確保等により、地震を要因として発生する近隣工場等の火災、その他自然現象等が発生した場合においても、再処理施設の周辺状況を把握することができる設計とする。</p> <p>(5) 制御室は、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施</p>	<p>6.1.4.6 評 価</p> <p>(1) 制御建屋に中央制御室を設ける設計とすることで、再処理施設の運転の状態を集中的に監視及び制御することができるほか、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室を設けることで、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の状態を集中的に監視及び制御することができる。</p> <p>(2) 中央制御室には、再処理施設の健全性を確保するために必要な施設の計測制御設備のパラメータのうち、連続的に監視する必要があるものを監視できる表示及び操作装置を配置し、また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室には、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の健全性を確保するために必要な施設の計測制御設備のパラメータのうち、連続的に監視する必要があるものを監視できる表示及び操作装置を配置することにより、連続的に監視及び制御ができる。また、必要なパラメータを監視するための表示及び操作装置は、誤操作及び誤判断を防止でき、操作を容易に行うことができる。</p> <p>(3) 制御室に主要な警報装置及び計測制御設備を設けることで、再処理工場内の運転の状態を連続的に監視及び制御することができる。</p> <p>(4) 制御室は、再処理施設の外の状況を把握するための暗視機能を有する監視カメラ、気象観測関係の表示装置及び公的機関から気象情報を入手できる設備によって昼夜にわたり、再処理施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象、航空機落下及び森林火災を把握することができる。また、再処理施設の外の状況を把握するための暗視機能を有する監視カメラは、基準地震動S_sに対する耐震性の確保等により、地震を要因として発生する近隣工場等の火災、その他自然現象等が発生した場合においても、再処理施設の周辺状況を把握することができる設計とする。</p> <p>(5) 制御室は、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施</p>	<p>6.1.4.6 評 価</p> <p>(1) 制御建屋に中央制御室を設ける設計とすることで、再処理施設の運転の状態を集中的に監視及び制御することができるほか、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室を設けることで、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の状態を集中的に監視及び制御することができる。</p> <p>(2) 中央制御室には、再処理施設の健全性を確保するために必要な施設の計測制御設備のパラメータのうち、連続的に監視する必要があるものを監視できる表示及び操作装置を配置し、また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室には、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の健全性を確保するために必要な施設の計測制御設備のパラメータのうち、連続的に監視する必要があるものを監視できる表示及び操作装置を配置することにより、連続的に監視及び制御ができる。また、必要なパラメータを監視するための表示及び操作装置は、誤操作及び誤判断を防止でき、操作を容易に行うことができる。</p> <p>(3) 制御室に主要な警報装置及び計測制御設備を設けることで、再処理工場内の運転の状態を連続的に監視及び制御することができる。</p> <p>(4) 制御室は、再処理施設の外の状況を把握するための暗視機能を有する監視カメラ、気象観測関係の表示装置及び公的機関から気象情報を入手できる設備によって昼夜にわたり、再処理施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象、航空機落下及び森林火災を把握することができる。また、再処理施設の外の状況を把握するための暗視機能を有する監視カメラは、基準地震動S_sに対する耐震性の確保等により、地震を要因として発生する近隣工場等の火災、その他自然現象等が発生した場合においても、再処理施設の周辺状況を把握することができる設計とする。</p> <p>(5) 制御室は、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類六	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 提出 申請書（今回） ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>設関係，せん断処理施設関係，溶解施設関係，分離施設関係，精製施設関係，脱硝施設関係，酸及び溶媒の回収施設関係，製品貯蔵施設関係，放射性廃棄物の廃棄施設関係，その他再処理設備の附属施設関係，安全保護系関係，電気設備関係，放射線管理関係，火災防護関係及び気象観測関係の監視並びに操作を手動で行うことができる。</p> <p>(6) 制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が制御室に出入りするための区域には，運転員その他の従事者が過度の放射線被ばくを受けないような遮蔽設計及びアクセス通路を確保する設計としているので，設計基準事故が発生した場合にも運転員その他の従事者が制御室内にとどまり，再処理施設の安全性を確保するための措置がとれる。</p> <p>(7) 制御室は，外気との連絡口を遮断して換気系統の再循環運転が可能な設計とすることにより，気体状の放射性物質及び火災又は爆発により発生する有毒ガスから運転員その他の従事者を防護することができるため，設計基準事故が発生した場合にも運転員その他の従事者が制御室内にとどまり，必要な操作及び措置ができる。</p> <p>(8) 制御室は，通信連絡設備を設けるとしているため，再処理事業所内の運転員その他の従事者に対し必要な操作，作業又は退避の指示等の連絡が行えとともに再処理施設外の必要箇所との通信連絡ができる。</p> <p>(9) 制御室は，外部電源喪失時においても第1非常</p>	<p>設関係，せん断処理施設関係，溶解施設関係，分離施設関係，精製施設関係，脱硝施設関係，酸及び溶媒の回収施設関係，製品貯蔵施設関係，放射性廃棄物の廃棄施設関係，その他再処理設備の附属施設関係，安全保護系関係，電気設備関係，放射線管理関係，火災防護関係及び気象観測関係の監視並びに操作を手動で行うことができる。</p> <p><u>(6) 制御室は，想定される有毒ガスの発生において，敷地内の固定源に対しては，運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより，また，敷地外の固定源及び敷地内の可動源に対しては，換気設備の隔離等の対策により，運転員の対処能力が著しく低下しない。</u></p> <p>(7) 制御室は，外気との連絡口を遮断して換気系統の再循環運転が可能な設計とすることにより，気体状の放射性物質及び火災又は爆発により発生する有毒ガスから運転員その他の従事者を防護することができるため，設計基準事故が発生した場合にも運転員その他の従事者が制御室内にとどまり必要な操作及び措置ができる。</p> <p>(8) 制御室は，通信連絡設備を設けるとしているため，再処理事業所内の運転員その他の従事者に対し必要な操作，作業又は退避の指示等の連絡が行えとともに再処理施設外の必要箇所との通信連絡ができる。</p> <p>(9) 制御室は，外部電源喪失時においても第1非常</p>	<p>設関係，せん断処理施設関係，溶解施設関係，分離施設関係，精製施設関係，脱硝施設関係，酸及び溶媒の回収施設関係，製品貯蔵施設関係，放射性廃棄物の廃棄施設関係，その他再処理設備の附属施設関係，安全保護系関係，電気設備関係，放射線管理関係，火災防護関係及び気象観測関係の監視並びに操作を手動で行うことができる。</p> <p>(6) 制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が制御室に出入りするための区域には，運転員その他の従事者が過度の放射線被ばくを受けないような遮蔽設計及びアクセス通路を確保する設計としているので，設計基準事故が発生した場合にも運転員その他の従事者が制御室内にとどまり，再処理施設の安全性を確保するための措置がとれる。</p> <p>(7) 制御室は，外気との連絡口を遮断して換気系統の再循環運転が可能な設計とすることにより，気体状の放射性物質及びび有毒ガスから運転員その他の従事者を防護することができるため，設計基準事故が発生した場合にも運転員その他の従事者が制御室内にとどまり必要な操作及び措置ができる。</p> <p>(8) 制御室は，通信連絡設備を設けるとしているため，再処理事業所内の運転員その他の従事者に対し必要な操作，作業又は退避の指示等の連絡が行えとともに再処理施設外の必要箇所との通信連絡ができる。</p> <p>(9) 制御室は，外部電源喪失時においても第1非常</p>	<p>備考</p> <p>本評価の（11）に内容を包含したため、記載を削除</p> <p>換気設備の隔離が，有毒ガス全般に対応するものであることが明確となるように記載を変更</p>

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類六	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版提出 申請書（今回） ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>用ディーゼル発電機又は第2非常用ディーゼル発電機から給電され，第1非常用蓄電池又は第2非常用蓄電池からの給電により点灯する直流非常灯又は蓄電池内臓型照明を備え，機能が喪失しない設計とする。</p> <p>(10) 制御室は，溢水源及び化学薬品の漏えい源となる機器がなく，他の区画からの流入を防止する設計とするとともに，制御室にて火災が発生した場合は運転員が火災状況を確認できる設計とし，万一，火災が発生したとしても，初期消火活動を行うことができるように，消火器を設置しており，かつ，制御室外で発生した溢水及び火災に対しても，制御室の機能に影響を与えない設計としているため，想定される地震，内部火災及び内部溢水を考慮しても制御室での運転操作に影響を与えない。</p> <p>(11) 制御室に設置する必要なパラメータを監視するための表示及び操作装置は，可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用する設計としているため，火災を防止できる。</p>	<p>用ディーゼル発電機又は第2非常用ディーゼル発電機から給電され，第1非常用蓄電池又は第2非常用蓄電池からの給電により点灯する直流非常灯又は蓄電池内臓型照明を備え，機能が喪失しない設計とする。</p> <p>(10) 制御室は，溢水源及び化学薬品の漏えい源となる機器がなく，他の区画からの流入を防止する設計とするとともに，制御室にて火災が発生した場合は運転員が火災状況を確認できる設計とし，万一，火災が発生したとしても，初期消火活動を行うことができるように，消火器を設置しており，かつ，制御室外で発生した溢水及び火災に対しても，制御室の機能に影響を与えない設計としているため，想定される地震，内部火災及び内部溢水を考慮しても制御室での運転操作に影響を与えない。</p> <p>(11) 制御室に設置する必要なパラメータを監視するための表示及び操作装置は，可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用する設計としているため，火災を防止できる。</p>	<p>用ディーゼル発電機又は第2非常用ディーゼル発電機から給電され，第1非常用蓄電池又は第2非常用蓄電池からの給電により点灯する直流非常灯又は蓄電池内臓型照明を備え，機能が喪失しない設計とする。</p> <p>(10) 制御室は，溢水源及び化学薬品の漏えい源となる機器がなく，他の区画からの流入を防止する設計とするとともに，制御室にて火災が発生した場合は運転員が火災状況を確認できる設計とし，万一，火災が発生したとしても，初期消火活動を行うことができるように，消火器を設置しており，かつ，制御室外で発生した溢水、火災及び有毒ガスの発生に対しても，制御室の機能に影響を与えない設計としているため，想定される地震，内部火災及び内部溢水並びに有毒ガスの発生を考慮しても制御室での運転操作に影響を与えない。</p> <p>(11) 制御室に設置する必要なパラメータを監視するための表示及び操作装置は，可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用する設計としているため，火災を防止できる。</p>	<p>換気設備の隔離が，有毒ガス全般に対応するものであることが明確となるように記載を変更</p>

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類六	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 提出 申請書（今回） ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>6.1.5 制御室換気設備</p> <p>6.1.5.1 概要</p> <p>制御室換気設備は、中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気・空調及び雰囲気の浄化を行うものであり、制御建屋中央制御室換気設備及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備で構成する。</p> <p>制御建屋中央制御室換気設備系統概要図及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備系統概要図をそれぞれ第6.1.5-1図及び第6.1.5-2図に示す。</p> <p>6.1.5.2 設計方針</p> <p>(1)制御室換気設備は、気体状の放射性物質及び火災又は爆発により発生する有毒ガスに対して、必要に応じて外気との連絡口を遮断し、運転員その他の従事者を適切に防護できる設計とする。</p> <p>(2)制御室換気設備は、各区域の換気及び空調を適切に行える設計とする。</p> <p>(3)制御室換気設備の安全上重要な系統及び機器は、それらを構成する動的機器の単一故障を仮定しても、安全機能が確保できる設計とする。</p> <p>(4)制御室換気設備の安全上重要な系統及び機器は、外部電源系統の機能喪失を仮定しても安全機能を確保できる設計とする。</p> <p>(5)制御室換気設備の安全上重要な送風機及びフィルタユニットは、定期的に試験及び検査ができる設計とする。</p> <p>(6)制御室換気設備は、可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用し、火災区域の耐火壁を貫通するダクトには、原則として、貫通部近傍に防火ダンパを設けることで、万一の火災の発生を想定しても火災の拡大を防止できる設計とする。</p> <p>(7)制御室換気設備のうち使用済燃料の受入れ及び貯蔵に必要な設備は、再処理設備本体の運転開始に先立ち使用できる設計とする。</p>	<p>6.1.5 制御室換気設備</p> <p>6.1.5.1 概要</p> <p>制御室換気設備は、中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気・空調及び雰囲気の浄化を行うものであり、制御建屋中央制御室換気設備及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備で構成する。</p> <p>制御建屋中央制御室換気設備系統概要図及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備系統概要図をそれぞれ第6.1.5-1図及び第6.1.5-2図に示す。</p> <p>6.1.5.2 設計方針</p> <p>(1)制御室換気設備は、気体状の放射性物質及び火災又は爆発により発生する有毒ガスに対して、必要に応じて外気との連絡口を遮断し、運転員その他の従事者を適切に防護できる設計とする。</p> <p>(2)制御室換気設備は、各区域の換気及び空調を適切に行える設計とする。</p> <p>(3)制御室換気設備の安全上重要な系統及び機器は、それらを構成する動的機器の単一故障を仮定しても、安全機能が確保できる設計とする。</p> <p>(4)制御室換気設備の安全上重要な系統及び機器は、外部電源系統の機能喪失を仮定しても安全機能を確保できる設計とする。</p> <p>(5)制御室換気設備の安全上重要な送風機及びフィルタユニットは、定期的に試験及び検査ができる設計とする。</p> <p>(6)制御室換気設備は、可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用し、火災区域の耐火壁を貫通するダクトには、原則として、貫通部近傍に防火ダンパを設けることで、万一の火災の発生を想定しても火災の拡大を防止できる設計とする。</p> <p>(7)制御室換気設備のうち使用済燃料の受入れ及び貯蔵に必要な設備は、再処理設備本体の運転開始に先立ち使用できる設計とする。</p>	<p>6.1.5 制御室換気設備</p> <p>6.1.5.1 概要</p> <p>制御室換気設備は、中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気・空調及び雰囲気の浄化を行うものであり、制御建屋中央制御室換気設備及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備で構成する。</p> <p>制御建屋中央制御室換気設備系統概要図及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備系統概要図をそれぞれ第6.1.5-1図及び第6.1.5-2図に示す。</p> <p>6.1.5.2 設計方針</p> <p>(1)制御室換気設備は、気体状の放射性物質及び<b style="color: red;">び有毒ガスに対して、必要に応じて外気との連絡口を遮断し、運転員その他の従事者を適切に防護できる設計とする。</p> <p>(2)制御室換気設備は、各区域の換気及び空調を適切に行える設計とする。</p> <p>(3)制御室換気設備の安全上重要な系統及び機器は、それらを構成する動的機器の単一故障を仮定しても、安全機能が確保できる設計とする。</p> <p>(4)制御室換気設備の安全上重要な系統及び機器は、外部電源系統の機能喪失を仮定しても安全機能を確保できる設計とする。</p> <p>(5)制御室換気設備の安全上重要な送風機及びフィルタユニットは、定期的に試験及び検査ができる設計とする。</p> <p>(6)制御室換気設備は、可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用し、火災区域の耐火壁を貫通するダクトには、原則として、貫通部近傍に防火ダンパを設けることで、万一の火災の発生を想定しても火災の拡大を防止できる設計とする。</p> <p>(7)制御室換気設備のうち使用済燃料の受入れ及び貯蔵に必要な設備は、再処理設備本体の運転開始に先立ち使用できる設計とする。</p>	<p>換気設備の隔離が、有毒ガス全般に対応するものであることが明確となるように記載を変更</p>

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類六	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 提出 申請書（今回） ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>6.1.5.3 主要設備の仕様</p> <p>制御建屋中央制御室換気設備及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の主要設備の仕様をそれぞれ第6.1.5-1表及び第6.1.5-2表に示す。</p> <p>なお、制御室換気設備のうち使用済燃料の受入れ及び貯蔵に必要な使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は、再処理設備本体の運転開始に先立ち使用する。</p> <p>6.1.5.4 主要設備</p> <p>制御室換気設備は、給気系、排気系及び空調系で構成し、適切な換気及び空調を行う設計とするとともに、制御室換気設備は、気体状の放射性物質及び制御室外の火災又は爆発により発生する有毒ガスに対して、必要に応じて外気との連絡口を遮断し、運転員その他の従事者を適切に防護できる設計とする。</p> <p>また、制御室換気設備は、可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用するとともに、万一の火災に備え、火災区域の耐火壁を貫通するダクトには、貫通部近傍に防火ダンパを設ける設計とする。</p> <p>なお、制御室換気設備のうち使用済燃料の受入れ及び貯蔵に必要な使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は、再処理設備本体の運転開始に先立ち使用できる設計とする。</p> <p>(1)制御建屋中央制御室換気設備</p> <p>制御建屋中央制御室換気設備は、以下の系統で構成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制御建屋中央制御室給気系 ・制御建屋中央制御室排気系 ・制御建屋中央制御室空調系 <p>制御建屋中央制御室換気設備系統概要図を第6.1.5-1図に、制御建屋中央制御室換気設備の主要設備の仕様を第6.1.5-1表に示す。</p> <p>a. 制御建屋中央制御室給気系</p> <p>制御建屋中央制御室給気系は、制御建屋の中央制御室へ外気を供給するため、中央制御室給気ユニットで構成する。</p>	<p>6.1.5.3 主要設備の仕様</p> <p>制御建屋中央制御室換気設備及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の主要設備の仕様をそれぞれ第6.1.5-1表及び第6.1.5-2表に示す。</p> <p>なお、制御室換気設備のうち使用済燃料の受入れ及び貯蔵に必要な使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は、再処理設備本体の運転開始に先立ち使用する。</p> <p>6.1.5.4 主要設備</p> <p>制御室換気設備は、給気系、排気系及び空調系で構成し、適切な換気及び空調を行う設計とするとともに、制御室換気設備は、気体状の放射性物質及び制御室外の火災又は爆発により発生する有毒ガスに対して、必要に応じて外気との連絡口を遮断し、運転員その他の従事者を適切に防護できる設計とする。</p> <p>また、制御室換気設備は、可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用するとともに、万一の火災に備え、火災区域の耐火壁を貫通するダクトには、貫通部近傍に防火ダンパを設ける設計とする。</p> <p>なお、制御室換気設備のうち使用済燃料の受入れ及び貯蔵に必要な使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は、再処理設備本体の運転開始に先立ち使用できる設計とする。</p> <p>(1)制御建屋中央制御室換気設備</p> <p>制御建屋中央制御室換気設備は、以下の系統で構成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制御建屋中央制御室給気系 ・制御建屋中央制御室排気系 ・制御建屋中央制御室空調系 <p>制御建屋中央制御室換気設備系統概要図を第6.1.5-1図に、制御建屋中央制御室換気設備の主要設備の仕様を第6.1.5-1表に示す。</p> <p>a. 制御建屋中央制御室給気系</p> <p>制御建屋中央制御室給気系は、制御建屋の中央制御室へ外気を供給するため、中央制御室給気ユニットで構成する。</p>	<p>6.1.5.3 主要設備の仕様</p> <p>制御建屋中央制御室換気設備及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の主要設備の仕様をそれぞれ第6.1.5-1表及び第6.1.5-2表に示す。</p> <p>なお、制御室換気設備のうち使用済燃料の受入れ及び貯蔵に必要な使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は、再処理設備本体の運転開始に先立ち使用する。</p> <p>6.1.5.4 主要設備</p> <p>制御室換気設備は、給気系、排気系及び空調系で構成し、適切な換気及び空調を行う設計とするとともに、制御室換気設備は、気体状の放射性物質及び制御室外の火災又は爆発により発生する有毒ガスに対して、必要に応じて外気との連絡口を遮断し、運転員その他の従事者を適切に防護できる設計とする。</p> <p>また、制御室換気設備は、可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用するとともに、万一の火災に備え、火災区域の耐火壁を貫通するダクトには、貫通部近傍に防火ダンパを設ける設計とする。</p> <p>なお、制御室換気設備のうち使用済燃料の受入れ及び貯蔵に必要な使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は、再処理設備本体の運転開始に先立ち使用できる設計とする。</p> <p>(1)制御建屋中央制御室換気設備</p> <p>制御建屋中央制御室換気設備は、以下の系統で構成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制御建屋中央制御室給気系 ・制御建屋中央制御室排気系 ・制御建屋中央制御室空調系 <p>制御建屋中央制御室換気設備系統概要図を第6.1.5-1図に、制御建屋中央制御室換気設備の主要設備の仕様を第6.1.5-1表に示す。</p> <p>a. 制御建屋中央制御室給気系</p> <p>制御建屋中央制御室給気系は、制御建屋の中央制御室へ外気を供給するため、中央制御室給気ユニットで構成する。</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類六	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 提出 申請書（今回） ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>b. 制御建屋中央制御室排気系 制御建屋中央制御室排気系は、制御建屋の中央制御室から排気するため、中央制御室排風機で構成する。</p> <p>c. 制御建屋中央制御室空調系 制御建屋中央制御室空調系は、通常時及び設計基準事故時に制御建屋の中央制御室の雰囲気所定の条件に維持するため、中央制御室フィルタユニット、中央制御室空調ユニット及び中央制御室送風機で構成する。 制御建屋中央制御室空調系は、設計基準事故時に必要に応じて外気との連絡口を遮断し、制御建屋の中央制御室内空気を中央制御室フィルタユニットを通し再循環して浄化運転することができるとともに、必要に応じて外気を中央制御室フィルタユニットを通して取り入れることができる設計とする。 制御建屋中央制御室空調系はそれらを構成する動的機器の単一故障を仮定しても安全機能が確保できるよう多重化し、また、中央制御室送風機は、外部電源喪失時においても安全機能が確保できるよう非常用所内電源系統に接続できる設計とする。</p> <p>(2)使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は、以下の系統で構成する。 ・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室給気系 ・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室排気系 ・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室空調系</p> <p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備系統概要図を第6.1.5-2図に、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の主要設備の仕様を第6.1.5-2表に示す。</p> <p>a. 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室給気系 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室給気系は、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室へ外気を供給するため、制御室給気ユニットで構成する。</p> <p>b. 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室排気系 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室排気系は、使</p>	<p>b. 制御建屋中央制御室排気系 制御建屋中央制御室排気系は、制御建屋の中央制御室から排気するため、中央制御室排風機で構成する。</p> <p>c. 制御建屋中央制御室空調系 制御建屋中央制御室空調系は、通常時及び設計基準事故時に制御建屋の中央制御室の雰囲気所定の条件に維持するため、中央制御室フィルタユニット、中央制御室空調ユニット及び中央制御室送風機で構成する。 制御建屋中央制御室空調系は、設計基準事故時に必要に応じて外気との連絡口を遮断し、制御建屋の中央制御室内空気を中央制御室フィルタユニットを通し再循環して浄化運転することができるとともに、必要に応じて外気を中央制御室フィルタユニットを通して取り入れることができる設計とする。 制御建屋中央制御室空調系はそれらを構成する動的機器の単一故障を仮定しても安全機能が確保できるよう多重化し、また、中央制御室送風機は、外部電源喪失時においても安全機能が確保できるよう非常用所内電源系統に接続できる設計とする。</p> <p>(2)使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は、以下の系統で構成する。 ・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室給気系 ・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室排気系 ・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室空調系</p> <p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備系統概要図を第6.1.5-2図に、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の主要設備の仕様を第6.1.5-2表に示す。</p> <p>a. 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室給気系 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室給気系は、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室へ外気を供給するため、制御室給気ユニットで構成する。</p> <p>b. 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室排気系 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室排気系は、使</p>	<p>b. 制御建屋中央制御室排気系 制御建屋中央制御室排気系は、制御建屋の中央制御室から排気するため、中央制御室排風機で構成する。</p> <p>c. 制御建屋中央制御室空調系 制御建屋中央制御室空調系は、通常時及び設計基準事故時に制御建屋の中央制御室の雰囲気所定の条件に維持するため、中央制御室フィルタユニット、中央制御室空調ユニット及び中央制御室送風機で構成する。 制御建屋中央制御室空調系は、設計基準事故時に必要に応じて外気との連絡口を遮断し、制御建屋の中央制御室内空気を中央制御室フィルタユニットを通し再循環して浄化運転することができるとともに、必要に応じて外気を中央制御室フィルタユニットを通して取り入れることができる設計とする。 制御建屋中央制御室空調系はそれらを構成する動的機器の単一故障を仮定しても安全機能が確保できるよう多重化し、また、中央制御室送風機は、外部電源喪失時においても安全機能が確保できるよう非常用所内電源系統に接続できる設計とする。</p> <p>(2)使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は、以下の系統で構成する。 ・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室給気系 ・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室排気系 ・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室空調系</p> <p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備系統概要図を第6.1.5-2図に、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の主要設備の仕様を第6.1.5-2表に示す。</p> <p>a. 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室給気系 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室給気系は、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室へ外気を供給するため、制御室給気ユニットで構成する。</p> <p>b. 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室排気系 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室排気系は、使</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類六	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 提出 申請書（今回） ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室から排気するため、制御室排風機で構成する。</p> <p>c. 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室空調系 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室空調系は、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の雰囲気所定の条件に維持するため、制御室フィルタユニット、制御室空調ユニット及び制御室送風機で構成する。 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室空調系は、必要に応じて外気との連絡口を遮断し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内空気を制御室フィルタユニットを通し再循環して浄化運転することができるとともに、必要に応じて外気を制御室フィルタユニットを通して取り入れることができる設計とする。</p> <p>6.1.5.5 試験・検査 制御室換気設備のうち安全上重要な送風機及びフィルタは、定期的に試験及び検査を実施する。</p> <p>6.1.5.6 評価 (1)制御室換気設備は、気体状の放射性物質及び制御室外の火災又は爆発により発生する有毒ガスに対して、必要に応じて外気との連絡口を遮断して制御室内空気を中央制御室フィルタユニット及び制御室フィルタユニットを通して再循環することによって浄化運転し、必要に応じて外気を中央制御室フィルタユニット及び制御室フィルタユニットを通して取り入れる設計としていることから、運転員その他の従事者を適切に防護できる。</p> <p>(2)制御室換気設備は、各区域の換気・空調を行うことができる。</p> <p>(3)制御室換気設備の安全上重要な制御建屋中央制御室換気設備の中央制御室送風機は、多重化する設計としていることから、単一故障を仮定しても、安全機能を確保できる。</p> <p>(4)制御室換気設備の安全上重要な制御建屋中央制御室換気設備の中央制御室送風機は、その他再処理</p>	<p>用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室から排気するため、制御室排風機で構成する。</p> <p>c. 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室空調系 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室空調系は、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の雰囲気所定の条件に維持するため、制御室フィルタユニット、制御室空調ユニット及び制御室送風機で構成する。 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室空調系は、必要に応じて外気との連絡口を遮断し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内空気を制御室フィルタユニットを通し再循環して浄化運転することができるとともに、必要に応じて外気を制御室フィルタユニットを通して取り入れることができる設計とする。</p> <p>6.1.5.5 試験・検査 制御室換気設備のうち安全上重要な送風機及びフィルタは、定期的に試験及び検査を実施する。</p> <p>6.1.5.6 評価 (1)制御室換気設備は、気体状の放射性物質及び制御室外の火災又は爆発により発生する有毒ガスに対して、必要に応じて外気との連絡口を遮断して制御室内空気を中央制御室フィルタユニット及び制御室フィルタユニットを通して再循環することによって浄化運転し、必要に応じて外気を中央制御室フィルタユニット及び制御室フィルタユニットを通して取り入れる設計としていることから、運転員その他の従事者を適切に防護できる。</p> <p>(2)制御室換気設備は、各区域の換気・空調を行うことができる。</p> <p>(3)制御室換気設備の安全上重要な制御建屋中央制御室換気設備の中央制御室送風機は、多重化する設計としていることから、単一故障を仮定しても、安全機能を確保できる。</p> <p>(4)制御室換気設備の安全上重要な制御建屋中央制御室換気設備の中央制御室送風機は、その他再処理</p>	<p>用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室から排気するため、制御室排風機で構成する。</p> <p>c. 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室空調系 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室空調系は、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の雰囲気所定の条件に維持するため、制御室フィルタユニット、制御室空調ユニット及び制御室送風機で構成する。 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室空調系は、必要に応じて外気との連絡口を遮断し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内空気を制御室フィルタユニットを通し再循環して浄化運転することができるとともに、必要に応じて外気を制御室フィルタユニットを通して取り入れることができる設計とする。</p> <p>6.1.5.5 試験・検査 制御室換気設備のうち安全上重要な送風機及びフィルタは、定期的に試験及び検査を実施する。</p> <p>6.1.5.6 評価 (1)制御室換気設備は、気体状の放射性物質及び制御室外の有毒ガスに対して、必要に応じて外気との連絡口を遮断して制御室内空気を中央制御室フィルタユニット及び制御室フィルタユニットを通して再循環することによって浄化運転し、必要に応じて外気を中央制御室フィルタユニット及び制御室フィルタユニットを通して取り入れる設計としていることから、運転員その他の従事者を適切に防護できる。</p> <p>(2)制御室換気設備は、各区域の換気・空調を行うことができる。</p> <p>(3)制御室換気設備の安全上重要な制御建屋中央制御室換気設備の中央制御室送風機は、多重化する設計としていることから、単一故障を仮定しても、安全機能を確保できる。</p> <p>(4)制御室換気設備の安全上重要な制御建屋中央制御室換気設備の中央制御室送風機は、その他再処理</p>	<p>換気設備の隔離が、有毒ガス全般に対応するものであることが明確となるように記載を変更</p>

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類六	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 提出 申請書（今回） ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>設備の附属施設の非常用所内電源系統に接続する設計としていることから、外部電源系統の機能喪失時にも、その系統の安全機能を確保できる。</p> <p>(5)制御室換気設備の安全上重要な制御建屋中央制御室換気設備の中央制御室送風機は、多重化する設計とし、フィルタユニットは予備を備える設計とすることから、安全機能を損なうことなく、定期的な試験及び検査ができる。</p> <p>(6)制御室換気設備は、可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用するとともに、万一の火災に備えて火災区域の耐火壁を貫通するダクトには、原則として、貫通部近傍に防火ダンパを設ける設計としていることから、火災の拡大を防止できる。</p> <p>(7)制御室換気設備のうち使用済燃料の受入れ及び貯蔵に必要な使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は、再処理設備本体の運転開始に先立ち使用できる。</p>	<p>設備の附属施設の非常用所内電源系統に接続する設計としていることから、外部電源系統の機能喪失時にも、その系統の安全機能を確保できる。</p> <p>(5)制御室換気設備の安全上重要な制御建屋中央制御室換気設備の中央制御室送風機は、多重化する設計とし、フィルタユニットは予備を備える設計とすることから、安全機能を損なうことなく、定期的な試験及び検査ができる。</p> <p>(6)制御室換気設備は、可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用するとともに、万一の火災に備えて火災区域の耐火壁を貫通するダクトには、原則として、貫通部近傍に防火ダンパを設ける設計としていることから、火災の拡大を防止できる。</p> <p>(7)制御室換気設備のうち使用済燃料の受入れ及び貯蔵に必要な使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は、再処理設備本体の運転開始に先立ち使用できる。</p>	<p>設備の附属施設の非常用所内電源系統に接続する設計としていることから、外部電源系統の機能喪失時にも、その系統の安全機能を確保できる。</p> <p>(5)制御室換気設備の安全上重要な制御建屋中央制御室換気設備の中央制御室送風機は、多重化する設計とし、フィルタユニットは予備を備える設計とすることから、安全機能を損なうことなく、定期的な試験及び検査ができる。</p> <p>(6)制御室換気設備は、可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用するとともに、万一の火災に備えて火災区域の耐火壁を貫通するダクトには、原則として、貫通部近傍に防火ダンパを設ける設計としていることから、火災の拡大を防止できる。</p> <p>(7)制御室換気設備のうち使用済燃料の受入れ及び貯蔵に必要な使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は、再処理設備本体の運転開始に先立ち使用できる。</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類六	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 提出 申請書（今回） ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>6.2.5 制御室</p> <p>6.2.5.1 概要</p> <p>各重大事故が発生した場合において、制御室にて必要な操作及び措置を行う実施組織要員がとどまるために必要な重大事故等対処施設を配備又は位置付ける。</p> <p>制御室の居住性を確保するため、制御室遮蔽設備並びに制御室換気設備の制御建屋中央制御室換気設備及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備を常設重大事故等対処設備として位置付けるとともに、制御室換気設備の代替制御建屋中央制御室換気設備、代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備、制御室照明設備、制御室環境測定設備及び制御室放射線計測設備を可搬型重大事故等対処設備として配備する。</p> <p>制御室への汚染の持ち込みを防止するため、制御室に連絡する通路に作業服の着替え、防護具の着装及び脱装、汚染検査並びに除染作業ができる区画（以下「出入管理区画」という。）を設ける。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、制御室にて「6.2.1 計装設備」の重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを監視並びに記録するため、計測制御装置を設ける。</p> <p>計測制御装置は、監視制御盤及び安全系監視制御盤を常設重大事故等対処設備として位置付ける。情報把握計装設備は、常設重大事故等対処設備として設置するとともに、可搬型重大事故等対処設備として配備する。</p> <p>情報把握計装設備の一部は、MOX燃料加工施設と共用する。</p>	<p>6.2.5 制御室</p> <p>6.2.5.1 概要</p> <p>各重大事故が発生した場合において、制御室にて必要な操作及び措置を行う実施組織要員がとどまるために必要な重大事故等対処施設を配備又は位置付ける。</p> <p>制御室の居住性を確保するため、制御室遮蔽設備並びに制御室換気設備の制御建屋中央制御室換気設備及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備を常設重大事故等対処設備として位置付けるとともに、制御室換気設備の代替制御建屋中央制御室換気設備、代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備、制御室照明設備、制御室環境測定設備及び制御室放射線計測設備を可搬型重大事故等対処設備として配備する。</p> <p>制御室への汚染の持ち込みを防止するため、制御室に連絡する通路に作業服の着替え、防護具の着装及び脱装、汚染検査並びに除染作業ができる区画（以下「出入管理区画」という。）を設ける。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、制御室にて「6.2.1 計装設備」の重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを監視並びに記録するため、計測制御装置を設ける。</p> <p>計測制御装置は、監視制御盤及び安全系監視制御盤を常設重大事故等対処設備として位置付ける。情報把握計装設備は、常設重大事故等対処設備として設置するとともに、可搬型重大事故等対処設備として配備する。</p> <p>情報把握計装設備の一部は、MOX燃料加工施設と共用する。</p>	<p>6.2.5 制御室</p> <p>6.2.5.1 概要</p> <p>各重大事故が発生した場合において、制御室にて必要な操作及び措置を行う実施組織要員がとどまるために必要な重大事故等対処施設を配備又は位置付ける。</p> <p>制御室の居住性を確保するため、制御室遮蔽設備並びに制御室換気設備の制御建屋中央制御室換気設備及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備を常設重大事故等対処設備として位置付けるとともに、制御室換気設備の代替制御建屋中央制御室換気設備、代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備、制御室照明設備、制御室環境測定設備及び制御室放射線計測設備を可搬型重大事故等対処設備として配備する。</p> <p>制御室への汚染の持ち込みを防止するため、制御室に連絡する通路に作業服の着替え、防護具の着装及び脱装、汚染検査並びに除染作業ができる区画（以下「出入管理区画」という。）を設ける。</p> <p>制御室は、有毒ガスが発生した場合に換気設備の外気の取り入れを遮断することにより実施組織要員を防護できる設計とする。また、必要に応じて着装できるよう防護具を配備する。</p> <p>制御室は、通信連絡設備による連絡で有毒ガスの発生を認知できる設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、制御室にて「6.2.1 計装設備」の重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを監視並びに記録するため、計測制御装置を設ける。</p> <p>計測制御装置は、監視制御盤及び安全系監視制御盤を常設重大事故等対処設備として位置付ける。情報把握計装設備は、常設重大事故等対処設備として設置するとともに、可搬型重大事故等対処設備として配備する。</p> <p>情報把握計装設備の一部は、MOX燃料加工施設と共用する。</p>	<p>技術的能力 1.11 への反映内容を受けて制御室の居住性確保に必要な設備について明確化</p>

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類六	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 提出 申請書（今回） ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>6.2.5.2 設計方針</p> <p>制御室は、各重大事故の有効性評価の対象としている事象のうち、最も厳しい結果を与える事象の発生時において、実施組織要員のマスクの着用及び交代要員体制を考慮せず、中央制御室は代替制御建屋中央制御室換気設備、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室は、代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備による外気取入れにて換気を実施している状況下において評価し、制御室にとどまり必要な操作及び措置を行う実施組織要員の実効線量が、7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>実施組織要員が、制御室にとどまるために必要な居住性を確保するための設備は、制御室換気設備、制御室照明設備、制御室環境測定設備及び制御室放射線計測設備で構成する。</p> <p>また、重大事故等が発生した場合において、制御室にて「6.2.1 計装設備」の重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを監視並びに記録できる設計とする。</p> <p>重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを監視並びに記録できる設備として計測制御装置を設ける設計とする。</p> <p>計測制御装置は、監視制御盤、安全系監視制御盤及び情報把握計装設備で構成し、重大事故等の発生要因に応じて対処に有効な設備を使用し、監視及び記録する設計とする。</p> <p>監視制御盤及び安全系監視制御盤は、内的事象による安全機能の喪失を要因とし、全交流動力電源の喪失を伴わない重大事故等が発生した場合において、重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを監視並びに記録するための設備として、常設重大事故等対処設備に位置付ける。</p> <p>情報把握計装設備は、外的事象による安全機能の喪失及び内的事象のうち全交流動力電源の喪失を要因として重大事故等が発生した場合、並びに内的事象による安全機能の喪失を要因として重大事故等が</p>	<p>6.2.5.2 設計方針</p> <p>制御室は、各重大事故の有効性評価の対象としている事象のうち、最も厳しい結果を与える事象の発生時において、実施組織要員のマスクの着用及び交代要員体制を考慮せず、中央制御室は代替制御建屋中央制御室換気設備、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室は、代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備による外気取入れにて換気を実施している状況下において評価し、制御室にとどまり必要な操作及び措置を行う実施組織要員の実効線量が、7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>実施組織要員が、制御室にとどまるために必要な居住性を確保するための設備は、制御室換気設備、制御室照明設備、制御室環境測定設備及び制御室放射線計測設備で構成する。</p> <p>また、重大事故等が発生した場合において、制御室にて「6.2.1 計装設備」の重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを監視並びに記録できる設計とする。</p> <p>重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを監視並びに記録できる設備として計測制御装置を設ける設計とする。</p> <p>計測制御装置は、監視制御盤、安全系監視制御盤及び情報把握計装設備で構成し、重大事故等の発生要因に応じて対処に有効な設備を使用し、監視及び記録する設計とする。</p> <p>監視制御盤及び安全系監視制御盤は、内的事象による安全機能の喪失を要因とし、全交流動力電源の喪失を伴わない重大事故等が発生した場合において、重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを監視並びに記録するための設備として、常設重大事故等対処設備に位置付ける。</p> <p>情報把握計装設備は、外的事象による安全機能の喪失及び内的事象のうち全交流動力電源の喪失を要因として重大事故等が発生した場合、並びに内的事象による安全機能の喪失を要因として重大事故等が</p>	<p>6.2.5.2 設計方針</p> <p>制御室は、各重大事故の有効性評価の対象としている事象のうち、最も厳しい結果を与える事象の発生時において、実施組織要員のマスクの着用及び交代要員体制を考慮せず、中央制御室は代替制御建屋中央制御室換気設備、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室は、代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備による外気取入れにて換気を実施している状況下において評価し、制御室にとどまり必要な操作及び措置を行う実施組織要員の実効線量が、7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>実施組織要員が、制御室にとどまるために必要な居住性を確保するための設備は、制御室換気設備、制御室照明設備、制御室環境測定設備及び制御室放射線計測設備で構成する。</p> <p style="background-color: yellow;">制御室は、有毒ガスが発生した場合に換気設備の外気の取り入れを遮断することにより実施組織要員を防護できる設計とする。また、必要に応じて着装できるよう防護具を配備する。</p> <p style="background-color: yellow;">制御室は、通信連絡設備による連絡で有毒ガスの発生を認知できる設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、制御室にて「6.2.1 計装設備」の重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを監視並びに記録できる設計とする。</p> <p>重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを監視並びに記録できる設備として計測制御装置を設ける設計とする。</p> <p>計測制御装置は、監視制御盤、安全系監視制御盤及び情報把握計装設備で構成し、重大事故等の発生要因に応じて対処に有効な設備を使用し、監視及び記録する設計とする。</p> <p>監視制御盤及び安全系監視制御盤は、内的事象による安全機能の喪失を要因とし、全交流動力電源の喪失を伴わない重大事故等が発生した場合において、重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを監視並びに記録するための設備として、常設重大事故等対処設備に位置付ける。</p> <p>情報把握計装設備は、外的事象による安全機能の喪失及び内的事象のうち全交流動力電源の喪失を要因として重大事故等が発生した場合、並びに内的事象による安全機能の喪失を要因として重大事故等が</p>	<p>技術的能力 1.11 への反映内容を受けて制御室の居住性確保に必要な設備について明確化</p>

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類六	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版提出 申請書（今回） ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>発生した場合において、重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを監視並びに記録する設備として、可搬型重大事故等対処設備として配備し、常設重大事故等対処設備として設置する。</p> <p>情報把握計装設備は、制御室及び緊急時対策所に同様の情報を伝送し、記録することにより、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる共通要因に対して、同時に必要な情報の把握及び記録機能が損なわれない設計とする。</p> <p>情報把握計装設備の一部は、MOX燃料加工施設と共用する。</p> <p>計測制御装置、制御室換気設備、制御室照明設備、制御室遮蔽設備、制御室環境測定設備及び制御室放射線計測設備は、設計基準事故及び重大事故等を考慮した設計とする。</p> <p>(1)多様性、位置的分散 基本方針については、「1.7.18(1)a.多様性、位置的分散」に示す。</p> <p>1)計測制御装置 (a)常設重大事故等対処設備 内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる計測制御装置の監視制御盤は、地震等により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保により機能を維持する設計とする。また、必要に応じて関連する工程を停止する等の手順を整備する。</p> <p>情報把握計装設備の情報把握計装設備用屋内伝送系統及び建屋間伝送用無線装置は、計測制御装置の監視制御盤及び安全系監視制御盤と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう計測制御装置の監視制御盤及び安全系監視制御盤と独立した異なる系統により当該機能に必要な系統を構成することで、独立性を有する設計とする。</p> <p>(b)可搬型重大事故等対処設備 情報把握計装設備の前処理建屋可搬型情報収集装置、分離建屋可搬型情報収集装置、精製建屋可搬型情報収集装置、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型情報収集装置、高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型情報収集装置、制御建屋可搬型情報収集装置、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置、第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置、第2保管</p>	<p>発生した場合において、重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを監視並びに記録する設備として、可搬型重大事故等対処設備として配備し、常設重大事故等対処設備として設置する。</p> <p>情報把握計装設備は、制御室及び緊急時対策所に同様の情報を伝送し、記録することにより、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる共通要因に対して、同時に必要な情報の把握及び記録機能が損なわれない設計とする。</p> <p>情報把握計装設備の一部は、MOX燃料加工施設と共用する。</p> <p>計測制御装置、制御室換気設備、制御室照明設備、制御室遮蔽設備、制御室環境測定設備及び制御室放射線計測設備は、設計基準事故及び重大事故等を考慮した設計とする。</p> <p>(1)多様性、位置的分散 基本方針については、「1.7.18(1)a.多様性、位置的分散」に示す。</p> <p>1)計測制御装置 (a)常設重大事故等対処設備 内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる計測制御装置の監視制御盤は、地震等により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保により機能を維持する設計とする。また、必要に応じて関連する工程を停止する等の手順を整備する。</p> <p>情報把握計装設備の情報把握計装設備用屋内伝送系統及び建屋間伝送用無線装置は、計測制御装置の監視制御盤及び安全系監視制御盤と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう計測制御装置の監視制御盤及び安全系監視制御盤と独立した異なる系統により当該機能に必要な系統を構成することで、独立性を有する設計とする。</p> <p>(b)可搬型重大事故等対処設備 情報把握計装設備の前処理建屋可搬型情報収集装置、分離建屋可搬型情報収集装置、精製建屋可搬型情報収集装置、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型情報収集装置、高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型情報収集装置、制御建屋可搬型情報収集装置、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置、第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置、第2保管</p>	<p>発生した場合において、重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを監視並びに記録する設備として、可搬型重大事故等対処設備として配備し、常設重大事故等対処設備として設置する。</p> <p>情報把握計装設備は、制御室及び緊急時対策所に同様の情報を伝送し、記録することにより、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる共通要因に対して、同時に必要な情報の把握及び記録機能が損なわれない設計とする。</p> <p>情報把握計装設備の一部は、MOX燃料加工施設と共用する。</p> <p>計測制御装置、制御室換気設備、制御室照明設備、制御室遮蔽設備、制御室環境測定設備及び制御室放射線計測設備は、設計基準事故及び重大事故等を考慮した設計とする。</p> <p>(1)多様性、位置的分散 基本方針については、「1.7.18(1)a.多様性、位置的分散」に示す。</p> <p>1)計測制御装置 (a)常設重大事故等対処設備 内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる計測制御装置の監視制御盤は、地震等により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保により機能を維持する設計とする。また、必要に応じて関連する工程を停止する等の手順を整備する。</p> <p>情報把握計装設備の情報把握計装設備用屋内伝送系統及び建屋間伝送用無線装置は、計測制御装置の監視制御盤及び安全系監視制御盤と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう計測制御装置の監視制御盤及び安全系監視制御盤と独立した異なる系統により当該機能に必要な系統を構成することで、独立性を有する設計とする。</p> <p>(b)可搬型重大事故等対処設備 情報把握計装設備の前処理建屋可搬型情報収集装置、分離建屋可搬型情報収集装置、精製建屋可搬型情報収集装置、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型情報収集装置、高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型情報収集装置、制御建屋可搬型情報収集装置、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置、第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置、第2保管</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類六	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版提出 申請書（今回） ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>庫・貯水所可搬型情報収集装置， 制御建屋可搬型情報表示装置及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報表示装置は， 情報把握計装設備可搬型発電機及び「9.2.2.3 主要設備及び仕様」の前処理建屋可搬型発電機， 分離建屋可搬型発電機， 制御建屋可搬型発電機， ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機， 高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機から電力を給電することで， 電気設備の設計基準対象の施設からの給電で動作する計測制御装置の監視制御盤及び安全系監視制御盤に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>情報把握計装設備の前処理建屋可搬型情報収集装置， 分離建屋可搬型情報収集装置， 精製建屋可搬型情報収集装置， ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型情報収集装置， 高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型情報収集装置， 制御建屋可搬型情報収集装置， 第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置， 第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置， 制御建屋可搬型情報表示装置及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報表示装置は， 計測制御装置の監視制御盤及び安全系監視制御盤と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように， 故障時バックアップを含めて必要な数量を計測制御装置の監視制御盤及び安全系監視制御盤が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る。</p> <p>2)制御室換気設備 (a)常設重大事故等対処設備 内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は， 地震等により機能が損なわれる場合， 代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備による機能の確保により機能を維持する設計とする。また， 必要に応じて関連する工程を停止する等の手順を整備する。 (b)可搬型重大事故等対処設備 代替制御建屋中央制御室換気設備の代替中央制御室送風機は， 制御建屋中央制御室換気設備の中央制御室送風機と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう， 制御建屋中央制御室換</p>	<p>庫・貯水所可搬型情報収集装置， 制御建屋可搬型情報表示装置及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報表示装置は， 情報把握計装設備可搬型発電機及び「9.2.2.3 主要設備及び仕様」の前処理建屋可搬型発電機， 分離建屋可搬型発電機， 制御建屋可搬型発電機， ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機， 高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機から電力を給電することで， 電気設備の設計基準対象の施設からの給電で動作する計測制御装置の監視制御盤及び安全系監視制御盤に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>情報把握計装設備の前処理建屋可搬型情報収集装置， 分離建屋可搬型情報収集装置， 精製建屋可搬型情報収集装置， ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型情報収集装置， 高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型情報収集装置， 制御建屋可搬型情報収集装置， 第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置， 第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置， 制御建屋可搬型情報表示装置及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報表示装置は， 計測制御装置の監視制御盤及び安全系監視制御盤と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように， 故障時バックアップを含めて必要な数量を計測制御装置の監視制御盤及び安全系監視制御盤が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る。</p> <p>2)制御室換気設備 (a)常設重大事故等対処設備 内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は， 地震等により機能が損なわれる場合， 代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備による機能の確保により機能を維持する設計とする。また， 必要に応じて関連する工程を停止する等の手順を整備する。 (b)可搬型重大事故等対処設備 代替制御建屋中央制御室換気設備の代替中央制御室送風機は， 制御建屋中央制御室換気設備の中央制御室送風機と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう， 制御建屋中央制御室換</p>	<p>庫・貯水所可搬型情報収集装置， 制御建屋可搬型情報表示装置及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報表示装置は， 情報把握計装設備可搬型発電機及び「9.2.2.3 主要設備及び仕様」の前処理建屋可搬型発電機， 分離建屋可搬型発電機， 制御建屋可搬型発電機， ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機， 高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機から電力を給電することで， 電気設備の設計基準対象の施設からの給電で動作する計測制御装置の監視制御盤及び安全系監視制御盤に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>情報把握計装設備の前処理建屋可搬型情報収集装置， 分離建屋可搬型情報収集装置， 精製建屋可搬型情報収集装置， ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型情報収集装置， 高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型情報収集装置， 制御建屋可搬型情報収集装置， 第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置， 第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置， 制御建屋可搬型情報表示装置及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報表示装置は， 計測制御装置の監視制御盤及び安全系監視制御盤と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように， 故障時バックアップを含めて必要な数量を計測制御装置の監視制御盤及び安全系監視制御盤が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る。</p> <p>2)制御室換気設備 (a)常設重大事故等対処設備 内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は， 地震等により機能が損なわれる場合， 代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備による機能の確保により機能を維持する設計とする。また， 必要に応じて関連する工程を停止する等の手順を整備する。 (b)可搬型重大事故等対処設備 代替制御建屋中央制御室換気設備の代替中央制御室送風機は， 制御建屋中央制御室換気設備の中央制御室送風機と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう， 制御建屋中央制御室換</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類六	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版提出 申請書（今回） ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>気設備の中央制御室送風機に給電するための設計基準対象の施設と兼用する電気設備の一部である受電開閉設備等に対して、代替電源設備の制御建屋可搬型発電機から電力を供給することで、制御建屋中央制御室換気設備の中央制御室送風機に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の代替制御室送風機は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の制御室送風機と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の制御室送風機に給電するための設計基準対象の施設と兼用する電気設備の一部である受電開閉設備等に対して、代替電源設備の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機から電力を供給することで、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の制御室送風機に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>代替制御建屋中央制御室換気設備は、制御建屋中央制御室換気設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、制御建屋中央制御室換気設備とは異なる換気経路とすることで、制御建屋中央制御室換気設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備とは異なる換気経路とすることで、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>代替制御建屋中央制御室換気設備の代替中央制御室送風機は、制御建屋中央制御室換気設備の中央制御室送風機と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、制御建屋中央制御室換気設備の中央制御室送風機が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、制御建屋にも保管することで、必要数及び故障時バックアップを複数個所に分散して保管し、位置的分散を図る設計とする。制御建屋内に保管する場合は中央制御室送風機が設置される場所と異なる場所に保管することで位置的分散を図る。</p>	<p>気設備の中央制御室送風機に給電するための設計基準対象の施設と兼用する電気設備の一部である受電開閉設備等に対して、代替電源設備の制御建屋可搬型発電機から電力を供給することで、制御建屋中央制御室換気設備の中央制御室送風機に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の代替制御室送風機は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の制御室送風機と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の制御室送風機に給電するための設計基準対象の施設と兼用する電気設備の一部である受電開閉設備等に対して、代替電源設備の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機から電力を供給することで、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の制御室送風機に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>代替制御建屋中央制御室換気設備は、制御建屋中央制御室換気設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、制御建屋中央制御室換気設備とは異なる換気経路とすることで、制御建屋中央制御室換気設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備とは異なる換気経路とすることで、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>代替制御建屋中央制御室換気設備の代替中央制御室送風機は、制御建屋中央制御室換気設備の中央制御室送風機と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、制御建屋中央制御室換気設備の中央制御室送風機が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、制御建屋にも保管することで、必要数及び故障時バックアップを複数個所に分散して保管し、位置的分散を図る設計とする。制御建屋内に保管する場合は中央制御室送風機が設置される場所と異なる場所に保管することで位置的分散を図る。</p>	<p>気設備の中央制御室送風機に給電するための設計基準対象の施設と兼用する電気設備の一部である受電開閉設備等に対して、代替電源設備の制御建屋可搬型発電機から電力を供給することで、制御建屋中央制御室換気設備の中央制御室送風機に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の代替制御室送風機は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の制御室送風機と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の制御室送風機に給電するための設計基準対象の施設と兼用する電気設備の一部である受電開閉設備等に対して、代替電源設備の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機から電力を供給することで、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の制御室送風機に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>代替制御建屋中央制御室換気設備は、制御建屋中央制御室換気設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、制御建屋中央制御室換気設備とは異なる換気経路とすることで、制御建屋中央制御室換気設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備とは異なる換気経路とすることで、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>代替制御建屋中央制御室換気設備の代替中央制御室送風機は、制御建屋中央制御室換気設備の中央制御室送風機と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、制御建屋中央制御室換気設備の中央制御室送風機が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、制御建屋にも保管することで、必要数及び故障時バックアップを複数個所に分散して保管し、位置的分散を図る設計とする。制御建屋内に保管する場合は中央制御室送風機が設置される場所と異なる場所に保管することで位置的分散を図る。</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類六	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 提出 申請書（今回） ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の代替制御室送風機は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の制御室送風機と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の制御室送風機が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋にも保管することで、必要数及び故障時バックアップを複数個所に分散して保管し、位置的分散を図る設計とする。使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内に保管する場合は制御室送風機が設置される場所と異なる場所に保管することで位置的分散を図る。</p> <p>3)制御室照明設備 (a)可搬型重大事故等対処設備</p> <p>中央制御室代替照明設備は、中央制御室照明設備の運転保安灯及び直流非常灯と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、中央制御室照明設備の運転保安灯及び直流非常灯に給電するための設計基準対象の施設と兼用する電気設備の一部である受電開閉設備等に対して、中央制御室代替照明設備に内蔵されている蓄電池から電力を供給することで、中央制御室照明設備の運転保安灯及び直流非常灯に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室代替照明設備は、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室照明設備の運転保安灯及び直流非常灯と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室照明設備の運転保安灯及び直流非常灯に給電するための設計基準対象の施設と兼用する電気設備の一部である受電開閉設備等に対して、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室代替照明設備に内蔵されている蓄電池から電力を供給することで、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室照明設備の運転保安灯及び直流非常灯に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>中央制御室代替照明設備は、中央制御室照明設備の運転保安灯及び直流非常灯と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、中央制御室代替照明設備のみで使用可能とすることで、</p>	<p>代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の代替制御室送風機は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の制御室送風機と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の制御室送風機が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋にも保管することで、必要数及び故障時バックアップを複数個所に分散して保管し、位置的分散を図る設計とする。使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内に保管する場合は制御室送風機が設置される場所と異なる場所に保管することで位置的分散を図る。</p> <p>3)制御室照明設備 (a)可搬型重大事故等対処設備</p> <p>中央制御室代替照明設備は、中央制御室照明設備の運転保安灯及び直流非常灯と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、中央制御室照明設備の運転保安灯及び直流非常灯に給電するための設計基準対象の施設と兼用する電気設備の一部である受電開閉設備等に対して、中央制御室代替照明設備に内蔵されている蓄電池から電力を供給することで、中央制御室照明設備の運転保安灯及び直流非常灯に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室代替照明設備は、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室照明設備の運転保安灯及び直流非常灯と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室照明設備の運転保安灯及び直流非常灯に給電するための設計基準対象の施設と兼用する電気設備の一部である受電開閉設備等に対して、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室代替照明設備に内蔵されている蓄電池から電力を供給することで、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室照明設備の運転保安灯及び直流非常灯に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>中央制御室代替照明設備は、中央制御室照明設備の運転保安灯及び直流非常灯と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、中央制御室代替照明設備のみで使用可能とすることで、</p>	<p>代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の代替制御室送風機は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の制御室送風機と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の制御室送風機が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋にも保管することで、必要数及び故障時バックアップを複数個所に分散して保管し、位置的分散を図る設計とする。使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内に保管する場合は制御室送風機が設置される場所と異なる場所に保管することで位置的分散を図る。</p> <p>3)制御室照明設備 (a)可搬型重大事故等対処設備</p> <p>中央制御室代替照明設備は、中央制御室照明設備の運転保安灯及び直流非常灯と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、中央制御室照明設備の運転保安灯及び直流非常灯に給電するための設計基準対象の施設と兼用する電気設備の一部である受電開閉設備等に対して、中央制御室代替照明設備に内蔵されている蓄電池から電力を供給することで、中央制御室照明設備の運転保安灯及び直流非常灯に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室代替照明設備は、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室照明設備の運転保安灯及び直流非常灯と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室照明設備の運転保安灯及び直流非常灯に給電するための設計基準対象の施設と兼用する電気設備の一部である受電開閉設備等に対して、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室代替照明設備に内蔵されている蓄電池から電力を供給することで、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室照明設備の運転保安灯及び直流非常灯に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>中央制御室代替照明設備は、中央制御室照明設備の運転保安灯及び直流非常灯と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、中央制御室代替照明設備のみで使用可能とすることで、</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類六	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 提出 申請書（今回） ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>中央制御室照明設備の運転保安灯及び直流非常灯に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室代替照明設備は、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室照明設備の運転保安灯及び直流非常灯と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室代替照明設備のみで使用可能とすることで、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室照明設備の運転保安灯及び直流非常灯に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>中央制御室代替照明設備は、中央制御室照明設備の運転保安灯及び直流非常灯と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、中央制御室照明設備の運転保安灯及び直流非常灯が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、制御建屋にも保管することで、必要数及び故障時バックアップを複数個所に分散して保管し、位置的分散を図る設計とする。制御建屋内に保管する場合は中央制御室照明設備の運転保安灯及び直流非常灯が設置される場所と異なる場所に保管することで位置的分散を図る。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室代替照明設備は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室照明設備の運転保安灯及び直流非常灯と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室照明設備の運転保安灯及び直流非常灯が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋にも保管することで、必要数及び故障時バックアップを複数個所に分散して保管し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内に保管する場合は制御室照明設備の運転保安灯及び直流非常灯が設置される場所と異なる場所に保管することで位置的分散を図る。</p> <p>4) 制御室環境測定設備 (a) 可搬型重大事故等対処設備 中央制御室環境測定設備は、制御建屋から100m以</p>	<p>中央制御室照明設備の運転保安灯及び直流非常灯に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室代替照明設備は、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室照明設備の運転保安灯及び直流非常灯と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室代替照明設備のみで使用可能とすることで、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室照明設備の運転保安灯及び直流非常灯に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>中央制御室代替照明設備は、中央制御室照明設備の運転保安灯及び直流非常灯と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、中央制御室照明設備の運転保安灯及び直流非常灯が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、制御建屋にも保管することで、必要数及び故障時バックアップを複数個所に分散して保管し、位置的分散を図る設計とする。制御建屋内に保管する場合は中央制御室照明設備の運転保安灯及び直流非常灯が設置される場所と異なる場所に保管することで位置的分散を図る。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室代替照明設備は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室照明設備の運転保安灯及び直流非常灯と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室照明設備の運転保安灯及び直流非常灯が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋にも保管することで、必要数及び故障時バックアップを複数個所に分散して保管し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内に保管する場合は制御室照明設備の運転保安灯及び直流非常灯が設置される場所と異なる場所に保管することで位置的分散を図る。</p> <p>4) 制御室環境測定設備 (a) 可搬型重大事故等対処設備 中央制御室環境測定設備は、制御建屋から100m以</p>	<p>中央制御室照明設備の運転保安灯及び直流非常灯に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室代替照明設備は、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室照明設備の運転保安灯及び直流非常灯と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室代替照明設備のみで使用可能とすることで、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室照明設備の運転保安灯及び直流非常灯に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>中央制御室代替照明設備は、中央制御室照明設備の運転保安灯及び直流非常灯と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、中央制御室照明設備の運転保安灯及び直流非常灯が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、制御建屋にも保管することで、必要数及び故障時バックアップを複数個所に分散して保管し、位置的分散を図る設計とする。制御建屋内に保管する場合は中央制御室照明設備の運転保安灯及び直流非常灯が設置される場所と異なる場所に保管することで位置的分散を図る。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室代替照明設備は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室照明設備の運転保安灯及び直流非常灯と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室照明設備の運転保安灯及び直流非常灯が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋にも保管することで、必要数及び故障時バックアップを複数個所に分散して保管し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内に保管する場合は制御室照明設備の運転保安灯及び直流非常灯が設置される場所と異なる場所に保管することで位置的分散を図る。</p> <p>4) 制御室環境測定設備 (a) 可搬型重大事故等対処設備 中央制御室環境測定設備は、制御建屋から100m以</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類六	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 提出 申請書（今回） ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、対処を行う建屋内にも保管することで、必要数及び故障時バックアップを複数個所に分散して保管し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室環境測定設備は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、対処を行う建屋内にも保管することで、必要数及び故障時バックアップを複数個所に分散して保管し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>5) 制御室放射線計測設備 (a) 可搬型重大事故等対処設備 中央制御室放射線計測設備は、制御建屋内に必要数及び故障時バックアップを複数個所に分散して保管し、位置的分散を図る設計とする。 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室放射線計測設備は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内に必要数及び故障時バックアップを複数個所に分散して保管し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>(2) 悪影響防止 基本方針については、「1.7.18(1)b. 悪影響防止」に示す。</p> <p>1) 計測制御装置 (a) 常設重大事故等対処設備 計測制御装置の監視制御盤及び安全系監視制御盤は、安全機能を有する施設として使用する場合と同様の系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 情報把握計装設備の情報把握計装設備用内伝送系統及び建屋間伝送用無線装置は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>2) 制御室換気設備 (a) 常設重大事故等対処設備 制御建屋中央制御室換気設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、対処を行う建屋内にも保管することで、必要数及び故障時バックアップを複数個所に分散して保管し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室環境測定設備は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、対処を行う建屋内にも保管することで、必要数及び故障時バックアップを複数個所に分散して保管し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>5) 制御室放射線計測設備 (a) 可搬型重大事故等対処設備 中央制御室放射線計測設備は、制御建屋内に必要数及び故障時バックアップを複数個所に分散して保管し、位置的分散を図る設計とする。 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室放射線計測設備は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内に必要数及び故障時バックアップを複数個所に分散して保管し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>(2) 悪影響防止 基本方針については、「1.7.18(1)b. 悪影響防止」に示す。</p> <p>1) 計測制御装置 (a) 常設重大事故等対処設備 計測制御装置の監視制御盤及び安全系監視制御盤は、安全機能を有する施設として使用する場合と同様の系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 情報把握計装設備の情報把握計装設備用内伝送系統及び建屋間伝送用無線装置は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>2) 制御室換気設備 (a) 常設重大事故等対処設備 制御建屋中央制御室換気設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、対処を行う建屋内にも保管することで、必要数及び故障時バックアップを複数個所に分散して保管し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室環境測定設備は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、対処を行う建屋内にも保管することで、必要数及び故障時バックアップを複数個所に分散して保管し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>5) 制御室放射線計測設備 (a) 可搬型重大事故等対処設備 中央制御室放射線計測設備は、制御建屋内に必要数及び故障時バックアップを複数個所に分散して保管し、位置的分散を図る設計とする。 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室放射線計測設備は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内に必要数及び故障時バックアップを複数個所に分散して保管し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>(2) 悪影響防止 基本方針については、「1.7.18(1)b. 悪影響防止」に示す。</p> <p>1) 計測制御装置 (a) 常設重大事故等対処設備 計測制御装置の監視制御盤及び安全系監視制御盤は、安全機能を有する施設として使用する場合と同様の系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 情報把握計装設備の情報把握計装設備用内伝送系統及び建屋間伝送用無線装置は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>2) 制御室換気設備 (a) 常設重大事故等対処設備 制御建屋中央制御室換気設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類六	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版提出 申請書（今回） ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>制御建屋中央制御室換気設備の中央制御室送風機は、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の制御室送風機は、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>(b)可搬型重大事故等対処設備</p> <p>代替制御建屋中央制御室換気設備の代替中央制御室送風機は、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の代替制御室送風機は、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>代替制御建屋中央制御室換気設備の代替中央制御室送風機は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の代替制御室送風機は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>3)制御室遮蔽設備</p> <p>(a)常設重大事故等対処設備</p> <p>中央制御室遮蔽は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>制御室遮蔽は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>(3)個数及び容量</p> <p>基本方針については、「1.7.18(2)個数及び容量」に示す。</p> <p>1)計測制御装置</p>	<p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>制御建屋中央制御室換気設備の中央制御室送風機は、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の制御室送風機は、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>(b)可搬型重大事故等対処設備</p> <p>代替制御建屋中央制御室換気設備の代替中央制御室送風機は、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の代替制御室送風機は、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>代替制御建屋中央制御室換気設備の代替中央制御室送風機は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の代替制御室送風機は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>3)制御室遮蔽設備</p> <p>(a)常設重大事故等対処設備</p> <p>中央制御室遮蔽は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>制御室遮蔽は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>(3)個数及び容量</p> <p>基本方針については、「1.7.18(2)個数及び容量」に示す。</p> <p>1)計測制御装置</p>	<p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>制御建屋中央制御室換気設備の中央制御室送風機は、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の制御室送風機は、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>(b)可搬型重大事故等対処設備</p> <p>代替制御建屋中央制御室換気設備の代替中央制御室送風機は、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の代替制御室送風機は、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>代替制御建屋中央制御室換気設備の代替中央制御室送風機は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の代替制御室送風機は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>3)制御室遮蔽設備</p> <p>(a)常設重大事故等対処設備</p> <p>中央制御室遮蔽は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>制御室遮蔽は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>(3)個数及び容量</p> <p>基本方針については、「1.7.18(2)個数及び容量」に示す。</p> <p>1)計測制御装置</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類六	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 提出 申請書（今回） ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>(a) 常設重大事故等対処設備 計測制御装置の監視制御盤は、重大事故等時におけるパラメータを記録するために必要な保存容量を有する設計とする。 情報把握計装設備の情報把握計装設備用屋内伝送系統及び建屋間伝送用無線装置は、収集したパラメータを伝送可能な容量を有する設計とするとともに、動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた数量として前処理建屋に対して1系統、分離建屋に対して1系統、精製建屋に対して1系統、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋に対して1系統、高レベル廃液ガラス固化建屋に対して1系統、制御建屋に対して1系統、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に対して1系統の必要数7系統に加え、予備を7系統、合計14系統以上を有する設計とする。</p> <p>(b) 可搬型重大事故等対処設備 情報把握計装設備の前処理建屋可搬型情報収集装置、分離建屋可搬型情報収集装置、精製建屋可搬型情報収集装置、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型情報収集装置、高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型情報収集装置、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置、第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置は、収集したパラメータを伝送可能な容量を有する設計とする。 情報把握計装設備の制御建屋可搬型情報収集装置及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置は、収集した重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを電磁的に記録及び保存し、電源喪失により保存した記録が失われないようにするとともに帳票として出力できる設計とする。また、記録に必要な容量は、記録が必要な期間に亘って保存できる容量を有する設計とする。 情報把握計装設備の前処理建屋可搬型情報収集装置、分離建屋可搬型情報収集装置、精製建屋可搬型情報収集装置、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型情報収集装置、高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型情報収集装置、制御建屋可搬型情報収集装置、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置、第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置、第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置、制御建屋可搬型情</p>	<p>(a) 常設重大事故等対処設備 計測制御装置の監視制御盤は、重大事故等時におけるパラメータを記録するために必要な保存容量を有する設計とする。 情報把握計装設備の情報把握計装設備用屋内伝送系統及び建屋間伝送用無線装置は、収集したパラメータを伝送可能な容量を有する設計とするとともに、動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた数量として前処理建屋に対して1系統、分離建屋に対して1系統、精製建屋に対して1系統、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋に対して1系統、高レベル廃液ガラス固化建屋に対して1系統、制御建屋に対して1系統、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に対して1系統の必要数7系統に加え、予備を7系統、合計14系統以上を有する設計とする。</p> <p>(b) 可搬型重大事故等対処設備 情報把握計装設備の前処理建屋可搬型情報収集装置、分離建屋可搬型情報収集装置、精製建屋可搬型情報収集装置、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型情報収集装置、高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型情報収集装置、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置、第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置は、収集したパラメータを伝送可能な容量を有する設計とする。 情報把握計装設備の制御建屋可搬型情報収集装置及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置は、収集した重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを電磁的に記録及び保存し、電源喪失により保存した記録が失われないようにするとともに帳票として出力できる設計とする。また、記録に必要な容量は、記録が必要な期間に亘って保存できる容量を有する設計とする。 情報把握計装設備の前処理建屋可搬型情報収集装置、分離建屋可搬型情報収集装置、精製建屋可搬型情報収集装置、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型情報収集装置、高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型情報収集装置、制御建屋可搬型情報収集装置、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置、第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置、第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置、制御建屋可搬型情</p>	<p>(a) 常設重大事故等対処設備 計測制御装置の監視制御盤は、重大事故等時におけるパラメータを記録するために必要な保存容量を有する設計とする。 情報把握計装設備の情報把握計装設備用屋内伝送系統及び建屋間伝送用無線装置は、収集したパラメータを伝送可能な容量を有する設計とするとともに、動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた数量として前処理建屋に対して1系統、分離建屋に対して1系統、精製建屋に対して1系統、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋に対して1系統、高レベル廃液ガラス固化建屋に対して1系統、制御建屋に対して1系統、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に対して1系統の必要数7系統に加え、予備を7系統、合計14系統以上を有する設計とする。</p> <p>(b) 可搬型重大事故等対処設備 情報把握計装設備の前処理建屋可搬型情報収集装置、分離建屋可搬型情報収集装置、精製建屋可搬型情報収集装置、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型情報収集装置、高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型情報収集装置、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置、第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置は、収集したパラメータを伝送可能な容量を有する設計とする。 情報把握計装設備の制御建屋可搬型情報収集装置及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置は、収集した重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを電磁的に記録及び保存し、電源喪失により保存した記録が失われないようにするとともに帳票として出力できる設計とする。また、記録に必要な容量は、記録が必要な期間に亘って保存できる容量を有する設計とする。 情報把握計装設備の前処理建屋可搬型情報収集装置、分離建屋可搬型情報収集装置、精製建屋可搬型情報収集装置、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型情報収集装置、高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型情報収集装置、制御建屋可搬型情報収集装置、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置、第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置、第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置、制御建屋可搬型情</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類六	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 提出 申請書（今回） ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>報表示装置及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報表示装置は、必要なデータ量の伝送及び記録容量を有する設計とし、保有数は、必要数として重大事故等の対処に必要な個数を有する設計とするとともに、故障時のバックアップを必要数以上確保する。</p> <p>情報把握計装設備可搬型発電機は、重大事故等に対処するために必要な電力を確保するために必要な容量を有する設計とし、保有数は、必要数として重大事故等の対処に必要な個数を有する設計とするとともに、故障時のバックアップを必要数以上確保する。</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する情報把握計装設備の第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置、第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び情報把握計装設備可搬型発電機は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮し、対処に必要なデータの伝送、記録容量及び個数を確保することで、共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>情報把握計装設備の可搬型情報収集装置、可搬型情報表示装置及び情報把握計装設備可搬型発電機の個数を第6.2.5-1表に示す。</p> <p>2) 制御室換気設備 (a) 常設重大事故等対処設備</p> <p>制御建屋中央制御室換気設備の中央制御室送風機は、想定される重大事故等時に実施組織要員が中央制御室にとどまるために十分な換気風量を有する設計とするとともに、動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた数量2台以上を有する設計とする。</p> <p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の制御室送風機は、想定される重大事故等時に実施組織要員が使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室にとどまるために十分な換気風量を有する設計とするとともに、動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた数量2台以上を有する設計とする。</p> <p>(b) 可搬型重大事故等対処設備</p> <p>代替制御建屋中央制御室換気設備の代替中央制御室送風機は、想定される重大事故等時に実施組織要員が中央制御室にとどまるために十分な換気風量を</p>	<p>報表示装置及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報表示装置は、必要なデータ量の伝送及び記録容量を有する設計とし、保有数は、必要数として重大事故等の対処に必要な個数を有する設計とするとともに、故障時のバックアップを必要数以上確保する。</p> <p>情報把握計装設備可搬型発電機は、重大事故等に対処するために必要な電力を確保するために必要な容量を有する設計とし、保有数は、必要数として重大事故等の対処に必要な個数を有する設計とするとともに、故障時のバックアップを必要数以上確保する。</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する情報把握計装設備の第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置、第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び情報把握計装設備可搬型発電機は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮し、対処に必要なデータの伝送、記録容量及び個数を確保することで、共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>情報把握計装設備の可搬型情報収集装置、可搬型情報表示装置及び情報把握計装設備可搬型発電機の個数を第6.2.5-1表に示す。</p> <p>2) 制御室換気設備 (a) 常設重大事故等対処設備</p> <p>制御建屋中央制御室換気設備の中央制御室送風機は、想定される重大事故等時に実施組織要員が中央制御室にとどまるために十分な換気風量を有する設計とするとともに、動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた数量2台以上を有する設計とする。</p> <p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の制御室送風機は、想定される重大事故等時に実施組織要員が使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室にとどまるために十分な換気風量を有する設計とするとともに、動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた数量2台以上を有する設計とする。</p> <p>(b) 可搬型重大事故等対処設備</p> <p>代替制御建屋中央制御室換気設備の代替中央制御室送風機は、想定される重大事故等時に実施組織要員が中央制御室にとどまるために十分な換気風量を</p>	<p>報表示装置及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報表示装置は、必要なデータ量の伝送及び記録容量を有する設計とし、保有数は、必要数として重大事故等の対処に必要な個数を有する設計とするとともに、故障時のバックアップを必要数以上確保する。</p> <p>情報把握計装設備可搬型発電機は、重大事故等に対処するために必要な電力を確保するために必要な容量を有する設計とし、保有数は、必要数として重大事故等の対処に必要な個数を有する設計とするとともに、故障時のバックアップを必要数以上確保する。</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する情報把握計装設備の第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置、第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び情報把握計装設備可搬型発電機は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮し、対処に必要なデータの伝送、記録容量及び個数を確保することで、共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>情報把握計装設備の可搬型情報収集装置、可搬型情報表示装置及び情報把握計装設備可搬型発電機の個数を第6.2.5-1表に示す。</p> <p>2) 制御室換気設備 (a) 常設重大事故等対処設備</p> <p>制御建屋中央制御室換気設備の中央制御室送風機は、想定される重大事故等時に実施組織要員が中央制御室にとどまるために十分な換気風量を有する設計とするとともに、動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた数量2台以上を有する設計とする。</p> <p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の制御室送風機は、想定される重大事故等時に実施組織要員が使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室にとどまるために十分な換気風量を有する設計とするとともに、動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた数量2台以上を有する設計とする。</p> <p>(b) 可搬型重大事故等対処設備</p> <p>代替制御建屋中央制御室換気設備の代替中央制御室送風機は、想定される重大事故等時に実施組織要員が中央制御室にとどまるために十分な換気風量を</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類六	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 提出 申請書（今回） ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>確保するために必要な台数を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として2台、予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを3台の合計5台以上を確保する。また、代替制御建屋中央制御室換気設備の代替中央制御室送風機は、複数の敷設ルートで対処できるよう必要数を複数の敷設ルートに確保するとともに、制御建屋内に保管する代替制御建屋中央制御室換気設備の制御建屋の可搬型ダクトについては、1式以上の予備を含めた個数を必要数として確保する。</p> <p>代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の代替制御室送風機は、想定される重大事故等時に実施組織要員が制御室にとどまるために十分な換気風量を確保するために必要な台数を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する。また、代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の代替制御室送風機は、複数の敷設ルートで対処できるよう必要数を複数の敷設ルートに確保するとともに、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内に保管する代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型ダクトについては、1式以上の予備を含めた個数を必要数として確保する。</p> <p>3) 制御室照明設備 (a) 可搬型重大事故等対処設備 中央制御室代替照明設備は、想定される重大事故等時に実施組織要員が中央制御室で操作可能な照明を確保するために必要な台数を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として76台、予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを86台の合計162 台以上を確保する。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室代替照明設備は、想定される重大事故等時に実施組織要員が使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室で操作可能な照明を確保するために必要な台数を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として17 台、予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを19 台の合計36 台以上を確保する。</p>	<p>確保するために必要な台数を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として2台、予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを3台の合計5台以上を確保する。また、代替制御建屋中央制御室換気設備の代替中央制御室送風機は、複数の敷設ルートで対処できるよう必要数を複数の敷設ルートに確保するとともに、制御建屋内に保管する代替制御建屋中央制御室換気設備の制御建屋の可搬型ダクトについては、1式以上の予備を含めた個数を必要数として確保する。</p> <p>代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の代替制御室送風機は、想定される重大事故等時に実施組織要員が制御室にとどまるために十分な換気風量を確保するために必要な台数を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する。また、代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の代替制御室送風機は、複数の敷設ルートで対処できるよう必要数を複数の敷設ルートに確保するとともに、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内に保管する代替使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型ダクトについては、1式以上の予備を含めた個数を必要数として確保する。</p> <p>3) 制御室照明設備 (a) 可搬型重大事故等対処設備 中央制御室代替照明設備は、想定される重大事故等時に実施組織要員が中央制御室で操作可能な照明を確保するために必要な台数を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として76台、予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを86台の合計162 台以上を確保する。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室代替照明設備は、想定される重大事故等時に実施組織要員が使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室で操作可能な照明を確保するために必要な台数を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として17 台、予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを19 台の合計36 台以上を確保する。</p>	<p>確保するために必要な台数を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として2台、予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを3台の合計5台以上を確保する。また、代替制御建屋中央制御室換気設備の代替中央制御室送風機は、複数の敷設ルートで対処できるよう必要数を複数の敷設ルートに確保するとともに、制御建屋内に保管する代替制御建屋中央制御室換気設備の制御建屋の可搬型ダクトについては、1式以上の予備を含めた個数を必要数として確保する。</p> <p>代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の代替制御室送風機は、想定される重大事故等時に実施組織要員が制御室にとどまるために十分な換気風量を確保するために必要な台数を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する。また、代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の代替制御室送風機は、複数の敷設ルートで対処できるよう必要数を複数の敷設ルートに確保するとともに、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内に保管する代替使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型ダクトについては、1式以上の予備を含めた個数を必要数として確保する。</p> <p>3) 制御室照明設備 (a) 可搬型重大事故等対処設備 中央制御室代替照明設備は、想定される重大事故等時に実施組織要員が中央制御室で操作可能な照明を確保するために必要な台数を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として76台、予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを86台の合計162 台以上を確保する。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室代替照明設備は、想定される重大事故等時に実施組織要員が使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室で操作可能な照明を確保するために必要な台数を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として17 台、予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを19 台の合計36 台以上を確保する。</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類六	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版提出 申請書（今回） ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>4) 制御室環境測定設備 (a) 可搬型重大事故等対処設備</p> <p>中央制御室環境測定設備の可搬型酸素濃度計，可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計は，中央制御室の酸素濃度，二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度が活動に支障がない範囲内にあることを測定するために必要な台数を有する設計とするとともに，保有数は，必要数として各1個を1セットとして，予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを2セットの合計3セット以上を確保する。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室環境測定設備の可搬型酸素濃度計，可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計は，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の酸素濃度，二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度が活動に支障がない範囲内にあることを測定するために必要な台数を有する設計とするとともに，保有数は，必要数として各1個を1セットとして，予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを2セットの合計3セット以上を確保する。</p> <p>5) 制御室放射線計測設備 (a) 可搬型重大事故等対処設備</p> <p>中央制御室放射線計測設備のガンマ線用サーベイメータ (SA)，アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) 及び可搬型ダストサンプラ (SA) は，中央制御室の実効線量が活動に支障がない範囲内にあることを測定するために必要な台数を有する設計とするとともに，保有数は，必要数として各1個を1セットとして，予備として故障時のバックアップを1セットの合計2セット以上を確保する。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室放射線計測設備のガンマ線用サーベイメータ (SA)，アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) 及び可搬型ダストサンプラ (SA) は，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の実効線量が活動に支障がない範囲内にあることを測定するために必要な台数を有する設計とするとともに，保有数は，必要数として各1個を1セットとして，予備として故障時のバックアップを1セットの合計2セット以上を確保する。</p>	<p>4) 制御室環境測定設備 (a) 可搬型重大事故等対処設備</p> <p>中央制御室環境測定設備の可搬型酸素濃度計，可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計は，中央制御室の酸素濃度，二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度が活動に支障がない範囲内にあることを測定するために必要な台数を有する設計とするとともに，保有数は，必要数として各1個を1セットとして，予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを2セットの合計3セット以上を確保する。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室環境測定設備の可搬型酸素濃度計，可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計は，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の酸素濃度，二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度が活動に支障がない範囲内にあることを測定するために必要な台数を有する設計とするとともに，保有数は，必要数として各1個を1セットとして，予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを2セットの合計3セット以上を確保する。</p> <p>5) 制御室放射線計測設備 (a) 可搬型重大事故等対処設備</p> <p>中央制御室放射線計測設備のガンマ線用サーベイメータ (SA)，アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) 及び可搬型ダストサンプラ (SA) は，中央制御室の実効線量が活動に支障がない範囲内にあることを測定するために必要な台数を有する設計とするとともに，保有数は，必要数として各1個を1セットとして，予備として故障時のバックアップを1セットの合計2セット以上を確保する。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室放射線計測設備のガンマ線用サーベイメータ (SA)，アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) 及び可搬型ダストサンプラ (SA) は，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の実効線量が活動に支障がない範囲内にあることを測定するために必要な台数を有する設計とするとともに，保有数は，必要数として各1個を1セットとして，予備として故障時のバックアップを1セットの合計2セット以上を確保する。</p>	<p>4) 制御室環境測定設備 (a) 可搬型重大事故等対処設備</p> <p>中央制御室環境測定設備の可搬型酸素濃度計，可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計は，中央制御室の酸素濃度，二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度が活動に支障がない範囲内にあることを測定するために必要な台数を有する設計とするとともに，保有数は，必要数として各1個を1セットとして，予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを2セットの合計3セット以上を確保する。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室環境測定設備の可搬型酸素濃度計，可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計は，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の酸素濃度，二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度が活動に支障がない範囲内にあることを測定するために必要な台数を有する設計とするとともに，保有数は，必要数として各1個を1セットとして，予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを2セットの合計3セット以上を確保する。</p> <p>5) 制御室放射線計測設備 (a) 可搬型重大事故等対処設備</p> <p>中央制御室放射線計測設備のガンマ線用サーベイメータ (SA)，アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) 及び可搬型ダストサンプラ (SA) は，中央制御室の実効線量が活動に支障がない範囲内にあることを測定するために必要な台数を有する設計とするとともに，保有数は，必要数として各1個を1セットとして，予備として故障時のバックアップを1セットの合計2セット以上を確保する。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室放射線計測設備のガンマ線用サーベイメータ (SA)，アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) 及び可搬型ダストサンプラ (SA) は，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の実効線量が活動に支障がない範囲内にあることを測定するために必要な台数を有する設計とするとともに，保有数は，必要数として各1個を1セットとして，予備として故障時のバックアップを1セットの合計2セット以上を確保する。</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類六	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版提出 申請書（今回） ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>(4)環境条件等 基本方針については、「1.7.18(3)環境条件等」に示す。</p> <p>1)計測制御装置 (a)常設重大事故等対処設備 計測制御装置の監視制御盤及び安全系監視制御盤は、外部からの衝撃による損傷を防止できる制御建屋又は使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に設置し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。 内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる計測制御装置の監視制御盤及び安全系監視制御盤は、地震等により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保、修理の対応等により機能を維持する設計とする。また、必要に応じて関連する工程を停止する等の手順を整備する。 地震を要因として発生した場合に対処に用いる情報把握計装設備の情報把握計装設備用屋内伝送系統及び建屋間伝送用無線装置は、「1.7.18(5)地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。 情報把握計装設備の情報把握計装設備用屋内伝送系統は、外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、制御建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に設置し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。 情報把握計装設備の建屋間伝送用無線装置は、風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重、積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により機能を損なわない設計とする。 情報把握計装設備の情報把握計装設備用屋内伝送系統は、溢水量及び化学薬品の漏えいを考慮し、影響を受けない位置への設置、被水防護及び被液防護を講ずる設計とする。</p> <p>(b)可搬型重大事故等対処設備 情報把握計装設備の前処理建屋可搬型情報収集装置、分離建屋可搬型情報収集装置、精製建屋可搬型情報収集装置、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋</p>	<p>(4)環境条件等 基本方針については、「1.7.18(3)環境条件等」に示す。</p> <p>1)計測制御装置 (a)常設重大事故等対処設備 計測制御装置の監視制御盤及び安全系監視制御盤は、外部からの衝撃による損傷を防止できる制御建屋又は使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に設置し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。 内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる計測制御装置の監視制御盤及び安全系監視制御盤は、地震等により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保、修理の対応等により機能を維持する設計とする。また、必要に応じて関連する工程を停止する等の手順を整備する。 地震を要因として発生した場合に対処に用いる情報把握計装設備の情報把握計装設備用屋内伝送系統及び建屋間伝送用無線装置は、「1.7.18(5)地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。 情報把握計装設備の情報把握計装設備用屋内伝送系統は、外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、制御建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に設置し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。 情報把握計装設備の建屋間伝送用無線装置は、風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重、積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により機能を損なわない設計とする。 情報把握計装設備の情報把握計装設備用屋内伝送系統は、溢水量及び化学薬品の漏えいを考慮し、影響を受けない位置への設置、被水防護及び被液防護を講ずる設計とする。</p> <p>(b)可搬型重大事故等対処設備 情報把握計装設備の前処理建屋可搬型情報収集装置、分離建屋可搬型情報収集装置、精製建屋可搬型情報収集装置、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋</p>	<p>(4)環境条件等 基本方針については、「1.7.18(3)環境条件等」に示す。</p> <p>1)計測制御装置 (a)常設重大事故等対処設備 計測制御装置の監視制御盤及び安全系監視制御盤は、外部からの衝撃による損傷を防止できる制御建屋又は使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に設置し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。 内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる計測制御装置の監視制御盤及び安全系監視制御盤は、地震等により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保、修理の対応等により機能を維持する設計とする。また、必要に応じて関連する工程を停止する等の手順を整備する。 地震を要因として発生した場合に対処に用いる情報把握計装設備の情報把握計装設備用屋内伝送系統及び建屋間伝送用無線装置は、「1.7.18(5)地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。 情報把握計装設備の情報把握計装設備用屋内伝送系統は、外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、制御建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に設置し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。 情報把握計装設備の建屋間伝送用無線装置は、風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重、積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により機能を損なわない設計とする。 情報把握計装設備の情報把握計装設備用屋内伝送系統は、溢水量及び化学薬品の漏えいを考慮し、影響を受けない位置への設置、被水防護及び被液防護を講ずる設計とする。</p> <p>(b)可搬型重大事故等対処設備 情報把握計装設備の前処理建屋可搬型情報収集装置、分離建屋可搬型情報収集装置、精製建屋可搬型情報収集装置、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類六	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版提出 申請書（今回） ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>可搬型情報収集装置，高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型情報収集装置，制御建屋可搬型情報収集装置，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置，第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置，第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置，制御建屋可搬型情報表示装置，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報表示装置及び情報把握計装設備可搬型発電機は，外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し，風(台風)等により機能を損なわない設計とする。</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる情報把握計装設備の前処理建屋可搬型情報収集装置，分離建屋可搬型情報収集装置，精製建屋可搬型情報収集装置，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型情報収集装置，高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型情報収集装置，制御建屋可搬型情報収集装置，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置，第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置，第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置，制御建屋可搬型情報表示装置，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報表示装置及び情報把握計装設備可搬型発電機は，「1.7.18(5)地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。</p> <p>情報把握計装設備の情報把握計装設備可搬型発電機は，積雪及び火山の影響に対して，積雪に対しては除雪する手順を，火山の影響(降下火砕物による積載荷重)に対しては徐灰及び屋内へ配備する手順を整備する。</p> <p>情報把握計装設備の前処理建屋可搬型情報収集装置，分離建屋可搬型情報収集装置，精製建屋可搬型情報収集装置，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型情報収集装置，高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型情報収集装置，制御建屋可搬型情報収集装置，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置，第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置，第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置，制御建屋可搬型情報表示装置，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報表示装置及び情報把握計装設備可搬型発電機は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように，線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定又は当該設備の設置場所への遮蔽</p>	<p>可搬型情報収集装置，高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型情報収集装置，制御建屋可搬型情報収集装置，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置，第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置，第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置，制御建屋可搬型情報表示装置，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報表示装置及び情報把握計装設備可搬型発電機は，外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し，風(台風)等により機能を損なわない設計とする。</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる情報把握計装設備の前処理建屋可搬型情報収集装置，分離建屋可搬型情報収集装置，精製建屋可搬型情報収集装置，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型情報収集装置，高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型情報収集装置，制御建屋可搬型情報収集装置，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置，第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置，第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置，制御建屋可搬型情報表示装置，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報表示装置及び情報把握計装設備可搬型発電機は，「1.7.18(5)地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。</p> <p>情報把握計装設備の情報把握計装設備可搬型発電機は，積雪及び火山の影響に対して，積雪に対しては除雪する手順を，火山の影響(降下火砕物による積載荷重)に対しては徐灰及び屋内へ配備する手順を整備する。</p> <p>情報把握計装設備の前処理建屋可搬型情報収集装置，分離建屋可搬型情報収集装置，精製建屋可搬型情報収集装置，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型情報収集装置，高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型情報収集装置，制御建屋可搬型情報収集装置，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置，第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置，第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置，制御建屋可搬型情報表示装置，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報表示装置及び情報把握計装設備可搬型発電機は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように，線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定又は当該設備の設置場所への遮蔽</p>	<p>可搬型情報収集装置，高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型情報収集装置，制御建屋可搬型情報収集装置，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置，第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置，第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置，制御建屋可搬型情報表示装置，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報表示装置及び情報把握計装設備可搬型発電機は，外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し，風(台風)等により機能を損なわない設計とする。</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる情報把握計装設備の前処理建屋可搬型情報収集装置，分離建屋可搬型情報収集装置，精製建屋可搬型情報収集装置，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型情報収集装置，高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型情報収集装置，制御建屋可搬型情報収集装置，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置，第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置，第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置，制御建屋可搬型情報表示装置，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報表示装置及び情報把握計装設備可搬型発電機は，「1.7.18(5)地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。</p> <p>情報把握計装設備の情報把握計装設備可搬型発電機は，積雪及び火山の影響に対して，積雪に対しては除雪する手順を，火山の影響(降下火砕物による積載荷重)に対しては徐灰及び屋内へ配備する手順を整備する。</p> <p>情報把握計装設備の前処理建屋可搬型情報収集装置，分離建屋可搬型情報収集装置，精製建屋可搬型情報収集装置，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型情報収集装置，高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型情報収集装置，制御建屋可搬型情報収集装置，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置，第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置，第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置，制御建屋可搬型情報表示装置，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報表示装置及び情報把握計装設備可搬型発電機は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように，線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定又は当該設備の設置場所への遮蔽</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類六	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版提出 申請書（今回） ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計とする。</p> <p>情報把握計装設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置は、可搬型監視ユニット内に搭載することで、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境条件を考慮しても機能を損なわない設計とする。</p> <p>2)制御室換気設備 (a)常設重大事故等対処設備 制御建屋中央制御室換気設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる制御建屋に設置し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に設置し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。 制御建屋中央制御室換気設備は、配管の全周破断に対して、放射性物質を含む腐食性の液体(溶液、有機溶媒等)を内包する配管が近傍にない制御建屋の室に敷設することにより、漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体(溶液、有機溶媒等)により機能を損なわない設計とする。 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は、配管の全周破断に対して、放射性物質を含む腐食性の液体(溶液、有機溶媒等)を内包する配管が近傍にない使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の室に敷設することにより、漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体(溶液、有機溶媒等)により機能を損なわない設計とする。</p> <p>(b)可搬型重大事故等対処設備 代替制御建屋中央制御室換気設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる制御建屋に保管し、風(台風等)により機能を損なわない設計とする。 代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に保管し、風(台風等)により機能を損なわない設計とする。 地震を要因として発生した場合に対処に用いる代替制御建屋中央制御室換気設備は、「1.7.18(5)地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設</p>	<p>の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計とする。</p> <p>情報把握計装設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置は、可搬型監視ユニット内に搭載することで、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境条件を考慮しても機能を損なわない設計とする。</p> <p>2)制御室換気設備 (a)常設重大事故等対処設備 制御建屋中央制御室換気設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる制御建屋に設置し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に設置し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。 制御建屋中央制御室換気設備は、配管の全周破断に対して、放射性物質を含む腐食性の液体(溶液、有機溶媒等)を内包する配管が近傍にない制御建屋の室に敷設することにより、漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体(溶液、有機溶媒等)により機能を損なわない設計とする。 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は、配管の全周破断に対して、放射性物質を含む腐食性の液体(溶液、有機溶媒等)を内包する配管が近傍にない使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の室に敷設することにより、漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体(溶液、有機溶媒等)により機能を損なわない設計とする。</p> <p>(b)可搬型重大事故等対処設備 代替制御建屋中央制御室換気設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる制御建屋に保管し、風(台風等)により機能を損なわない設計とする。 代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に保管し、風(台風等)により機能を損なわない設計とする。 地震を要因として発生した場合に対処に用いる代替制御建屋中央制御室換気設備は、「1.7.18(5)地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設</p>	<p>の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計とする。</p> <p>情報把握計装設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置は、可搬型監視ユニット内に搭載することで、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境条件を考慮しても機能を損なわない設計とする。</p> <p>2)制御室換気設備 (a)常設重大事故等対処設備 制御建屋中央制御室換気設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる制御建屋に設置し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に設置し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。 制御建屋中央制御室換気設備は、配管の全周破断に対して、放射性物質を含む腐食性の液体(溶液、有機溶媒等)を内包する配管が近傍にない制御建屋の室に敷設することにより、漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体(溶液、有機溶媒等)により機能を損なわない設計とする。 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は、配管の全周破断に対して、放射性物質を含む腐食性の液体(溶液、有機溶媒等)を内包する配管が近傍にない使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の室に敷設することにより、漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体(溶液、有機溶媒等)により機能を損なわない設計とする。</p> <p>(b)可搬型重大事故等対処設備 代替制御建屋中央制御室換気設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる制御建屋に保管し、風(台風等)により機能を損なわない設計とする。 代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に保管し、風(台風等)により機能を損なわない設計とする。 地震を要因として発生した場合に対処に用いる代替制御建屋中央制御室換気設備は、「1.7.18(5)地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類六	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版提出 申請書（今回） ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>計とする。</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は、「1.7.18(5)地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。</p> <p>代替中央制御室換気設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、制御建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。</p> <p>代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。</p> <p>代替制御建屋中央制御室換気設備は、配管の全周破断に対して、漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体(溶液、有機溶媒等)の影響を受けない位置に保管することにより、機能を損なわない設計とする。</p> <p>代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は、配管の全周破断に対して、漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体(溶液、有機溶媒等)の影響を受けない位置に保管することにより、機能を損なわない設計とする。</p> <p>3)制御室照明設備 (a)可搬型重大事故等対処設備</p> <p>中央制御室代替照明設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる制御建屋に保管し、風(台風等)により機能を損なわない設計とする。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室代替照明設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に保管し、風(台風等)により機能を損なわない設計とする。</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる中央制御室代替照明設備は、「1.7.18(5)地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室代替照</p>	<p>計とする。</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は、「1.7.18(5)地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。</p> <p>代替中央制御室換気設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、制御建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。</p> <p>代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。</p> <p>代替制御建屋中央制御室換気設備は、配管の全周破断に対して、漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体(溶液、有機溶媒等)の影響を受けない位置に保管することにより、機能を損なわない設計とする。</p> <p>代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は、配管の全周破断に対して、漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体(溶液、有機溶媒等)の影響を受けない位置に保管することにより、機能を損なわない設計とする。</p> <p>3)制御室照明設備 (a)可搬型重大事故等対処設備</p> <p>中央制御室代替照明設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる制御建屋に保管し、風(台風等)により機能を損なわない設計とする。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室代替照明設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に保管し、風(台風等)により機能を損なわない設計とする。</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる中央制御室代替照明設備は、「1.7.18(5)地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室代替照</p>	<p>計とする。</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は、「1.7.18(5)地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。</p> <p>代替中央制御室換気設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、制御建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。</p> <p>代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。</p> <p>代替制御建屋中央制御室換気設備は、配管の全周破断に対して、漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体(溶液、有機溶媒等)の影響を受けない位置に保管することにより、機能を損なわない設計とする。</p> <p>代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は、配管の全周破断に対して、漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体(溶液、有機溶媒等)の影響を受けない位置に保管することにより、機能を損なわない設計とする。</p> <p>3)制御室照明設備 (a)可搬型重大事故等対処設備</p> <p>中央制御室代替照明設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる制御建屋に保管し、風(台風等)により機能を損なわない設計とする。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室代替照明設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に保管し、風(台風等)により機能を損なわない設計とする。</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる中央制御室代替照明設備は、「1.7.18(5)地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室代替照</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類六	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 提出 申請書（今回） ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>明設備は、「1.7.18(5)地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。</p> <p>中央制御室代替照明設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、制御建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室代替照明設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。</p> <p>中央制御室代替照明設備は、配管の全周破断に対して、漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体(溶液、有機溶媒等)の影響を受けない位置に保管することにより、機能を損なわない設計とする。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室代替照明設備は、配管の全周破断に対して、漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体(溶液、有機溶媒等)の影響を受けない位置に保管することにより、機能を損なわない設計とする。</p> <p>4)制御室遮蔽設備 (a)常設重大事故等対処設備</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる中央制御室遮蔽は、「1.7.18(5)地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる制御室遮蔽は、「1.7.18(5)地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。</p> <p>5)制御室環境測定設備 (a)可搬型重大事故等対処設備</p> <p>中央制御室環境測定設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる制御建屋に保管し、風(台風等)により機能を損なわない設計とする。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室環境測定設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に保管し、風(台風等)により機能を損なわない設計とする。</p>	<p>明設備は、「1.7.18(5)地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。</p> <p>中央制御室代替照明設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、制御建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室代替照明設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。</p> <p>中央制御室代替照明設備は、配管の全周破断に対して、漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体(溶液、有機溶媒等)の影響を受けない位置に保管することにより、機能を損なわない設計とする。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室代替照明設備は、配管の全周破断に対して、漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体(溶液、有機溶媒等)の影響を受けない位置に保管することにより、機能を損なわない設計とする。</p> <p>4)制御室遮蔽設備 (a)常設重大事故等対処設備</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる中央制御室遮蔽は、「1.7.18(5)地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる制御室遮蔽は、「1.7.18(5)地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。</p> <p>5)制御室環境測定設備 (a)可搬型重大事故等対処設備</p> <p>中央制御室環境測定設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる制御建屋に保管し、風(台風等)により機能を損なわない設計とする。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室環境測定設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に保管し、風(台風等)により機能を損なわない設計とする。</p>	<p>明設備は、「1.7.18(5)地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。</p> <p>中央制御室代替照明設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、制御建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室代替照明設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。</p> <p>中央制御室代替照明設備は、配管の全周破断に対して、漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体(溶液、有機溶媒等)の影響を受けない位置に保管することにより、機能を損なわない設計とする。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室代替照明設備は、配管の全周破断に対して、漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体(溶液、有機溶媒等)の影響を受けない位置に保管することにより、機能を損なわない設計とする。</p> <p>4)制御室遮蔽設備 (a)常設重大事故等対処設備</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる中央制御室遮蔽は、「1.7.18(5)地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる制御室遮蔽は、「1.7.18(5)地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。</p> <p>5)制御室環境測定設備 (a)可搬型重大事故等対処設備</p> <p>中央制御室環境測定設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる制御建屋に保管し、風(台風等)により機能を損なわない設計とする。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室環境測定設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に保管し、風(台風等)により機能を損なわない設計とする。</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類六	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 提出 申請書（今回） ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる中央制御室環境測定設備は、「1.7.18(5)地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室環境測定設備は、「1.7.18(5)地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。</p> <p>中央制御室環境測定設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、制御建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室環境測定設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。</p> <p>中央制御室環境測定設備は、配管の全周破断に対して、漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体(溶液、有機溶媒等)の影響を受けない位置に保管することにより、機能を損なわない設計とする。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室環境測定設備は、配管の全周破断に対して、漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体(溶液、有機溶媒等)の影響を受けない位置に保管することにより、機能を損なわない設計とする。</p> <p>6)制御室放射線計測設備 (a)可搬型重大事故等対処設備</p> <p>中央制御室放射線計測設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる制御建屋に保管し、風(台風等)により機能を損なわない設計とする。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室放射線計測設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に保管し、風(台風等)により機能を損なわない設計とする。</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる中央制御室放射線計測設備は、「1.7.18(5)地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とす</p>	<p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる中央制御室環境測定設備は、「1.7.18(5)地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室環境測定設備は、「1.7.18(5)地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。</p> <p>中央制御室環境測定設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、制御建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室環境測定設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。</p> <p>中央制御室環境測定設備は、配管の全周破断に対して、漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体(溶液、有機溶媒等)の影響を受けない位置に保管することにより、機能を損なわない設計とする。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室環境測定設備は、配管の全周破断に対して、漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体(溶液、有機溶媒等)の影響を受けない位置に保管することにより、機能を損なわない設計とする。</p> <p>6)制御室放射線計測設備 (a)可搬型重大事故等対処設備</p> <p>中央制御室放射線計測設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる制御建屋に保管し、風(台風等)により機能を損なわない設計とする。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室放射線計測設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に保管し、風(台風等)により機能を損なわない設計とする。</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる中央制御室放射線計測設備は、「1.7.18(5)地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とす</p>	<p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる中央制御室環境測定設備は、「1.7.18(5)地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室環境測定設備は、「1.7.18(5)地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。</p> <p>中央制御室環境測定設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、制御建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室環境測定設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。</p> <p>中央制御室環境測定設備は、配管の全周破断に対して、漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体(溶液、有機溶媒等)の影響を受けない位置に保管することにより、機能を損なわない設計とする。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室環境測定設備は、配管の全周破断に対して、漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体(溶液、有機溶媒等)の影響を受けない位置に保管することにより、機能を損なわない設計とする。</p> <p>6)制御室放射線計測設備 (a)可搬型重大事故等対処設備</p> <p>中央制御室放射線計測設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる制御建屋に保管し、風(台風等)により機能を損なわない設計とする。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室放射線計測設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に保管し、風(台風等)により機能を損なわない設計とする。</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる中央制御室放射線計測設備は、「1.7.18(5)地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とす</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類六	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 提出 申請書（今回） ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>る。</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室放射線計測設備は、「1.7.18(5)地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。</p> <p>中央制御室放射線計測設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、制御建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室放射線計測設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。</p> <p>中央制御室放射線計測設備は、配管の全周破断に対して、漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体(溶液、有機溶媒等)の影響を受けない位置に保管することにより、機能を損なわない設計とする。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室放射線計測設備は、配管の全周破断に対して、漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体(溶液、有機溶媒等)の影響を受けない位置に保管することにより、機能を損なわない設計とする。</p> <p>(5)操作性の確保 基本方針については、「1.7.18(4)a.操作性の確保」に示す。</p> <p>1)計測制御装置 情報把握計装設備の前処理建屋可搬型情報収集装置、分離建屋可搬型情報収集装置、精製建屋可搬型情報収集装置、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型情報収集装置、高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型情報収集装置、制御建屋可搬型情報収集装置、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置、第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置、第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置、制御建屋可搬型情報表示装置、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報表示装置と情報把握計装設備用屋内伝送系統及び建屋間伝送用無線装置との接続、制御建屋可搬型情報表示装置、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報表示装置との接続は、コネクタ方式又はより簡便</p>	<p>る。</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室放射線計測設備は、「1.7.18(5)地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。</p> <p>中央制御室放射線計測設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、制御建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室放射線計測設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。</p> <p>中央制御室放射線計測設備は、配管の全周破断に対して、漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体(溶液、有機溶媒等)の影響を受けない位置に保管することにより、機能を損なわない設計とする。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室放射線計測設備は、配管の全周破断に対して、漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体(溶液、有機溶媒等)の影響を受けない位置に保管することにより、機能を損なわない設計とする。</p> <p>(5)操作性の確保 基本方針については、「1.7.18(4)a.操作性の確保」に示す。</p> <p>1)計測制御装置 情報把握計装設備の前処理建屋可搬型情報収集装置、分離建屋可搬型情報収集装置、精製建屋可搬型情報収集装置、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型情報収集装置、高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型情報収集装置、制御建屋可搬型情報収集装置、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置、第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置、第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置、制御建屋可搬型情報表示装置、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報表示装置と情報把握計装設備用屋内伝送系統及び建屋間伝送用無線装置との接続、制御建屋可搬型情報表示装置、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報表示装置との接続は、コネクタ方式又はより簡便</p>	<p>る。</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室放射線計測設備は、「1.7.18(5)地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。</p> <p>中央制御室放射線計測設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、制御建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室放射線計測設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。</p> <p>中央制御室放射線計測設備は、配管の全周破断に対して、漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体(溶液、有機溶媒等)の影響を受けない位置に保管することにより、機能を損なわない設計とする。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室放射線計測設備は、配管の全周破断に対して、漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体(溶液、有機溶媒等)の影響を受けない位置に保管することにより、機能を損なわない設計とする。</p> <p>(5)操作性の確保 基本方針については、「1.7.18(4)a.操作性の確保」に示す。</p> <p>1)計測制御装置 情報把握計装設備の前処理建屋可搬型情報収集装置、分離建屋可搬型情報収集装置、精製建屋可搬型情報収集装置、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型情報収集装置、高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型情報収集装置、制御建屋可搬型情報収集装置、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置、第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置、第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置、制御建屋可搬型情報表示装置、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報表示装置と情報把握計装設備用屋内伝送系統及び建屋間伝送用無線装置との接続、制御建屋可搬型情報表示装置、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報表示装置との接続は、コネクタ方式又はより簡便</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類六	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 提出 申請書（今回） ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>な接続方式とし、現場での接続が容易に可能な設計とする。</p> <p>6.2.5.3 主要設備及び仕様 制御室(重大事故等時)の主要設備及び仕様を第6.2.5-1表に示す。</p> <p>6.2.5.4系統構成及び主要設備 6.2.5.4.1 中央制御室 重大事故等が発生した場合において、中央制御室にて必要な操作及び措置を行う実施組織要員が中央制御室にとどまるために必要な居住性を確保するための設備は、計測制御装置、制御室換気設備、制御室照明設備、制御室遮蔽設備、制御室環境測定設備及び制御室放射線計測設備で構成する。 中央制御室は、情報把握計装設備の制御建屋可搬型情報表示装置及び制御建屋可搬型情報収集装置を配備できる区画を有する構造とする。 重大事故等が発生し、中央制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、中央制御室の外側から中央制御室に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、出入管理建屋から中央制御室に連絡する通路上及び制御建屋の外から中央制御室に連絡する通路上に出入管理区画を設ける設計とする。 汚染が確認された場合に除染作業ができる区画は、汚染検査を行う区画に隣接して設置する設計とする。 全交流動力電源喪失時においても、出入管理区画は必要な照明を制御室照明設備を用いて確保する設計とする。 中央制御室の外から中央制御室に連絡する通路上の出入管理区画配置概要図を第6.2.5-1図、出入管理建屋から中央制御室に連絡する通路上の出入管理区画配置概要図を第6.2.5-2図、第6.2.5-3図にそれぞれ示す。 中央制御室は、各重大事故の有効性評価の対象としている事象のうち、最も厳しい結果を与える全交流動力電源の喪失を起因とする「放射線分解により発生する水素による爆発」と「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の重畳の発生時において、実施組織要員のマスクの着用及び交代要員体制を考慮せず、中</p>	<p>な接続方式とし、現場での接続が容易に可能な設計とする。</p> <p>6.2.5.3 主要設備及び仕様 制御室(重大事故等時)の主要設備及び仕様を第6.2.5-1表に示す。</p> <p>6.2.5.4系統構成及び主要設備 6.2.5.4.1 中央制御室 重大事故等が発生した場合において、中央制御室にて必要な操作及び措置を行う実施組織要員が中央制御室にとどまるために必要な居住性を確保するための設備は、計測制御装置、制御室換気設備、制御室照明設備、制御室遮蔽設備、制御室環境測定設備及び制御室放射線計測設備で構成する。 中央制御室は、情報把握計装設備の制御建屋可搬型情報表示装置及び制御建屋可搬型情報収集装置を配備できる区画を有する構造とする。 重大事故等が発生し、中央制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、中央制御室の外側から中央制御室に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、出入管理建屋から中央制御室に連絡する通路上及び制御建屋の外から中央制御室に連絡する通路上に出入管理区画を設ける設計とする。 汚染が確認された場合に除染作業ができる区画は、汚染検査を行う区画に隣接して設置する設計とする。 全交流動力電源喪失時においても、出入管理区画は必要な照明を制御室照明設備を用いて確保する設計とする。 中央制御室の外から中央制御室に連絡する通路上の出入管理区画配置概要図を第6.2.5-1図、出入管理建屋から中央制御室に連絡する通路上の出入管理区画配置概要図を第6.2.5-2図、第6.2.5-3図にそれぞれ示す。 中央制御室は、各重大事故の有効性評価の対象としている事象のうち、最も厳しい結果を与える全交流動力電源の喪失を起因とする「放射線分解により発生する水素による爆発」と「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の重畳の発生時において、実施組織要員のマスクの着用及び交代要員体制を考慮せず、中</p>	<p>な接続方式とし、現場での接続が容易に可能な設計とする。</p> <p>6.2.5.3 主要設備及び仕様 制御室(重大事故等時)の主要設備及び仕様を第6.2.5-1表に示す。</p> <p>6.2.5.4系統構成及び主要設備 6.2.5.4.1 中央制御室 重大事故等が発生した場合において、中央制御室にて必要な操作及び措置を行う実施組織要員が中央制御室にとどまるために必要な居住性を確保するための設備は、計測制御装置、制御室換気設備、制御室照明設備、制御室遮蔽設備、制御室環境測定設備及び制御室放射線計測設備で構成する。 中央制御室は、情報把握計装設備の制御建屋可搬型情報表示装置及び制御建屋可搬型情報収集装置を配備できる区画を有する構造とする。 重大事故等が発生し、中央制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、中央制御室の外側から中央制御室に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、出入管理建屋から中央制御室に連絡する通路上及び制御建屋の外から中央制御室に連絡する通路上に出入管理区画を設ける設計とする。 汚染が確認された場合に除染作業ができる区画は、汚染検査を行う区画に隣接して設置する設計とする。 全交流動力電源喪失時においても、出入管理区画は必要な照明を制御室照明設備を用いて確保する設計とする。 中央制御室の外から中央制御室に連絡する通路上の出入管理区画配置概要図を第6.2.5-1図、出入管理建屋から中央制御室に連絡する通路上の出入管理区画配置概要図を第6.2.5-2図、第6.2.5-3図にそれぞれ示す。 中央制御室は、各重大事故の有効性評価の対象としている事象のうち、最も厳しい結果を与える全交流動力電源の喪失を起因とする「放射線分解により発生する水素による爆発」と「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の重畳の発生時において、実施組織要員のマスクの着用及び交代要員体制を考慮せず、中</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類六	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版提出 申請書（今回） ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>中央制御室は代替制御建屋中央制御室換気設備による外気取入れにて換気を実施している状況下において評価し、中央制御室にとどまり必要な操作及び措置を行う実施組織要員及びMOX燃料加工施設から中央制御室に移動する要員の実効線量が、7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>なお、中央制御室における居住性に係る被ばく評価結果は、上記状況下において約1×10^{-3}mSvであり、7日間で100mSvを超えない。</p> <p>中央制御室の重大事故等対処設備の機器配置概要図を第6.2.5-4図～第6.2.5-7図に示す。</p> <p>(1)計測制御装置 重大事故等が発生した場合、中央制御室において「6.2.1 計装設備」の重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを監視並びに記録できる設備として計測制御装置を設置又は配備する。</p> <p>また、計測制御装置のうち、設計基準対象の施設と兼用する設備は、重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>計測制御装置は、監視制御盤、安全系監視制御盤及び情報把握計装設備で構成し、重大事故等の発生要因に応じて対処に有効な設備を使用し、監視及び記録する。</p> <p>監視制御盤は、内の事象による安全機能の喪失を要因とし、全交流動力電源の喪失を伴わない重大事故等が発生した場合において、重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを監視並びに記録するための設備であり、常設重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>安全系監視制御盤は、内の事象による安全機能の喪失を要因とし、全交流動力電源の喪失を伴わない重大事故等が発生した場合において、重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを監視するための設備であり、常設重大事故等対処設備として位置付ける。情報把握計装設備は、外的事象による安全</p>	<p>中央制御室は代替制御建屋中央制御室換気設備による外気取入れにて換気を実施している状況下において評価し、中央制御室にとどまり必要な操作及び措置を行う実施組織要員及びMOX燃料加工施設から中央制御室に移動する要員の実効線量が、7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>なお、中央制御室における居住性に係る被ばく評価結果は、上記状況下において約1×10^{-3}mSvであり、7日間で100mSvを超えない。</p> <p>中央制御室の重大事故等対処設備の機器配置概要図を第6.2.5-4図～第6.2.5-7図に示す。</p> <p>(1)計測制御装置 重大事故等が発生した場合、中央制御室において「6.2.1 計装設備」の重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを監視並びに記録できる設備として計測制御装置を設置又は配備する。</p> <p>また、計測制御装置のうち、設計基準対象の施設と兼用する設備は、重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>計測制御装置は、監視制御盤、安全系監視制御盤及び情報把握計装設備で構成し、重大事故等の発生要因に応じて対処に有効な設備を使用し、監視及び記録する。</p> <p>監視制御盤は、内の事象による安全機能の喪失を要因とし、全交流動力電源の喪失を伴わない重大事故等が発生した場合において、重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを監視並びに記録するための設備であり、常設重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>安全系監視制御盤は、内の事象による安全機能の喪失を要因とし、全交流動力電源の喪失を伴わない重大事故等が発生した場合において、重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを監視するための設備であり、常設重大事故等対処設備として位置付ける。情報把握計装設備は、外的事象による安全</p>	<p>中央制御室は代替制御建屋中央制御室換気設備による外気取入れにて換気を実施している状況下において評価し、中央制御室にとどまり必要な操作及び措置を行う実施組織要員及びMOX燃料加工施設から中央制御室に移動する要員の実効線量が、7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>なお、中央制御室における居住性に係る被ばく評価結果は、上記状況下において約1×10^{-3}mSvであり、7日間で100mSvを超えない。</p> <p>中央制御室は、有毒ガスが発生した場合に換気設備の外気の取り入れを遮断することにより実施組織要員を防護できる設計とする。また、必要に応じて着衣できる防護具を配備する。</p> <p>中央制御室は、通信連絡設備による連絡で有毒ガスの発生を認知できる設計とする。</p> <p>中央制御室の重大事故等対処設備の機器配置概要図を第6.2.5-4図～第6.2.5-7図に示す。</p> <p>(1)計測制御装置 重大事故等が発生した場合、中央制御室において「6.2.1 計装設備」の重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを監視並びに記録できる設備として計測制御装置を設置又は配備する。</p> <p>また、計測制御装置のうち、設計基準対象の施設と兼用する設備は、重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>計測制御装置は、監視制御盤、安全系監視制御盤及び情報把握計装設備で構成し、重大事故等の発生要因に応じて対処に有効な設備を使用し、監視及び記録する。</p> <p>監視制御盤は、内の事象による安全機能の喪失を要因とし、全交流動力電源の喪失を伴わない重大事故等が発生した場合において、重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを監視並びに記録するための設備であり、常設重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>安全系監視制御盤は、内の事象による安全機能の喪失を要因とし、全交流動力電源の喪失を伴わない重大事故等が発生した場合において、重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを監視するための設備であり、常設重大事故等対処設備として位置付ける。情報把握計装設備は、外的事象による安全</p>	<p>技術的能力 1.11 への反映内容を受けて制御室の居住性確保に必要な設備について明確化</p>

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類六	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版提出 申請書（今回） ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>機能の喪失及び内の事象のうち全交流動力電源の喪失を要因として重大事故等が発生した場合、並びに内の事象による安全機能の喪失を要因として重大事故等が発生した場合において、重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを監視並びに記録するための設備であり、可搬型重大事故等対処設備として前処理建屋可搬型情報収集装置、分離建屋可搬型情報収集装置、精製建屋可搬型情報収集装置、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型情報収集装置、高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型情報収集装置、制御建屋可搬型情報収集装置、第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置、第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置、制御建屋可搬型情報表示装置及び情報把握計装設備可搬型発電機を配備し、常設重大事故等対処設備として情報把握計装設備用屋内伝送系統及び建屋間伝送用無線装置を設置する。</p> <p>情報把握計装設備用屋内伝送系統は、「6.2.1.3 主要設備及び仕様」の可搬型重要計器及び可搬型重要代替計器にて計測した重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを、前処理建屋においては前処理建屋可搬型情報収集装置に、分離建屋においては分離建屋可搬型情報収集装置に、精製建屋においては精製建屋可搬型情報収集装置に、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋においてはウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型情報収集装置に、高レベル廃液ガラス固化建屋においては高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型情報収集装置に伝送するための系統である。また、これらの可搬型情報収集装置で収集した重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを建屋間伝送用無線装置に伝送するための系統である。</p> <p>制御建屋に設置する情報把握計装設備用屋内伝送系統は、建屋間伝送用無線装置から制御建屋可搬型情報収集装置に重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを伝送するための系統である。</p> <p>建屋間伝送用無線装置は、前処理建屋可搬型情報収集装置、分離建屋可搬型情報収集装置、精製建屋可搬型情報収集装置、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型情報収集装置、高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型情報収集装置が収集した重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを制御建屋可搬型情報収集装置及び「9.16.2.4(2)e. 緊急時対策建</p>	<p>機能の喪失及び内の事象のうち全交流動力電源の喪失を要因として重大事故等が発生した場合、並びに内の事象による安全機能の喪失を要因として重大事故等が発生した場合において、重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを監視並びに記録するための設備であり、可搬型重大事故等対処設備として前処理建屋可搬型情報収集装置、分離建屋可搬型情報収集装置、精製建屋可搬型情報収集装置、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型情報収集装置、高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型情報収集装置、制御建屋可搬型情報収集装置、第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置、第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置、制御建屋可搬型情報表示装置及び情報把握計装設備可搬型発電機を配備し、常設重大事故等対処設備として情報把握計装設備用屋内伝送系統及び建屋間伝送用無線装置を設置する。</p> <p>情報把握計装設備用屋内伝送系統は、「6.2.1.3 主要設備及び仕様」の可搬型重要計器及び可搬型重要代替計器にて計測した重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを、前処理建屋においては前処理建屋可搬型情報収集装置に、分離建屋においては分離建屋可搬型情報収集装置に、精製建屋においては精製建屋可搬型情報収集装置に、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋においてはウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型情報収集装置に、高レベル廃液ガラス固化建屋においては高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型情報収集装置に伝送するための系統である。また、これらの可搬型情報収集装置で収集した重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを建屋間伝送用無線装置に伝送するための系統である。</p> <p>制御建屋に設置する情報把握計装設備用屋内伝送系統は、建屋間伝送用無線装置から制御建屋可搬型情報収集装置に重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを伝送するための系統である。</p> <p>建屋間伝送用無線装置は、前処理建屋可搬型情報収集装置、分離建屋可搬型情報収集装置、精製建屋可搬型情報収集装置、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型情報収集装置、高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型情報収集装置が収集した重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを制御建屋可搬型情報収集装置及び「9.16.2.4(2)e. 緊急時対策建</p>	<p>機能の喪失及び内の事象のうち全交流動力電源の喪失を要因として重大事故等が発生した場合、並びに内の事象による安全機能の喪失を要因として重大事故等が発生した場合において、重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを監視並びに記録するための設備であり、可搬型重大事故等対処設備として前処理建屋可搬型情報収集装置、分離建屋可搬型情報収集装置、精製建屋可搬型情報収集装置、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型情報収集装置、高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型情報収集装置、制御建屋可搬型情報収集装置、第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置、第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置、制御建屋可搬型情報表示装置及び情報把握計装設備可搬型発電機を配備し、常設重大事故等対処設備として情報把握計装設備用屋内伝送系統及び建屋間伝送用無線装置を設置する。</p> <p>情報把握計装設備用屋内伝送系統は、「6.2.1.3 主要設備及び仕様」の可搬型重要計器及び可搬型重要代替計器にて計測した重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを、前処理建屋においては前処理建屋可搬型情報収集装置に、分離建屋においては分離建屋可搬型情報収集装置に、精製建屋においては精製建屋可搬型情報収集装置に、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋においてはウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型情報収集装置に、高レベル廃液ガラス固化建屋においては高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型情報収集装置に伝送するための系統である。また、これらの可搬型情報収集装置で収集した重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを建屋間伝送用無線装置に伝送するための系統である。</p> <p>制御建屋に設置する情報把握計装設備用屋内伝送系統は、建屋間伝送用無線装置から制御建屋可搬型情報収集装置に重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを伝送するための系統である。</p> <p>建屋間伝送用無線装置は、前処理建屋可搬型情報収集装置、分離建屋可搬型情報収集装置、精製建屋可搬型情報収集装置、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型情報収集装置、高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型情報収集装置が収集した重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを制御建屋可搬型情報収集装置及び「9.16.2.4(2)e. 緊急時対策建</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類六	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版提出 申請書（今回） ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>屋情報把握設備」の情報収集装置へ伝送するための系統である。</p> <p>建屋間伝送用無線装置は、制御建屋可搬型情報収集装置及び「9.16.2.4(2)e. 緊急時対策建屋情報把握設備」の情報収集装置に対し、重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを伝送することで、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる共通要因に対して、同時に必要な情報の把握機能が損なわれることはない。</p> <p>第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置については、当該装置から制御建屋可搬型情報収集装置及び「9.16.2.4(2)e. 緊急時対策建屋情報把握設備」の情報収集装置へ伝送する機能を有する。</p> <p>前処理建屋可搬型情報収集装置、分離建屋可搬型情報収集装置、精製建屋可搬型情報収集装置、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型情報収集装置、高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型情報収集装置、第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置は、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の「6.2.1.3 主要設備及び仕様」の可搬型重要計器及び可搬型重要代替計器にて計測した重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを収集する。</p> <p>収集した重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータは、建屋間伝送用無線装置にて、制御建屋可搬型情報収集装置及び「9.16.2.4(2)e. 緊急時対策建屋情報把握設備」の情報収集装置に伝送する。</p> <p>制御建屋可搬型情報収集装置は、前処理建屋可搬型情報収集装置、分離建屋可搬型情報収集装置、精製建屋可搬型情報収集装置、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型情報収集装置、高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型情報収集装置、第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置より伝送される重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを収集し、記録する。また、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置より伝送される重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータについても収集し、記録する。</p> <p>制御建屋可搬型情報収集装置にて収集した重要監</p>	<p>屋情報把握設備」の情報収集装置へ伝送するための系統である。</p> <p>建屋間伝送用無線装置は、制御建屋可搬型情報収集装置及び「9.16.2.4(2)e. 緊急時対策建屋情報把握設備」の情報収集装置に対し、重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを伝送することで、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる共通要因に対して、同時に必要な情報の把握機能が損なわれることはない。</p> <p>第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置については、当該装置から制御建屋可搬型情報収集装置及び「9.16.2.4(2)e. 緊急時対策建屋情報把握設備」の情報収集装置へ伝送する機能を有する。</p> <p>前処理建屋可搬型情報収集装置、分離建屋可搬型情報収集装置、精製建屋可搬型情報収集装置、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型情報収集装置、高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型情報収集装置、第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置は、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の「6.2.1.3 主要設備及び仕様」の可搬型重要計器及び可搬型重要代替計器にて計測した重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを収集する。</p> <p>収集した重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータは、建屋間伝送用無線装置にて、制御建屋可搬型情報収集装置及び「9.16.2.4(2)e. 緊急時対策建屋情報把握設備」の情報収集装置に伝送する。</p> <p>制御建屋可搬型情報収集装置は、前処理建屋可搬型情報収集装置、分離建屋可搬型情報収集装置、精製建屋可搬型情報収集装置、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型情報収集装置、高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型情報収集装置、第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置より伝送される重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを収集し、記録する。また、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置より伝送される重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータについても収集し、記録する。</p> <p>制御建屋可搬型情報収集装置にて収集した重要監</p>	<p>屋情報把握設備」の情報収集装置へ伝送するための系統である。</p> <p>建屋間伝送用無線装置は、制御建屋可搬型情報収集装置及び「9.16.2.4(2)e. 緊急時対策建屋情報把握設備」の情報収集装置に対し、重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを伝送することで、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる共通要因に対して、同時に必要な情報の把握機能が損なわれることはない。</p> <p>第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置については、当該装置から制御建屋可搬型情報収集装置及び「9.16.2.4(2)e. 緊急時対策建屋情報把握設備」の情報収集装置へ伝送する機能を有する。</p> <p>前処理建屋可搬型情報収集装置、分離建屋可搬型情報収集装置、精製建屋可搬型情報収集装置、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型情報収集装置、高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型情報収集装置、第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置は、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の「6.2.1.3 主要設備及び仕様」の可搬型重要計器及び可搬型重要代替計器にて計測した重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを収集する。</p> <p>収集した重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータは、建屋間伝送用無線装置にて、制御建屋可搬型情報収集装置及び「9.16.2.4(2)e. 緊急時対策建屋情報把握設備」の情報収集装置に伝送する。</p> <p>制御建屋可搬型情報収集装置は、前処理建屋可搬型情報収集装置、分離建屋可搬型情報収集装置、精製建屋可搬型情報収集装置、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型情報収集装置、高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型情報収集装置、第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置より伝送される重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを収集し、記録する。また、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置より伝送される重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータについても収集し、記録する。</p> <p>制御建屋可搬型情報収集装置にて収集した重要監</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類六	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 提出 申請書（今回） ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>視パラメータ及び重要代替監視パラメータは、電磁的に記録及び保存し、電源喪失により保存した記録が失われないようにするとともに帳票として出力できる。また、記録に必要な容量は、記録が必要な期間に亘って保存できる容量を有する。</p> <p>制御建屋可搬型情報表示装置は、中央制御室に配備し、制御建屋可搬型情報収集装置にて収集した重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを監視する。</p> <p>制御建屋可搬型情報収集装置及び制御建屋可搬型情報表示装置、「9.16.2.4(2)e. 緊急時対策建屋情報把握設備」の情報収集装置及び情報表示装置は、重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを監視及び記録することで、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる共通要因に対して、同時に必要な情報の把握及び記録機能が損なわれることはない。</p> <p>中央制御室において情報把握計装設備が設置されるまでの重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの監視及び記録は、実施組織要員が「9.17 通信連絡設備」の「9.17.2 重大事故等対処施設」を用いて、所定の頻度(1時間30分)で中央制御室に情報伝達し、監視するとともに記録用紙に記録する。</p> <p>監視制御盤及び安全系監視制御盤の電源は、「9.2 電気設備」の「9.2.2 重大事故等対処施設」の一部である受電開閉設備等から給電する。</p> <p>情報把握計装設備の電源は、情報把握計装設備可搬型発電機及び「9.2電気設備」の「9.2.2 重大事故等対処施設」の一部である前処理建屋可搬型発電機、分離建屋可搬型発電機、制御建屋可搬型発電機、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機及び高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機で構成する。</p> <p>前処理建屋可搬型情報収集装置は前処理建屋可搬型発電機から、分離建屋可搬型情報収集装置は分離建屋可搬型発電機から、精製建屋可搬型情報収集装置及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型情報収集装置はウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機から、高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型情報収集装置は高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機から、制御建屋可搬型情報収集装置及び制御建屋可搬型情報表示装置は制御建屋可搬型発電機</p>	<p>視パラメータ及び重要代替監視パラメータは、電磁的に記録及び保存し、電源喪失により保存した記録が失われないようにするとともに帳票として出力できる。また、記録に必要な容量は、記録が必要な期間に亘って保存できる容量を有する。</p> <p>制御建屋可搬型情報表示装置は、中央制御室に配備し、制御建屋可搬型情報収集装置にて収集した重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを監視する。</p> <p>制御建屋可搬型情報収集装置及び制御建屋可搬型情報表示装置、「9.16.2.4(2)e. 緊急時対策建屋情報把握設備」の情報収集装置及び情報表示装置は、重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを監視及び記録することで、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる共通要因に対して、同時に必要な情報の把握及び記録機能が損なわれることはない。</p> <p>中央制御室において情報把握計装設備が設置されるまでの重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの監視及び記録は、実施組織要員が「9.17 通信連絡設備」の「9.17.2 重大事故等対処施設」を用いて、所定の頻度(1時間30分)で中央制御室に情報伝達し、監視するとともに記録用紙に記録する。</p> <p>監視制御盤及び安全系監視制御盤の電源は、「9.2 電気設備」の「9.2.2 重大事故等対処施設」の一部である受電開閉設備等から給電する。</p> <p>情報把握計装設備の電源は、情報把握計装設備可搬型発電機及び「9.2電気設備」の「9.2.2 重大事故等対処施設」の一部である前処理建屋可搬型発電機、分離建屋可搬型発電機、制御建屋可搬型発電機、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機及び高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機で構成する。</p> <p>前処理建屋可搬型情報収集装置は前処理建屋可搬型発電機から、分離建屋可搬型情報収集装置は分離建屋可搬型発電機から、精製建屋可搬型情報収集装置及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型情報収集装置はウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機から、高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型情報収集装置は高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機から、制御建屋可搬型情報収集装置及び制御建屋可搬型情報表示装置は制御建屋可搬型発電機</p>	<p>視パラメータ及び重要代替監視パラメータは、電磁的に記録及び保存し、電源喪失により保存した記録が失われないようにするとともに帳票として出力できる。また、記録に必要な容量は、記録が必要な期間に亘って保存できる容量を有する。</p> <p>制御建屋可搬型情報表示装置は、中央制御室に配備し、制御建屋可搬型情報収集装置にて収集した重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを監視する。</p> <p>制御建屋可搬型情報収集装置及び制御建屋可搬型情報表示装置、「9.16.2.4(2)e. 緊急時対策建屋情報把握設備」の情報収集装置及び情報表示装置は、重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを監視及び記録することで、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる共通要因に対して、同時に必要な情報の把握及び記録機能が損なわれることはない。</p> <p>中央制御室において情報把握計装設備が設置されるまでの重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの監視及び記録は、実施組織要員が「9.17 通信連絡設備」の「9.17.2 重大事故等対処施設」を用いて、所定の頻度(1時間30分)で中央制御室に情報伝達し、監視するとともに記録用紙に記録する。</p> <p>監視制御盤及び安全系監視制御盤の電源は、「9.2 電気設備」の「9.2.2 重大事故等対処施設」の一部である受電開閉設備等から給電する。</p> <p>情報把握計装設備の電源は、情報把握計装設備可搬型発電機及び「9.2電気設備」の「9.2.2 重大事故等対処施設」の一部である前処理建屋可搬型発電機、分離建屋可搬型発電機、制御建屋可搬型発電機、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機及び高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機で構成する。</p> <p>前処理建屋可搬型情報収集装置は前処理建屋可搬型発電機から、分離建屋可搬型情報収集装置は分離建屋可搬型発電機から、精製建屋可搬型情報収集装置及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型情報収集装置はウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機から、高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型情報収集装置は高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機から、制御建屋可搬型情報収集装置及び制御建屋可搬型情報表示装置は制御建屋可搬型発電機</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類六	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 提出 申請書（今回） ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>から、第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置、第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置は情報把握計装設備可搬型発電機から給電する。</p> <p>情報把握計装設備のうち、第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置、第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び情報把握計装設備可搬型発電機は、MOX燃料加工施設と共用する。</p> <p>共用する第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置、第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び情報把握計装設備可搬型発電機は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮しても、共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼすことはない。</p> <p>情報把握計装設備可搬型発電機への燃料の補給は、「9.14 補機駆動用燃料補給設備」の軽油貯蔵タンクローリから燃料を補給可能な設計とする。 主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <p>[常設重大事故等対処設備] i) 監視制御盤（「6.1.4.4.1 中央制御室」と兼用） ii) 安全系監視制御盤（「6.1.4.4.1 中央制御室」と兼用） iii) 情報把握計装設備</p> <p>[常設重大事故等対処設備] 情報把握計装設備用屋内伝送系統 建屋間伝送用無線装置</p> <p>[可搬型重大事故等対処設備] 前処理建屋可搬型情報収集装置 分離建屋可搬型情報収集装置 精製建屋可搬型情報収集装置 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型情報収集装置 高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型情報収集装置 制御建屋可搬型情報収集装置 制御建屋可搬型情報表示装置 第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置(MOX燃料加工施設と共用) 第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置(MOX燃料加工施設と共用) 情報把握計装設備可搬型発電機(MOX燃料加工施設と</p>	<p>から、第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置、第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置は情報把握計装設備可搬型発電機から給電する。</p> <p>情報把握計装設備のうち、第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置、第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び情報把握計装設備可搬型発電機は、MOX燃料加工施設と共用する。</p> <p>共用する第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置、第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び情報把握計装設備可搬型発電機は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮しても、共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼすことはない。</p> <p>情報把握計装設備可搬型発電機への燃料の補給は、「9.14 補機駆動用燃料補給設備」の軽油貯蔵タンクローリから燃料を補給可能な設計とする。 主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <p>[常設重大事故等対処設備] i) 監視制御盤（「6.1.4.4.1 中央制御室」と兼用） ii) 安全系監視制御盤（「6.1.4.4.1 中央制御室」と兼用） iii) 情報把握計装設備</p> <p>[常設重大事故等対処設備] 情報把握計装設備用屋内伝送系統 建屋間伝送用無線装置</p> <p>[可搬型重大事故等対処設備] 前処理建屋可搬型情報収集装置 分離建屋可搬型情報収集装置 精製建屋可搬型情報収集装置 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型情報収集装置 高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型情報収集装置 制御建屋可搬型情報収集装置 制御建屋可搬型情報表示装置 第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置(MOX燃料加工施設と共用) 第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置(MOX燃料加工施設と共用) 情報把握計装設備可搬型発電機(MOX燃料加工施設と</p>	<p>から、第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置、第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置は情報把握計装設備可搬型発電機から給電する。</p> <p>情報把握計装設備のうち、第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置、第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び情報把握計装設備可搬型発電機は、MOX燃料加工施設と共用する。</p> <p>共用する第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置、第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置及び情報把握計装設備可搬型発電機は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮しても、共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼすことはない。</p> <p>情報把握計装設備可搬型発電機への燃料の補給は、「9.14 補機駆動用燃料補給設備」の軽油貯蔵タンクローリから燃料を補給可能な設計とする。 主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <p>[常設重大事故等対処設備] i) 監視制御盤（「6.1.4.4.1 中央制御室」と兼用） ii) 安全系監視制御盤（「6.1.4.4.1 中央制御室」と兼用） iii) 情報把握計装設備</p> <p>[常設重大事故等対処設備] 情報把握計装設備用屋内伝送系統 建屋間伝送用無線装置</p> <p>[可搬型重大事故等対処設備] 前処理建屋可搬型情報収集装置 分離建屋可搬型情報収集装置 精製建屋可搬型情報収集装置 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型情報収集装置 高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型情報収集装置 制御建屋可搬型情報収集装置 制御建屋可搬型情報表示装置 第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置(MOX燃料加工施設と共用) 第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置(MOX燃料加工施設と共用) 情報把握計装設備可搬型発電機(MOX燃料加工施設と</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類六	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 提出 申請書（今回） ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>共用)</p> <p>重大事故等時のパラメータを監視及び記録するための設備の系統概要図を第6.2.5-8図及び第6.2.5-9図に示す。</p> <p>(2)制御室換気設備 制御室換気設備は、代替制御建屋中央制御室換気設備及び制御建屋中央制御室換気設備で構成する。 制御室換気設備は、代替制御建屋中央制御室換気設備を可搬型重大事故等対処設備として配備するとともに、制御建屋中央制御室換気設備を常設重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>a. 代替制御建屋中央制御室換気設備 代替制御建屋中央制御室換気設備は、代替中央制御室送風機及び制御建屋の可搬型ダクトで構成する。 代替中央制御室送風機は、重大事故等発生時において、制御建屋中央制御室換気設備の中央制御室送風機の機能喪失後、外気の遮断が長期にわたり、室内環境が悪化して二酸化炭素濃度等の許容限界に達する前に制御建屋内に設置し、中央制御室内の換気が可能な設計とする。 代替中央制御室送風機は、代替電源設備の制御建屋可搬型発電機から受電する設計とする。 制御建屋可搬型発電機は、補機駆動用燃料補給設備の軽油用タンクローリから軽油を補給できる設計とする。また、補機駆動用燃料補給設備の軽油用タンクローリは、補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽から軽油を補給できる設計とする。 主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <p>i)代替制御建屋中央制御室換気設備 [可搬型重大事故等対処設備] 代替中央制御室送風機 制御建屋の可搬型ダクト</p> <p>ii)代替電源設備 [可搬型重大事故等対処設備] 制御建屋可搬型発電機</p>	<p>共用)</p> <p>重大事故等時のパラメータを監視及び記録するための設備の系統概要図を第6.2.5-8図及び第6.2.5-9図に示す。</p> <p>(2)制御室換気設備 制御室換気設備は、代替制御建屋中央制御室換気設備及び制御建屋中央制御室換気設備で構成する。 制御室換気設備は、代替制御建屋中央制御室換気設備を可搬型重大事故等対処設備として配備するとともに、制御建屋中央制御室換気設備を常設重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>a. 代替制御建屋中央制御室換気設備 代替制御建屋中央制御室換気設備は、代替中央制御室送風機及び制御建屋の可搬型ダクトで構成する。 代替中央制御室送風機は、重大事故等発生時において、制御建屋中央制御室換気設備の中央制御室送風機の機能喪失後、外気の遮断が長期にわたり、室内環境が悪化して二酸化炭素濃度等の許容限界に達する前に制御建屋内に設置し、中央制御室内の換気が可能な設計とする。 代替中央制御室送風機は、代替電源設備の制御建屋可搬型発電機から受電する設計とする。 制御建屋可搬型発電機は、補機駆動用燃料補給設備の軽油用タンクローリから軽油を補給できる設計とする。また、補機駆動用燃料補給設備の軽油用タンクローリは、補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽から軽油を補給できる設計とする。 主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <p>i)代替制御建屋中央制御室換気設備 [可搬型重大事故等対処設備] 代替中央制御室送風機 制御建屋の可搬型ダクト</p> <p>ii)代替電源設備 [可搬型重大事故等対処設備] 制御建屋可搬型発電機</p>	<p>共用)</p> <p>重大事故等時のパラメータを監視及び記録するための設備の系統概要図を第6.2.5-8図及び第6.2.5-9図に示す。</p> <p>(2)制御室換気設備 制御室換気設備は、代替制御建屋中央制御室換気設備及び制御建屋中央制御室換気設備で構成する。 制御室換気設備は、代替制御建屋中央制御室換気設備を可搬型重大事故等対処設備として配備するとともに、制御建屋中央制御室換気設備を常設重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>a. 代替制御建屋中央制御室換気設備 代替制御建屋中央制御室換気設備は、代替中央制御室送風機及び制御建屋の可搬型ダクトで構成する。 代替中央制御室送風機は、重大事故等発生時において、制御建屋中央制御室換気設備の中央制御室送風機の機能喪失後、外気の遮断が長期にわたり、室内環境が悪化して二酸化炭素濃度等の許容限界に達する前に制御建屋内に設置し、中央制御室内の換気が可能な設計とする。 代替中央制御室送風機は、代替電源設備の制御建屋可搬型発電機から受電する設計とする。 制御建屋可搬型発電機は、補機駆動用燃料補給設備の軽油用タンクローリから軽油を補給できる設計とする。また、補機駆動用燃料補給設備の軽油用タンクローリは、補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽から軽油を補給できる設計とする。 主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <p>i)代替制御建屋中央制御室換気設備 [可搬型重大事故等対処設備] 代替中央制御室送風機 制御建屋の可搬型ダクト</p> <p>ii)代替電源設備 [可搬型重大事故等対処設備] 制御建屋可搬型発電機</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類六	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 提出 申請書（今回） ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>iii) 代替所内電気設備 [可搬型重大事故等対処設備] 制御建屋の可搬型分電盤 制御建屋の可搬型電源ケーブル</p> <p>iv) 補機駆動用燃料補給設備 [常設重大事故等対処設備] 軽油貯槽</p> <p>[可搬型重大事故等対処設備] 軽油用タンクローリ</p> <p>b. 制御建屋中央制御室換気設備 制御建屋中央制御室換気設備は、中央制御室送風機及び制御建屋の換気ダクトで構成する。 制御建屋中央制御室換気設備は、重大事故等の発生の起因となる安全機能の喪失の要因に応じて対処に有効な設備を使用することとし、内的事象による安全機能の喪失を要因とした全交流動力電源の喪失を伴わない重大事故等の発生時には、設計基準対象の施設の一部を兼用し、同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。 主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <p>i) 制御建屋中央制御室換気設備 [常設重大事故等対処設備] 中央制御室送風機（「6.1.4.4.1 中央制御室」と兼用） 制御建屋の換気ダクト（「6.1.4.4.1 中央制御室」と兼用）</p> <p>ii) 所内高圧系統 [常設重大事故等対処設備] 非常用電源建屋の6.9kV非常用主母線（「9.2.1.4.3 所内高圧系統」と兼用） 制御建屋の6.9kV非常用母線（「9.2.1.4.3 所内高圧系統」と兼用）</p> <p>iii) 所内低圧系統 制御建屋の460 V非常用母線（「9.2.1.4.4 所内低圧系統」と兼用）</p>	<p>iii) 代替所内電気設備 [可搬型重大事故等対処設備] 制御建屋の可搬型分電盤 制御建屋の可搬型電源ケーブル</p> <p>iv) 補機駆動用燃料補給設備 [常設重大事故等対処設備] 軽油貯槽</p> <p>[可搬型重大事故等対処設備] 軽油用タンクローリ</p> <p>b. 制御建屋中央制御室換気設備 制御建屋中央制御室換気設備は、中央制御室送風機及び制御建屋の換気ダクトで構成する。 制御建屋中央制御室換気設備は、重大事故等の発生の起因となる安全機能の喪失の要因に応じて対処に有効な設備を使用することとし、内的事象による安全機能の喪失を要因とした全交流動力電源の喪失を伴わない重大事故等の発生時には、設計基準対象の施設の一部を兼用し、同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。 主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <p>i) 制御建屋中央制御室換気設備 [常設重大事故等対処設備] 中央制御室送風機（「6.1.4.4.1 中央制御室」と兼用） 制御建屋の換気ダクト（「6.1.4.4.1 中央制御室」と兼用）</p> <p>ii) 所内高圧系統 [常設重大事故等対処設備] 非常用電源建屋の6.9kV非常用主母線（「9.2.1.4.3 所内高圧系統」と兼用） 制御建屋の6.9kV非常用母線（「9.2.1.4.3 所内高圧系統」と兼用）</p> <p>iii) 所内低圧系統 制御建屋の460 V非常用母線（「9.2.1.4.4 所内低圧系統」と兼用）</p>	<p>iii) 代替所内電気設備 [可搬型重大事故等対処設備] 制御建屋の可搬型分電盤 制御建屋の可搬型電源ケーブル</p> <p>iv) 補機駆動用燃料補給設備 [常設重大事故等対処設備] 軽油貯槽</p> <p>[可搬型重大事故等対処設備] 軽油用タンクローリ</p> <p>b. 制御建屋中央制御室換気設備 制御建屋中央制御室換気設備は、中央制御室送風機及び制御建屋の換気ダクトで構成する。 制御建屋中央制御室換気設備は、重大事故等の発生の起因となる安全機能の喪失の要因に応じて対処に有効な設備を使用することとし、内的事象による安全機能の喪失を要因とした全交流動力電源の喪失を伴わない重大事故等の発生時には、設計基準対象の施設の一部を兼用し、同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。 主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <p>i) 制御建屋中央制御室換気設備 [常設重大事故等対処設備] 中央制御室送風機（「6.1.4.4.1 中央制御室」と兼用） 制御建屋の換気ダクト（「6.1.4.4.1 中央制御室」と兼用）</p> <p>ii) 所内高圧系統 [常設重大事故等対処設備] 非常用電源建屋の6.9kV非常用主母線（「9.2.1.4.3 所内高圧系統」と兼用） 制御建屋の6.9kV非常用母線（「9.2.1.4.3 所内高圧系統」と兼用）</p> <p>iii) 所内低圧系統 制御建屋の460 V非常用母線（「9.2.1.4.4 所内低圧系統」と兼用）</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類六	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 提出 申請書（今回） ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>iv) 計測制御装置 [常設重大事故等対処設備] 制御建屋安全系監視制御盤（「6.1.4.4.1 中央制御室」と兼用）</p> <p>重大事故等時の中央制御室の系統概要図を第6.2.5-10 図，第6.2.5-11 図に示す。</p> <p>(3) 制御室照明設備 制御室照明設備は，中央制御室代替照明設備で構成する。 中央制御室代替照明設備は，可搬型代替照明を可搬型重大事故等対処設備として配備する。 可搬型代替照明は，蓄電池を内蔵しており，かつ，蓄電池を適宜交換することで全交流動力電源喪失発生から外部からの支援が期待できるまでの7日間に必要な照明の確保が可能な設計とする。 主要な設備は，以下のとおりとする。</p> <p>i) 中央制御室代替照明設備 [可搬型重大事故等対処設備] 可搬型代替照明</p> <p>(4) 制御室遮蔽設備 制御室遮蔽設備は，中央制御室遮蔽で構成する。 中央制御室遮蔽は，中央制御室遮蔽を常設重大事故等対処設備として位置付ける。 中央制御室遮蔽は，重大事故等が発生した場合において，代替制御建屋中央制御室換気設備若しくは制御建屋中央制御室換気設備の機能とあいまって中央制御室にとどまる実施組織要員及びMOX燃料加工施設から中央制御室に移動する要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。 主要な設備は，以下のとおりとする。</p> <p>i) 中央制御室遮蔽 [常設重大事故等対処設備] 中央制御室遮蔽（「6.1.4.4.1 中央制御室」と兼用）</p> <p>(5) 制御室環境測定設備 制御室環境測定設備は，中央制御室環境測定設備</p>	<p>iv) 計測制御装置 [常設重大事故等対処設備] 制御建屋安全系監視制御盤（「6.1.4.4.1 中央制御室」と兼用）</p> <p>重大事故等時の中央制御室の系統概要図を第6.2.5-10 図，第6.2.5-11 図に示す。</p> <p>(3) 制御室照明設備 制御室照明設備は，中央制御室代替照明設備で構成する。 中央制御室代替照明設備は，可搬型代替照明を可搬型重大事故等対処設備として配備する。 可搬型代替照明は，蓄電池を内蔵しており，かつ，蓄電池を適宜交換することで全交流動力電源喪失発生から外部からの支援が期待できるまでの7日間に必要な照明の確保が可能な設計とする。 主要な設備は，以下のとおりとする。</p> <p>i) 中央制御室代替照明設備 [可搬型重大事故等対処設備] 可搬型代替照明</p> <p>(4) 制御室遮蔽設備 制御室遮蔽設備は，中央制御室遮蔽で構成する。 中央制御室遮蔽は，中央制御室遮蔽を常設重大事故等対処設備として位置付ける。 中央制御室遮蔽は，重大事故等が発生した場合において，代替制御建屋中央制御室換気設備若しくは制御建屋中央制御室換気設備の機能とあいまって中央制御室にとどまる実施組織要員及びMOX燃料加工施設から中央制御室に移動する要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。 主要な設備は，以下のとおりとする。</p> <p>i) 中央制御室遮蔽 [常設重大事故等対処設備] 中央制御室遮蔽（「6.1.4.4.1 中央制御室」と兼用）</p> <p>(5) 制御室環境測定設備 制御室環境測定設備は，中央制御室環境測定設備</p>	<p>iv) 計測制御装置 [常設重大事故等対処設備] 制御建屋安全系監視制御盤（「6.1.4.4.1 中央制御室」と兼用）</p> <p>重大事故等時の中央制御室の系統概要図を第6.2.5-10 図，第6.2.5-11 図に示す。</p> <p>(3) 制御室照明設備 制御室照明設備は，中央制御室代替照明設備で構成する。 中央制御室代替照明設備は，可搬型代替照明を可搬型重大事故等対処設備として配備する。 可搬型代替照明は，蓄電池を内蔵しており，かつ，蓄電池を適宜交換することで全交流動力電源喪失発生から外部からの支援が期待できるまでの7日間に必要な照明の確保が可能な設計とする。 主要な設備は，以下のとおりとする。</p> <p>i) 中央制御室代替照明設備 [可搬型重大事故等対処設備] 可搬型代替照明</p> <p>(4) 制御室遮蔽設備 制御室遮蔽設備は，中央制御室遮蔽で構成する。 中央制御室遮蔽は，中央制御室遮蔽を常設重大事故等対処設備として位置付ける。 中央制御室遮蔽は，重大事故等が発生した場合において，代替制御建屋中央制御室換気設備若しくは制御建屋中央制御室換気設備の機能とあいまって中央制御室にとどまる実施組織要員及びMOX燃料加工施設から中央制御室に移動する要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。 主要な設備は，以下のとおりとする。</p> <p>i) 中央制御室遮蔽 [常設重大事故等対処設備] 中央制御室遮蔽（「6.1.4.4.1 中央制御室」と兼用）</p> <p>(5) 制御室環境測定設備 制御室環境測定設備は，中央制御室環境測定設備</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類六	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 提出 申請書（今回） ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>で構成する。</p> <p>中央制御室環境測定設備は、可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計を可搬型重大事故等対処設備として配備する。</p> <p>可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計は、重大事故等が発生した場合においても中央制御室内の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <p>i) 中央制御室環境測定設備 [可搬型重大事故等対処設備] 可搬型酸素濃度計 可搬型二酸化炭素濃度計 可搬型窒素酸化物濃度計</p> <p>(6) 制御室放射線計測設備 制御室放射線計測設備は、中央制御室放射線計測設備で構成する。</p> <p>中央制御室放射線計測設備は、ガンマ線用サーベイメータ(SA)、アルファ・ベータ線用サーベイメータ(SA)及び可搬型ダストサンプラ(SA)を可搬型重大事故等対処設備として配備する。</p> <p>中央制御室放射線計測設備は、重大事故等が発生した場合において、中央制御室内の線量当量率及び空気中の放射性物質濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <p>i) 中央制御室放射線計測設備 [可搬型重大事故等対処設備] ガンマ線用サーベイメータ(SA) アルファ・ベータ線用サーベイメータ(SA) 可搬型ダストサンプラ(SA)</p> <p>6.2.5.4.2 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室 重大事故等が発生した場合において、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室にとどまり必要な操作及び措置を行う実施組織要員がとどまるために必要な居住性を確保するための設備は、制御室換</p>	<p>で構成する。</p> <p>中央制御室環境測定設備は、可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計を可搬型重大事故等対処設備として配備する。</p> <p>可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計は、重大事故等が発生した場合においても中央制御室内の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <p>i) 中央制御室環境測定設備 [可搬型重大事故等対処設備] 可搬型酸素濃度計 可搬型二酸化炭素濃度計 可搬型窒素酸化物濃度計</p> <p>(6) 制御室放射線計測設備 制御室放射線計測設備は、中央制御室放射線計測設備で構成する。</p> <p>中央制御室放射線計測設備は、ガンマ線用サーベイメータ(SA)、アルファ・ベータ線用サーベイメータ(SA)及び可搬型ダストサンプラ(SA)を可搬型重大事故等対処設備として配備する。</p> <p>中央制御室放射線計測設備は、重大事故等が発生した場合において、中央制御室内の線量当量率及び空気中の放射性物質濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <p>i) 中央制御室放射線計測設備 [可搬型重大事故等対処設備] ガンマ線用サーベイメータ(SA) アルファ・ベータ線用サーベイメータ(SA) 可搬型ダストサンプラ(SA)</p> <p>6.2.5.4.2 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室 重大事故等が発生した場合において、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室にとどまり必要な操作及び措置を行う実施組織要員がとどまるために必要な居住性を確保するための設備は、制御室換</p>	<p>で構成する。</p> <p>中央制御室環境測定設備は、可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計を可搬型重大事故等対処設備として配備する。</p> <p>可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計は、重大事故等が発生した場合においても中央制御室内の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <p>i) 中央制御室環境測定設備 [可搬型重大事故等対処設備] 可搬型酸素濃度計 可搬型二酸化炭素濃度計 可搬型窒素酸化物濃度計</p> <p>(6) 制御室放射線計測設備 制御室放射線計測設備は、中央制御室放射線計測設備で構成する。</p> <p>中央制御室放射線計測設備は、ガンマ線用サーベイメータ(SA)、アルファ・ベータ線用サーベイメータ(SA)及び可搬型ダストサンプラ(SA)を可搬型重大事故等対処設備として配備する。</p> <p>中央制御室放射線計測設備は、重大事故等が発生した場合において、中央制御室内の線量当量率及び空気中の放射性物質濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <p>i) 中央制御室放射線計測設備 [可搬型重大事故等対処設備] ガンマ線用サーベイメータ(SA) アルファ・ベータ線用サーベイメータ(SA) 可搬型ダストサンプラ(SA)</p> <p>6.2.5.4.2 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室 重大事故等が発生した場合において、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室にとどまり必要な操作及び措置を行う実施組織要員がとどまるために必要な居住性を確保するための設備は、制御室換</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類六	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 提出 申請書（今回） ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>気設備，制御室照明設備，制御室遮蔽設備，制御室環境測定設備及び制御室放射線計測設備で構成する。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室は，情報把握計装設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報表示装置及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置を配備できる区画を有する構造とする。</p> <p>重大事故等が発生し，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の外側から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の外から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に連絡する通路上に出入管理区画を設ける設計とする。</p> <p>汚染が確認された場合に除染作業ができる区画は，汚染検査を行う区画に隣接して設置する設計とする。</p> <p>全交流動力電源喪失時においても，出入管理区画は必要な照明を制御室照明設備を用いて確保する設計とする。</p> <p>屋外から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に連絡する通路上の出入管理区画配置概要図を第6.2.5-12 図，第6.2.5-13 図にそれぞれ示す。</p> <p>居住性を確保するための設備は，各重大事故の有効性評価の対象としている事象のうち，最も厳しい結果を与える臨界事故の発生時において，実施組織要員のマスクの着用及び交代要員体制を考慮せず，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室は使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備による外気取入れにて換気を実施している状況下において評価し，制御室にとどまり必要な操作及び措置を行う実施組織要員の実効線量が，7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>なお，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室における居住性に係る被ばく評価結果は，上記状況下において約3×10⁻³mSvであり，7日間で100mSvを超えない。</p>	<p>気設備，制御室照明設備，制御室遮蔽設備，制御室環境測定設備及び制御室放射線計測設備で構成する。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室は，情報把握計装設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報表示装置及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置を配備できる区画を有する構造とする。</p> <p>重大事故等が発生し，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の外側から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の外から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に連絡する通路上に出入管理区画を設ける設計とする。</p> <p>汚染が確認された場合に除染作業ができる区画は，汚染検査を行う区画に隣接して設置する設計とする。</p> <p>全交流動力電源喪失時においても，出入管理区画は必要な照明を制御室照明設備を用いて確保する設計とする。</p> <p>屋外から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に連絡する通路上の出入管理区画配置概要図を第6.2.5-12 図，第6.2.5-13 図にそれぞれ示す。</p> <p>居住性を確保するための設備は，各重大事故の有効性評価の対象としている事象のうち，最も厳しい結果を与える臨界事故の発生時において，実施組織要員のマスクの着用及び交代要員体制を考慮せず，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室は使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備による外気取入れにて換気を実施している状況下において評価し，制御室にとどまり必要な操作及び措置を行う実施組織要員の実効線量が，7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>なお，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室における居住性に係る被ばく評価結果は，上記状況下において約3×10⁻³mSvであり，7日間で100mSvを超えない。</p>	<p>気設備，制御室照明設備，制御室遮蔽設備，制御室環境測定設備及び制御室放射線計測設備で構成する。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室は，情報把握計装設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報表示装置及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置を配備できる区画を有する構造とする。</p> <p>重大事故等が発生し，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の外側から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の外から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に連絡する通路上に出入管理区画を設ける設計とする。</p> <p>汚染が確認された場合に除染作業ができる区画は，汚染検査を行う区画に隣接して設置する設計とする。</p> <p>全交流動力電源喪失時においても，出入管理区画は必要な照明を制御室照明設備を用いて確保する設計とする。</p> <p>屋外から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に連絡する通路上の出入管理区画配置概要図を第6.2.5-12 図，第6.2.5-13 図にそれぞれ示す。</p> <p>居住性を確保するための設備は，各重大事故の有効性評価の対象としている事象のうち，最も厳しい結果を与える臨界事故の発生時において，実施組織要員のマスクの着用及び交代要員体制を考慮せず，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室は使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備による外気取入れにて換気を実施している状況下において評価し，制御室にとどまり必要な操作及び措置を行う実施組織要員の実効線量が，7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>なお，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室における居住性に係る被ばく評価結果は，上記状況下において約3×10⁻³mSvであり，7日間で100mSvを超えない。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室は，有毒ガスが発生した場合に換気設備の外気の取</p>	<p>技術的能力 1.11 への反映内容を受けて制御室</p>

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類六	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版提出 申請書（今回） ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の重大事故等対処設備の機器配置概要図を第6.2.5-14図～第6.2.5-15 図に示す。</p> <p>(1)計測制御装置 重大事故等が発生した場合、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室において「6.2.1 計装設備」の重要監視パラメータを監視並びに記録できる設備として計測制御装置を設置又は配備する。また、計測制御装置のうち、設計基準対象の施設と兼用する設備は、重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>計測制御装置は、監視制御盤、安全系監視制御盤及び情報把握計装設備で構成し、重大事故等の発生要因に応じて対処に有効な設備を使用し、監視及び記録する。</p> <p>監視制御盤は、内的事象による安全機能の喪失を要因とし、全交流動力電源の喪失を伴わない重大事故等が発生した場合において、重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを監視並びに記録するための設備であり、常設重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>安全系監視制御盤は、内的事象による安全機能の喪失を要因とし、全交流動力電源の喪失を伴わない重大事故等が発生した場合において、重要監視パラメータを監視するための設備であり、常設重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>情報把握計装設備は、外的事象による安全機能の喪失及び内的事象のうち全交流動力電源の喪失を要因として重大事故等が発生した場合、並びに内的事象による安全機能の喪失を要因として重大事故等が発生した場合において、重要監視パラメータを監視並びに記録するための設備であり、可搬型重大事故等対処設備として使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報表示装置を配備し、常設重大事故等対処設備として情報把握計装設備用屋内伝送系統及び建屋</p>	<p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の重大事故等対処設備の機器配置概要図を第6.2.5-14図～第6.2.5-15 図に示す。</p> <p>(1)計測制御装置 重大事故等が発生した場合、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室において「6.2.1 計装設備」の重要監視パラメータを監視並びに記録できる設備として計測制御装置を設置又は配備する。また、計測制御装置のうち、設計基準対象の施設と兼用する設備は、重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>計測制御装置は、監視制御盤、安全系監視制御盤及び情報把握計装設備で構成し、重大事故等の発生要因に応じて対処に有効な設備を使用し、監視及び記録する。</p> <p>監視制御盤は、内的事象による安全機能の喪失を要因とし、全交流動力電源の喪失を伴わない重大事故等が発生した場合において、重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを監視並びに記録するための設備であり、常設重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>安全系監視制御盤は、内的事象による安全機能の喪失を要因とし、全交流動力電源の喪失を伴わない重大事故等が発生した場合において、重要監視パラメータを監視するための設備であり、常設重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>情報把握計装設備は、外的事象による安全機能の喪失及び内的事象のうち全交流動力電源の喪失を要因として重大事故等が発生した場合、並びに内的事象による安全機能の喪失を要因として重大事故等が発生した場合において、重要監視パラメータを監視並びに記録するための設備であり、可搬型重大事故等対処設備として使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報表示装置を配備し、常設重大事故等対処設備として情報把握計装設備用屋内伝送系統及び建屋</p>	<p>り入れを遮断することにより実施組織要員を防護できる設計とする。また、必要に応じて着装できるよう防護具を配備する。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室は、通信連絡設備による連絡で有毒ガスの発生を認知できる設計とする。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の重大事故等対処設備の機器配置概要図を第6.2.5-14図～第6.2.5-15 図に示す。</p> <p>(1)計測制御装置 重大事故等が発生した場合、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室において「6.2.1 計装設備」の重要監視パラメータを監視並びに記録できる設備として計測制御装置を設置又は配備する。また、計測制御装置のうち、設計基準対象の施設と兼用する設備は、重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>計測制御装置は、監視制御盤、安全系監視制御盤及び情報把握計装設備で構成し、重大事故等の発生要因に応じて対処に有効な設備を使用し、監視及び記録する。</p> <p>監視制御盤は、内的事象による安全機能の喪失を要因とし、全交流動力電源の喪失を伴わない重大事故等が発生した場合において、重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを監視並びに記録するための設備であり、常設重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>安全系監視制御盤は、内的事象による安全機能の喪失を要因とし、全交流動力電源の喪失を伴わない重大事故等が発生した場合において、重要監視パラメータを監視するための設備であり、常設重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>情報把握計装設備は、外的事象による安全機能の喪失及び内的事象のうち全交流動力電源の喪失を要因として重大事故等が発生した場合、並びに内的事象による安全機能の喪失を要因として重大事故等が発生した場合において、重要監視パラメータを監視並びに記録するための設備であり、可搬型重大事故等対処設備として使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報表示装置を配備し、常設重大事故等対処設備として情報把握計装設備用屋内伝送系統及び建屋</p>	<p>の居住性確保に必要な設備について明確化</p>

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類六	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版提出 申請書（今回） ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>間伝送用無線装置を設置する。</p> <p>情報把握計装設備用屋内伝送系統は、「6.2.1.3 主要設備及び仕様」の可搬型重要計器にて計測した使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の重要監視パラメータを、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置に伝送するための系統である。また、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置で収集した重要監視パラメータを建屋間伝送用無線装置に伝送するための系統である。さらに、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置で収集した重要監視パラメータを使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報表示装置に伝送するための系統である。</p> <p>建屋間伝送用無線装置は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置が収集した重要監視パラメータを制御建屋可搬型情報収集装置及び緊急時対策所へ伝送するための系統である。</p> <p>建屋間伝送用無線装置は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置が収集した重要監視パラメータを制御建屋可搬型情報収集装置及び「9.16.2.4(2)e. 緊急時対策建屋情報把握設備」へ伝送するための系統である。</p> <p>建屋間伝送用無線装置は、制御建屋可搬型情報収集装置及び「9.16.2.4(2)e. 緊急時対策建屋情報把握設備」に対し、重要監視パラメータを伝送することで、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる共通要因に対して、同時に必要な情報の把握機能が損なわれることはない。</p> <p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の可搬型重要計器にて計測した重要監視パラメータを収集する。</p> <p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置にて収集した重要監視パラメータは、建屋間伝送用無線装置を介し、制御建屋可搬型情報収集装置に伝送する。</p> <p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋での可搬型重要計器にて計測した重要監視パラメータを記録する。</p> <p>使用済燃料受入れ及び貯蔵建屋可搬型情報収集装置にて収集した重要監視パラメータは、電磁的に記録及び保存し、電源喪失により保存した記録が失われないようにするとともに帳票として出力できる。また、記録に必要な容量は、記録が必要な期間に亘</p>	<p>間伝送用無線装置を設置する。</p> <p>情報把握計装設備用屋内伝送系統は、「6.2.1.3 主要設備及び仕様」の可搬型重要計器にて計測した使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の重要監視パラメータを、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置に伝送するための系統である。また、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置で収集した重要監視パラメータを建屋間伝送用無線装置に伝送するための系統である。さらに、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置で収集した重要監視パラメータを使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報表示装置に伝送するための系統である。</p> <p>建屋間伝送用無線装置は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置が収集した重要監視パラメータを制御建屋可搬型情報収集装置及び緊急時対策所へ伝送するための系統である。</p> <p>建屋間伝送用無線装置は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置が収集した重要監視パラメータを制御建屋可搬型情報収集装置及び「9.16.2.4(2)e. 緊急時対策建屋情報把握設備」へ伝送するための系統である。</p> <p>建屋間伝送用無線装置は、制御建屋可搬型情報収集装置及び「9.16.2.4(2)e. 緊急時対策建屋情報把握設備」に対し、重要監視パラメータを伝送することで、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる共通要因に対して、同時に必要な情報の把握機能が損なわれることはない。</p> <p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の可搬型重要計器にて計測した重要監視パラメータを収集する。</p> <p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置にて収集した重要監視パラメータは、建屋間伝送用無線装置を介し、制御建屋可搬型情報収集装置に伝送する。</p> <p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋での可搬型重要計器にて計測した重要監視パラメータを記録する。</p> <p>使用済燃料受入れ及び貯蔵建屋可搬型情報収集装置にて収集した重要監視パラメータは、電磁的に記録及び保存し、電源喪失により保存した記録が失われないようにするとともに帳票として出力できる。また、記録に必要な容量は、記録が必要な期間に亘</p>	<p>間伝送用無線装置を設置する。</p> <p>情報把握計装設備用屋内伝送系統は、「6.2.1.3 主要設備及び仕様」の可搬型重要計器にて計測した使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の重要監視パラメータを、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置に伝送するための系統である。また、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置で収集した重要監視パラメータを建屋間伝送用無線装置に伝送するための系統である。さらに、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置で収集した重要監視パラメータを使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報表示装置に伝送するための系統である。</p> <p>建屋間伝送用無線装置は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置が収集した重要監視パラメータを制御建屋可搬型情報収集装置及び緊急時対策所へ伝送するための系統である。</p> <p>建屋間伝送用無線装置は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置が収集した重要監視パラメータを制御建屋可搬型情報収集装置及び「9.16.2.4(2)e. 緊急時対策建屋情報把握設備」へ伝送するための系統である。</p> <p>建屋間伝送用無線装置は、制御建屋可搬型情報収集装置及び「9.16.2.4(2)e. 緊急時対策建屋情報把握設備」に対し、重要監視パラメータを伝送することで、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる共通要因に対して、同時に必要な情報の把握機能が損なわれることはない。</p> <p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の可搬型重要計器にて計測した重要監視パラメータを収集する。</p> <p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置にて収集した重要監視パラメータは、建屋間伝送用無線装置を介し、制御建屋可搬型情報収集装置に伝送する。</p> <p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋での可搬型重要計器にて計測した重要監視パラメータを記録する。</p> <p>使用済燃料受入れ及び貯蔵建屋可搬型情報収集装置にて収集した重要監視パラメータは、電磁的に記録及び保存し、電源喪失により保存した記録が失われないようにするとともに帳票として出力できる。また、記録に必要な容量は、記録が必要な期間に亘</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類六	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 提出 申請書（今回） ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>って保存できる容量を有する。</p> <p>使用済燃料受入れ及び貯蔵建屋可搬型表示装置は、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に設置し、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置にて収集した重要監視パラメータを監視する。</p> <p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置並びに使用済燃料受入れ及び貯蔵建屋可搬型表示装置は、制御建屋可搬型情報収集装置及び制御建屋可搬型情報表示装置、「9.16.2.4(2)e.緊急時対策建屋情報把握設備」の情報収集装置及び情報表示装置と使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の重要監視パラメータを監視及び記録することで、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる共通要因に対して、同時に必要な情報の把握及び記録機能が損なわれることはない。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室において情報把握計装設備が設置されるまでの重要監視パラメータの監視及び記録は、実施組織要員が「9.17 通信連絡設備」の「9.17.2 重大事故等対処施設」を用いて、所定の頻度(1時間30分)で使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に情報伝達し、監視するとともに記録用紙に記録する。</p> <p>監視制御盤及び安全系監視制御盤の電源は、「9.2 電気設備」の「9.2.2 重大事故等対処施設」の一部である受電開閉設備等から給電する。</p> <p>情報把握計装設備の電源は、情報把握計装設備可搬型発電機及び「9.2電気設備」の「9.2.2 重大事故等対処施設」の一部である使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機で構成する。</p> <p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置並びに使用済燃料受入れ及び貯蔵建屋可搬型表示装置は、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機から、「6.2.1.4(2)a.(e)使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備に必要な計装設備」の可搬型計測ユニットを介して給電する。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <p>[常設重大事故等対処設備]</p> <p>i)監視制御盤(「6.1.4.4.2 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室」と兼用)</p> <p>ii)安全系監視制御盤(「6.1.4.4.2 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室」と兼用)</p>	<p>って保存できる容量を有する。</p> <p>使用済燃料受入れ及び貯蔵建屋可搬型表示装置は、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に設置し、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置にて収集した重要監視パラメータを監視する。</p> <p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置並びに使用済燃料受入れ及び貯蔵建屋可搬型表示装置は、制御建屋可搬型情報収集装置及び制御建屋可搬型情報表示装置、「9.16.2.4(2)e.緊急時対策建屋情報把握設備」の情報収集装置及び情報表示装置と使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の重要監視パラメータを監視及び記録することで、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる共通要因に対して、同時に必要な情報の把握及び記録機能が損なわれることはない。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室において情報把握計装設備が設置されるまでの重要監視パラメータの監視及び記録は、実施組織要員が「9.17 通信連絡設備」の「9.17.2 重大事故等対処施設」を用いて、所定の頻度(1時間30分)で使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に情報伝達し、監視するとともに記録用紙に記録する。</p> <p>監視制御盤及び安全系監視制御盤の電源は、「9.2 電気設備」の「9.2.2 重大事故等対処施設」の一部である受電開閉設備等から給電する。</p> <p>情報把握計装設備の電源は、情報把握計装設備可搬型発電機及び「9.2電気設備」の「9.2.2 重大事故等対処施設」の一部である使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機で構成する。</p> <p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置並びに使用済燃料受入れ及び貯蔵建屋可搬型表示装置は、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機から、「6.2.1.4(2)a.(e)使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備に必要な計装設備」の可搬型計測ユニットを介して給電する。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <p>[常設重大事故等対処設備]</p> <p>i)監視制御盤(「6.1.4.4.2 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室」と兼用)</p> <p>ii)安全系監視制御盤(「6.1.4.4.2 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室」と兼用)</p>	<p>って保存できる容量を有する。</p> <p>使用済燃料受入れ及び貯蔵建屋可搬型表示装置は、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に設置し、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置にて収集した重要監視パラメータを監視する。</p> <p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置並びに使用済燃料受入れ及び貯蔵建屋可搬型表示装置は、制御建屋可搬型情報収集装置及び制御建屋可搬型情報表示装置、「9.16.2.4(2)e.緊急時対策建屋情報把握設備」の情報収集装置及び情報表示装置と使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の重要監視パラメータを監視及び記録することで、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる共通要因に対して、同時に必要な情報の把握及び記録機能が損なわれることはない。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室において情報把握計装設備が設置されるまでの重要監視パラメータの監視及び記録は、実施組織要員が「9.17 通信連絡設備」の「9.17.2 重大事故等対処施設」を用いて、所定の頻度(1時間30分)で使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に情報伝達し、監視するとともに記録用紙に記録する。</p> <p>監視制御盤及び安全系監視制御盤の電源は、「9.2 電気設備」の「9.2.2 重大事故等対処施設」の一部である受電開閉設備等から給電する。</p> <p>情報把握計装設備の電源は、情報把握計装設備可搬型発電機及び「9.2電気設備」の「9.2.2 重大事故等対処施設」の一部である使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機で構成する。</p> <p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置並びに使用済燃料受入れ及び貯蔵建屋可搬型表示装置は、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機から、「6.2.1.4(2)a.(e)使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備に必要な計装設備」の可搬型計測ユニットを介して給電する。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <p>[常設重大事故等対処設備]</p> <p>i)監視制御盤(「6.1.4.4.2 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室」と兼用)</p> <p>ii)安全系監視制御盤(「6.1.4.4.2 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室」と兼用)</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類六	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 提出 申請書（今回） ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>iii) 情報把握計装設備</p> <p>[常設重大事故等対処設備] 情報把握計装設備用屋内伝送系統 建屋間伝送用無線装置</p> <p>[可搬型重大事故等対処設備] 使用済燃料受入れ及び貯蔵建屋可搬型情報収集装置 使用済燃料受入れ及び貯蔵建屋可搬型情報表示装置</p> <p>重大事故等時のパラメータを監視及び記録するための設備の系統概要図を第6.2.5-8図及び第6.2.5-9図に示す。</p> <p>(2) 制御室換気設備 制御室換気設備は、代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備で構成する。 制御室換気設備は、代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備を可搬型重大事故等対処設備として配備するとともに、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備を常設重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>a. 代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備 代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は、代替制御室送風機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型ダクトで構成する。 代替制御室送風機は、重大事故等発生時において、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の制御室送風機の機能喪失後、外気の遮断が長期にわたり、室内環境が悪化して二酸化炭素濃度等の許容限界に達する前に使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内に設置し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の換気が可能な設計とする。 代替制御室送風機は、代替電源設備の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機から受電する設計とする。 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機は、補機駆動用燃料補給設備の軽油用タンクローリから軽油を補給できる設計とする。また、補機駆動用燃料補給設備の軽油用タンクローリは、補機駆</p>	<p>iii) 情報把握計装設備</p> <p>[常設重大事故等対処設備] 情報把握計装設備用屋内伝送系統 建屋間伝送用無線装置</p> <p>[可搬型重大事故等対処設備] 使用済燃料受入れ及び貯蔵建屋可搬型情報収集装置 使用済燃料受入れ及び貯蔵建屋可搬型情報表示装置</p> <p>重大事故等時のパラメータを監視及び記録するための設備の系統概要図を第6.2.5-8図及び第6.2.5-9図に示す。</p> <p>(2) 制御室換気設備 制御室換気設備は、代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備で構成する。 制御室換気設備は、代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備を可搬型重大事故等対処設備として配備するとともに、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備を常設重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>a. 代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備 代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は、代替制御室送風機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型ダクトで構成する。 代替制御室送風機は、重大事故等発生時において、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の制御室送風機の機能喪失後、外気の遮断が長期にわたり、室内環境が悪化して二酸化炭素濃度等の許容限界に達する前に使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内に設置し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の換気が可能な設計とする。 代替制御室送風機は、代替電源設備の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機から受電する設計とする。 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機は、補機駆動用燃料補給設備の軽油用タンクローリから軽油を補給できる設計とする。また、補機駆動用燃料補給設備の軽油用タンクローリは、補機駆</p>	<p>iii) 情報把握計装設備</p> <p>[常設重大事故等対処設備] 情報把握計装設備用屋内伝送系統 建屋間伝送用無線装置</p> <p>[可搬型重大事故等対処設備] 使用済燃料受入れ及び貯蔵建屋可搬型情報収集装置 使用済燃料受入れ及び貯蔵建屋可搬型情報表示装置</p> <p>重大事故等時のパラメータを監視及び記録するための設備の系統概要図を第6.2.5-8図及び第6.2.5-9図に示す。</p> <p>(2) 制御室換気設備 制御室換気設備は、代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備で構成する。 制御室換気設備は、代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備を可搬型重大事故等対処設備として配備するとともに、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備を常設重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>a. 代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備 代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は、代替制御室送風機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型ダクトで構成する。 代替制御室送風機は、重大事故等発生時において、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の制御室送風機の機能喪失後、外気の遮断が長期にわたり、室内環境が悪化して二酸化炭素濃度等の許容限界に達する前に使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内に設置し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の換気が可能な設計とする。 代替制御室送風機は、代替電源設備の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機から受電する設計とする。 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機は、補機駆動用燃料補給設備の軽油用タンクローリから軽油を補給できる設計とする。また、補機駆動用燃料補給設備の軽油用タンクローリは、補機駆</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類六	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 提出 申請書（今回） ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>動用燃料補給設備の軽油貯槽から軽油を補給できる設計とする。 主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <p>i) 代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備 [可搬型重大事故等対処設備] 代替制御室送風機 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型ダクト</p> <p>ii) 代替電源設備 [可搬型重大事故等対処設備] 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機</p> <p>iii) 代替所内電気設備 [可搬型重大事故等対処設備] 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型分電盤 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型電源ケーブル</p> <p>iv) 補機駆動用燃料補給設備 [常設重大事故等対処設備] 軽油貯槽</p> <p>[可搬型重大事故等対処設備] 軽油用タンクローリ</p> <p>b. 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は、制御室送風機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の換気ダクトで構成する。 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は、重大事故等の発生の起因となる安全機能の喪失の要因に応じて対処に有効な設備を使用することとし、内的事象による安全機能の喪失を要因とした全交流動力電源の喪失を伴わない重大事故等の発生時には、設計基準対象の施設の一部を兼用し、同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。 主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <p>i) 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備</p>	<p>動用燃料補給設備の軽油貯槽から軽油を補給できる設計とする。 主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <p>i) 代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備 [可搬型重大事故等対処設備] 代替制御室送風機 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型ダクト</p> <p>ii) 代替電源設備 [可搬型重大事故等対処設備] 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機</p> <p>iii) 代替所内電気設備 [可搬型重大事故等対処設備] 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型分電盤 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型電源ケーブル</p> <p>iv) 補機駆動用燃料補給設備 [常設重大事故等対処設備] 軽油貯槽</p> <p>[可搬型重大事故等対処設備] 軽油用タンクローリ</p> <p>b. 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は、制御室送風機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の換気ダクトで構成する。 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は、重大事故等の発生の起因となる安全機能の喪失の要因に応じて対処に有効な設備を使用することとし、内的事象による安全機能の喪失を要因とした全交流動力電源の喪失を伴わない重大事故等の発生時には、設計基準対象の施設の一部を兼用し、同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。 主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <p>i) 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備</p>	<p>動用燃料補給設備の軽油貯槽から軽油を補給できる設計とする。 主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <p>i) 代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備 [可搬型重大事故等対処設備] 代替制御室送風機 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型ダクト</p> <p>ii) 代替電源設備 [可搬型重大事故等対処設備] 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機</p> <p>iii) 代替所内電気設備 [可搬型重大事故等対処設備] 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型分電盤 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型電源ケーブル</p> <p>iv) 補機駆動用燃料補給設備 [常設重大事故等対処設備] 軽油貯槽</p> <p>[可搬型重大事故等対処設備] 軽油用タンクローリ</p> <p>b. 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は、制御室送風機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の換気ダクトで構成する。 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は、重大事故等の発生の起因となる安全機能の喪失の要因に応じて対処に有効な設備を使用することとし、内的事象による安全機能の喪失を要因とした全交流動力電源の喪失を伴わない重大事故等の発生時には、設計基準対象の施設の一部を兼用し、同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。 主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <p>i) 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類六	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 提出 申請書（今回） ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>[常設重大事故等対処設備] 制御室送風機（「6.1.4.4.2 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室」と兼用） 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の換気ダクト（「6.1.4.4.2 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室」と兼用）</p> <p>ii) 所内高圧系統 [常設重大事故等対処設備] 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の6.9kV非常用母線（「9.2.1.4.3 所内高圧系統」と兼用）</p> <p>iii) 所内低圧系統 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の460 V非常用母線（「9.2.1.4.4 所内低圧系統」と兼用）</p> <p>iv) 計測制御装置 [常設重大事故等対処設備] 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋安全系監視制御盤（「6.1.4.4.2 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室」と兼用）</p> <p>重大事故等時の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の系統概要図を第6.2.5-16 図及び第6.2.5-17 図に示す。</p> <p>(3) 制御室照明設備 制御室照明設備は、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室代替照明設備で構成する。 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室代替照明設備は、可搬型代替照明を可搬型重大事故等対処設備として配備する。 可搬型代替照明は、蓄電池を内蔵しており、かつ、蓄電池を適宜交換することで全交流動力電源喪失発生から外部からの支援が期待できるまでの7 日間に必要な照明の確保が可能な設計とする。 主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <p>i) 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室代替照明設備 [可搬型重大事故等対処設備] 可搬型代替照明</p>	<p>[常設重大事故等対処設備] 制御室送風機（「6.1.4.4.2 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室」と兼用） 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の換気ダクト（「6.1.4.4.2 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室」と兼用）</p> <p>ii) 所内高圧系統 [常設重大事故等対処設備] 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の6.9kV非常用母線（「9.2.1.4.3 所内高圧系統」と兼用）</p> <p>iii) 所内低圧系統 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の460 V非常用母線（「9.2.1.4.4 所内低圧系統」と兼用）</p> <p>iv) 計測制御装置 [常設重大事故等対処設備] 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋安全系監視制御盤（「6.1.4.4.2 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室」と兼用）</p> <p>重大事故等時の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の系統概要図を第6.2.5-16 図及び第6.2.5-17 図に示す。</p> <p>(3) 制御室照明設備 制御室照明設備は、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室代替照明設備で構成する。 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室代替照明設備は、可搬型代替照明を可搬型重大事故等対処設備として配備する。 可搬型代替照明は、蓄電池を内蔵しており、かつ、蓄電池を適宜交換することで全交流動力電源喪失発生から外部からの支援が期待できるまでの7 日間に必要な照明の確保が可能な設計とする。 主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <p>i) 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室代替照明設備 [可搬型重大事故等対処設備] 可搬型代替照明</p>	<p>[常設重大事故等対処設備] 制御室送風機（「6.1.4.4.2 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室」と兼用） 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の換気ダクト（「6.1.4.4.2 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室」と兼用）</p> <p>ii) 所内高圧系統 [常設重大事故等対処設備] 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の6.9kV非常用母線（「9.2.1.4.3 所内高圧系統」と兼用）</p> <p>iii) 所内低圧系統 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の460 V非常用母線（「9.2.1.4.4 所内低圧系統」と兼用）</p> <p>iv) 計測制御装置 [常設重大事故等対処設備] 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋安全系監視制御盤（「6.1.4.4.2 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室」と兼用）</p> <p>重大事故等時の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の系統概要図を第6.2.5-16 図及び第6.2.5-17 図に示す。</p> <p>(3) 制御室照明設備 制御室照明設備は、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室代替照明設備で構成する。 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室代替照明設備は、可搬型代替照明を可搬型重大事故等対処設備として配備する。 可搬型代替照明は、蓄電池を内蔵しており、かつ、蓄電池を適宜交換することで全交流動力電源喪失発生から外部からの支援が期待できるまでの7 日間に必要な照明の確保が可能な設計とする。 主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <p>i) 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室代替照明設備 [可搬型重大事故等対処設備] 可搬型代替照明</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類六	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 提出 申請書（今回） ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>(4)制御室遮蔽設備 制御室遮蔽設備は、制御室遮蔽で構成する。 制御室遮蔽は、制御室遮蔽を常設重大事故等対処設備として位置付ける。 制御室遮蔽は、重大事故等が発生した場合において、代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備若しくは使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の機能とあいまって使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室にとどまる実施組織要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。 主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <p>i)制御室遮蔽 [常設重大事故等対処設備] 制御室遮蔽（「6.1.4.4.2使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室」と兼用）</p> <p>(5)制御室環境測定設備 制御室環境測定設備は、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室環境測定設備で構成する。 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室環境測定設備は、可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計を可搬型重大事故等対処設備として配備する。 可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計は、重大事故等が発生した場合においても、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できる設計とする。</p> <p>i)使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室環境測定設備 [可搬型重大事故等対処設備] 可搬型酸素濃度計 可搬型二酸化炭素濃度計 可搬型窒素酸化物濃度計</p> <p>(6)制御室放射線計測設備 制御室放射線計測設備は、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の制御室放射線計測設備で</p>	<p>(4)制御室遮蔽設備 制御室遮蔽設備は、制御室遮蔽で構成する。 制御室遮蔽は、制御室遮蔽を常設重大事故等対処設備として位置付ける。 制御室遮蔽は、重大事故等が発生した場合において、代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備若しくは使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の機能とあいまって使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室にとどまる実施組織要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。 主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <p>i)制御室遮蔽 [常設重大事故等対処設備] 制御室遮蔽（「6.1.4.4.2使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室」と兼用）</p> <p>(5)制御室環境測定設備 制御室環境測定設備は、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室環境測定設備で構成する。 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室環境測定設備は、可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計を可搬型重大事故等対処設備として配備する。 可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計は、重大事故等が発生した場合においても、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できる設計とする。</p> <p>i)使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室環境測定設備 [可搬型重大事故等対処設備] 可搬型酸素濃度計 可搬型二酸化炭素濃度計 可搬型窒素酸化物濃度計</p> <p>(6)制御室放射線計測設備 制御室放射線計測設備は、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の制御室放射線計測設備で</p>	<p>(4)制御室遮蔽設備 制御室遮蔽設備は、制御室遮蔽で構成する。 制御室遮蔽は、制御室遮蔽を常設重大事故等対処設備として位置付ける。 制御室遮蔽は、重大事故等が発生した場合において、代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備若しくは使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の機能とあいまって使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室にとどまる実施組織要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。 主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <p>i)制御室遮蔽 [常設重大事故等対処設備] 制御室遮蔽（「6.1.4.4.2使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室」と兼用）</p> <p>(5)制御室環境測定設備 制御室環境測定設備は、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室環境測定設備で構成する。 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室環境測定設備は、可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計を可搬型重大事故等対処設備として配備する。 可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計は、重大事故等が発生した場合においても、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できる設計とする。</p> <p>i)使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室環境測定設備 [可搬型重大事故等対処設備] 可搬型酸素濃度計 可搬型二酸化炭素濃度計 可搬型窒素酸化物濃度計</p> <p>(6)制御室放射線計測設備 制御室放射線計測設備は、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の制御室放射線計測設備で</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類六	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 提出 申請書（今回） ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>構成する。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の制御室放射線計測設備は、ガンマ線用サーベイメータ(SA)、アルファ・ベータ線用サーベイメータ(SA)及び可搬型ダストサンプラ(SA)を可搬型重大事故等対処設備として配備する。</p> <p>ガンマ線用サーベイメータ(SA)、アルファ・ベータ線用サーベイメータ(SA)及び可搬型ダストサンプラ(SA)は、重大事故等が発生した場合において、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の線量当量率及び空気中の放射性物質濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <p>i)使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室放射線計測設備 [可搬型重大事故等対処設備] ガンマ線用サーベイメータ(SA) アルファ・ベータ線用サーベイメータ(SA) 可搬型ダストサンプラ(SA)</p> <p>6.2.5.5 試験・検査 基本方針については、「1.7.18(4)b.試験・検査性」に示す。</p> <p>1)計測制御装置 監視制御盤、安全系監視制御盤及び情報把握計装設備は、再処理施設の運転中又は停止中に、模擬入力による機能、性能確認(表示)及び外観確認が可能な設計とする。</p> <p>2)制御室換気設備 (a)常設重大事故等対処設備 制御建屋中央制御室換気設備は、再処理施設の運転中又は停止中に外観点検、性能確認、分解点検が可能な設計とする。 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は、再処理施設の運転中又は停止中に外観点検、性能確認、分解点検が可能な設計とする。</p> <p>(b)可搬型重大事故等対処設備 代替制御建屋中央制御室換気設備は、再処理施設</p>	<p>構成する。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の制御室放射線計測設備は、ガンマ線用サーベイメータ(SA)、アルファ・ベータ線用サーベイメータ(SA)及び可搬型ダストサンプラ(SA)を可搬型重大事故等対処設備として配備する。</p> <p>ガンマ線用サーベイメータ(SA)、アルファ・ベータ線用サーベイメータ(SA)及び可搬型ダストサンプラ(SA)は、重大事故等が発生した場合において、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の線量当量率及び空気中の放射性物質濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <p>i)使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室放射線計測設備 [可搬型重大事故等対処設備] ガンマ線用サーベイメータ(SA) アルファ・ベータ線用サーベイメータ(SA) 可搬型ダストサンプラ(SA)</p> <p>6.2.5.5 試験・検査 基本方針については、「1.7.18(4)b.試験・検査性」に示す。</p> <p>1)計測制御装置 監視制御盤、安全系監視制御盤及び情報把握計装設備は、再処理施設の運転中又は停止中に、模擬入力による機能、性能確認(表示)及び外観確認が可能な設計とする。</p> <p>2)制御室換気設備 (a)常設重大事故等対処設備 制御建屋中央制御室換気設備は、再処理施設の運転中又は停止中に外観点検、性能確認、分解点検が可能な設計とする。 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は、再処理施設の運転中又は停止中に外観点検、性能確認、分解点検が可能な設計とする。</p> <p>(b)可搬型重大事故等対処設備 代替制御建屋中央制御室換気設備は、再処理施設</p>	<p>構成する。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の制御室放射線計測設備は、ガンマ線用サーベイメータ(SA)、アルファ・ベータ線用サーベイメータ(SA)及び可搬型ダストサンプラ(SA)を可搬型重大事故等対処設備として配備する。</p> <p>ガンマ線用サーベイメータ(SA)、アルファ・ベータ線用サーベイメータ(SA)及び可搬型ダストサンプラ(SA)は、重大事故等が発生した場合において、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の線量当量率及び空気中の放射性物質濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <p>i)使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室放射線計測設備 [可搬型重大事故等対処設備] ガンマ線用サーベイメータ(SA) アルファ・ベータ線用サーベイメータ(SA) 可搬型ダストサンプラ(SA)</p> <p>6.2.5.5 試験・検査 基本方針については、「1.7.18(4)b.試験・検査性」に示す。</p> <p>1)計測制御装置 監視制御盤、安全系監視制御盤及び情報把握計装設備は、再処理施設の運転中又は停止中に、模擬入力による機能、性能確認(表示)及び外観確認が可能な設計とする。</p> <p>2)制御室換気設備 (a)常設重大事故等対処設備 制御建屋中央制御室換気設備は、再処理施設の運転中又は停止中に外観点検、性能確認、分解点検が可能な設計とする。 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は、再処理施設の運転中又は停止中に外観点検、性能確認、分解点検が可能な設計とする。</p> <p>(b)可搬型重大事故等対処設備 代替制御建屋中央制御室換気設備は、再処理施設</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類六	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版提出 申請書（今回） ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>観点検，分解点検が可能な設計とする。 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室環境測定設備は，外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>6)制御室放射線計測設備 (a)可搬型重大事故等対処設備 中央制御室放射線計測設備は，再処理施設の運転中又は停止中に外観点検，分解点検が可能な設計とする。 中央制御室放射線計測設備は，外観の確認が可能な設計とする。 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室放射線計測設備は，再処理施設の運転中又は停止中に外観点検，分解点検が可能な設計とする。 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室放射線計測設備は，外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>第6.2.5-1表(1) 制御室(重大事故等時)の設備仕様(1/8) 1.計測制御装置 a)常設重大事故等対処設備 i)監視制御盤(「6.1.4.4.1 中央制御室」と兼用) 個数 1式 ii)安全系監視制御盤(「6.1.4.4.1 中央制御室」と兼用) 個数 1式 b)情報把握計装設備 i)常設重大事故等対処設備 b-1)情報把握計装設備用屋内伝送システム 14系統(うち予備7系統) b-2)建屋間伝送用無線装置 系統 14系統(うち予備7系統) ii)可搬型重大事故等対処設備 b-3)前処理建屋可搬型情報収集装置 台数 2(予備として故障時のバックアップを1台) b-4)分離建屋可搬型情報収集装置 台数 2(予備として故障時のバックアップを1台)</p> <p>第6.2.5-1表(1) 制御室(重大事故等時)の設備仕様</p>	<p>観点検，分解点検が可能な設計とする。 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室環境測定設備は，外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>6)制御室放射線計測設備 (a)可搬型重大事故等対処設備 中央制御室放射線計測設備は，再処理施設の運転中又は停止中に外観点検，分解点検が可能な設計とする。 中央制御室放射線計測設備は，外観の確認が可能な設計とする。 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室放射線計測設備は，再処理施設の運転中又は停止中に外観点検，分解点検が可能な設計とする。 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室放射線計測設備は，外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>第6.2.5-1表(1) 制御室(重大事故等時)の設備仕様(1/8) 1.計測制御装置 a)常設重大事故等対処設備 i)監視制御盤(「6.1.4.4.1 中央制御室」と兼用) 個数 1式 ii)安全系監視制御盤(「6.1.4.4.1 中央制御室」と兼用) 個数 1式 b)情報把握計装設備 i)常設重大事故等対処設備 b-1)情報把握計装設備用屋内伝送システム 14系統(うち予備7系統) b-2)建屋間伝送用無線装置 系統 14系統(うち予備7系統) ii)可搬型重大事故等対処設備 b-3)前処理建屋可搬型情報収集装置 台数 2(予備として故障時のバックアップを1台) b-4)分離建屋可搬型情報収集装置 台数 2(予備として故障時のバックアップを1台)</p> <p>第6.2.5-1表(1) 制御室(重大事故等時)の設備仕様</p>	<p>観点検，分解点検が可能な設計とする。 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室環境測定設備は，外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>6)制御室放射線計測設備 (a)可搬型重大事故等対処設備 中央制御室放射線計測設備は，再処理施設の運転中又は停止中に外観点検，分解点検が可能な設計とする。 中央制御室放射線計測設備は，外観の確認が可能な設計とする。 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室放射線計測設備は，再処理施設の運転中又は停止中に外観点検，分解点検が可能な設計とする。 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室放射線計測設備は，外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>第6.2.5-1表(1) 制御室(重大事故等時)の設備仕様(1/8) 1.計測制御装置 a)常設重大事故等対処設備 i)監視制御盤(「6.1.4.4.1 中央制御室」と兼用) 個数 1式 ii)安全系監視制御盤(「6.1.4.4.1 中央制御室」と兼用) 個数 1式 b)情報把握計装設備 i)常設重大事故等対処設備 b-1)情報把握計装設備用屋内伝送システム 14系統(うち予備7系統) b-2)建屋間伝送用無線装置 系統 14系統(うち予備7系統) ii)可搬型重大事故等対処設備 b-3)前処理建屋可搬型情報収集装置 台数 2(予備として故障時のバックアップを1台) b-4)分離建屋可搬型情報収集装置 台数 2(予備として故障時のバックアップを1台)</p> <p>第6.2.5-1表(1) 制御室(重大事故等時)の設備仕様</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類六	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版提出 申請書（今回） ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>(2/8)</p> <p>b-5) 精製建屋可搬型情報収集装置 台数 2(予備として故障時のバックアップを1台)</p> <p>b-6) ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型情報収集装置 台数 2(予備として故障時のバックアップを1台)</p> <p>b-7) 高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型情報収集装置 台数 2(予備として故障時のバックアップを1台)</p> <p>b-8) 制御建屋可搬型情報収集装置 台数 2(予備として故障時のバックアップを1台)</p> <p>b-9) 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置 台数 2(予備として故障時のバックアップを1台)</p> <p>b-10) 制御建屋可搬型情報表示装置 台数 2(予備として故障時のバックアップを1台)</p> <p>b-11) 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報表示装置 台数 2(予備として故障時のバックアップを1台)</p> <p>第6.2.5-1表(1) 制御室(重大事故等時)の設備仕様(3/8)</p> <p>b-12) 第1 保管庫・貯水所可搬型情報収集装置(MOX燃料加工施設と共用) 台数 2(予備として故障時のバックアップを1台)</p> <p>b-13) 第2 保管庫・貯水所可搬型情報収集装置(MOX燃料加工施設と共用) 台数 2(予備として故障時のバックアップを1台)</p> <p>b-14) 情報把握計装設備可搬型発電機(MOX燃料加工施設と共用) 台数 5(予備として故障時及び待機除外時のバックアップを3台)</p> <p>2. 制御室換気設備 a) 代替制御建屋中央制御室換気設備 i) 可搬型重大事故等対処設備 a-1) 代替中央制御室送風機 台数 5(予備として故障時及び待機除外時のバックアップを3台) 容量 約2,600m³/h/台</p>	<p>(2/8)</p> <p>b-5) 精製建屋可搬型情報収集装置 台数 2(予備として故障時のバックアップを1台)</p> <p>b-6) ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型情報収集装置 台数 2(予備として故障時のバックアップを1台)</p> <p>b-7) 高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型情報収集装置 台数 2(予備として故障時のバックアップを1台)</p> <p>b-8) 制御建屋可搬型情報収集装置 台数 2(予備として故障時のバックアップを1台)</p> <p>b-9) 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置 台数 2(予備として故障時のバックアップを1台)</p> <p>b-10) 制御建屋可搬型情報表示装置 台数 2(予備として故障時のバックアップを1台)</p> <p>b-11) 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報表示装置 台数 2(予備として故障時のバックアップを1台)</p> <p>第6.2.5-1表(1) 制御室(重大事故等時)の設備仕様(3/8)</p> <p>b-12) 第1 保管庫・貯水所可搬型情報収集装置(MOX燃料加工施設と共用) 台数 2(予備として故障時のバックアップを1台)</p> <p>b-13) 第2 保管庫・貯水所可搬型情報収集装置(MOX燃料加工施設と共用) 台数 2(予備として故障時のバックアップを1台)</p> <p>b-14) 情報把握計装設備可搬型発電機(MOX燃料加工施設と共用) 台数 5(予備として故障時及び待機除外時のバックアップを3台)</p> <p>2. 制御室換気設備 a) 代替制御建屋中央制御室換気設備 i) 可搬型重大事故等対処設備 a-1) 代替中央制御室送風機 台数 5(予備として故障時及び待機除外時のバックアップを3台) 容量 約2,600m³/h/台</p>	<p>(2/8)</p> <p>b-5) 精製建屋可搬型情報収集装置 台数 2(予備として故障時のバックアップを1台)</p> <p>b-6) ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型情報収集装置 台数 2(予備として故障時のバックアップを1台)</p> <p>b-7) 高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型情報収集装置 台数 2(予備として故障時のバックアップを1台)</p> <p>b-8) 制御建屋可搬型情報収集装置 台数 2(予備として故障時のバックアップを1台)</p> <p>b-9) 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置 台数 2(予備として故障時のバックアップを1台)</p> <p>b-10) 制御建屋可搬型情報表示装置 台数 2(予備として故障時のバックアップを1台)</p> <p>b-11) 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報表示装置 台数 2(予備として故障時のバックアップを1台)</p> <p>第6.2.5-1表(1) 制御室(重大事故等時)の設備仕様(3/8)</p> <p>b-12) 第1 保管庫・貯水所可搬型情報収集装置(MOX燃料加工施設と共用) 台数 2(予備として故障時のバックアップを1台)</p> <p>b-13) 第2 保管庫・貯水所可搬型情報収集装置(MOX燃料加工施設と共用) 台数 2(予備として故障時のバックアップを1台)</p> <p>b-14) 情報把握計装設備可搬型発電機(MOX燃料加工施設と共用) 台数 5(予備として故障時及び待機除外時のバックアップを3台)</p> <p>2. 制御室換気設備 a) 代替制御建屋中央制御室換気設備 i) 可搬型重大事故等対処設備 a-1) 代替中央制御室送風機 台数 5(予備として故障時及び待機除外時のバックアップを3台) 容量 約2,600m³/h/台</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類六	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版提出 申請書（今回） ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>第6.2.5-1表(1) 制御室(重大事故等時)の設備仕様(4/8)</p> <p>a-2)制御建屋の可搬型ダクト 数量 約3 0 0m / 式(予備として故障時のバックアップを1式)</p> <p>b)制御建屋中央制御室換気設備 i)常設重大事故等対処設備 b-1)中央制御室送風機(「6.1.4.4.1 中央制御室」と兼用) 台数 2(うち予備1台) 容量 約11万m3/h/台</p> <p>b-2)制御建屋の換気ダクト(「6.1.4.4.1 中央制御室」と兼用) 系統 1</p> <p>c)代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備 i)可搬型重大事故等対処設備 c-1)代替制御室送風機 台数 3(予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2 台) 容量 約2,600m3/h/台</p> <p>c-2)使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型ダクト 数量 約300m/式(予備として故障時のバックアップを1式)</p> <p>第6.2.5-1表(1) 制御室(重大事故等時)の設備仕様(5/8)</p> <p>d)使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備 i)常設重大事故等対処設備 d-1)制御室送風機(「6.1.4.4.2 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室」と兼用) 台数 2(うち予備1台) 容量 約6万m3/h/台</p> <p>d-2)使用済燃料受入れ施設及び貯蔵施設の換気ダクト(「6.1.4.4.2 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室」と兼用) 系統 1</p> <p>3.制御室照明設備 a)中央制御室代替照明設備 i)可搬型重大事故等対処設備</p>	<p>第6.2.5-1表(1) 制御室(重大事故等時)の設備仕様(4/8)</p> <p>a-2)制御建屋の可搬型ダクト 数量 約3 0 0m / 式(予備として故障時のバックアップを1式)</p> <p>b)制御建屋中央制御室換気設備 i)常設重大事故等対処設備 b-1)中央制御室送風機(「6.1.4.4.1 中央制御室」と兼用) 台数 2(うち予備1台) 容量 約11万m3/h/台</p> <p>b-2)制御建屋の換気ダクト(「6.1.4.4.1 中央制御室」と兼用) 系統 1</p> <p>c)代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備 i)可搬型重大事故等対処設備 c-1)代替制御室送風機 台数 3(予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2 台) 容量 約2,600m3/h/台</p> <p>c-2)使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型ダクト 数量 約300m/式(予備として故障時のバックアップを1式)</p> <p>第6.2.5-1表(1) 制御室(重大事故等時)の設備仕様(5/8)</p> <p>d)使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備 i)常設重大事故等対処設備 d-1)制御室送風機(「6.1.4.4.2 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室」と兼用) 台数 2(うち予備1台) 容量 約6万m3/h/台</p> <p>d-2)使用済燃料受入れ施設及び貯蔵施設の換気ダクト(「6.1.4.4.2 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室」と兼用) 系統 1</p> <p>3.制御室照明設備 a)中央制御室代替照明設備 i)可搬型重大事故等対処設備</p>	<p>第6.2.5-1表(1) 制御室(重大事故等時)の設備仕様(4/8)</p> <p>a-2)制御建屋の可搬型ダクト 数量 約3 0 0m / 式(予備として故障時のバックアップを1式)</p> <p>b)制御建屋中央制御室換気設備 i)常設重大事故等対処設備 b-1)中央制御室送風機(「6.1.4.4.1 中央制御室」と兼用) 台数 2(うち予備1台) 容量 約11万m3/h/台</p> <p>b-2)制御建屋の換気ダクト(「6.1.4.4.1 中央制御室」と兼用) 系統 1</p> <p>c)代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備 i)可搬型重大事故等対処設備 c-1)代替制御室送風機 台数 3(予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2 台) 容量 約2,600m3/h/台</p> <p>c-2)使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型ダクト 数量 約300m/式(予備として故障時のバックアップを1式)</p> <p>第6.2.5-1表(1) 制御室(重大事故等時)の設備仕様(5/8)</p> <p>d)使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備 i)常設重大事故等対処設備 d-1)制御室送風機(「6.1.4.4.2 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室」と兼用) 台数 2(うち予備1台) 容量 約6万m3/h/台</p> <p>d-2)使用済燃料受入れ施設及び貯蔵施設の換気ダクト(「6.1.4.4.2 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室」と兼用) 系統 1</p> <p>3.制御室照明設備 a)中央制御室代替照明設備 i)可搬型重大事故等対処設備</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類六	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版提出 申請書（今回） ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>a-1) 可搬型代替照明 台数 162(予備として故障時及び待機除外時のバックアップを86台)</p> <p>b) 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室代替照明設備 i) 可搬型重大事故等対処設備 b-1) 可搬型代替照明 台数 36(予備として故障時及び待機除外時のバックアップを19台)</p> <p>第6.2.5-1表 制御室(重大事故等時)の設備仕様(6/8)</p> <p>4. 制御室遮蔽設備 a) 中央制御室遮蔽 i) 常設重大事故等対処設備 a-1) 中央制御室遮蔽(「6.1.4.4.1 中央制御室」と兼用) 外部遮蔽 厚さ 約1.0m以上 材料 コンクリート</p> <p>b) 制御室遮蔽 i) 常設重大事故等対処設備 b-1) 制御室遮蔽(「6.1.4.4.2 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室」と兼用) 外部遮蔽 厚さ 約1.0m以上 材料 コンクリート</p> <p>5. 制御室環境測定設備 a) 中央制御室環境測定設備 i) 可搬型重大事故等対処設備 a-1) 可搬型酸素濃度計 台数 3(予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台) a-2) 可搬型二酸化炭素濃度計 台数 3(予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台)</p> <p>第6.2.5-1表(1) 制御室(重大事故等時)の設備仕様(7/8)</p> <p>a-3) 可搬型窒素酸化物濃度計</p>	<p>a-1) 可搬型代替照明 台数 162(予備として故障時及び待機除外時のバックアップを86台)</p> <p>b) 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室代替照明設備 i) 可搬型重大事故等対処設備 b-1) 可搬型代替照明 台数 36(予備として故障時及び待機除外時のバックアップを19台)</p> <p>第6.2.5-1表 制御室(重大事故等時)の設備仕様(6/8)</p> <p>4. 制御室遮蔽設備 a) 中央制御室遮蔽 i) 常設重大事故等対処設備 a-1) 中央制御室遮蔽(「6.1.4.4.1 中央制御室」と兼用) 外部遮蔽 厚さ 約1.0m以上 材料 コンクリート</p> <p>b) 制御室遮蔽 i) 常設重大事故等対処設備 b-1) 制御室遮蔽(「6.1.4.4.2 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室」と兼用) 外部遮蔽 厚さ 約1.0m以上 材料 コンクリート</p> <p>5. 制御室環境測定設備 a) 中央制御室環境測定設備 i) 可搬型重大事故等対処設備 a-1) 可搬型酸素濃度計 台数 3(予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台) a-2) 可搬型二酸化炭素濃度計 台数 3(予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台)</p> <p>第6.2.5-1表(1) 制御室(重大事故等時)の設備仕様(7/8)</p> <p>a-3) 可搬型窒素酸化物濃度計</p>	<p>a-1) 可搬型代替照明 台数 162(予備として故障時及び待機除外時のバックアップを86台)</p> <p>b) 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室代替照明設備 i) 可搬型重大事故等対処設備 b-1) 可搬型代替照明 台数 36(予備として故障時及び待機除外時のバックアップを19台)</p> <p>第6.2.5-1表 制御室(重大事故等時)の設備仕様(6/8)</p> <p>4. 制御室遮蔽設備 a) 中央制御室遮蔽 i) 常設重大事故等対処設備 a-1) 中央制御室遮蔽(「6.1.4.4.1 中央制御室」と兼用) 外部遮蔽 厚さ 約1.0m以上 材料 コンクリート</p> <p>b) 制御室遮蔽 i) 常設重大事故等対処設備 b-1) 制御室遮蔽(「6.1.4.4.2 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室」と兼用) 外部遮蔽 厚さ 約1.0m以上 材料 コンクリート</p> <p>5. 制御室環境測定設備 a) 中央制御室環境測定設備 i) 可搬型重大事故等対処設備 a-1) 可搬型酸素濃度計 台数 3(予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台) a-2) 可搬型二酸化炭素濃度計 台数 3(予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台)</p> <p>第6.2.5-1表(1) 制御室(重大事故等時)の設備仕様(7/8)</p> <p>a-3) 可搬型窒素酸化物濃度計</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類六	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版提出 申請書（今回） ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>台数 3(予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2 台)</p> <p>b)使用済燃料受入れ施設及び貯蔵施設の制御室環境測 定設備 i)可搬型重大事故等対処設備 b-1)可搬型酸素濃度計 台数 3(予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台) b-2)可搬型二酸化炭素濃度計 台数 3(予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台) b-3)可搬型窒素酸化物濃度計 台数 3(予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台)</p> <p>6 . 制御室放射線計測設備 a)中央制御室放射線計測設備 i)可搬型重大事故等対処設備 a-1)ガンマ線用サーベイメータ (SA) 台数 2(予備として故障時のバックアップを1台)</p> <p>第6.2.5-1表(1) 制御室(重大事故等時)の設備仕様(8/8)</p> <p>a-2)アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) 台数 2(予備として故障時のバックアップを1台) a-3)可搬型ダストサンプラ (SA) 台数 2(予備として故障時のバックアップを1台)</p> <p>b)使用済燃料受入れ施設及び貯蔵施設の制御室放射線計測設備 i)可搬型重大事故等対処設備 b-1)ガンマ線用サーベイメータ (SA) 台数 2(予備として故障時のバックアップを1台)</p> <p>b-2)アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) 台数 2(予備として故障時のバックアップを1台)</p> <p>b-3)可搬型ダストサンプラ (SA) 台数 2(予備として故障時のバックアップを1台)</p>	<p>台数 3(予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2 台)</p> <p>b)使用済燃料受入れ施設及び貯蔵施設の制御室環境測 定設備 i)可搬型重大事故等対処設備 b-1)可搬型酸素濃度計 台数 3(予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台) b-2)可搬型二酸化炭素濃度計 台数 3(予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台) b-3)可搬型窒素酸化物濃度計 台数 3(予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台)</p> <p>6 . 制御室放射線計測設備 a)中央制御室放射線計測設備 i)可搬型重大事故等対処設備 a-1)ガンマ線用サーベイメータ (SA) 台数 2(予備として故障時のバックアップを1台)</p> <p>第6.2.5-1表(1) 制御室(重大事故等時)の設備仕様(8/8)</p> <p>a-2)アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) 台数 2(予備として故障時のバックアップを1台) a-3)可搬型ダストサンプラ (SA) 台数 2(予備として故障時のバックアップを1台)</p> <p>b)使用済燃料受入れ施設及び貯蔵施設の制御室放射線計測設備 i)可搬型重大事故等対処設備 b-1)ガンマ線用サーベイメータ (SA) 台数 2(予備として故障時のバックアップを1台)</p> <p>b-2)アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) 台数 2(予備として故障時のバックアップを1台)</p> <p>b-3)可搬型ダストサンプラ (SA) 台数 2(予備として故障時のバックアップを1台)</p>	<p>台数 3(予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2 台)</p> <p>b)使用済燃料受入れ施設及び貯蔵施設の制御室環境測 定設備 i)可搬型重大事故等対処設備 b-1)可搬型酸素濃度計 台数 3(予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台) b-2)可搬型二酸化炭素濃度計 台数 3(予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台) b-3)可搬型窒素酸化物濃度計 台数 3(予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台)</p> <p>6 . 制御室放射線計測設備 a)中央制御室放射線計測設備 i)可搬型重大事故等対処設備 a-1)ガンマ線用サーベイメータ (SA) 台数 2(予備として故障時のバックアップを1台)</p> <p>第6.2.5-1表(1) 制御室(重大事故等時)の設備仕様(8/8)</p> <p>a-2)アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) 台数 2(予備として故障時のバックアップを1台) a-3)可搬型ダストサンプラ (SA) 台数 2(予備として故障時のバックアップを1台)</p> <p>b)使用済燃料受入れ施設及び貯蔵施設の制御室放射線計測設備 i)可搬型重大事故等対処設備 b-1)ガンマ線用サーベイメータ (SA) 台数 2(予備として故障時のバックアップを1台)</p> <p>b-2)アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) 台数 2(予備として故障時のバックアップを1台)</p> <p>b-3)可搬型ダストサンプラ (SA) 台数 2(予備として故障時のバックアップを1台)</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類六	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 提出 申請書（今回） ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>第6.2.5-1表(2) 制御室(重大事故等時)に関連する電気設備の概略仕様(1/8)</p> <p>1. 計測制御装置 (1) 計測制御装置に関連する受電開閉設備 詳細は「第9.2-10表 常設重大事故等対処設備及び可搬型重大事故等対処設備の主要機器仕様」に記載する。</p> <p>[常設重大事故等対処設備] a. 受電開閉設備 b. 受電変圧器</p> <p>(2) 計測制御装置に関連する所内高圧系統 詳細は「第9.2-10表 常設重大事故等対処設備及び可搬型重大事故等対処設備の主要機器仕様」に記載する。</p> <p>[常設重大事故等対処設備] a. 6.9kV非常用主母線 b. 6.9kV運転予備用主母線 c. 6.9kV常用主母線 d. 6.9kV非常用母線 e. 6.9kV運転予備用母線 f. 6.9kV常用母線</p> <p>第6.2.5-1表(2) 制御室(重大事故時)に関連する電気設備の概略仕様(2/8)</p> <p>(3) 計測制御装置に関連する所内低圧系統 詳細は「第9.2-10表 常設重大事故等対処設備及び可搬型重大事故等対処設備の主要機器仕様」に記載する。</p> <p>[常設重大事故等対処設備] a. 460V非常用母線 b. 460V運転予備用母線</p> <p>(4) 計測制御装置に関連する直流電源設備 詳細は「第9.2-10表 常設重大事故等対処設備及び可搬型重大事故等対処設備の主要機器仕様」に記載</p>	<p>第6.2.5-1表(2) 制御室(重大事故等時)に関連する電気設備の概略仕様(1/8)</p> <p>1. 計測制御装置 (1) 計測制御装置に関連する受電開閉設備 詳細は「第9.2-10表 常設重大事故等対処設備及び可搬型重大事故等対処設備の主要機器仕様」に記載する。</p> <p>[常設重大事故等対処設備] a. 受電開閉設備 b. 受電変圧器</p> <p>(2) 計測制御装置に関連する所内高圧系統 詳細は「第9.2-10表 常設重大事故等対処設備及び可搬型重大事故等対処設備の主要機器仕様」に記載する。</p> <p>[常設重大事故等対処設備] a. 6.9kV非常用主母線 b. 6.9kV運転予備用主母線 c. 6.9kV常用主母線 d. 6.9kV非常用母線 e. 6.9kV運転予備用母線 f. 6.9kV常用母線</p> <p>第6.2.5-1表(2) 制御室(重大事故時)に関連する電気設備の概略仕様(2/8)</p> <p>(3) 計測制御装置に関連する所内低圧系統 詳細は「第9.2-10表 常設重大事故等対処設備及び可搬型重大事故等対処設備の主要機器仕様」に記載する。</p> <p>[常設重大事故等対処設備] a. 460V非常用母線 b. 460V運転予備用母線</p> <p>(4) 計測制御装置に関連する直流電源設備 詳細は「第9.2-10表 常設重大事故等対処設備及び可搬型重大事故等対処設備の主要機器仕様」に記載</p>	<p>第6.2.5-1表(2) 制御室(重大事故等時)に関連する電気設備の概略仕様(1/8)</p> <p>1. 計測制御装置 (1) 計測制御装置に関連する受電開閉設備 詳細は「第9.2-10表 常設重大事故等対処設備及び可搬型重大事故等対処設備の主要機器仕様」に記載する。</p> <p>[常設重大事故等対処設備] a. 受電開閉設備 b. 受電変圧器</p> <p>(2) 計測制御装置に関連する所内高圧系統 詳細は「第9.2-10表 常設重大事故等対処設備及び可搬型重大事故等対処設備の主要機器仕様」に記載する。</p> <p>[常設重大事故等対処設備] a. 6.9kV非常用主母線 b. 6.9kV運転予備用主母線 c. 6.9kV常用主母線 d. 6.9kV非常用母線 e. 6.9kV運転予備用母線 f. 6.9kV常用母線</p> <p>第6.2.5-1表(2) 制御室(重大事故時)に関連する電気設備の概略仕様(2/8)</p> <p>(3) 計測制御装置に関連する所内低圧系統 詳細は「第9.2-10表 常設重大事故等対処設備及び可搬型重大事故等対処設備の主要機器仕様」に記載する。</p> <p>[常設重大事故等対処設備] a. 460V非常用母線 b. 460V運転予備用母線</p> <p>(4) 計測制御装置に関連する直流電源設備 詳細は「第9.2-10表 常設重大事故等対処設備及び可搬型重大事故等対処設備の主要機器仕様」に記載</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類六	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 提出 申請書（今回） ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>する。</p> <p>[常設重大事故等対処設備] a. 第1非常用直流電源設備 b. 第2非常用直流電源設備</p> <p>(5) 計測制御装置に関連する計測制御用交流電源設備 詳細は「第9.2-10表 常設重大事故等対処設備及び可搬型重大事故等対処設備の主要機器仕様」に記載する。</p> <p>[常設重大事故等対処設備] a. 計測制御用交流電源設備</p> <p>第6.2.5-1表(2) 制御室(重大事故等時)に関連する電気設備の概略仕様(3/8)</p> <p>(6) 計測制御装置に関連する代替電源設備 詳細は「第9.2-10表 常設重大事故等対処設備及び可搬型重大事故等対処設備の主要機器仕様」に記載する。</p> <p>[可搬型重大事故等対処設備] a. 前処理建屋可搬型発電機 使用数量 1台 容量 約80kVA/台 b. 分離建屋可搬型発電機 使用数量 1台 容量 約80kVA/台 c. 制御建屋可搬型発電機 使用数量 1台 容量 約80kVA/台 d. ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機 使用数量 1台 容量 約80kVA/台 e. 高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機 使用数量 1台 容量 約80kVA/台 f. 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機 使用数量 1台 容量 約200kVA/台</p>	<p>する。</p> <p>[常設重大事故等対処設備] a. 第1非常用直流電源設備 b. 第2非常用直流電源設備</p> <p>(5) 計測制御装置に関連する計測制御用交流電源設備 詳細は「第9.2-10表 常設重大事故等対処設備及び可搬型重大事故等対処設備の主要機器仕様」に記載する。</p> <p>[常設重大事故等対処設備] a. 計測制御用交流電源設備</p> <p>第6.2.5-1表(2) 制御室(重大事故等時)に関連する電気設備の概略仕様(3/8)</p> <p>(6) 計測制御装置に関連する代替電源設備 詳細は「第9.2-10表 常設重大事故等対処設備及び可搬型重大事故等対処設備の主要機器仕様」に記載する。</p> <p>[可搬型重大事故等対処設備] a. 前処理建屋可搬型発電機 使用数量 1台 容量 約80kVA/台 b. 分離建屋可搬型発電機 使用数量 1台 容量 約80kVA/台 c. 制御建屋可搬型発電機 使用数量 1台 容量 約80kVA/台 d. ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機 使用数量 1台 容量 約80kVA/台 e. 高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機 使用数量 1台 容量 約80kVA/台 f. 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機 使用数量 1台 容量 約200kVA/台</p>	<p>する。</p> <p>[常設重大事故等対処設備] a. 第1非常用直流電源設備 b. 第2非常用直流電源設備</p> <p>(5) 計測制御装置に関連する計測制御用交流電源設備 詳細は「第9.2-10表 常設重大事故等対処設備及び可搬型重大事故等対処設備の主要機器仕様」に記載する。</p> <p>[常設重大事故等対処設備] a. 計測制御用交流電源設備</p> <p>第6.2.5-1表(2) 制御室(重大事故等時)に関連する電気設備の概略仕様(3/8)</p> <p>(6) 計測制御装置に関連する代替電源設備 詳細は「第9.2-10表 常設重大事故等対処設備及び可搬型重大事故等対処設備の主要機器仕様」に記載する。</p> <p>[可搬型重大事故等対処設備] a. 前処理建屋可搬型発電機 使用数量 1台 容量 約80kVA/台 b. 分離建屋可搬型発電機 使用数量 1台 容量 約80kVA/台 c. 制御建屋可搬型発電機 使用数量 1台 容量 約80kVA/台 d. ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機 使用数量 1台 容量 約80kVA/台 e. 高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機 使用数量 1台 容量 約80kVA/台 f. 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機 使用数量 1台 容量 約200kVA/台</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類六	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版提出 申請書（今回） ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>第6.2.5-1表(2) 制御室(重大事故等時)に関連する電気設備の概略仕様(4/8)</p> <p>(7)計測制御装置に関連する代替所内電気設備 詳細は「第9.2-10表 常設重大事故等対処設備及び可搬型重大事故等対処設備の主要機器仕様」に記載する。</p> <p>〔常設重大事故等対処設備〕 a. 前処理建屋の重大事故対処用母線(常設分電盤, 常設電源ケーブル) 使用数量 1系統 b. 分離建屋の重大事故対処用母線(常設分電盤, 常設電源ケーブル) 使用数量 1系統 c. 精製建屋の重大事故対処用母線(常設分電盤, 常設電源ケーブル) 使用数量 1系統 d. ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の重大事故対処用母線(常設分電盤, 常設電源ケーブル) 使用数量 1系統 e. 高レベル廃液ガラス固化建屋の重大事故対処用母線(常設分電盤, 常設電源ケーブル) 使用数量 1系統</p> <p>〔可搬型重大事故等対処設備〕 f. 前処理建屋の可搬型電源ケーブル 使用数量 1式 g. 分離建屋の可搬型電源ケーブル 使用数量 1式</p>	<p>第6.2.5-1表(2) 制御室(重大事故等時)に関連する電気設備の概略仕様(4/8)</p> <p>(7)計測制御装置に関連する代替所内電気設備 詳細は「第9.2-10表 常設重大事故等対処設備及び可搬型重大事故等対処設備の主要機器仕様」に記載する。</p> <p>〔常設重大事故等対処設備〕 a. 前処理建屋の重大事故対処用母線(常設分電盤, 常設電源ケーブル) 使用数量 1系統 b. 分離建屋の重大事故対処用母線(常設分電盤, 常設電源ケーブル) 使用数量 1系統 c. 精製建屋の重大事故対処用母線(常設分電盤, 常設電源ケーブル) 使用数量 1系統 d. ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の重大事故対処用母線(常設分電盤, 常設電源ケーブル) 使用数量 1系統 e. 高レベル廃液ガラス固化建屋の重大事故対処用母線(常設分電盤, 常設電源ケーブル) 使用数量 1系統</p> <p>〔可搬型重大事故等対処設備〕 f. 前処理建屋の可搬型電源ケーブル 使用数量 1式 g. 分離建屋の可搬型電源ケーブル 使用数量 1式</p>	<p>第6.2.5-1表(2) 制御室(重大事故等時)に関連する電気設備の概略仕様(4/8)</p> <p>(7)計測制御装置に関連する代替所内電気設備 詳細は「第9.2-10表 常設重大事故等対処設備及び可搬型重大事故等対処設備の主要機器仕様」に記載する。</p> <p>〔常設重大事故等対処設備〕 a. 前処理建屋の重大事故対処用母線(常設分電盤, 常設電源ケーブル) 使用数量 1系統 b. 分離建屋の重大事故対処用母線(常設分電盤, 常設電源ケーブル) 使用数量 1系統 c. 精製建屋の重大事故対処用母線(常設分電盤, 常設電源ケーブル) 使用数量 1系統 d. ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の重大事故対処用母線(常設分電盤, 常設電源ケーブル) 使用数量 1系統 e. 高レベル廃液ガラス固化建屋の重大事故対処用母線(常設分電盤, 常設電源ケーブル) 使用数量 1系統</p> <p>〔可搬型重大事故等対処設備〕 f. 前処理建屋の可搬型電源ケーブル 使用数量 1式 g. 分離建屋の可搬型電源ケーブル 使用数量 1式</p>	
<p>第6.2.5-1表(2) 制御室(重大事故等時)に関連する電気設備の概略仕様(5/8)</p> <p>h. 精製建屋の可搬型電源ケーブル 使用数量 1式 i. 制御建屋の可搬型電源ケーブル 使用数量 1式 j. ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の可搬型電源ケーブル 使用数量 1式</p>	<p>第6.2.5-1表(2) 制御室(重大事故等時)に関連する電気設備の概略仕様(5/8)</p> <p>h. 精製建屋の可搬型電源ケーブル 使用数量 1式 i. 制御建屋の可搬型電源ケーブル 使用数量 1式 j. ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の可搬型電源ケーブル 使用数量 1式</p>	<p>第6.2.5-1表(2) 制御室(重大事故等時)に関連する電気設備の概略仕様(5/8)</p> <p>h. 精製建屋の可搬型電源ケーブル 使用数量 1式 i. 制御建屋の可搬型電源ケーブル 使用数量 1式 j. ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の可搬型電源ケーブル 使用数量 1式</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類六	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版提出 申請書（今回） ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>k. 高レベル廃液ガラス固化建屋の可搬型電源ケーブル 使用数量 1式 1. 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型電源ケーブル 使用数量 1式</p> <p>第6.2.5-1表(2) 制御室(重大事故等時)に関連する電気設備の概略仕様(6/8)</p> <p>2. 制御室換気設備 (1)制御室換気設備に関連する受電開閉設備 詳細は「第9.2-10表 常設重大事故等対処設備及び可搬型重大事故等対処設備の主要機器仕様」に記載する。 [常設重大事故等対処設備] a. 受電開閉設備 b. 受電変圧器</p> <p>(2)制御室(重大事故時)に関連する所内高圧系統 詳細は「第9.2-10表 常設重大事故等対処設備及び可搬型重大事故等対処設備の主要機器仕様」に記載する。 [常設重大事故等対処設備] a. 6.9kV非常用主母線 b. 6.9kV常用主母線</p> <p>(3)制御室換気設備に関連する所内低圧系統 [常設重大事故等対処設備] a. 460V非常用母線</p> <p>第6.2.5-1表(2) 制御室(重大事故等時)に関連する電気設備の概略仕様(7/8)</p> <p>(4)制御室換気設備に関連する代替電源設備 詳細は「第9.2-10表 常設重大事故等対処設備及び可搬型重大事故等対処設備の主要機器仕様」に記載する。 [可搬型重大事故等対処設備] a. 制御建屋可搬型発電機</p>	<p>k. 高レベル廃液ガラス固化建屋の可搬型電源ケーブル 使用数量 1式 1. 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型電源ケーブル 使用数量 1式</p> <p>第6.2.5-1表(2) 制御室(重大事故等時)に関連する電気設備の概略仕様(6/8)</p> <p>2. 制御室換気設備 (1)制御室換気設備に関連する受電開閉設備 詳細は「第9.2-10表 常設重大事故等対処設備及び可搬型重大事故等対処設備の主要機器仕様」に記載する。 [常設重大事故等対処設備] a. 受電開閉設備 b. 受電変圧器</p> <p>(2)制御室(重大事故時)に関連する所内高圧系統 詳細は「第9.2-10表 常設重大事故等対処設備及び可搬型重大事故等対処設備の主要機器仕様」に記載する。 [常設重大事故等対処設備] a. 6.9kV非常用主母線 b. 6.9kV常用主母線</p> <p>(3)制御室換気設備に関連する所内低圧系統 [常設重大事故等対処設備] a. 460V非常用母線</p> <p>第6.2.5-1表(2) 制御室(重大事故等時)に関連する電気設備の概略仕様(7/8)</p> <p>(4)制御室換気設備に関連する代替電源設備 詳細は「第9.2-10表 常設重大事故等対処設備及び可搬型重大事故等対処設備の主要機器仕様」に記載する。 [可搬型重大事故等対処設備] a. 制御建屋可搬型発電機</p>	<p>k. 高レベル廃液ガラス固化建屋の可搬型電源ケーブル 使用数量 1式 1. 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型電源ケーブル 使用数量 1式</p> <p>第6.2.5-1表(2) 制御室(重大事故等時)に関連する電気設備の概略仕様(6/8)</p> <p>2. 制御室換気設備 (1)制御室換気設備に関連する受電開閉設備 詳細は「第9.2-10表 常設重大事故等対処設備及び可搬型重大事故等対処設備の主要機器仕様」に記載する。 [常設重大事故等対処設備] a. 受電開閉設備 b. 受電変圧器</p> <p>(2)制御室(重大事故時)に関連する所内高圧系統 詳細は「第9.2-10表 常設重大事故等対処設備及び可搬型重大事故等対処設備の主要機器仕様」に記載する。 [常設重大事故等対処設備] a. 6.9kV非常用主母線 b. 6.9kV常用主母線</p> <p>(3)制御室換気設備に関連する所内低圧系統 [常設重大事故等対処設備] a. 460V非常用母線</p> <p>第6.2.5-1表(2) 制御室(重大事故等時)に関連する電気設備の概略仕様(7/8)</p> <p>(4)制御室換気設備に関連する代替電源設備 詳細は「第9.2-10表 常設重大事故等対処設備及び可搬型重大事故等対処設備の主要機器仕様」に記載する。 [可搬型重大事故等対処設備] a. 制御建屋可搬型発電機</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類六	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版提出 申請書（今回） ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>使用数量 1台 容量 約80kVA/台 b. 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機 使用数量 1台 容量 約200kVA/台</p> <p>(5)制御室換気設備に関連する代替所内電気設備 詳細は「第9.2-10 表 常設重大事故等対処設備及び可搬型重大事故等対処設備の主要機器仕様」に記載する。)</p> <p>[可搬型重大事故等対処設備] a. 制御建屋の可搬型分電盤 使用数量 1面 b. 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型分電盤 使用数量 1面 c. 制御建屋の可搬型電源ケーブル 使用数量 1式</p> <p>第6.2.5-1表(2) 制御室(重大事故等時)に関連する電気設備の概略仕様(8/8)</p> <p>d. 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型電源ケーブル 使用数量 1式</p> <p>第6.2.5-1表(3) 制御室(重大事故等時)に関連する補機駆動用燃料補給設備の概略仕様(1/2)</p> <p>1. 計測制御装置 (1)計測制御装置に関連する補機駆動用燃料補給設備 詳細は「第9.14-1表 補機駆動用燃料補給設備の設備仕様」に記載する。</p> <p>[可搬型重大事故等対処設備] c. 軽油用タンクローリ 使用数量 4台 容量 約4kL/台</p> <p>第6.2.5-1表(3) 制御室(重大事故等時)に関連する補</p>	<p>使用数量 1台 容量 約80kVA/台 b. 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機 使用数量 1台 容量 約200kVA/台</p> <p>(5)制御室換気設備に関連する代替所内電気設備 詳細は「第9.2-10 表 常設重大事故等対処設備及び可搬型重大事故等対処設備の主要機器仕様」に記載する。)</p> <p>[可搬型重大事故等対処設備] a. 制御建屋の可搬型分電盤 使用数量 1面 b. 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型分電盤 使用数量 1面 c. 制御建屋の可搬型電源ケーブル 使用数量 1式</p> <p>第6.2.5-1表(2) 制御室(重大事故等時)に関連する電気設備の概略仕様(8/8)</p> <p>d. 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型電源ケーブル 使用数量 1式</p> <p>第6.2.5-1表(3) 制御室(重大事故等時)に関連する補機駆動用燃料補給設備の概略仕様(1/2)</p> <p>1. 計測制御装置 (1)計測制御装置に関連する補機駆動用燃料補給設備 詳細は「第9.14-1表 補機駆動用燃料補給設備の設備仕様」に記載する。</p> <p>[可搬型重大事故等対処設備] c. 軽油用タンクローリ 使用数量 4台 容量 約4kL/台</p> <p>第6.2.5-1表(3) 制御室(重大事故等時)に関連する補</p>	<p>使用数量 1台 容量 約80kVA/台 b. 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機 使用数量 1台 容量 約200kVA/台</p> <p>(5)制御室換気設備に関連する代替所内電気設備 詳細は「第9.2-10 表 常設重大事故等対処設備及び可搬型重大事故等対処設備の主要機器仕様」に記載する。)</p> <p>[可搬型重大事故等対処設備] a. 制御建屋の可搬型分電盤 使用数量 1面 b. 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型分電盤 使用数量 1面 c. 制御建屋の可搬型電源ケーブル 使用数量 1式</p> <p>第6.2.5-1表(2) 制御室(重大事故等時)に関連する電気設備の概略仕様(8/8)</p> <p>d. 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型電源ケーブル 使用数量 1式</p> <p>第6.2.5-1表(3) 制御室(重大事故等時)に関連する補機駆動用燃料補給設備の概略仕様(1/2)</p> <p>1. 計測制御装置 (1)計測制御装置に関連する補機駆動用燃料補給設備 詳細は「第9.14-1表 補機駆動用燃料補給設備の設備仕様」に記載する。</p> <p>[可搬型重大事故等対処設備] c. 軽油用タンクローリ 使用数量 4台 容量 約4kL/台</p> <p>第6.2.5-1表(3) 制御室(重大事故等時)に関連する補</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類六	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版提出 申請書（今回） ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>機駆動用燃料補給設備の概略仕様(2/2)</p> <p>2. 制御室換気設備 (1) 制御室換気設備に関連する補機駆動用燃料補給設備 詳細は「第9.14-1表 補機駆動用燃料補給設備の設備仕様」に記載する。</p> <p>[常設重大事故等対処設備] a. 第1軽油貯槽 使用数量 4基 容量 約100m³/基 b. 第2軽油貯槽 使用数量 4基 容量 約100m³/基</p> <p>[可搬型重大事故等対処設備] c. 軽油用タンクローリ 使用数量 4台 容量 約4kL/台</p>	<p>機駆動用燃料補給設備の概略仕様(2/2)</p> <p>2. 制御室換気設備 (1) 制御室換気設備に関連する補機駆動用燃料補給設備 詳細は「第9.14-1表 補機駆動用燃料補給設備の設備仕様」に記載する。</p> <p>[常設重大事故等対処設備] a. 第1軽油貯槽 使用数量 4基 容量 約100m³/基 b. 第2軽油貯槽 使用数量 4基 容量 約100m³/基</p> <p>[可搬型重大事故等対処設備] c. 軽油用タンクローリ 使用数量 4台 容量 約4kL/台</p>	<p>機駆動用燃料補給設備の概略仕様(2/2)</p> <p>2. 制御室換気設備 (1) 制御室換気設備に関連する補機駆動用燃料補給設備 詳細は「第9.14-1表 補機駆動用燃料補給設備の設備仕様」に記載する。</p> <p>[常設重大事故等対処設備] a. 第1軽油貯槽 使用数量 4基 容量 約100m³/基 b. 第2軽油貯槽 使用数量 4基 容量 約100m³/基</p> <p>[可搬型重大事故等対処設備] c. 軽油用タンクローリ 使用数量 4台 容量 約4kL/台</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類八	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>第5-1表 重大事故等対処における手順の概要 (12/15)</p> <p>1.11 制御室の居住性等に関する手順等 方針目的 重大事故等が発生した場合において、実施組織要員が制御室にとどまるために必要な対処設備及び資機材を整備しており、この対処設備及び資機材を活用した手順等を整備する。</p> <p>対応手段等 制御室の換気を確保するための措置 代替中央制御室送風機による中央制御室の換気の確保</p> <p>【着手判断】 中央制御室送風機が機能喪失若しくは制御建屋の換気ダクトの損傷により、制御建屋中央制御室換気設備が機能喪失している場合又は外部電源が喪失し、第2非常用ディーゼル発電機を運転できない場合、手順に着手する。</p> <p>【代替中央制御室送風機による起動】 制御建屋の可搬型分電盤を制御建屋内に設置し、制御建屋可搬型発電機と代替中央制御室送風機を制御建屋の可搬型分電盤を介して制御建屋の可搬型電源ケーブルにより接続する。 制御建屋の可搬型ダクトを代替中央制御室送風機から中央制御室まで敷設する。 制御建屋可搬型発電機を起動し、その後代替中央制御室送風機を起動する。 手順の成否は、制御建屋可搬型発電機及び代替中央制御室送風機が正常に起動し、中央制御室内の酸素濃度が19%以上、かつ、二酸化炭素濃度が1.0%以下であることにより確認する。</p> <p>1.11 制御室の居住性等に関する手順等 対応手段等 制御室の換気を確保するための措置 代替制御室送風機による使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気の確保</p> <p>【着手判断】 制御室送風機が機能喪失若しくは使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の換気ダクトの損傷により、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備が機能喪失して</p>	<p>第5-1表 重大事故等対処における手順の概要 (12/15)</p> <p>1.11 制御室の居住性等に関する手順等 方針目的 重大事故等が発生した場合において、実施組織要員が制御室にとどまるために必要な対処設備及び資機材を整備しており、この対処設備及び資機材を活用した手順等を整備する。</p> <p>対応手段等 制御室の換気を確保するための措置 代替中央制御室送風機による中央制御室の換気の確保</p> <p>【着手判断】 中央制御室送風機が機能喪失若しくは制御建屋の換気ダクトの損傷により、制御建屋中央制御室換気設備が機能喪失している場合又は外部電源が喪失し、第2非常用ディーゼル発電機を運転できない場合、手順に着手する。</p> <p>【代替中央制御室送風機による起動】 制御建屋の可搬型分電盤を制御建屋内に設置し、制御建屋可搬型発電機と代替中央制御室送風機を制御建屋の可搬型分電盤を介して制御建屋の可搬型電源ケーブルにより接続する。 制御建屋の可搬型ダクトを代替中央制御室送風機から中央制御室まで敷設する。 制御建屋可搬型発電機を起動し、その後代替中央制御室送風機を起動する。 手順の成否は、制御建屋可搬型発電機及び代替中央制御室送風機が正常に起動し、中央制御室内の酸素濃度が19%以上、かつ、二酸化炭素濃度が1.0%以下であることにより確認する。</p> <p>1.11 制御室の居住性等に関する手順等 対応手段等 制御室の換気を確保するための措置 代替制御室送風機による使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気の確保</p> <p>【着手判断】 制御室送風機が機能喪失若しくは使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の換気ダクトの損傷により、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備が機能喪失して</p>	<p>第5-1表 重大事故等対処における手順の概要 (12/15)</p> <p>1.11 制御室の居住性等に関する手順等 方針目的 重大事故等が発生した場合において、実施組織要員が制御室にとどまるために必要な対処設備及び資機材を整備しており、この対処設備及び資機材を活用した手順等を整備する。</p> <p>対応手段等 制御室の換気を確保するための措置 代替中央制御室送風機による中央制御室の換気の確保</p> <p>【着手判断】 中央制御室送風機が機能喪失若しくは制御建屋の換気ダクトの損傷により、制御建屋中央制御室換気設備が機能喪失している場合又は外部電源が喪失し、第2非常用ディーゼル発電機を運転できない場合、手順に着手する。</p> <p>【代替中央制御室送風機による起動】 制御建屋の可搬型分電盤を制御建屋内に設置し、制御建屋可搬型発電機と代替中央制御室送風機を制御建屋の可搬型分電盤を介して制御建屋の可搬型電源ケーブルにより接続する。 制御建屋の可搬型ダクトを代替中央制御室送風機から中央制御室まで敷設する。 制御建屋可搬型発電機を起動し、その後代替中央制御室送風機を起動する。 手順の成否は、制御建屋可搬型発電機及び代替中央制御室送風機が正常に起動し、中央制御室内の酸素濃度が19%以上、かつ、二酸化炭素濃度が1.0%以下であることにより確認する。</p> <p>1.11 制御室の居住性等に関する手順等 対応手段等 制御室の換気を確保するための措置 代替制御室送風機による使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気の確保</p> <p>【着手判断】 制御室送風機が機能喪失若しくは使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の換気ダクトの損傷により、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備が機能喪失して</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類八	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>いる場合又は外部電源が喪失し、第1非常用ディーゼル発電機を運転できない場合、手順に着手する。</p> <p>【代替制御室送風機による起動】</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型分電盤を使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に設置し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機と代替制御室送風機を使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型分電盤を介して使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型電源ケーブルにより接続する。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型ダクトを代替制御室送風機から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室まで敷設する。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機を起動し、その後代替制御室送風機を起動する。</p> <p>手順の成否は、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機及び代替制御室送風機が正常に起動し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の酸素濃度が19%以上、かつ、二酸化炭素濃度が1.0%以下であることにより確認する。</p> <p>1.11 制御室の居住性等に関する手順等 対応手段等 制御室の照明を確保する措置 可搬型代替照明による中央制御室の照明の確保 【着手判断】</p> <p>非常用照明の損傷又は電気設備の損傷により中央制御室の照明が使用できない場合、手順に着手する。</p> <p>【可搬型代替照明による点灯】</p> <p>可搬型代替照明を制御建屋内の保管場所から中央制御室内に運搬し、設置する。</p> <p>可搬型代替照明を起動する。</p> <p>可搬型代替照明の点灯を確認する。</p> <p>手順の成否は、可搬型代替照明が正常に点灯し、想定される重大事故等時に実施組織要員が中央制御室で操作可能な照明を確保できていることにより確認する。</p> <p>対応手段等 制御室の照明を確保する措置 可搬型代替照明による使用済燃料の受入れ施設及び</p>	<p>いる場合又は外部電源が喪失し、第1非常用ディーゼル発電機を運転できない場合、手順に着手する。</p> <p>【代替制御室送風機による起動】</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型分電盤を使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に設置し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機と代替制御室送風機を使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型分電盤を介して使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型電源ケーブルにより接続する。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型ダクトを代替制御室送風機から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室まで敷設する。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機を起動し、その後代替制御室送風機を起動する。</p> <p>手順の成否は、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機及び代替制御室送風機が正常に起動し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の酸素濃度が19%以上、かつ、二酸化炭素濃度が1.0%以下であることにより確認する。</p> <p>1.11 制御室の居住性等に関する手順等 対応手段等 制御室の照明を確保する措置 可搬型代替照明による中央制御室の照明の確保 【着手判断】</p> <p>非常用照明の損傷又は電気設備の損傷により中央制御室の照明が使用できない場合、手順に着手する。</p> <p>【可搬型代替照明による点灯】</p> <p>可搬型代替照明を制御建屋内の保管場所から中央制御室内に運搬し、設置する。</p> <p>可搬型代替照明を起動する。</p> <p>可搬型代替照明の点灯を確認する。</p> <p>手順の成否は、可搬型代替照明が正常に点灯し、想定される重大事故等時に実施組織要員が中央制御室で操作可能な照明を確保できていることにより確認する。</p> <p>対応手段等 制御室の照明を確保する措置 可搬型代替照明による使用済燃料の受入れ施設及び</p>	<p>いる場合又は外部電源が喪失し、第1非常用ディーゼル発電機を運転できない場合、手順に着手する。</p> <p>【代替制御室送風機による起動】</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型分電盤を使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に設置し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機と代替制御室送風機を使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型分電盤を介して使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型電源ケーブルにより接続する。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型ダクトを代替制御室送風機から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室まで敷設する。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機を起動し、その後代替制御室送風機を起動する。</p> <p>手順の成否は、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機及び代替制御室送風機が正常に起動し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の酸素濃度が19%以上、かつ、二酸化炭素濃度が1.0%以下であることにより確認する。</p> <p>1.11 制御室の居住性等に関する手順等 対応手段等 制御室の照明を確保する措置 可搬型代替照明による中央制御室の照明の確保 【着手判断】</p> <p>非常用照明の損傷又は電気設備の損傷により中央制御室の照明が使用できない場合、手順に着手する。</p> <p>【可搬型代替照明による点灯】</p> <p>可搬型代替照明を制御建屋内の保管場所から中央制御室内に運搬し、設置する。</p> <p>可搬型代替照明を起動する。</p> <p>可搬型代替照明の点灯を確認する。</p> <p>手順の成否は、可搬型代替照明が正常に点灯し、想定される重大事故等時に実施組織要員が中央制御室で操作可能な照明を確保できていることにより確認する。</p> <p>対応手段等 制御室の照明を確保する措置 可搬型代替照明による使用済燃料の受入れ施設及び</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類八	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>貯蔵施設の制御室の照明の確保</p> <p>【着手判断】 非常用照明の損傷又は電気設備の損傷により使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の照明が使用できない場合、手順に着手する。</p> <p>【可搬型代替照明による点灯】 可搬型代替照明を使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の保管場所から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内に運搬し、設置する。 可搬型代替照明を起動する。 可搬型代替照明の点灯を確認する。 手順の成否は、可搬型代替照明が正常に点灯し、想定される重大事故等時に実施組織要員が使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室で操作可能な照明を確保できていることにより確認する。</p> <p>1.11 制御室の居住性等に関する手順等 対応手段等 制御室の酸素等濃度測定に関する措置 中央制御室の酸素及び二酸化炭素の濃度測定</p> <p>【着手判断】 代替中央制御室送風機にて中央制御室を換気している場合又は共通電源車からの受電による制御建屋中央制御室換気設備の再循環運転中の場合、手順に着手する。</p> <p>【可搬型酸素濃度計及び可搬型二酸化炭素濃度計による測定】 可搬型酸素濃度計及び可搬型二酸化炭素濃度計を起動し、中央制御室内の酸素及び二酸化炭素の濃度を測定する。 中央制御室の酸素濃度が19%を下回る場合又は二酸化炭素濃度が1.0%を上回る場合には、予備機への切替運転や外気の入力を開始する。 手順の成否は、可搬型酸素濃度計及び可搬型二酸化炭素濃度計が正常に起動し、中央制御室の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障のない範囲であることにより確認する。</p> <p>中央制御室の窒素酸化物の濃度測定</p> <p>【着手判断】 再処理施設内で窒素酸化物の発生が予測される場合、手順に着手する。</p>	<p>貯蔵施設の制御室の照明の確保</p> <p>【着手判断】 非常用照明の損傷又は電気設備の損傷により使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の照明が使用できない場合、手順に着手する。</p> <p>【可搬型代替照明による点灯】 可搬型代替照明を使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の保管場所から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内に運搬し、設置する。 可搬型代替照明を起動する。 可搬型代替照明の点灯を確認する。 手順の成否は、可搬型代替照明が正常に点灯し、想定される重大事故等時に実施組織要員が使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室で操作可能な照明を確保できていることにより確認する。</p> <p>1.11 制御室の居住性等に関する手順等 対応手段等 制御室の酸素等濃度測定に関する措置 中央制御室の酸素及び二酸化炭素の濃度測定</p> <p>【着手判断】 代替中央制御室送風機にて中央制御室を換気している場合又は共通電源車からの受電による制御建屋中央制御室換気設備の再循環運転中の場合、手順に着手する。</p> <p>【可搬型酸素濃度計及び可搬型二酸化炭素濃度計による測定】 可搬型酸素濃度計及び可搬型二酸化炭素濃度計を起動し、中央制御室内の酸素及び二酸化炭素の濃度を測定する。 中央制御室の酸素濃度が19%を下回る場合又は二酸化炭素濃度が1.0%を上回る場合には、予備機への切替運転や外気の入力を開始する。 手順の成否は、可搬型酸素濃度計及び可搬型二酸化炭素濃度計が正常に起動し、中央制御室の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障のない範囲であることにより確認する。</p> <p>中央制御室の窒素酸化物の濃度測定</p> <p>【着手判断】 再処理施設内で窒素酸化物の発生が予測される場合、手順に着手する。</p>	<p>貯蔵施設の制御室の照明の確保</p> <p>【着手判断】 非常用照明の損傷又は電気設備の損傷により使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の照明が使用できない場合、手順に着手する。</p> <p>【可搬型代替照明による点灯】 可搬型代替照明を使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の保管場所から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内に運搬し、設置する。 可搬型代替照明を起動する。 可搬型代替照明の点灯を確認する。 手順の成否は、可搬型代替照明が正常に点灯し、想定される重大事故等時に実施組織要員が使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室で操作可能な照明を確保できていることにより確認する。</p> <p>1.11 制御室の居住性等に関する手順等 対応手段等 制御室の酸素等濃度測定に関する措置 中央制御室の酸素及び二酸化炭素の濃度測定</p> <p>【着手判断】 代替中央制御室送風機にて中央制御室を換気している場合又は共通電源車からの受電による制御建屋中央制御室換気設備の再循環運転中の場合、手順に着手する。</p> <p>【可搬型酸素濃度計及び可搬型二酸化炭素濃度計による測定】 可搬型酸素濃度計及び可搬型二酸化炭素濃度計を起動し、中央制御室内の酸素及び二酸化炭素の濃度を測定する。 中央制御室の酸素濃度が19%を下回る場合又は二酸化炭素濃度が1.0%を上回る場合には、予備機への切替運転や外気の入力を開始する。 手順の成否は、可搬型酸素濃度計及び可搬型二酸化炭素濃度計が正常に起動し、中央制御室の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障のない範囲であることにより確認する。</p> <p>中央制御室の窒素酸化物の濃度測定</p> <p>【着手判断】 再処理施設内で窒素酸化物の発生が予測される場合、手順に着手する。</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類八	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>【可搬型窒素酸化物濃度計による測定】 可搬型窒素酸化物濃度計を起動し、中央制御室内の窒素酸化物の濃度を測定する。 中央制御室の窒素酸化物濃度が0.2 p p mを上回る場合には、外気の入入れを停止する。 手順の成否は、可搬型窒素酸化物濃度計が正常に起動し、中央制御室の窒素酸化物濃度が活動に支障のない範囲であることにより確認する。</p> <p>1.11 制御室の居住性等に関する手順等 対応手段等 制御室の酸素等濃度測定に関する措置 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の酸素及び二酸化炭素の濃度測定</p> <p>【着手判断】 代替制御室送風機にて使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室を換気している場合又は共通電源車からの受電による使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の再循環運転中の場合、手順に着手する。</p> <p>【可搬型酸素濃度計及び可搬型二酸化炭素濃度計による測定】 可搬型酸素濃度計及び可搬型二酸化炭素濃度計を起動し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の酸素及び二酸化炭素の濃度を測定する。 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の酸素濃度が19%を下回る場合又は二酸化炭素濃度が1.0%を上回る場合には、予備機への切替運転や外気の入入れを開始する。 手順の成否は、可搬型酸素濃度計及び可搬型二酸化炭素濃度計が正常に起動し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障のない範囲であることにより確認する。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の窒素酸化物の濃度測定</p> <p>【着手判断】 再処理施設内で窒素酸化物の発生が予測される場合、手順に着手する。</p> <p>【可搬型窒素酸化物濃度計による測定】 可搬型窒素酸化物濃度計を起動し、使用済燃料の</p>	<p>【可搬型窒素酸化物濃度計による測定】 可搬型窒素酸化物濃度計を起動し、中央制御室内の窒素酸化物の濃度を測定する。 中央制御室の窒素酸化物濃度が0.2 p p mを上回る場合には、外気の入入れを停止する。 手順の成否は、可搬型窒素酸化物濃度計が正常に起動し、中央制御室の窒素酸化物濃度が活動に支障のない範囲であることにより確認する。</p> <p>1.11 制御室の居住性等に関する手順等 対応手段等 制御室の酸素等濃度測定に関する措置 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の酸素及び二酸化炭素の濃度測定</p> <p>【着手判断】 代替制御室送風機にて使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室を換気している場合又は共通電源車からの受電による使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の再循環運転中の場合、手順に着手する。</p> <p>【可搬型酸素濃度計及び可搬型二酸化炭素濃度計による測定】 可搬型酸素濃度計及び可搬型二酸化炭素濃度計を起動し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の酸素及び二酸化炭素の濃度を測定する。 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の酸素濃度が19%を下回る場合又は二酸化炭素濃度が1.0%を上回る場合には、予備機への切替運転や外気の入入れを開始する。 手順の成否は、可搬型酸素濃度計及び可搬型二酸化炭素濃度計が正常に起動し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障のない範囲であることにより確認する。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の窒素酸化物の濃度測定</p> <p>【着手判断】 再処理施設内で窒素酸化物の発生が予測される場合、手順に着手する。</p> <p>【可搬型窒素酸化物濃度計による測定】 可搬型窒素酸化物濃度計を起動し、使用済燃料の</p>	<p>【可搬型窒素酸化物濃度計による測定】 可搬型窒素酸化物濃度計を起動し、中央制御室内の窒素酸化物の濃度を測定する。 中央制御室の窒素酸化物濃度が0.2 p p mを上回る場合には、外気の入入れを停止する。 手順の成否は、可搬型窒素酸化物濃度計が正常に起動し、中央制御室の窒素酸化物濃度が活動に支障のない範囲であることにより確認する。</p> <p>1.11 制御室の居住性等に関する手順等 対応手段等 制御室の酸素等濃度測定に関する措置 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の酸素及び二酸化炭素の濃度測定</p> <p>【着手判断】 代替制御室送風機にて使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室を換気している場合又は共通電源車からの受電による使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の再循環運転中の場合、手順に着手する。</p> <p>【可搬型酸素濃度計及び可搬型二酸化炭素濃度計による測定】 可搬型酸素濃度計及び可搬型二酸化炭素濃度計を起動し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の酸素及び二酸化炭素の濃度を測定する。 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の酸素濃度が19%を下回る場合又は二酸化炭素濃度が1.0%を上回る場合には、予備機への切替運転や外気の入入れを開始する。 手順の成否は、可搬型酸素濃度計及び可搬型二酸化炭素濃度計が正常に起動し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障のない範囲であることにより確認する。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の窒素酸化物の濃度測定</p> <p>【着手判断】 再処理施設内で窒素酸化物の発生が予測される場合、手順に着手する。</p> <p>【可搬型窒素酸化物濃度計による測定】 可搬型窒素酸化物濃度計を起動し、使用済燃料の</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類八	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の窒素酸化物の濃度を測定する。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の窒素酸化物濃度が0.2 p p mを上回る場合には、外気の取入れを停止する。</p> <p>手順の成否は、可搬型窒素酸化物濃度計が正常に起動し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の窒素酸化物濃度が活動に支障のない範囲であることにより確認する。</p> <p>1.11 制御室の居住性等に関する手順等 対応手段等 制御室の放射線計測に関する措置 中央制御室の放射線計測 【着手判断】 主排気筒モニタが機能喪失しており、かつ、再処理施設内で放射性物質の放出が予測される場合、手順に着手する。 【ガンマ線用サーベイメータ（SA）、アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）及び可搬型ダストサンプラ（SA）による測定】 ガンマ線用サーベイメータ（SA）、アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）及び可搬型ダストサンプラ（SA）を起動し、中央制御室内の放射性物質を測定する。 中央制御室の放射性物質の測定結果が2.6 μ S v /hを上回る場合には、保護具を着装する。 手順の成否は、ガンマ線用サーベイメータ（SA）、アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）及び可搬型ダストサンプラ（SA）が正常に起動し、中央制御室の実効線量が活動に支障のない範囲であることにより確認する。</p> <p>1.11 制御室の居住性等に関する手順等 対応手段等 制御室の放射線計測に関する措置 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の放射線計測 【着手判断】 主排気筒モニタが機能喪失しており、かつ、再処理施設内で放射性物質の放出が予測される場合、手順に着手する。</p>	<p>受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の窒素酸化物の濃度を測定する。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の窒素酸化物濃度が0.2 p p mを上回る場合には、外気の取入れを停止する。</p> <p>手順の成否は、可搬型窒素酸化物濃度計が正常に起動し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の窒素酸化物濃度が活動に支障のない範囲であることにより確認する。</p> <p>1.11 制御室の居住性等に関する手順等 対応手段等 制御室の放射線計測に関する措置 中央制御室の放射線計測 【着手判断】 主排気筒モニタが機能喪失しており、かつ、再処理施設内で放射性物質の放出が予測される場合、手順に着手する。 【ガンマ線用サーベイメータ（SA）、アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）及び可搬型ダストサンプラ（SA）による測定】 ガンマ線用サーベイメータ（SA）、アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）及び可搬型ダストサンプラ（SA）を起動し、中央制御室内の放射性物質を測定する。 中央制御室の放射性物質の測定結果が2.6 μ S v /hを上回る場合には、保護具を着装する。 手順の成否は、ガンマ線用サーベイメータ（SA）、アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）及び可搬型ダストサンプラ（SA）が正常に起動し、中央制御室の実効線量が活動に支障のない範囲であることにより確認する。</p> <p>1.11 制御室の居住性等に関する手順等 対応手段等 制御室の放射線計測に関する措置 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の放射線計測 【着手判断】 主排気筒モニタが機能喪失しており、かつ、再処理施設内で放射性物質の放出が予測される場合、手順に着手する。</p>	<p>受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の窒素酸化物の濃度を測定する。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の窒素酸化物濃度が0.2 p p mを上回る場合には、外気の取入れを停止する。</p> <p>手順の成否は、可搬型窒素酸化物濃度計が正常に起動し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の窒素酸化物濃度が活動に支障のない範囲であることにより確認する。</p> <p>1.11 制御室の居住性等に関する手順等 対応手段等 制御室の放射線計測に関する措置 中央制御室の放射線計測 【着手判断】 主排気筒モニタが機能喪失しており、かつ、再処理施設内で放射性物質の放出が予測される場合、手順に着手する。 【ガンマ線用サーベイメータ（SA）、アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）及び可搬型ダストサンプラ（SA）による測定】 ガンマ線用サーベイメータ（SA）、アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）及び可搬型ダストサンプラ（SA）を起動し、中央制御室内の放射性物質を測定する。 中央制御室の放射性物質の測定結果が2.6 μ S v /hを上回る場合には、保護具を着装する。 手順の成否は、ガンマ線用サーベイメータ（SA）、アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）及び可搬型ダストサンプラ（SA）が正常に起動し、中央制御室の実効線量が活動に支障のない範囲であることにより確認する。</p> <p>1.11 制御室の居住性等に関する手順等 対応手段等 制御室の放射線計測に関する措置 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の放射線計測 【着手判断】 主排気筒モニタが機能喪失しており、かつ、再処理施設内で放射性物質の放出が予測される場合、手順に着手する。</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類八	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>【ガンマ線用サーベイメータ（SA）、アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）及び可搬型ダストサンプラ（SA）による測定】 ガンマ線用サーベイメータ（SA）、アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）及び可搬型ダストサンプラ（SA）を起動し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の放射性物質を測定する。 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の放射性物質の測定結果が$2.6\mu\text{Sv/h}$を上回る場合には、保護具を着装する。 手順の成否は、ガンマ線用サーベイメータ（SA）、アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）及び可搬型ダストサンプラ（SA）が正常に起動し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の実効線量が活動に支障のない範囲であることにより確認する。</p> <p>1.11 制御室の居住性等に関する手順等 対応手段等 制御室への汚染の持込みを防止するための措置 中央制御室の出入管理区画の設置及び運用 【着手判断】 実施責任者が重大事故等の対処を実施するための体制移行が必要と判断した場合、手順に着手する。 【出入管理区画の設置及び運用】 作業服の着替え、防護具の着装及び脱装、身体汚染検査並びに除染作業ができる区画（以下「出入管理区画」という。）設置場所の照明が確保されていない場合、可搬型代替照明を設置する。 出入管理区画において使用する資機材（以下「出入管理区画用資機材」という。）を準備・移動・設置し、床・壁等の養生シートの状態を確認する。 各エリア間にバリア、入口に粘着マット等を設置する。 簡易シャワー等を設置する。 脱装した防護具類を回収するロール袋及びサーベイメータ等を必要な箇所に設置する。 手順の成否は、出入管理区画の設置が完了し、汚染管理ができることにより確認する。</p> <p>1.11 制御室の居住性等に関する手順等</p>	<p>【ガンマ線用サーベイメータ（SA）、アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）及び可搬型ダストサンプラ（SA）による測定】 ガンマ線用サーベイメータ（SA）、アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）及び可搬型ダストサンプラ（SA）を起動し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の放射性物質を測定する。 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の放射性物質の測定結果が$2.6\mu\text{Sv/h}$を上回る場合には、保護具を着装する。 手順の成否は、ガンマ線用サーベイメータ（SA）、アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）及び可搬型ダストサンプラ（SA）が正常に起動し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の実効線量が活動に支障のない範囲であることにより確認する。</p> <p>1.11 制御室の居住性等に関する手順等 対応手段等 制御室への汚染の持込みを防止するための措置 中央制御室の出入管理区画の設置及び運用 【着手判断】 実施責任者が重大事故等の対処を実施するための体制移行が必要と判断した場合、手順に着手する。 【出入管理区画の設置及び運用】 作業服の着替え、防護具の着装及び脱装、身体汚染検査並びに除染作業ができる区画（以下「出入管理区画」という。）設置場所の照明が確保されていない場合、可搬型代替照明を設置する。 出入管理区画において使用する資機材（以下「出入管理区画用資機材」という。）を準備・移動・設置し、床・壁等の養生シートの状態を確認する。 各エリア間にバリア、入口に粘着マット等を設置する。 簡易シャワー等を設置する。 脱装した防護具類を回収するロール袋及びサーベイメータ等を必要な箇所に設置する。 手順の成否は、出入管理区画の設置が完了し、汚染管理ができることにより確認する。</p> <p>1.11 制御室の居住性等に関する手順等</p>	<p>【ガンマ線用サーベイメータ（SA）、アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）及び可搬型ダストサンプラ（SA）による測定】 ガンマ線用サーベイメータ（SA）、アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）及び可搬型ダストサンプラ（SA）を起動し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の放射性物質を測定する。 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の放射性物質の測定結果が$2.6\mu\text{Sv/h}$を上回る場合には、保護具を着装する。 手順の成否は、ガンマ線用サーベイメータ（SA）、アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）及び可搬型ダストサンプラ（SA）が正常に起動し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の実効線量が活動に支障のない範囲であることにより確認する。</p> <p>1.11 制御室の居住性等に関する手順等 対応手段等 制御室への汚染の持込みを防止するための措置 中央制御室の出入管理区画の設置及び運用 【着手判断】 実施責任者が重大事故等の対処を実施するための体制移行が必要と判断した場合、手順に着手する。 【出入管理区画の設置及び運用】 作業服の着替え、防護具の着装及び脱装、身体汚染検査並びに除染作業ができる区画（以下「出入管理区画」という。）設置場所の照明が確保されていない場合、可搬型代替照明を設置する。 出入管理区画において使用する資機材（以下「出入管理区画用資機材」という。）を準備・移動・設置し、床・壁等の養生シートの状態を確認する。 各エリア間にバリア、入口に粘着マット等を設置する。 簡易シャワー等を設置する。 脱装した防護具類を回収するロール袋及びサーベイメータ等を必要な箇所に設置する。 手順の成否は、出入管理区画の設置が完了し、汚染管理ができることにより確認する。</p> <p>1.11 制御室の居住性等に関する手順等</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類八	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>対応手段等 制御室への汚染の持込みを防止するための措置 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の出入管理区画の設置及び運用</p> <p>【着手判断】 実施責任者が重大事故等の対処を実施するための体制移行が必要と判断した場合、手順に着手する。</p> <p>【出入管理区画の設置及び運用】 出入管理区画設置場所の照明が確保されていない場合、可搬型代替照明を設置する。 出入管理区画用資機材を準備・移動・設置し、床・壁等の養生シートの状態を確認する。 各エリア間にバリア、入口に粘着マット等を設置する。 簡易シャワー等を設置する。 脱装した防護具類を回収するロール袋及びサーベイメータ等を必要な箇所に設置する。 手順の成否は、出入管理区画の設置が完了し、汚染管理ができることにより確認する。</p>	<p>対応手段等 制御室への汚染の持込みを防止するための措置 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の出入管理区画の設置及び運用</p> <p>【着手判断】 実施責任者が重大事故等の対処を実施するための体制移行が必要と判断した場合、手順に着手する。</p> <p>【出入管理区画の設置及び運用】 出入管理区画設置場所の照明が確保されていない場合、可搬型代替照明を設置する。 出入管理区画用資機材を準備・移動・設置し、床・壁等の養生シートの状態を確認する。 各エリア間にバリア、入口に粘着マット等を設置する。 簡易シャワー等を設置する。 脱装した防護具類を回収するロール袋及びサーベイメータ等を必要な箇所に設置する。 手順の成否は、出入管理区画の設置が完了し、汚染管理ができることにより確認する。</p>	<p>対応手段等 制御室への汚染の持込みを防止するための措置 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の出入管理区画の設置及び運用</p> <p>【着手判断】 実施責任者が重大事故等の対処を実施するための体制移行が必要と判断した場合、手順に着手する。</p> <p>【出入管理区画の設置及び運用】 出入管理区画設置場所の照明が確保されていない場合、可搬型代替照明を設置する。 出入管理区画用資機材を準備・移動・設置し、床・壁等の養生シートの状態を確認する。 各エリア間にバリア、入口に粘着マット等を設置する。 簡易シャワー等を設置する。 脱装した防護具類を回収するロール袋及びサーベイメータ等を必要な箇所に設置する。 手順の成否は、出入管理区画の設置が完了し、汚染管理ができることにより確認する。</p> <p>1.11 制御室の居住性等に関する手順等 対応手段等 有毒ガスから防護するための措置 中央制御室における有毒ガス防護に係る運用</p> <p>【着手判断】 有毒ガスの発生を認知した者からの通信連絡により、手順に着手する。</p> <p>【有毒ガス防護措置】 制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し、外気の取り入れを停止する。 必要に応じて実施責任者の指示により、防護具を着装する。 手順の成否は、制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口のしゃ断操作完了及び防護具の着装により確認する。</p> <p>有毒ガスから防護するための措置 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室における有毒ガス防護に係る運用</p> <p>【着手判断】 有毒ガスの発生を認知した者からの通信連絡により、手順に着手する。</p>	<p>可搬型窒素酸化物濃度計による窒素酸化物の検知のみでなく、通信連絡設備による有毒ガスの検知全般に対して制御室の居住性を確保するための手順書を追加</p>

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類八	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>1.11 制御室の居住性等に関する手順等 配慮すべき事項 重大事故等時の対応手段の選択 換気の確保</p> <p>制御建屋中央制御室換気設備の機能喪失が発生した場合には、中央制御室の換気を確保するための措置の対応手順に従い、代替中央制御室送風機により、中央制御室の換気を確保する。</p> <p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の機能喪失が発生した場合には、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気を確保するための措置の対応手順に従い、代替制御室送風機により、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気を確保する。</p> <p>これらの対応手段の他に系統の健全性を確認し、対処に必要な要員が確保できた場合には、自主対策設備を用いた対応を選択することができる。</p> <p>照明の確保</p> <p>中央制御室の照明が使用できない場合には、可搬型代替照明を設置し、照明を確保する。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の照明が使用できない場合には、可搬型代替照明を設置し、照明を確保する。</p> <p>汚染の持ち込み防止</p> <p>実施責任者が重大事故等の対処を実施するための体制移行が必要と判断した場合には、出入管理建屋玄関又は制御建屋内搬出入口付近に出入管理区画を設置し、中央制御室への汚染の持ち込みを防止する。</p> <p>実施責任者が使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施</p>	<p>1.11 制御室の居住性等に関する手順等 配慮すべき事項 重大事故等時の対応手段の選択 換気の確保</p> <p>制御建屋中央制御室換気設備の機能喪失が発生した場合には、中央制御室の換気を確保するための措置の対応手順に従い、代替中央制御室送風機により、中央制御室の換気を確保する。</p> <p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の機能喪失が発生した場合には、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気を確保するための措置の対応手順に従い、代替制御室送風機により、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気を確保する。</p> <p>これらの対応手段の他に系統の健全性を確認し、対処に必要な要員が確保できた場合には、自主対策設備を用いた対応を選択することができる。</p> <p>照明の確保</p> <p>中央制御室の照明が使用できない場合には、可搬型代替照明を設置し、照明を確保する。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の照明が使用できない場合には、可搬型代替照明を設置し、照明を確保する。</p> <p>汚染の持ち込み防止</p> <p>実施責任者が重大事故等の対処を実施するための体制移行が必要と判断した場合には、出入管理建屋玄関又は制御建屋内搬出入口付近に出入管理区画を設置し、中央制御室への汚染の持ち込みを防止する。</p> <p>実施責任者が使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施</p>	<p>【有毒ガス防護措置】 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し、外気の取り入れを停止する。 必要に応じて実施責任者の指示により、防護具を着装する。 手順の成否は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の外気との連絡口のしゃ断操作完了及び防護具の着装により確認する。</p> <p>1.11 制御室の居住性等に関する手順等 配慮すべき事項 重大事故等時の対応手段の選択 換気の確保</p> <p>制御建屋中央制御室換気設備の機能喪失が発生した場合には、中央制御室の換気を確保するための措置の対応手順に従い、代替中央制御室送風機により、中央制御室の換気を確保する。</p> <p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の機能喪失が発生した場合には、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気を確保するための措置の対応手順に従い、代替制御室送風機により、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気を確保する。</p> <p>これらの対応手段の他に系統の健全性を確認し、対処に必要な要員が確保できた場合には、自主対策設備を用いた対応を選択することができる。</p> <p>照明の確保</p> <p>中央制御室の照明が使用できない場合には、可搬型代替照明を設置し、照明を確保する。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の照明が使用できない場合には、可搬型代替照明を設置し、照明を確保する。</p> <p>汚染の持ち込み防止</p> <p>実施責任者が重大事故等の対処を実施するための体制移行が必要と判断した場合には、出入管理建屋玄関又は制御建屋内搬出入口付近に出入管理区画を設置し、中央制御室への汚染の持ち込みを防止する。</p> <p>実施責任者が使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類八	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>設の制御室での操作が必要と判断した場合には、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋玄関口付近に出入管理区画を設置し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室への汚染の持ち込みを防止する。</p> <p>1.11 制御室の居住性等に関する手順等 配慮すべき事項 作業性 重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。 また、重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬及び移動ができるように、可搬型照明を配備する。</p> <p>電源確保 全交流動力電源喪失時は、制御建屋可搬型発電機又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機を用いて代替中央制御室送風機又は代替制御室送風機等へ給電する。</p> <p>燃料給油 電気設備の操作の判断等に関わる手順については、第5－1表（10/15）「電源の確保に関する手順等」にて整備する。</p> <p>放射線管理 放射線防護 重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。 線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。 さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。</p>	<p>設の制御室での操作が必要と判断した場合には、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋玄関口付近に出入管理区画を設置し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室への汚染の持ち込みを防止する。</p> <p>1.11 制御室の居住性等に関する手順等 配慮すべき事項 作業性 重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。 また、重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬及び移動ができるように、可搬型照明を配備する。</p> <p>電源確保 全交流動力電源喪失時は、制御建屋可搬型発電機又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機を用いて代替中央制御室送風機又は代替制御室送風機等へ給電する。</p> <p>燃料給油 電気設備の操作の判断等に関わる手順については、第5－1表（10/15）「電源の確保に関する手順等」にて整備する。</p> <p>放射線管理 放射線防護 重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。 線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。 さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。</p>	<p>設の制御室での操作が必要と判断した場合には、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋玄関口付近に出入管理区画を設置し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室への汚染の持ち込みを防止する。</p> <p>1.11 制御室の居住性等に関する手順等 配慮すべき事項 作業性 重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。 また、重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬及び移動ができるように、可搬型照明を配備する。</p> <p>電源確保 全交流動力電源喪失時は、制御建屋可搬型発電機又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機を用いて代替中央制御室送風機又は代替制御室送風機等へ給電する。</p> <p>燃料給油 電気設備の操作の判断等に関わる手順については、第5－1表（10/15）「電源の確保に関する手順等」にて整備する。</p> <p>放射線管理 放射線防護 重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。 線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。 さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類八	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>10. 制御室の居住性等に関する手順等</p> <p>【要求事項】 再処理事業者において、制御室に関し、重大事故が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。</p> <p>【解釈】 1 「運転員がとどまるために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置（制御室の遮蔽設計及び換気設計に加えてマスク及びボンベ等により対応する場合）又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。 a) 重大事故が発生した場合においても、放射線防護措置等により、運転員がとどまるために必要な手順等を整備すること。 b) 制御室用の電源（空調及び照明等）が、代替電源設備からの給電を可能とする手順等（手順及び装備等）を整備すること。</p> <p>重大事故等が発生した場合においても、実施組織要員が制御室にとどまるために必要な対処設備及び資機材を整備しており、ここでは、この対処設備及び資機材を活用した手順等について説明する。</p> <p>a. 対応手段と設備の選定 (a) 対応手段と設備の選定の考え方 重大事故等が発生した場合においても、実施組織要員が制御室にとどまるためには、制御室の居住性を確保及び汚染の持ち込みを防止する必要がある。 重大事故等対処設備の他に、柔軟な事故対応を行うための対応手段及び資機材^{*1}を用いた対応手段を選定する。 ※ 1 資機材：防護具（全面マスク及び半面マスク等）及び出入管理区画用資機材については、資機材であるため重大事故等対処設備としない。 外部電源が喪失した場合には、その機能を代替するための機能、相互関係を明確にした上で、想定する故障に対応できる対応手段及び重大事故等対処施設を選定する。また、重大事故等に対処するために必要な情報を把握する設備及び通信連絡を行うための設備についても同様に選定する（第10</p>	<p>10. 制御室の居住性等に関する手順等</p> <p>【要求事項】 再処理事業者において、制御室に関し、重大事故が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。</p> <p>【解釈】 1 「運転員がとどまるために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置（制御室の遮蔽設計及び換気設計に加えてマスク及びボンベ等により対応する場合）又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。 a) 重大事故が発生した場合においても、放射線防護措置等により、運転員がとどまるために必要な手順等を整備すること。 b) 制御室用の電源（空調及び照明等）が、代替電源設備からの給電を可能とする手順等（手順及び装備等）を整備すること。</p> <p>重大事故等が発生した場合においても、実施組織要員が制御室にとどまるために必要な対処設備及び資機材を整備しており、ここでは、この対処設備及び資機材を活用した手順等について説明する。</p> <p>a. 対応手段と設備の選定 (a) 対応手段と設備の選定の考え方 重大事故等が発生した場合においても、実施組織要員が制御室にとどまるためには、制御室の居住性を確保及び汚染の持ち込みを防止する必要がある。 重大事故等対処設備の他に、柔軟な事故対応を行うための対応手段及び資機材^{*1}を用いた対応手段を選定する。 ※ 1 資機材：防護具（全面マスク及び半面マスク等）及び出入管理区画用資機材については、資機材であるため重大事故等対処設備としない。 外部電源が喪失した場合には、その機能を代替するための機能、相互関係を明確にした上で、想定する故障に対応できる対応手段及び重大事故等対処施設を選定する。また、重大事故等に対処するために必要な情報を把握する設備及び通信連絡を行うための設備についても同様に選定する（第10</p>	<p>10. 制御室の居住性等に関する手順等</p> <p>【要求事項】 再処理事業者において、制御室に関し、重大事故が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。</p> <p>【解釈】 1 「運転員がとどまるために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置（制御室の遮蔽設計及び換気設計に加えてマスク及びボンベ等により対応する場合）又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。 a) 重大事故が発生した場合においても、放射線防護措置等により、運転員がとどまるために必要な手順等を整備すること。 b) 制御室用の電源（空調及び照明等）が、代替電源設備からの給電を可能とする手順等（手順及び装備等）を整備すること。</p> <p>重大事故等が発生した場合においても、実施組織要員が制御室にとどまるために必要な対処設備及び資機材を整備しており、ここでは、この対処設備及び資機材を活用した手順等について説明する。</p> <p>a. 対応手段と設備の選定 (a) 対応手段と設備の選定の考え方 重大事故等が発生した場合においても、実施組織要員が制御室にとどまるためには、制御室の居住性を確保及び汚染の持ち込みを防止する必要がある。 重大事故等対処設備の他に、柔軟な事故対応を行うための対応手段及び資機材^{*1}を用いた対応手段を選定する。 ※ 1 資機材：防護具（全面マスク及び半面マスク等）及び出入管理区画用資機材については、資機材であるため重大事故等対処設備としない。 外部電源が喪失した場合には、その機能を代替するための機能、相互関係を明確にした上で、想定する故障に対応できる対応手段及び重大事故等対処施設を選定する。また、重大事故等に対処するために必要な情報を把握する設備及び通信連絡を行うための設備についても同様に選定する（第10</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類八	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>－ 1 図～ 第10－4 図）。</p> <p>選定した重大事故等対処設備により， 技術的能力審査基準だけでなく， 事業指定基準規則第四十四条及び技術基準規則第四十八条の要求機能を満足する設備が網羅されていることを確認するとともに， 自主対策設備との関係を明確にする。</p> <p>（ b ） 対応手段と設備の選定の結果</p> <p>フォールトツリー分析の結果， 制御室の居住性に影響を及ぼすおそれのある要因として， 制御室の換気設備及び照明設備の機能喪失を想定する。</p> <p>制御室の換気設備及び照明設備の機能喪失時の代替機能を有するように重大事故等対処施設を選定するとともに， 汚染の持ち込み防止の対応手段を選定する。</p> <p>重大事故等の発生の起因となる安全機能の喪失の要因に応じて対処に有効な設備を使用することとし， 内の事象による安全機能の喪失を要因とし， 全交流動力電源の喪失を伴わない重大事故等の発生時に対処する重大事故等対処設備を選定する。</p> <p>また， 共通電源車からの給電による換気の確保の対処を行うものについては， 全てのプラント状況において使用することが困難であるが， 個別機器の故障に対しては有効な</p> <p>手段であることから， 自主対策設備として選定する。自主対策設備による対応は， 対策を実施するための要員を確保可能な場合に実施するため， 重大事故等対処設備を用いた対処に悪影響を及ぼすことはない。</p> <p>なお， 中央制御室を内包する制御建屋は， 事故対処にあたる建屋対策班のための防護具等資機材を配備していることから， 自主対策の手順として防護具の着装の手順を整備する。</p> <p>安全機能を有する施設に要求される機能の喪失原因から選定した対応手段及び技術的能力審査基準， 事業指定基準規則第四十四条及び技術基準規則第四十八条からの要求により選定した対応手段と， その対応に使用する重大事故等対処施設， 自主対策設備及び資機材を以下に示す（ 第10－1 表， 第10－2 表）。</p> <p>i . 重大事故等が発生した場合においても実施組織要員が制御室にとどまるために必要な対応手段及び設備</p>	<p>－ 1 図～ 第10－4 図）。</p> <p>選定した重大事故等対処設備により， 技術的能力審査基準だけでなく， 事業指定基準規則第四十四条及び技術基準規則第四十八条の要求機能を満足する設備が網羅されていることを確認するとともに， 自主対策設備との関係を明確にする。</p> <p>（ b ） 対応手段と設備の選定の結果</p> <p>フォールトツリー分析の結果， 制御室の居住性に影響を及ぼすおそれのある要因として， 制御室の換気設備及び照明設備の機能喪失を想定する。</p> <p>制御室の換気設備及び照明設備の機能喪失時の代替機能を有するように重大事故等対処施設を選定するとともに， 汚染の持ち込み防止の対応手段を選定する。</p> <p>重大事故等の発生の起因となる安全機能の喪失の要因に応じて対処に有効な設備を使用することとし， 内の事象による安全機能の喪失を要因とし， 全交流動力電源の喪失を伴わない重大事故等の発生時に対処する重大事故等対処設備を選定する。</p> <p>また， 共通電源車からの給電による換気の確保の対処を行うものについては， 全てのプラント状況において使用することが困難であるが， 個別機器の故障に対しては有効な</p> <p>手段であることから， 自主対策設備として選定する。自主対策設備による対応は， 対策を実施するための要員を確保可能な場合に実施するため， 重大事故等対処設備を用いた対処に悪影響を及ぼすことはない。</p> <p>なお， 中央制御室を内包する制御建屋は， 事故対処にあたる建屋対策班のための防護具等資機材を配備していることから， 自主対策の手順として防護具の着装の手順を整備する。</p> <p>安全機能を有する施設に要求される機能の喪失原因から選定した対応手段及び技術的能力審査基準， 事業指定基準規則第四十四条及び技術基準規則第四十八条からの要求により選定した対応手段と， その対応に使用する重大事故等対処施設， 自主対策設備及び資機材を以下に示す（ 第10－1 表， 第10－2 表）。</p> <p>i . 重大事故等が発生した場合においても実施組織要員が制御室にとどまるために必要な対応手段及び設備</p>	<p>－ 1 図～ 第10－4 図）。</p> <p>選定した重大事故等対処設備により， 技術的能力審査基準だけでなく， 事業指定基準規則第四十四条及び技術基準規則第四十八条の要求機能を満足する設備が網羅されていることを確認するとともに， 自主対策設備との関係を明確にする。</p> <p>（ b ） 対応手段と設備の選定の結果</p> <p>フォールトツリー分析の結果， 制御室の居住性に影響を及ぼすおそれのある要因として， 制御室の換気設備及び照明設備の機能喪失を想定する。</p> <p>制御室の換気設備及び照明設備の機能喪失時の代替機能を有するように重大事故等対処施設を選定するとともに， 汚染の持ち込み防止の対応手段を選定する。</p> <p>重大事故等の発生の起因となる安全機能の喪失の要因に応じて対処に有効な設備を使用することとし， 内の事象による安全機能の喪失を要因とし， 全交流動力電源の喪失を伴わない重大事故等の発生時に対処する重大事故等対処設備を選定する。</p> <p>また， 共通電源車からの給電による換気の確保の対処を行うものについては， 全てのプラント状況において使用することが困難であるが， 個別機器の故障に対しては有効な</p> <p>手段であることから， 自主対策設備として選定する。自主対策設備による対応は， 対策を実施するための要員を確保可能な場合に実施するため， 重大事故等対処設備を用いた対処に悪影響を及ぼすことはない。</p> <p>なお， 中央制御室を内包する制御建屋は， 事故対処にあたる建屋対策班のための防護具等資機材を配備していることから， 自主対策の手順として防護具の着装の手順を整備する。</p> <p>安全機能を有する施設に要求される機能の喪失原因から選定した対応手段及び技術的能力審査基準， 事業指定基準規則第四十四条及び技術基準規則第四十八条からの要求により選定した対応手段と， その対応に使用する重大事故等対処施設， 自主対策設備及び資機材を以下に示す（ 第10－1 表， 第10－2 表）。</p> <p>i . 重大事故等が発生した場合においても実施組織要員が制御室にとどまるために必要な対応手段及び設備</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類八	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>(i) 中央制御室</p> <p>1) 対応手段</p> <p>重大事故等が発生した場合において、実施組織要員が中央制御室にとどまるため、代替制御建屋中央制御室換気設備による中央制御室の換気の確保、中央制御室代替照明設備による中央制御室の照明の確保、中央制御室の酸素及び二酸化炭素の濃度測定、中央制御室の窒素酸化物の濃度測定、中央制御室の放射線計測、中央制御室の出入管理区画の設置及び運用、中央制御室の代替通信連絡設備の設置及び中央制御室の情報把握計装設備の設置のための手段がある。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、実施組織要員が中央制御室にとどまるための設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 代替中央制御室送風機 ・ 制御建屋の可搬型ダクト ・ 制御建屋可搬型発電機 ・ 制御建屋の可搬型分電盤 ・ 制御建屋の可搬型電源ケーブル ・ 軽油貯槽 ・ 軽油用タンクローリ ・ 中央制御室送風機 ・ 制御建屋の換気ダクト ・ 制御建屋安全系監視制御盤 ・ 非常用電源建屋の6.9 k V 非常用主母線 ・ 制御建屋の6.9 k V 非常用母線 ・ 制御建屋の460 V 非常用母線 ・ 可搬型代替照明 ・ 中央制御室遮蔽 ・ 可搬型酸素濃度計 ・ 可搬型二酸化炭素濃度計 ・ 可搬型窒素酸化物濃度計 ・ ガンマ線用サーベイメータ（ S A ） ・ アルファ・ベータ線用サーベイメータ（ S A ） 	<p>(i) 中央制御室</p> <p>1) 対応手段</p> <p>重大事故等が発生した場合において、実施組織要員が中央制御室にとどまるため、代替制御建屋中央制御室換気設備による中央制御室の換気の確保、中央制御室代替照明設備による中央制御室の照明の確保、中央制御室の酸素及び二酸化炭素の濃度測定、中央制御室の窒素酸化物の濃度測定、中央制御室の放射線計測、中央制御室の出入管理区画の設置及び運用、中央制御室の代替通信連絡設備の設置及び中央制御室の情報把握計装設備の設置のための手段がある。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、実施組織要員が中央制御室にとどまるための設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 代替中央制御室送風機 ・ 制御建屋の可搬型ダクト ・ 制御建屋可搬型発電機 ・ 制御建屋の可搬型分電盤 ・ 制御建屋の可搬型電源ケーブル ・ 軽油貯槽 ・ 軽油用タンクローリ ・ 中央制御室送風機 ・ 制御建屋の換気ダクト ・ 制御建屋安全系監視制御盤 ・ 非常用電源建屋の6.9 k V 非常用主母線 ・ 制御建屋の6.9 k V 非常用母線 ・ 制御建屋の460 V 非常用母線 ・ 可搬型代替照明 ・ 中央制御室遮蔽 ・ 可搬型酸素濃度計 ・ 可搬型二酸化炭素濃度計 ・ 可搬型窒素酸化物濃度計 ・ ガンマ線用サーベイメータ（ S A ） ・ アルファ・ベータ線用サーベイメータ（ S A ） 	<p>(i) 中央制御室</p> <p>1) 対応手段</p> <p>重大事故等が発生した場合において、実施組織要員が中央制御室にとどまるため、代替制御建屋中央制御室換気設備による中央制御室の換気の確保、中央制御室代替照明設備による中央制御室の照明の確保、中央制御室の酸素及び二酸化炭素の濃度測定、中央制御室の窒素酸化物の濃度測定、中央制御室の放射線計測、中央制御室の出入管理区画の設置及び運用、中央制御室の代替通信連絡設備の設置及び中央制御室の情報把握計装設備の設置のための手段がある。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、実施組織要員が中央制御室にとどまるための設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 代替中央制御室送風機 ・ 制御建屋の可搬型ダクト ・ 制御建屋可搬型発電機 ・ 制御建屋の可搬型分電盤 ・ 制御建屋の可搬型電源ケーブル ・ 軽油貯槽 ・ 軽油用タンクローリ ・ 中央制御室送風機 ・ 制御建屋の換気ダクト ・ 制御建屋安全系監視制御盤 ・ 非常用電源建屋の6.9 k V 非常用主母線 ・ 制御建屋の6.9 k V 非常用母線 ・ 制御建屋の460 V 非常用母線 ・ 可搬型代替照明 ・ 中央制御室遮蔽 ・ 可搬型酸素濃度計 ・ 可搬型二酸化炭素濃度計 ・ 可搬型窒素酸化物濃度計 ・ ガンマ線用サーベイメータ（ S A ） ・ アルファ・ベータ線用サーベイメータ（ S A ） 	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類八	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・ 制御建屋可搬型情報収集装置 ・ 制御建屋可搬型情報表示装置 ・ 非常用照明 ・ 共通電源車 ・ 第2 非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンク ・ 燃料供給ポンプ ・ 燃料供給ポンプ用電源ケーブル ・ 可搬型燃料供給ホース ・ 可搬型電源ケーブル ・ 可搬型よう素フィルタ <p>(ii) 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室</p> <p>1) 対応手段</p> <p>重大事故等時に実施組織要員が使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室にとどまるため、代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備による使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気の確保、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室代替照明設備による使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の照明の確保、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の酸素及び二酸化炭素の濃度測定、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の窒素酸化物の濃度測定、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の放射線計測、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の出入管理区画の設置及び運用、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の代替通信連絡設備の設置、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の情報把握計装設備の設置のための手段がある。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、実施組織要員が使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室にとどまるための設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 代替制御室送風機 ・ 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型ダクト ・ 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機 ・ 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型分電盤 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制御建屋可搬型情報収集装置 ・ 制御建屋可搬型情報表示装置 ・ 非常用照明 ・ 共通電源車 ・ 第2 非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンク ・ 燃料供給ポンプ ・ 燃料供給ポンプ用電源ケーブル ・ 可搬型燃料供給ホース ・ 可搬型電源ケーブル ・ 可搬型よう素フィルタ <p>(ii) 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室</p> <p>1) 対応手段</p> <p>重大事故等時に実施組織要員が使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室にとどまるため、代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備による使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気の確保、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室代替照明設備による使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の照明の確保、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の酸素及び二酸化炭素の濃度測定、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の窒素酸化物の濃度測定、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の放射線計測、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の出入管理区画の設置及び運用、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の代替通信連絡設備の設置、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の情報把握計装設備の設置のための手段がある。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、実施組織要員が使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室にとどまるための設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 代替制御室送風機 ・ 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型ダクト ・ 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機 ・ 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型分電盤 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制御建屋可搬型情報収集装置 ・ 制御建屋可搬型情報表示装置 ・ 非常用照明 ・ 共通電源車 ・ 第2 非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンク ・ 燃料供給ポンプ ・ 燃料供給ポンプ用電源ケーブル ・ 可搬型燃料供給ホース ・ 可搬型電源ケーブル ・ 可搬型よう素フィルタ <p>(ii) 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室</p> <p>1) 対応手段</p> <p>重大事故等時に実施組織要員が使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室にとどまるため、代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備による使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気の確保、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室代替照明設備による使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の照明の確保、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の酸素及び二酸化炭素の濃度測定、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の窒素酸化物の濃度測定、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の放射線計測、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の出入管理区画の設置及び運用、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の代替通信連絡設備の設置、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の情報把握計装設備の設置のための手段がある。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、実施組織要員が使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室にとどまるための設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 代替制御室送風機 ・ 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型ダクト ・ 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機 ・ 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型分電盤 	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類八	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型電源ケーブル ・ 軽油貯槽 ・ 軽油用タンクローリ ・ 制御室送風機 ・ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の換気ダクト ・ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋安全系監視制御盤 ・ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の6.9 k V 非常用母線 ・ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の460 V 非常用母線 ・ 可搬型代替照明 ・ 制御室遮蔽 ・ 可搬型酸素濃度計 ・ 可搬型二酸化炭素濃度計 ・ 可搬型窒素酸化物濃度計 ・ ガンマ線用サーベイメータ（S A） ・ アルファ・ベータ線用サーベイメータ（S A） ・ 可搬型ダストサンプラ（S A） ・ 可搬型衛星電話（屋内用） ・ 可搬型衛星電話（屋外用） ・ 可搬型トランシーバ（屋内用） ・ 可搬型トランシーバ（屋外用） ・ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置 ・ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報表示装置 ・ 非常用照明 ・ 共通電源車 ・ 第1 非常用ディーゼル発電機の重油タンク ・ 燃料供給ポンプ ・ 燃料供給ポンプ用電源ケーブル ・ 可搬型燃料供給ホース ・ 可搬型電源ケーブル <p>ii . 重大事故等対処設備及び自主対策設備 （ i ） 中央制御室 中央制御室にとどまるために必要な設備として、代替中央制御室送風機， 制御建屋の可搬型ダクト， 制御建屋可搬型発電機， 制御建屋の可搬型分</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型電源ケーブル ・ 軽油貯槽 ・ 軽油用タンクローリ ・ 制御室送風機 ・ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の換気ダクト ・ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋安全系監視制御盤 ・ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の6.9 k V 非常用母線 ・ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の460 V 非常用母線 ・ 可搬型代替照明 ・ 制御室遮蔽 ・ 可搬型酸素濃度計 ・ 可搬型二酸化炭素濃度計 ・ 可搬型窒素酸化物濃度計 ・ ガンマ線用サーベイメータ（S A） ・ アルファ・ベータ線用サーベイメータ（S A） ・ 可搬型ダストサンプラ（S A） ・ 可搬型衛星電話（屋内用） ・ 可搬型衛星電話（屋外用） ・ 可搬型トランシーバ（屋内用） ・ 可搬型トランシーバ（屋外用） ・ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置 ・ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報表示装置 ・ 非常用照明 ・ 共通電源車 ・ 第1 非常用ディーゼル発電機の重油タンク ・ 燃料供給ポンプ ・ 燃料供給ポンプ用電源ケーブル ・ 可搬型燃料供給ホース ・ 可搬型電源ケーブル <p>ii . 重大事故等対処設備及び自主対策設備 （ i ） 中央制御室 中央制御室にとどまるために必要な設備として、代替中央制御室送風機， 制御建屋の可搬型ダクト， 制御建屋可搬型発電機， 制御建屋の可搬型分</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型電源ケーブル ・ 軽油貯槽 ・ 軽油用タンクローリ ・ 制御室送風機 ・ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の換気ダクト ・ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋安全系監視制御盤 ・ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の6.9 k V 非常用母線 ・ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の460 V 非常用母線 ・ 可搬型代替照明 ・ 制御室遮蔽 ・ 可搬型酸素濃度計 ・ 可搬型二酸化炭素濃度計 ・ 可搬型窒素酸化物濃度計 ・ ガンマ線用サーベイメータ（S A） ・ アルファ・ベータ線用サーベイメータ（S A） ・ 可搬型ダストサンプラ（S A） ・ 可搬型衛星電話（屋内用） ・ 可搬型衛星電話（屋外用） ・ 可搬型トランシーバ（屋内用） ・ 可搬型トランシーバ（屋外用） ・ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置 ・ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報表示装置 ・ 非常用照明 ・ 共通電源車 ・ 第1 非常用ディーゼル発電機の重油タンク ・ 燃料供給ポンプ ・ 燃料供給ポンプ用電源ケーブル ・ 可搬型燃料供給ホース ・ 可搬型電源ケーブル <p>ii . 重大事故等対処設備及び自主対策設備 （ i ） 中央制御室 中央制御室にとどまるために必要な設備として、代替中央制御室送風機， 制御建屋の可搬型ダクト， 制御建屋可搬型発電機， 制御建屋の可搬型分</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類八	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>電盤， 制御建屋の可搬型電源ケーブル， 軽油貯槽， 軽油用タンクローリ， 中央制御室送風機， 制御建屋の換気ダクト， 制御建屋安全系監視制御盤， 非常用電源建屋の6．9 k V 非常用主母線， 制御建屋の6．9 k V 非常用母線， 制御建屋の460 V 非常用母線， 可搬型代替照明， 中央制御室遮蔽， 可搬型酸素濃度計， 可搬型二酸化炭素濃度計， 可搬型窒素酸化物濃度計， ガンマ線用サーベイメータ（ S A ） ， アルファ・ベータ線用サーベイメータ（ S A ） 及び可搬型ダストサンプラ（ S A ） を重大事故等対処施設とする。</p> <p>中央制御室の通信連絡設備及び情報把握計装設備のうち， 可搬型通話装置， 可搬型衛星電話（ 屋内用 ） ， 可搬型衛星電話（ 屋外用 ） ， 可搬型トランシーバ（ 屋内用 ） ， 可搬型トランシーバ（ 屋外用 ） ， 制御建屋可搬型情報収集装置及び制御建屋可搬型情報表示装置を重大事故等対処施設とする。</p> <p>以上の重大事故等対処施設により， 重大事故等が発生した場合においても中央制御室に実施組織要員がとどまることができるため， 以下の設備は自主対策設備と位置付ける。併せてその理由を示す。</p> <p>なお， 防護具（ 全面マスク及び半面マスク等 ） 及び出入管理区画用資機材については， 資機材であるため重大事故等対処設備とはしない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用照明 <p>上記の非常用照明は， 基準地震動による地震力に対して十分な耐震性を有していないが， 設備が健全である場合は， 照明を確保するための手段として有効である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通電源車， 第2 非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンク， 燃料供給ポンプ， 燃料供給ポンプ用電源ケーブル， 可搬型燃料供給ホース及び可搬型電源ケーブル <p>上記の共通電源車及び可搬型電源ケーブルは， 全交流動力電源喪失時に制御建屋中央制御室換気設備の中央制御室送風機及び非常用照明に給電可能である。また， 第2 非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンク， 燃料供給ポンプ， 燃料供給ポンプ用電源ケーブル及び可搬型燃料供給ホースは， 設計基準事故に対処するための設備であり重大事故等</p>	<p>電盤， 制御建屋の可搬型電源ケーブル， 軽油貯槽， 軽油用タンクローリ， 中央制御室送風機， 制御建屋の換気ダクト， 制御建屋安全系監視制御盤， 非常用電源建屋の6．9 k V 非常用主母線， 制御建屋の6．9 k V 非常用母線， 制御建屋の460 V 非常用母線， 可搬型代替照明， 中央制御室遮蔽， 可搬型酸素濃度計， 可搬型二酸化炭素濃度計， 可搬型窒素酸化物濃度計， ガンマ線用サーベイメータ（ S A ） ， アルファ・ベータ線用サーベイメータ（ S A ） 及び可搬型ダストサンプラ（ S A ） を重大事故等対処施設とする。</p> <p>中央制御室の通信連絡設備及び情報把握計装設備のうち， 可搬型通話装置， 可搬型衛星電話（ 屋内用 ） ， 可搬型衛星電話（ 屋外用 ） ， 可搬型トランシーバ（ 屋内用 ） ， 可搬型トランシーバ（ 屋外用 ） ， 制御建屋可搬型情報収集装置及び制御建屋可搬型情報表示装置を重大事故等対処施設とする。</p> <p>以上の重大事故等対処施設により， 重大事故等が発生した場合においても中央制御室に実施組織要員がとどまることができるため， 以下の設備は自主対策設備と位置付ける。併せてその理由を示す。</p> <p>なお， 防護具（ 全面マスク及び半面マスク等 ） 及び出入管理区画用資機材については， 資機材であるため重大事故等対処設備とはしない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用照明 <p>上記の非常用照明は， 基準地震動による地震力に対して十分な耐震性を有していないが， 設備が健全である場合は， 照明を確保するための手段として有効である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通電源車， 第2 非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンク， 燃料供給ポンプ， 燃料供給ポンプ用電源ケーブル， 可搬型燃料供給ホース及び可搬型電源ケーブル <p>上記の共通電源車及び可搬型電源ケーブルは， 全交流動力電源喪失時に制御建屋中央制御室換気設備の中央制御室送風機及び非常用照明に給電可能である。また， 第2 非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンク， 燃料供給ポンプ， 燃料供給ポンプ用電源ケーブル及び可搬型燃料供給ホースは， 設計基準事故に対処するための設備であり重大事故等</p>	<p>電盤， 制御建屋の可搬型電源ケーブル， 軽油貯槽， 軽油用タンクローリ， 中央制御室送風機， 制御建屋の換気ダクト， 制御建屋安全系監視制御盤， 非常用電源建屋の6．9 k V 非常用主母線， 制御建屋の6．9 k V 非常用母線， 制御建屋の460 V 非常用母線， 可搬型代替照明， 中央制御室遮蔽， 可搬型酸素濃度計， 可搬型二酸化炭素濃度計， 可搬型窒素酸化物濃度計， ガンマ線用サーベイメータ（ S A ） ， アルファ・ベータ線用サーベイメータ（ S A ） 及び可搬型ダストサンプラ（ S A ） を重大事故等対処施設とする。</p> <p>中央制御室の通信連絡設備及び情報把握計装設備のうち， 可搬型通話装置， 可搬型衛星電話（ 屋内用 ） ， 可搬型衛星電話（ 屋外用 ） ， 可搬型トランシーバ（ 屋内用 ） ， 可搬型トランシーバ（ 屋外用 ） ， 制御建屋可搬型情報収集装置及び制御建屋可搬型情報表示装置を重大事故等対処施設とする。</p> <p>以上の重大事故等対処施設により， 重大事故等が発生した場合においても中央制御室に実施組織要員がとどまることができるため， 以下の設備は自主対策設備と位置付ける。併せてその理由を示す。</p> <p>なお， 防護具（ 全面マスク及び半面マスク等 ） 及び出入管理区画用資機材については， 資機材であるため重大事故等対処設備とはしない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用照明 <p>上記の非常用照明は， 基準地震動による地震力に対して十分な耐震性を有していないが， 設備が健全である場合は， 照明を確保するための手段として有効である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通電源車， 第2 非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンク， 燃料供給ポンプ， 燃料供給ポンプ用電源ケーブル， 可搬型燃料供給ホース及び可搬型電源ケーブル <p>上記の共通電源車及び可搬型電源ケーブルは， 全交流動力電源喪失時に制御建屋中央制御室換気設備の中央制御室送風機及び非常用照明に給電可能である。また， 第2 非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンク， 燃料供給ポンプ， 燃料供給ポンプ用電源ケーブル及び可搬型燃料供給ホースは， 設計基準事故に対処するための設備であり重大事故等</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類八	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>が発生した場合の機能を担保できないが、 共通電源車に給油可能である。</p> <p>共通電源車， 第2 非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンク， 燃料供給ポンプ， 燃料供給ポンプ用電源ケーブル， 可搬型燃料供給ホース及び可搬型電源ケーブルは， 設計基準事故に対処するための設備と接続することから， 重大事故等が発生した場合の機能を担保できないが， 接続先の設備が健全である場合は， 全交流動力電源喪失時に， 制御建屋中央制御室換気設備の中央制御室送風機に給電し， 中央制御室の換気を確保するための手段として有効である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型よう素フィルタ <p>上記の可搬型よう素フィルタを考慮せずとも中央制御室にとどまる実施組織要員の実効線量が7 日間で1 0 0 m S v を超えないが， 可搬型よう素フィルタは， 制御建屋中央制御室換気設備が大気中に放射性よう素の有意な値が検出された場合に， 実施組織要員に対する実効線量をより低減できることから中央制御室の居住性を確保するための手段として有効である。</p> <p>（ ii ） 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室にとどまるために必要な設備のうち， 代替制御室送風機， 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型ダクト， 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機， 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型分電盤， 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型電源ケーブル， 軽油貯槽， 軽油用タンクローリ， 制御室送風機， 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の換気ダクト， 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋安全系監視制御盤， 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の6 . 9 k V 非常用母線， 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の4 6 0 V 非常用母線， 可搬型代替照明， 制御室遮蔽， 可搬型酸素濃度計， 可搬型二酸化炭素濃度計， 可搬型窒素酸化物濃度計， ガンマ線用サーベイメータ（ S A ） ， アルファ・ベータ線用サーベイメータ（ S A ） 及び可搬型ダストサンプラ（ S A ） を重大事故等対処施設とする。</p>	<p>が発生した場合の機能を担保できないが， 共通電源車に給油可能である。</p> <p>共通電源車， 第2 非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンク， 燃料供給ポンプ， 燃料供給ポンプ用電源ケーブル， 可搬型燃料供給ホース及び可搬型電源ケーブルは， 設計基準事故に対処するための設備と接続することから， 重大事故等が発生した場合の機能を担保できないが， 接続先の設備が健全である場合は， 全交流動力電源喪失時に， 制御建屋中央制御室換気設備の中央制御室送風機に給電し， 中央制御室の換気を確保するための手段として有効である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型よう素フィルタ <p>上記の可搬型よう素フィルタを考慮せずとも中央制御室にとどまる実施組織要員の実効線量が7 日間で1 0 0 m S v を超えないが， 可搬型よう素フィルタは， 制御建屋中央制御室換気設備が大気中に放射性よう素の有意な値が検出された場合に， 実施組織要員に対する実効線量をより低減できることから中央制御室の居住性を確保するための手段として有効である。</p> <p>（ ii ） 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室にとどまるために必要な設備のうち， 代替制御室送風機， 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型ダクト， 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機， 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型分電盤， 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型電源ケーブル， 軽油貯槽， 軽油用タンクローリ， 制御室送風機， 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の換気ダクト， 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋安全系監視制御盤， 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の6 . 9 k V 非常用母線， 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の4 6 0 V 非常用母線， 可搬型代替照明， 制御室遮蔽， 可搬型酸素濃度計， 可搬型二酸化炭素濃度計， 可搬型窒素酸化物濃度計， ガンマ線用サーベイメータ（ S A ） ， アルファ・ベータ線用サーベイメータ（ S A ） 及び可搬型ダストサンプラ（ S A ） を重大事故等対処施設とする。</p>	<p>が発生した場合の機能を担保できないが， 共通電源車に給油可能である。</p> <p>共通電源車， 第2 非常用ディーゼル発電機の燃料油貯蔵タンク， 燃料供給ポンプ， 燃料供給ポンプ用電源ケーブル， 可搬型燃料供給ホース及び可搬型電源ケーブルは， 設計基準事故に対処するための設備と接続することから， 重大事故等が発生した場合の機能を担保できないが， 接続先の設備が健全である場合は， 全交流動力電源喪失時に， 制御建屋中央制御室換気設備の中央制御室送風機に給電し， 中央制御室の換気を確保するための手段として有効である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型よう素フィルタ <p>上記の可搬型よう素フィルタを考慮せずとも中央制御室にとどまる実施組織要員の実効線量が7 日間で1 0 0 m S v を超えないが， 可搬型よう素フィルタは， 制御建屋中央制御室換気設備が大気中に放射性よう素の有意な値が検出された場合に， 実施組織要員に対する実効線量をより低減できることから中央制御室の居住性を確保するための手段として有効である。</p> <p>（ ii ） 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室にとどまるために必要な設備のうち， 代替制御室送風機， 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型ダクト， 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機， 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型分電盤， 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型電源ケーブル， 軽油貯槽， 軽油用タンクローリ， 制御室送風機， 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の換気ダクト， 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋安全系監視制御盤， 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の6 . 9 k V 非常用母線， 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の4 6 0 V 非常用母線， 可搬型代替照明， 制御室遮蔽， 可搬型酸素濃度計， 可搬型二酸化炭素濃度計， 可搬型窒素酸化物濃度計， ガンマ線用サーベイメータ（ S A ） ， アルファ・ベータ線用サーベイメータ（ S A ） 及び可搬型ダストサンプラ（ S A ） を重大事故等対処施設とする。</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類八	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の通信連絡設備及び情報把握計装設備のうち、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋外用）、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報表示装置を重大事故等対処施設とする。</p> <p>以上の重大事故等対処施設により、重大事故等が発生した場合においても使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に実施組織要員がとどまることができるため、以下の設備は自主対策設備と位置付ける。併せてその理由を示す。</p> <p>なお、防護具（全面マスク及び半面マスク等）及び出入管理区画用資機材については、資機材であるため重大事故等対処設備とはしない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用照明 <p>上記の非常用照明は、基準地震動による地震力に対して十分な耐震性を有していないが、設備が健全である場合は、照明を確保するための手段として有効である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通電源車、第1 非常用ディーゼル発電機の重油タンク、燃料供給ポンプ、燃料供給ポンプ用電源ケーブル、可搬型燃料供給ホース及び可搬型電源ケーブル <p>上記の共通電源車及び可搬型電源ケーブルは、全交流動力電源喪失時に使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の制御室送風機及び非常用照明に給電可能である。また、第1 非常用ディーゼル発電機の重油タンク、燃料供給ポンプ、燃料供給ポンプ用電源ケーブル、可搬型燃料供給ホースは、設計基準事故に対処するための設備であり重大事故等が発生した場合の機能を担保できないが、共通電源車に給油可能である。</p> <p>共通電源車、第1 非常用ディーゼル発電機の重油タンク、燃料供給ポンプ、燃料供給ポンプ用電源ケーブル、可搬型燃料供給ホース及び可搬型電源ケーブルは、設計基準事故に対処するための設備と接続することから、重大事故等が発生した場合の機能を担保できないが、接続先の設備が健全で</p>	<p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の通信連絡設備及び情報把握計装設備のうち、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋外用）、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報表示装置を重大事故等対処施設とする。</p> <p>以上の重大事故等対処施設により、重大事故等が発生した場合においても使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に実施組織要員がとどまることができるため、以下の設備は自主対策設備と位置付ける。併せてその理由を示す。</p> <p>なお、防護具（全面マスク及び半面マスク等）及び出入管理区画用資機材については、資機材であるため重大事故等対処設備とはしない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用照明 <p>上記の非常用照明は、基準地震動による地震力に対して十分な耐震性を有していないが、設備が健全である場合は、照明を確保するための手段として有効である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通電源車、第1 非常用ディーゼル発電機の重油タンク、燃料供給ポンプ、燃料供給ポンプ用電源ケーブル、可搬型燃料供給ホース及び可搬型電源ケーブル <p>上記の共通電源車及び可搬型電源ケーブルは、全交流動力電源喪失時に使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の制御室送風機及び非常用照明に給電可能である。また、第1 非常用ディーゼル発電機の重油タンク、燃料供給ポンプ、燃料供給ポンプ用電源ケーブル、可搬型燃料供給ホースは、設計基準事故に対処するための設備であり重大事故等が発生した場合の機能を担保できないが、共通電源車に給油可能である。</p> <p>共通電源車、第1 非常用ディーゼル発電機の重油タンク、燃料供給ポンプ、燃料供給ポンプ用電源ケーブル、可搬型燃料供給ホース及び可搬型電源ケーブルは、設計基準事故に対処するための設備と接続することから、重大事故等が発生した場合の機能を担保できないが、接続先の設備が健全で</p>	<p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の通信連絡設備及び情報把握計装設備のうち、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋外用）、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報表示装置を重大事故等対処施設とする。</p> <p>以上の重大事故等対処施設により、重大事故等が発生した場合においても使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に実施組織要員がとどまることができるため、以下の設備は自主対策設備と位置付ける。併せてその理由を示す。</p> <p>なお、防護具（全面マスク及び半面マスク等）及び出入管理区画用資機材については、資機材であるため重大事故等対処設備とはしない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用照明 <p>上記の非常用照明は、基準地震動による地震力に対して十分な耐震性を有していないが、設備が健全である場合は、照明を確保するための手段として有効である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通電源車、第1 非常用ディーゼル発電機の重油タンク、燃料供給ポンプ、燃料供給ポンプ用電源ケーブル、可搬型燃料供給ホース及び可搬型電源ケーブル <p>上記の共通電源車及び可搬型電源ケーブルは、全交流動力電源喪失時に使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の制御室送風機及び非常用照明に給電可能である。また、第1 非常用ディーゼル発電機の重油タンク、燃料供給ポンプ、燃料供給ポンプ用電源ケーブル、可搬型燃料供給ホースは、設計基準事故に対処するための設備であり重大事故等が発生した場合の機能を担保できないが、共通電源車に給油可能である。</p> <p>共通電源車、第1 非常用ディーゼル発電機の重油タンク、燃料供給ポンプ、燃料供給ポンプ用電源ケーブル、可搬型燃料供給ホース及び可搬型電源ケーブルは、設計基準事故に対処するための設備と接続することから、重大事故等が発生した場合の機能を担保できないが、接続先の設備が健全で</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類八	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>ある場合は、全交流動力電源喪失時に、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の制御室送風機に給電し使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気を確保するための手段として有効である。</p> <p>iii . 手順等 「重大事故等が発生した場合においても実施組織要員が制御室にとどまるために必要な対応手段及び設備」により選定した対応手段に係る手順を整備する。 これらの手順は、重大事故等発生時における実施組織要員による一連の対応として、中央制御室に関わるものは「制御建屋重大事故等発生対応手順書」に、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に関わるものは「使用済燃料受入れ・貯蔵建屋重大事故等発生対応手順書」にそれぞれ定める（第10－3表）。</p> <p>b . 重大事故等時の手順等 (a) 居住性を確保するための手順等 i . 制御室の換気を確保するための措置の対応手順 (i) 代替中央制御室送風機による中央制御室の換気の確保 中央制御室送風機の機能喪失、制御建屋の換気ダクトの破損又は全交流動力電源喪失により制御建屋中央制御室換気設備の機能が喪失したと実施責任者が判断してから、実施組織要員が中央制御室にとどまるために、代替中央制御室送風機、制御建屋の可搬型分電盤、制御建屋の可搬型電源ケーブル及び制御建屋可搬型発電機の設置並びに制御建屋の可搬型ダクトの敷設により換気経路を構築し、代替中央制御室送風機による換気運転を行い、中央制御室の換気を確保する。 地震により制御建屋中央制御室換気設備の機能が喪失したと実施責任者が判断した場合には、現場環境確認を行った後に対処を開始する。 また、火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認し、実施責任者が必要と判断した場合は、事前の対応作業として、制御建屋可搬型発電機の建屋内への移動及び除灰作業の準備を</p>	<p>ある場合は、全交流動力電源喪失時に、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の制御室送風機に給電し使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気を確保するための手段として有効である。</p> <p>iii . 手順等 「重大事故等が発生した場合においても実施組織要員が制御室にとどまるために必要な対応手段及び設備」により選定した対応手段に係る手順を整備する。 これらの手順は、重大事故等発生時における実施組織要員による一連の対応として、中央制御室に関わるものは「制御建屋重大事故等発生対応手順書」に、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に関わるものは「使用済燃料受入れ・貯蔵建屋重大事故等発生対応手順書」にそれぞれ定める（第10－3表）。</p> <p>b . 重大事故等時の手順等 (a) 居住性を確保するための手順等 i . 制御室の換気を確保するための措置の対応手順 (i) 代替中央制御室送風機による中央制御室の換気の確保 中央制御室送風機の機能喪失、制御建屋の換気ダクトの破損又は全交流動力電源喪失により制御建屋中央制御室換気設備の機能が喪失したと実施責任者が判断してから、実施組織要員が中央制御室にとどまるために、代替中央制御室送風機、制御建屋の可搬型分電盤、制御建屋の可搬型電源ケーブル及び制御建屋可搬型発電機の設置並びに制御建屋の可搬型ダクトの敷設により換気経路を構築し、代替中央制御室送風機による換気運転を行い、中央制御室の換気を確保する。 地震により制御建屋中央制御室換気設備の機能が喪失したと実施責任者が判断した場合には、現場環境確認を行った後に対処を開始する。 また、火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認し、実施責任者が必要と判断した場合は、事前の対応作業として、制御建屋可搬型発電機の建屋内への移動及び除灰作業の準備を</p>	<p>ある場合は、全交流動力電源喪失時に、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の制御室送風機に給電し使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気を確保するための手段として有効である。</p> <p>iii . 手順等 「重大事故等が発生した場合においても実施組織要員が制御室にとどまるために必要な対応手段及び設備」により選定した対応手段に係る手順を整備する。 これらの手順は、重大事故等発生時における実施組織要員による一連の対応として、中央制御室に関わるものは「制御建屋重大事故等発生対応手順書」に、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に関わるものは「使用済燃料受入れ・貯蔵建屋重大事故等発生対応手順書」にそれぞれ定める（第10－3表）。</p> <p>b . 重大事故等時の手順等 (a) 居住性を確保するための手順等 i . 制御室の換気を確保するための措置の対応手順 (i) 代替中央制御室送風機による中央制御室の換気の確保 中央制御室送風機の機能喪失、制御建屋の換気ダクトの破損又は全交流動力電源喪失により制御建屋中央制御室換気設備の機能が喪失したと実施責任者が判断してから、実施組織要員が中央制御室にとどまるために、代替中央制御室送風機、制御建屋の可搬型分電盤、制御建屋の可搬型電源ケーブル及び制御建屋可搬型発電機の設置並びに制御建屋の可搬型ダクトの敷設により換気経路を構築し、代替中央制御室送風機による換気運転を行い、中央制御室の換気を確保する。 地震により制御建屋中央制御室換気設備の機能が喪失したと実施責任者が判断した場合には、現場環境確認を行った後に対処を開始する。 また、火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認し、実施責任者が必要と判断した場合は、事前の対応作業として、制御建屋可搬型発電機の建屋内への移動及び除灰作業の準備を</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類八	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。</p> <p>制御建屋可搬型発電機へ燃料を供給する手順の詳細は、「8 . 電源の確保に関する手順等」にて整備する。</p> <p>1) 手順着手の判断基準</p> <p>中央制御室送風機が機能喪失又は制御建屋の換気ダクトの損傷により、制御建屋中央制御室換気設備が機能喪失、若しくは、外部電源が喪失し、第2 非常用ディーゼル発電機を運転できないと実施責任者が判断した場合（第10 - 4 表）。</p> <p>2) 操作手順</p> <p>代替中央制御室送風機による中央制御室の換気の確保の手順の概要は以下のとおり。各手順の成功は、代替中央制御室送風機が起動し、中央制御室内の酸素濃度が19 % 以上、かつ、二酸化炭素濃度が1.0 % 以下であることより確認する。手順の概要を第10 - 5 図、タイムチャートを第10 - 6 図及び第10 - 7 図、制御建屋の代替中央制御室送風機換気概要図を第10 - 8 図に示す。</p> <p>① 実施責任者は、中央制御室送風機が機能喪失若しくは制御建屋の換気ダクトの損傷により、制御建屋中央制御室換気設備が機能喪失していると判断又は地震により外部電源が喪失し、第2 非常用ディーゼル発電機が起動できないと判断してから、建屋対策班に現場環境確認の実施を指示する。</p> <p>② 建屋対策班は、現場環境確認を実施し、確認結果を実施責任者に報告する。</p> <p>③ 実施責任者は、現場環境確認結果に基づき対処に用いる制御建屋の可搬型ダクト及び制御建屋の可搬型電源ケーブルの敷設ルートを判断する。</p> <p>④ 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき建屋対策班に代替中央制御室送風機による中央制御室の換気の確保のための準備を指示する。</p> <p>⑤ 建屋対策班は、制御建屋の可搬型分電盤を制御建屋内に設置する。</p> <p>⑥ 建屋対策班は、制御建屋可搬型発電機と代替中央制御室送風機を、制御建屋の可搬型分電盤を介して制御建屋の可搬型電源ケーブルにて接続する。</p> <p>また、降灰により制御建屋可搬型発電機が機能喪失するおそれがある場合には、建屋対策班は制</p>	<p>実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。</p> <p>制御建屋可搬型発電機へ燃料を供給する手順の詳細は、「8 . 電源の確保に関する手順等」にて整備する。</p> <p>1) 手順着手の判断基準</p> <p>中央制御室送風機が機能喪失又は制御建屋の換気ダクトの損傷により、制御建屋中央制御室換気設備が機能喪失、若しくは、外部電源が喪失し、第2 非常用ディーゼル発電機を運転できないと実施責任者が判断した場合（第10 - 4 表）。</p> <p>2) 操作手順</p> <p>代替中央制御室送風機による中央制御室の換気の確保の手順の概要は以下のとおり。各手順の成功は、代替中央制御室送風機が起動し、中央制御室内の酸素濃度が19 % 以上、かつ、二酸化炭素濃度が1.0 % 以下であることより確認する。手順の概要を第10 - 5 図、タイムチャートを第10 - 6 図及び第10 - 7 図、制御建屋の代替中央制御室送風機換気概要図を第10 - 8 図に示す。</p> <p>① 実施責任者は、中央制御室送風機が機能喪失若しくは制御建屋の換気ダクトの損傷により、制御建屋中央制御室換気設備が機能喪失していると判断又は地震により外部電源が喪失し、第2 非常用ディーゼル発電機が起動できないと判断してから、建屋対策班に現場環境確認の実施を指示する。</p> <p>② 建屋対策班は、現場環境確認を実施し、確認結果を実施責任者に報告する。</p> <p>③ 実施責任者は、現場環境確認結果に基づき対処に用いる制御建屋の可搬型ダクト及び制御建屋の可搬型電源ケーブルの敷設ルートを判断する。</p> <p>④ 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき建屋対策班に代替中央制御室送風機による中央制御室の換気の確保のための準備を指示する。</p> <p>⑤ 建屋対策班は、制御建屋の可搬型分電盤を制御建屋内に設置する。</p> <p>⑥ 建屋対策班は、制御建屋可搬型発電機と代替中央制御室送風機を、制御建屋の可搬型分電盤を介して制御建屋の可搬型電源ケーブルにて接続する。</p> <p>また、降灰により制御建屋可搬型発電機が機能喪失するおそれがある場合には、建屋対策班は制</p>	<p>実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。</p> <p>制御建屋可搬型発電機へ燃料を供給する手順の詳細は、「8 . 電源の確保に関する手順等」にて整備する。</p> <p>1) 手順着手の判断基準</p> <p>中央制御室送風機が機能喪失又は制御建屋の換気ダクトの損傷により、制御建屋中央制御室換気設備が機能喪失、若しくは、外部電源が喪失し、第2 非常用ディーゼル発電機を運転できないと実施責任者が判断した場合（第10 - 4 表）。</p> <p>2) 操作手順</p> <p>代替中央制御室送風機による中央制御室の換気の確保の手順の概要は以下のとおり。各手順の成功は、代替中央制御室送風機が起動し、中央制御室内の酸素濃度が19 % 以上、かつ、二酸化炭素濃度が1.0 % 以下であることより確認する。手順の概要を第10 - 5 図、タイムチャートを第10 - 6 図及び第10 - 7 図、制御建屋の代替中央制御室送風機換気概要図を第10 - 8 図に示す。</p> <p>① 実施責任者は、中央制御室送風機が機能喪失若しくは制御建屋の換気ダクトの損傷により、制御建屋中央制御室換気設備が機能喪失していると判断又は地震により外部電源が喪失し、第2 非常用ディーゼル発電機が起動できないと判断してから、建屋対策班に現場環境確認の実施を指示する。</p> <p>② 建屋対策班は、現場環境確認を実施し、確認結果を実施責任者に報告する。</p> <p>③ 実施責任者は、現場環境確認結果に基づき対処に用いる制御建屋の可搬型ダクト及び制御建屋の可搬型電源ケーブルの敷設ルートを判断する。</p> <p>④ 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき建屋対策班に代替中央制御室送風機による中央制御室の換気の確保のための準備を指示する。</p> <p>⑤ 建屋対策班は、制御建屋の可搬型分電盤を制御建屋内に設置する。</p> <p>⑥ 建屋対策班は、制御建屋可搬型発電機と代替中央制御室送風機を、制御建屋の可搬型分電盤を介して制御建屋の可搬型電源ケーブルにて接続する。</p> <p>また、降灰により制御建屋可搬型発電機が機能喪失するおそれがある場合には、建屋対策班は制</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類八	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>御建屋可搬型発電機を制御建屋内に配置する。</p> <p>⑦ 建屋対策班は、 制御建屋の可搬型ダクトを代替中央制御室送風機から中央制御室まで敷設する。</p> <p>⑧ 建屋対策班は、 制御建屋可搬型発電機及び代替中央制御室送風機の起動準備作業完了を実施責任者に報告する。</p> <p>⑨ 実施責任者は、 作業完了を確認後に建屋対策班に制御建屋可搬型発電機を起動し、 その後代替中央制御室送風機の起動を指示する。</p> <p>⑩ 建屋対策班は、 制御建屋可搬型発電機及び代替中央制御室送風機を起動し、 起動確認後、 実施責任者に報告する。</p> <p>⑪ 実施責任者は、 制御建屋可搬型発電機及び代替中央制御室送風機の状態監視並びに中央制御室内の酸素濃度が19%以上、 かつ、 二酸化炭素濃度が1.0%以下であることを確認することにより、 代替中央制御室送風機による中央制御室の換気の確保が出来ていることを判断する。</p> <p>3) 操作の成立性</p> <p>上記の代替中央制御室送風機、 制御建屋の可搬型分電盤、 制御建屋の可搬型電源ケーブル及び制御建屋可搬型発電機の設置並びに制御建屋の可搬型ダクトの敷設による換気経路の構築及び運転は、 実施責任者等の要員9人、 建屋対策班の班員8人の合計17人にて作業を実施した場合、 中央制御室送風機の停止から中央制御室の二酸化炭素濃度が1.0%に達する約26時間（第10～5表）に対し、 事象発生後、 4時間以内で対応可能である。</p> <p>地震による制御建屋中央制御室換気設備の機能が喪失した場合における現場環境確認は、 実施責任者等の要員9人、 建屋対策班の班員6人の合計15人にて作業を実施した場合、 50分以内で対応可能であり、 現場環境確認及び代替中央制御室送風機等設置による換気経路の構築及び運転の全ての作業を実施責任者等の要員9人、 建屋対策班の班員8人の合計17人にて作業を実施した場合、 事象発生後、 4時間以内で対応可能である。</p> <p>また、 降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合の制御建屋可搬型発電機の屋内への運搬は、 実施責任者等の要員9人、 建屋対策班の班員4人の合計13人にて作業を実施した場合、 1</p>	<p>御建屋可搬型発電機を制御建屋内に配置する。</p> <p>⑦ 建屋対策班は、 制御建屋の可搬型ダクトを代替中央制御室送風機から中央制御室まで敷設する。</p> <p>⑧ 建屋対策班は、 制御建屋可搬型発電機及び代替中央制御室送風機の起動準備作業完了を実施責任者に報告する。</p> <p>⑨ 実施責任者は、 作業完了を確認後に建屋対策班に制御建屋可搬型発電機を起動し、 その後代替中央制御室送風機の起動を指示する。</p> <p>⑩ 建屋対策班は、 制御建屋可搬型発電機及び代替中央制御室送風機を起動し、 起動確認後、 実施責任者に報告する。</p> <p>⑪ 実施責任者は、 制御建屋可搬型発電機及び代替中央制御室送風機の状態監視並びに中央制御室内の酸素濃度が19%以上、 かつ、 二酸化炭素濃度が1.0%以下であることを確認することにより、 代替中央制御室送風機による中央制御室の換気の確保が出来ていることを判断する。</p> <p>3) 操作の成立性</p> <p>上記の代替中央制御室送風機、 制御建屋の可搬型分電盤、 制御建屋の可搬型電源ケーブル及び制御建屋可搬型発電機の設置並びに制御建屋の可搬型ダクトの敷設による換気経路の構築及び運転は、 実施責任者等の要員9人、 建屋対策班の班員8人の合計17人にて作業を実施した場合、 中央制御室送風機の停止から中央制御室の二酸化炭素濃度が1.0%に達する約26時間（第10～5表）に対し、 事象発生後、 4時間以内で対応可能である。</p> <p>地震による制御建屋中央制御室換気設備の機能が喪失した場合における現場環境確認は、 実施責任者等の要員9人、 建屋対策班の班員6人の合計15人にて作業を実施した場合、 50分以内で対応可能であり、 現場環境確認及び代替中央制御室送風機等設置による換気経路の構築及び運転の全ての作業を実施責任者等の要員9人、 建屋対策班の班員8人の合計17人にて作業を実施した場合、 事象発生後、 4時間以内で対応可能である。</p> <p>また、 降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合の制御建屋可搬型発電機の屋内への運搬は、 実施責任者等の要員9人、 建屋対策班の班員4人の合計13人にて作業を実施した場合、 1</p>	<p>御建屋可搬型発電機を制御建屋内に配置する。</p> <p>⑦ 建屋対策班は、 制御建屋の可搬型ダクトを代替中央制御室送風機から中央制御室まで敷設する。</p> <p>⑧ 建屋対策班は、 制御建屋可搬型発電機及び代替中央制御室送風機の起動準備作業完了を実施責任者に報告する。</p> <p>⑨ 実施責任者は、 作業完了を確認後に建屋対策班に制御建屋可搬型発電機を起動し、 その後代替中央制御室送風機の起動を指示する。</p> <p>⑩ 建屋対策班は、 制御建屋可搬型発電機及び代替中央制御室送風機を起動し、 起動確認後、 実施責任者に報告する。</p> <p>⑪ 実施責任者は、 制御建屋可搬型発電機及び代替中央制御室送風機の状態監視並びに中央制御室内の酸素濃度が19%以上、 かつ、 二酸化炭素濃度が1.0%以下であることを確認することにより、 代替中央制御室送風機による中央制御室の換気の確保が出来ていることを判断する。</p> <p>3) 操作の成立性</p> <p>上記の代替中央制御室送風機、 制御建屋の可搬型分電盤、 制御建屋の可搬型電源ケーブル及び制御建屋可搬型発電機の設置並びに制御建屋の可搬型ダクトの敷設による換気経路の構築及び運転は、 実施責任者等の要員9人、 建屋対策班の班員8人の合計17人にて作業を実施した場合、 中央制御室送風機の停止から中央制御室の二酸化炭素濃度が1.0%に達する約26時間（第10～5表）に対し、 事象発生後、 4時間以内で対応可能である。</p> <p>地震による制御建屋中央制御室換気設備の機能が喪失した場合における現場環境確認は、 実施責任者等の要員9人、 建屋対策班の班員6人の合計15人にて作業を実施した場合、 50分以内で対応可能であり、 現場環境確認及び代替中央制御室送風機等設置による換気経路の構築及び運転の全ての作業を実施責任者等の要員9人、 建屋対策班の班員8人の合計17人にて作業を実施した場合、 事象発生後、 4時間以内で対応可能である。</p> <p>また、 降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合の制御建屋可搬型発電機の屋内への運搬は、 実施責任者等の要員9人、 建屋対策班の班員4人の合計13人にて作業を実施した場合、 1</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類八	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>時間30分以内で実施可能である。制御建屋可搬型発電機の屋内への運搬及び代替中央制御室送風機等設置による換気経路の構築及び運転の全ての作業を実施責任者等の要員9人、建屋対策班の班員8人の合計17人にて作業を実施した場合、事象発生後、4時間30分以内で対応可能であることから、重大事故等の対処への影響を与えることなく作業が可能である。</p> <p>重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具（全面マスク及び半面マスク等）の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬及び移動ができるように、LEDハンドライト及びLEDヘッドライトを配備する。</p> <p>（ii）代替制御室送風機による使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気の確保</p> <p>制御室送風機の機能喪失、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の換気ダクトの破損又は全交流動力電源喪失により使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の機能が喪失したと実施責任者が判断してから、実施組織要員が使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室にとどまるために、代替制御室送風機、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型分電盤、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型電源ケーブル及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機の設置並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型ダクトの敷設により換気経路を構築し、代替制御室送風機による換気運転を行い、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気を確保する。</p> <p>地震による使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の機能が喪失したと実施責任者が判断した場</p>	<p>時間30分以内で実施可能である。制御建屋可搬型発電機の屋内への運搬及び代替中央制御室送風機等設置による換気経路の構築及び運転の全ての作業を実施責任者等の要員9人、建屋対策班の班員8人の合計17人にて作業を実施した場合、事象発生後、4時間30分以内で対応可能であることから、重大事故等の対処への影響を与えることなく作業が可能である。</p> <p>重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具（全面マスク及び半面マスク等）の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬及び移動ができるように、LEDハンドライト及びLEDヘッドライトを配備する。</p> <p>（ii）代替制御室送風機による使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気の確保</p> <p>制御室送風機の機能喪失、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の換気ダクトの破損又は全交流動力電源喪失により使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の機能が喪失したと実施責任者が判断してから、実施組織要員が使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室にとどまるために、代替制御室送風機、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型分電盤、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型電源ケーブル及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機の設置並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型ダクトの敷設により換気経路を構築し、代替制御室送風機による換気運転を行い、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気を確保する。</p> <p>地震による使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の機能が喪失したと実施責任者が判断した場</p>	<p>時間30分以内で実施可能である。制御建屋可搬型発電機の屋内への運搬及び代替中央制御室送風機等設置による換気経路の構築及び運転の全ての作業を実施責任者等の要員9人、建屋対策班の班員8人の合計17人にて作業を実施した場合、事象発生後、4時間30分以内で対応可能であることから、重大事故等の対処への影響を与えることなく作業が可能である。</p> <p>重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具（全面マスク及び半面マスク等）の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬及び移動ができるように、LEDハンドライト及びLEDヘッドライトを配備する。</p> <p>（ii）代替制御室送風機による使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気の確保</p> <p>制御室送風機の機能喪失、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の換気ダクトの破損又は全交流動力電源喪失により使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の機能が喪失したと実施責任者が判断してから、実施組織要員が使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室にとどまるために、代替制御室送風機、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型分電盤、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型電源ケーブル及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機の設置並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型ダクトの敷設により換気経路を構築し、代替制御室送風機による換気運転を行い、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気を確保する。</p> <p>地震による使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の機能が喪失したと実施責任者が判断した場</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類八	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>合には、現場環境確認を行った後に対処を開始する。</p> <p>また、火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認し、実施責任者が必要と判断した場合は、事前の対応作業として、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機の建屋内への移動及び除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。</p> <p>なお、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機へ燃料を供給する手順の詳細は、「8 . 電源の確保に関する手順等」にて整備する。</p> <p>1) 手順着手の判断基準</p> <p>制御室送風機が機能喪失又は使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の換気ダクトの損傷により、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備が機能喪失、若しくは、外部電源が喪失し、第1 非常用ディーゼル発電機を運転できないと実施責任者が判断した場合（第10 - 4 表）。</p> <p>2) 操作手順</p> <p>代替制御室送風機による使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気の確保の手順の概要は以下のとおり。各手順の成功は、代替制御室送風機が起動し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の酸素濃度が19 % 以上、かつ、二酸化炭素濃度が1.0 % 以下であることより確認する。手順の概要を第10 - 9 図、タイムチャートを第10 - 6 図及び第10 - 7図、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の代替制御室送風機換気概要図を第10 - 10 図に示す。</p> <p>① 実施責任者は、制御室送風機が機能喪失又は使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の換気ダクトの損傷により、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備が機能喪失、若しくは、地震により外部電源が喪失し、第1 非常用ディーゼル発電機が起動できないと判断してから、建屋対策班に現場環境確認の実施を指示する。</p> <p>② 建屋対策班は、現場環境確認を実施し、確認結果を実施責任者に報告する。</p> <p>③ 実施責任者は、現場環境確認結果に基づき対処に用いる使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可</p>	<p>合には、現場環境確認を行った後に対処を開始する。</p> <p>また、火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認し、実施責任者が必要と判断した場合は、事前の対応作業として、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機の建屋内への移動及び除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。</p> <p>なお、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機へ燃料を供給する手順の詳細は、「8 . 電源の確保に関する手順等」にて整備する。</p> <p>1) 手順着手の判断基準</p> <p>制御室送風機が機能喪失又は使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の換気ダクトの損傷により、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備が機能喪失、若しくは、外部電源が喪失し、第1 非常用ディーゼル発電機を運転できないと実施責任者が判断した場合（第10 - 4 表）。</p> <p>2) 操作手順</p> <p>代替制御室送風機による使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気の確保の手順の概要は以下のとおり。各手順の成功は、代替制御室送風機が起動し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の酸素濃度が19 % 以上、かつ、二酸化炭素濃度が1.0 % 以下であることより確認する。手順の概要を第10 - 9 図、タイムチャートを第10 - 6 図及び第10 - 7図、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の代替制御室送風機換気概要図を第10 - 10 図に示す。</p> <p>① 実施責任者は、制御室送風機が機能喪失又は使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の換気ダクトの損傷により、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備が機能喪失、若しくは、地震により外部電源が喪失し、第1 非常用ディーゼル発電機が起動できないと判断してから、建屋対策班に現場環境確認の実施を指示する。</p> <p>② 建屋対策班は、現場環境確認を実施し、確認結果を実施責任者に報告する。</p> <p>③ 実施責任者は、現場環境確認結果に基づき対処に用いる使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可</p>	<p>合には、現場環境確認を行った後に対処を開始する。</p> <p>また、火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認し、実施責任者が必要と判断した場合は、事前の対応作業として、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機の建屋内への移動及び除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。</p> <p>なお、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機へ燃料を供給する手順の詳細は、「8 . 電源の確保に関する手順等」にて整備する。</p> <p>1) 手順着手の判断基準</p> <p>制御室送風機が機能喪失又は使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の換気ダクトの損傷により、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備が機能喪失、若しくは、外部電源が喪失し、第1 非常用ディーゼル発電機を運転できないと実施責任者が判断した場合（第10 - 4 表）。</p> <p>2) 操作手順</p> <p>代替制御室送風機による使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気の確保の手順の概要は以下のとおり。各手順の成功は、代替制御室送風機が起動し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の酸素濃度が19 % 以上、かつ、二酸化炭素濃度が1.0 % 以下であることより確認する。手順の概要を第10 - 9 図、タイムチャートを第10 - 6 図及び第10 - 7図、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の代替制御室送風機換気概要図を第10 - 10 図に示す。</p> <p>① 実施責任者は、制御室送風機が機能喪失又は使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の換気ダクトの損傷により、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備が機能喪失、若しくは、地震により外部電源が喪失し、第1 非常用ディーゼル発電機が起動できないと判断してから、建屋対策班に現場環境確認の実施を指示する。</p> <p>② 建屋対策班は、現場環境確認を実施し、確認結果を実施責任者に報告する。</p> <p>③ 実施責任者は、現場環境確認結果に基づき対処に用いる使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類八	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>搬型ダクト並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型電源ケーブルの敷設ルートを判断する。</p> <p>④ 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき建屋対策班に代替制御室送風機による使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気の確保のための準備を指示する。</p> <p>⑤ 建屋対策班は、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型分電盤を使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内に設置する。</p> <p>⑥ 建屋対策班は、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機と代替制御室送風機を、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型分電盤を介して使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型電源ケーブルにて接続する。</p> <p>また、降灰により使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機が機能喪失するおそれがある場合には、建屋対策班は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機を使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内に配置する。</p> <p>⑦ 建屋対策班は、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型ダクトを代替制御室送風機から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室まで敷設する。</p> <p>⑧ 建屋対策班は、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機及び代替制御室送風機の起動準備作業完了を実施責任者に報告する。</p> <p>⑨ 実施責任者は、作業完了を確認後に建屋対策班に使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機を起動し、その後代替制御室送風機の起動を指示する。</p> <p>⑩ 建屋対策班は、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機及び代替制御室送風機を起動し、起動確認後、実施責任者に報告する。</p> <p>⑪ 実施責任者は、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機及び代替制御室送風機の状態監視並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の酸素濃度が19%以上、かつ、二酸化炭素濃度が1.0%以下であることを確認することにより、代替制御室送風機による使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気の確保が出来ていることを判断する。</p>	<p>搬型ダクト並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型電源ケーブルの敷設ルートを判断する。</p> <p>④ 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき建屋対策班に代替制御室送風機による使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気の確保のための準備を指示する。</p> <p>⑤ 建屋対策班は、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型分電盤を使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内に設置する。</p> <p>⑥ 建屋対策班は、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機と代替制御室送風機を、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型分電盤を介して使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型電源ケーブルにて接続する。</p> <p>また、降灰により使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機が機能喪失するおそれがある場合には、建屋対策班は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機を使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内に配置する。</p> <p>⑦ 建屋対策班は、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型ダクトを代替制御室送風機から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室まで敷設する。</p> <p>⑧ 建屋対策班は、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機及び代替制御室送風機の起動準備作業完了を実施責任者に報告する。</p> <p>⑨ 実施責任者は、作業完了を確認後に建屋対策班に使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機を起動し、その後代替制御室送風機の起動を指示する。</p> <p>⑩ 建屋対策班は、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機及び代替制御室送風機を起動し、起動確認後、実施責任者に報告する。</p> <p>⑪ 実施責任者は、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機及び代替制御室送風機の状態監視並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の酸素濃度が19%以上、かつ、二酸化炭素濃度が1.0%以下であることを確認することにより、代替制御室送風機による使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気の確保が出来ていることを判断する。</p>	<p>搬型ダクト並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型電源ケーブルの敷設ルートを判断する。</p> <p>④ 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき建屋対策班に代替制御室送風機による使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気の確保のための準備を指示する。</p> <p>⑤ 建屋対策班は、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型分電盤を使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内に設置する。</p> <p>⑥ 建屋対策班は、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機と代替制御室送風機を、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型分電盤を介して使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型電源ケーブルにて接続する。</p> <p>また、降灰により使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機が機能喪失するおそれがある場合には、建屋対策班は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機を使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内に配置する。</p> <p>⑦ 建屋対策班は、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型ダクトを代替制御室送風機から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室まで敷設する。</p> <p>⑧ 建屋対策班は、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機及び代替制御室送風機の起動準備作業完了を実施責任者に報告する。</p> <p>⑨ 実施責任者は、作業完了を確認後に建屋対策班に使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機を起動し、その後代替制御室送風機の起動を指示する。</p> <p>⑩ 建屋対策班は、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機及び代替制御室送風機を起動し、起動確認後、実施責任者に報告する。</p> <p>⑪ 実施責任者は、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機及び代替制御室送風機の状態監視並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の酸素濃度が19%以上、かつ、二酸化炭素濃度が1.0%以下であることを確認することにより、代替制御室送風機による使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気の確保が出来ていることを判断する。</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類八	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>3) 操作の成立性</p> <p>上記の代替制御室送風機， 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型分電盤， 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型電源ケーブル及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機の設置並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型ダクトの敷設による換気経路の構築及び運転は， 実施責任者等の要員 9 人， 建屋対策班の班員 4 人の合計13 人にて</p> <p>作業を実施した場合， 制御室送風機の停止から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の二酸化炭素濃度が1 . 0 % に達する約1 6 3 時間（第10 - 5 表） に対し， 事象発生後2 2 時間3 0 分以内で対応可能である。</p> <p>地震による使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の機能が喪失した場合における現場環境確認は， 実施責任者等の要員 9 人， 建屋対策班の班員 6 人の合計1 5 人にて作業を実施した場合， 5 0 分で対応可能であり， 現場環境確認及び代替制御室送風機等設置による換気経路の構築及び運転の全ての作業を実施責任者等の要員 9 人， 建屋対策班の班員 6 人の合計1 5 人にて作業を実施した場合， 作業着手後2 2 時間3 0 分以内で対応可能である。</p> <p>また， 降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機の屋内への運搬は， 実施責任者等の要員 9 人， 建屋対策班の班員 6 人の合計1 5 人にて作業を実施した場合， 1 時間3 0 分以内で実施可能である。使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機の屋内への運搬及び代替制御室送風機等設置による換気経路の構築及び運転の全ての作業を実施責任者等の要員 9 人， 建屋対策班の班員 6 人の合計1 5 人にて作業を実施した場合， 作業着手後2 2 時間3 0 分以内で対応可能であることから， 重大事故等の対処への影響を与えることなく作業が可能である。</p> <p>重大事故等の対処においては， 通常的安全対策に加えて， 放射線環境や作業環境に応じた防護具（全面マスク及び半面マスク等）の配備を行い， 移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については， 個人線量計を着用し，</p>	<p>3) 操作の成立性</p> <p>上記の代替制御室送風機， 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型分電盤， 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型電源ケーブル及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機の設置並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型ダクトの敷設による換気経路の構築及び運転は， 実施責任者等の要員 9 人， 建屋対策班の班員 4 人の合計13 人にて</p> <p>作業を実施した場合， 制御室送風機の停止から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の二酸化炭素濃度が1 . 0 % に達する約1 6 3 時間（第10 - 5 表） に対し， 事象発生後2 2 時間3 0 分以内で対応可能である。</p> <p>地震による使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の機能が喪失した場合における現場環境確認は， 実施責任者等の要員 9 人， 建屋対策班の班員 6 人の合計1 5 人にて作業を実施した場合， 5 0 分で対応可能であり， 現場環境確認及び代替制御室送風機等設置による換気経路の構築及び運転の全ての作業を実施責任者等の要員 9 人， 建屋対策班の班員 6 人の合計1 5 人にて作業を実施した場合， 作業着手後2 2 時間3 0 分以内で対応可能である。</p> <p>また， 降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機の屋内への運搬は， 実施責任者等の要員 9 人， 建屋対策班の班員 6 人の合計1 5 人にて作業を実施した場合， 1 時間3 0 分以内で実施可能である。使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機の屋内への運搬及び代替制御室送風機等設置による換気経路の構築及び運転の全ての作業を実施責任者等の要員 9 人， 建屋対策班の班員 6 人の合計1 5 人にて作業を実施した場合， 作業着手後2 2 時間3 0 分以内で対応可能であることから， 重大事故等の対処への影響を与えることなく作業が可能である。</p> <p>重大事故等の対処においては， 通常的安全対策に加えて， 放射線環境や作業環境に応じた防護具（全面マスク及び半面マスク等）の配備を行い， 移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については， 個人線量計を着用し，</p>	<p>3) 操作の成立性</p> <p>上記の代替制御室送風機， 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型分電盤， 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型電源ケーブル及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機の設置並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型ダクトの敷設による換気経路の構築及び運転は， 実施責任者等の要員 9 人， 建屋対策班の班員 4 人の合計13 人にて</p> <p>作業を実施した場合， 制御室送風機の停止から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の二酸化炭素濃度が1 . 0 % に達する約1 6 3 時間（第10 - 5 表） に対し， 事象発生後2 2 時間3 0 分以内で対応可能である。</p> <p>地震による使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の機能が喪失した場合における現場環境確認は， 実施責任者等の要員 9 人， 建屋対策班の班員 6 人の合計1 5 人にて作業を実施した場合， 5 0 分で対応可能であり， 現場環境確認及び代替制御室送風機等設置による換気経路の構築及び運転の全ての作業を実施責任者等の要員 9 人， 建屋対策班の班員 6 人の合計1 5 人にて作業を実施した場合， 作業着手後2 2 時間3 0 分以内で対応可能である。</p> <p>また， 降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機の屋内への運搬は， 実施責任者等の要員 9 人， 建屋対策班の班員 6 人の合計1 5 人にて作業を実施した場合， 1 時間3 0 分以内で実施可能である。使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機の屋内への運搬及び代替制御室送風機等設置による換気経路の構築及び運転の全ての作業を実施責任者等の要員 9 人， 建屋対策班の班員 6 人の合計1 5 人にて作業を実施した場合， 作業着手後2 2 時間3 0 分以内で対応可能であることから， 重大事故等の対処への影響を与えることなく作業が可能である。</p> <p>重大事故等の対処においては， 通常的安全対策に加えて， 放射線環境や作業環境に応じた防護具（全面マスク及び半面マスク等）の配備を行い， 移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については， 個人線量計を着用し，</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類八	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>1 作業当たり10 m Sv 以下とすることを目安に管理する。さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬及び移動ができるように、LED ハンドライト及びLED ヘッドライトを配備する。</p> <p>ii . 制御室の照明を確保する措置の対応手順 (i) 可搬型代替照明による中央制御室の照明の確保 非常用照明の損傷又は電気設備の損傷により中央制御室の照明が使用できないと実施責任者が判断してから、中央制御室に可搬型代替照明を設置し、照明を確保する。なお、設置に当たっては、中央制御室内の中央安全監視室、精製建屋の蒸発乾固が発生する可能性のある約10 時間後までに事故対処を実施する準備のための実施組織要員の参集箇所となる第3 ブロック及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の蒸発乾固が発生する可能性のある約18 時間後までに事故対処を実施する準備のための実施組織要員の参集箇所となる第4 ブロックを優先して設置する。</p> <p>中央制御室内のその他の実施組織要員の参集箇所となる第1 ブロック、第2 ブロック、第5 ブロック及び第6ブロックは、上記の箇所への設置完了後に順次実施する。</p> <p>1) 手順着手の判断基準 非常用照明の損傷又は電気設備の損傷により中央制御室の照明が使用できないと実施責任者が判断した場合（第10 - 4 表）。</p> <p>2) 操作手順 全交流動力電源喪失時の可搬型代替照明の設置手順の概要は以下のとおり。各手順の成功は、可搬型代替照明の点灯により確認する。タイムチャートを第10 - 6 図及び第10 - 7 図に、可搬型代替照明の配置概要図を第10 - 11 図及び第10 - 12 図にそれぞれ示す。</p> <p>① 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、</p>	<p>1 作業当たり10 m Sv 以下とすることを目安に管理する。さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬及び移動ができるように、LED ハンドライト及びLED ヘッドライトを配備する。</p> <p>ii . 制御室の照明を確保する措置の対応手順 (i) 可搬型代替照明による中央制御室の照明の確保 非常用照明の損傷又は電気設備の損傷により中央制御室の照明が使用できないと実施責任者が判断してから、中央制御室に可搬型代替照明を設置し、照明を確保する。なお、設置に当たっては、中央制御室内の中央安全監視室、精製建屋の蒸発乾固が発生する可能性のある約10 時間後までに事故対処を実施する準備のための実施組織要員の参集箇所となる第3 ブロック及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の蒸発乾固が発生する可能性のある約18 時間後までに事故対処を実施する準備のための実施組織要員の参集箇所となる第4 ブロックを優先して設置する。</p> <p>中央制御室内のその他の実施組織要員の参集箇所となる第1 ブロック、第2 ブロック、第5 ブロック及び第6ブロックは、上記の箇所への設置完了後に順次実施する。</p> <p>1) 手順着手の判断基準 非常用照明の損傷又は電気設備の損傷により中央制御室の照明が使用できないと実施責任者が判断した場合（第10 - 4 表）。</p> <p>2) 操作手順 全交流動力電源喪失時の可搬型代替照明の設置手順の概要は以下のとおり。各手順の成功は、可搬型代替照明の点灯により確認する。タイムチャートを第10 - 6 図及び第10 - 7 図に、可搬型代替照明の配置概要図を第10 - 11 図及び第10 - 12 図にそれぞれ示す。</p> <p>① 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、</p>	<p>1 作業当たり10 m Sv 以下とすることを目安に管理する。さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬及び移動ができるように、LED ハンドライト及びLED ヘッドライトを配備する。</p> <p>ii . 制御室の照明を確保する措置の対応手順 (i) 可搬型代替照明による中央制御室の照明の確保 非常用照明の損傷又は電気設備の損傷により中央制御室の照明が使用できないと実施責任者が判断してから、中央制御室に可搬型代替照明を設置し、照明を確保する。なお、設置に当たっては、中央制御室内の中央安全監視室、精製建屋の蒸発乾固が発生する可能性のある約10 時間後までに事故対処を実施する準備のための実施組織要員の参集箇所となる第3 ブロック及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の蒸発乾固が発生する可能性のある約18 時間後までに事故対処を実施する準備のための実施組織要員の参集箇所となる第4 ブロックを優先して設置する。</p> <p>中央制御室内のその他の実施組織要員の参集箇所となる第1 ブロック、第2 ブロック、第5 ブロック及び第6ブロックは、上記の箇所への設置完了後に順次実施する。</p> <p>1) 手順着手の判断基準 非常用照明の損傷又は電気設備の損傷により中央制御室の照明が使用できないと実施責任者が判断した場合（第10 - 4 表）。</p> <p>2) 操作手順 全交流動力電源喪失時の可搬型代替照明の設置手順の概要は以下のとおり。各手順の成功は、可搬型代替照明の点灯により確認する。タイムチャートを第10 - 6 図及び第10 - 7 図に、可搬型代替照明の配置概要図を第10 - 11 図及び第10 - 12 図にそれぞれ示す。</p> <p>① 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類八	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>建屋対策班に中央制御室の照明を確保するため、可搬型代替照明の点灯確認及び可搬型代替照明の設置を指示する。</p> <p>② 建屋対策班は、可搬型代替照明を制御建屋内の保管場所から中央制御室内に運搬及び設置し、中央制御室の照明を確保する。</p> <p>③ 実施責任者は、中央制御室内の可搬型代替照明の点灯を確認し、可搬型代替照明の状態監視を行うことにより、可搬型代替照明による中央制御室の照明の確保が出来ていることを判断する。</p> <p>3) 操作の成立性</p> <p>上記の可搬型代替照明の運搬及び設置は、事象発生後、中央制御室内の中央安全監視室において、各班長が集まり図面や手順書等を確認し、対処を検討することから、最優先に実施する。また、精製建屋の蒸発乾固が発生する可能性のある約10時間後までに事故対処を実施する準備のための第3ブロック及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の蒸発乾固が発生する可能性のある約18時間後までに事故対処を実施する準備のための第4ブロックを、他ブロックに優先して実施する。</p> <p>中央制御室内の中央安全監視室、第3ブロック及び第4ブロックは、事象発生後、中央制御室の非常用照明が消灯する2時間後までに可搬型代替照明の設置を実施するため、建屋外対応班長を除く実施責任者等の要員8人、建屋対策班の班員2人の合計10人にて作業を実施した場合、中央制御室内の中央安全監視室は事象発生後1時間10分以内、第3ブロック及び第4ブロックは、事象発生後2時間以内でそれぞれ対応可能である。</p> <p>第1ブロック、第2ブロック、第5ブロック及び第6ブロックについては、先行して配置した可搬型代替照明からの薄明かりによって照らされている状態である。また、可搬型代替照明設置まで事故対策検討は、中央制御室内の中央安全監視室にて実施すること及び当該ブロックの管理建屋のうち、最も事象発生が早い前処理建屋の水素爆発が起こる約73時間以内で十分な照明を確保することから、建屋外対応班長を除く実施責任者等の要員8人、建屋対策班の班員4人の合計12人にて作業を実施した場合、事象発生後3時間10分以内で対応可能である。</p>	<p>建屋対策班に中央制御室の照明を確保するため、可搬型代替照明の点灯確認及び可搬型代替照明の設置を指示する。</p> <p>② 建屋対策班は、可搬型代替照明を制御建屋内の保管場所から中央制御室内に運搬及び設置し、中央制御室の照明を確保する。</p> <p>③ 実施責任者は、中央制御室内の可搬型代替照明の点灯を確認し、可搬型代替照明の状態監視を行うことにより、可搬型代替照明による中央制御室の照明の確保が出来ていることを判断する。</p> <p>3) 操作の成立性</p> <p>上記の可搬型代替照明の運搬及び設置は、事象発生後、中央制御室内の中央安全監視室において、各班長が集まり図面や手順書等を確認し、対処を検討することから、最優先に実施する。また、精製建屋の蒸発乾固が発生する可能性のある約10時間後までに事故対処を実施する準備のための第3ブロック及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の蒸発乾固が発生する可能性のある約18時間後までに事故対処を実施する準備のための第4ブロックを、他ブロックに優先して実施する。</p> <p>中央制御室内の中央安全監視室、第3ブロック及び第4ブロックは、事象発生後、中央制御室の非常用照明が消灯する2時間後までに可搬型代替照明の設置を実施するため、建屋外対応班長を除く実施責任者等の要員8人、建屋対策班の班員2人の合計10人にて作業を実施した場合、中央制御室内の中央安全監視室は事象発生後1時間10分以内、第3ブロック及び第4ブロックは、事象発生後2時間以内でそれぞれ対応可能である。</p> <p>第1ブロック、第2ブロック、第5ブロック及び第6ブロックについては、先行して配置した可搬型代替照明からの薄明かりによって照らされている状態である。また、可搬型代替照明設置まで事故対策検討は、中央制御室内の中央安全監視室にて実施すること及び当該ブロックの管理建屋のうち、最も事象発生が早い前処理建屋の水素爆発が起こる約73時間以内で十分な照明を確保することから、建屋外対応班長を除く実施責任者等の要員8人、建屋対策班の班員4人の合計12人にて作業を実施した場合、事象発生後3時間10分以内で対応可能である。</p>	<p>建屋対策班に中央制御室の照明を確保するため、可搬型代替照明の点灯確認及び可搬型代替照明の設置を指示する。</p> <p>② 建屋対策班は、可搬型代替照明を制御建屋内の保管場所から中央制御室内に運搬及び設置し、中央制御室の照明を確保する。</p> <p>③ 実施責任者は、中央制御室内の可搬型代替照明の点灯を確認し、可搬型代替照明の状態監視を行うことにより、可搬型代替照明による中央制御室の照明の確保が出来ていることを判断する。</p> <p>3) 操作の成立性</p> <p>上記の可搬型代替照明の運搬及び設置は、事象発生後、中央制御室内の中央安全監視室において、各班長が集まり図面や手順書等を確認し、対処を検討することから、最優先に実施する。また、精製建屋の蒸発乾固が発生する可能性のある約10時間後までに事故対処を実施する準備のための第3ブロック及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の蒸発乾固が発生する可能性のある約18時間後までに事故対処を実施する準備のための第4ブロックを、他ブロックに優先して実施する。</p> <p>中央制御室内の中央安全監視室、第3ブロック及び第4ブロックは、事象発生後、中央制御室の非常用照明が消灯する2時間後までに可搬型代替照明の設置を実施するため、建屋外対応班長を除く実施責任者等の要員8人、建屋対策班の班員2人の合計10人にて作業を実施した場合、中央制御室内の中央安全監視室は事象発生後1時間10分以内、第3ブロック及び第4ブロックは、事象発生後2時間以内でそれぞれ対応可能である。</p> <p>第1ブロック、第2ブロック、第5ブロック及び第6ブロックについては、先行して配置した可搬型代替照明からの薄明かりによって照らされている状態である。また、可搬型代替照明設置まで事故対策検討は、中央制御室内の中央安全監視室にて実施すること及び当該ブロックの管理建屋のうち、最も事象発生が早い前処理建屋の水素爆発が起こる約73時間以内で十分な照明を確保することから、建屋外対応班長を除く実施責任者等の要員8人、建屋対策班の班員4人の合計12人にて作業を実施した場合、事象発生後3時間10分以内で対応可能である。</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類八	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>なお、実施組織要員は、全交流動力電源の喪失による照明の消灯から可搬型代替照明の設置が完了するまでの間、L E D ハンドライト及びL E D ヘッドライトにより中央制御室内の照明を確保するため、中央制御室内の作業に支障を生じるおそれはない。</p> <p>重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具（全面マスク及び半面マスク等）の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については、個人線量計を着用し、1 作業当たり1 0 m S v 以下とすることを目安に管理する。さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬及び移動ができるように、L E D ハンドライト及びL E D ヘッドライトを配備する。</p> <p>（ ii ）可搬型代替照明による使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の照明の確保</p> <p>非常用照明の損傷又は電気設備の損傷により使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の照明が使用できないと実施責任者が判断してから、可搬型代替照明を設置し、照明を確保する。</p> <p>1 ）手順着手の判断基準</p> <p>非常用照明の損傷又は電気設備の損傷により使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の照明が使用できないと実施責任者が判断した場合（第1 0 - 4 表）。</p> <p>2 ）操作手順</p> <p>全交流動力電源喪失時の可搬型代替照明の設置手順の概要は以下のとおり。各手順の成功は、可搬型代替</p> <p>照明の点灯により確認する。タイムチャートを第1 0 - 6 図及び第1 0 - 7 図に、可搬型代替照明の配置概要図を第1 0 - 1 1 図及び第1 0 - 1 2 図にそれぞれ示す。</p> <p>① 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、建屋対策班に使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設</p>	<p>なお、実施組織要員は、全交流動力電源の喪失による照明の消灯から可搬型代替照明の設置が完了するまでの間、L E D ハンドライト及びL E D ヘッドライトにより中央制御室内の照明を確保するため、中央制御室内の作業に支障を生じるおそれはない。</p> <p>重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具（全面マスク及び半面マスク等）の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については、個人線量計を着用し、1 作業当たり1 0 m S v 以下とすることを目安に管理する。さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬及び移動ができるように、L E D ハンドライト及びL E D ヘッドライトを配備する。</p> <p>（ ii ）可搬型代替照明による使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の照明の確保</p> <p>非常用照明の損傷又は電気設備の損傷により使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の照明が使用できないと実施責任者が判断してから、可搬型代替照明を設置し、照明を確保する。</p> <p>1 ）手順着手の判断基準</p> <p>非常用照明の損傷又は電気設備の損傷により使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の照明が使用できないと実施責任者が判断した場合（第1 0 - 4 表）。</p> <p>2 ）操作手順</p> <p>全交流動力電源喪失時の可搬型代替照明の設置手順の概要は以下のとおり。各手順の成功は、可搬型代替</p> <p>照明の点灯により確認する。タイムチャートを第1 0 - 6 図及び第1 0 - 7 図に、可搬型代替照明の配置概要図を第1 0 - 1 1 図及び第1 0 - 1 2 図にそれぞれ示す。</p> <p>① 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、建屋対策班に使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設</p>	<p>なお、実施組織要員は、全交流動力電源の喪失による照明の消灯から可搬型代替照明の設置が完了するまでの間、L E D ハンドライト及びL E D ヘッドライトにより中央制御室内の照明を確保するため、中央制御室内の作業に支障を生じるおそれはない。</p> <p>重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具（全面マスク及び半面マスク等）の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については、個人線量計を着用し、1 作業当たり1 0 m S v 以下とすることを目安に管理する。さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬及び移動ができるように、L E D ハンドライト及びL E D ヘッドライトを配備する。</p> <p>（ ii ）可搬型代替照明による使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の照明の確保</p> <p>非常用照明の損傷又は電気設備の損傷により使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の照明が使用できないと実施責任者が判断してから、可搬型代替照明を設置し、照明を確保する。</p> <p>1 ）手順着手の判断基準</p> <p>非常用照明の損傷又は電気設備の損傷により使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の照明が使用できないと実施責任者が判断した場合（第1 0 - 4 表）。</p> <p>2 ）操作手順</p> <p>全交流動力電源喪失時の可搬型代替照明の設置手順の概要は以下のとおり。各手順の成功は、可搬型代替</p> <p>照明の点灯により確認する。タイムチャートを第1 0 - 6 図及び第1 0 - 7 図に、可搬型代替照明の配置概要図を第1 0 - 1 1 図及び第1 0 - 1 2 図にそれぞれ示す。</p> <p>① 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、建屋対策班に使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類八	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>の制御室の照明を確保するため、可搬型代替照明の点灯確認、可搬型代替照明の設置を指示する。</p> <p>② 建屋対策班は、可搬型代替照明を使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の保管場所から使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室内に運搬及び設置し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の照明を確保する。</p> <p>③ 実施責任者は、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設</p> <p>の制御室内の可搬型代替照明の点灯を確認し、可搬型代替照明の状態監視を行うことにより、可搬型代替照明による使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の照明の確保が出来ていることを判断する。</p> <p>3) 操作の成立性</p> <p>上記の可搬型代替照明の運搬及び設置は、代替制御室送風機による使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気の確保と併せて実施するため、建屋外対応班長を除く実施責任者等の要員8人、建屋対策班の班員4人の合計12人にて作業を実施した場合、事象発生後22時間30分以内で対応可能である。</p> <p>なお、実施組織要員は、全交流動力電源の喪失による照明の消灯から可搬型代替照明の設置が完了するまでの間、LEDハンドライト及びLEDヘッドライトにより使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の照明を確保するため、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の作業に支障を生じるおそれはない。</p> <p>重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具（全面マスク及び半面マスク等）の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬及び移動ができるように、LEDハ</p>	<p>の制御室の照明を確保するため、可搬型代替照明の点灯確認、可搬型代替照明の設置を指示する。</p> <p>② 建屋対策班は、可搬型代替照明を使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の保管場所から使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室内に運搬及び設置し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の照明を確保する。</p> <p>③ 実施責任者は、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設</p> <p>の制御室内の可搬型代替照明の点灯を確認し、可搬型代替照明の状態監視を行うことにより、可搬型代替照明による使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の照明の確保が出来ていることを判断する。</p> <p>3) 操作の成立性</p> <p>上記の可搬型代替照明の運搬及び設置は、代替制御室送風機による使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気の確保と併せて実施するため、建屋外対応班長を除く実施責任者等の要員8人、建屋対策班の班員4人の合計12人にて作業を実施した場合、事象発生後22時間30分以内で対応可能である。</p> <p>なお、実施組織要員は、全交流動力電源の喪失による照明の消灯から可搬型代替照明の設置が完了するまでの間、LEDハンドライト及びLEDヘッドライトにより使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の照明を確保するため、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の作業に支障を生じるおそれはない。</p> <p>重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具（全面マスク及び半面マスク等）の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬及び移動ができるように、LEDハ</p>	<p>の制御室の照明を確保するため、可搬型代替照明の点灯確認、可搬型代替照明の設置を指示する。</p> <p>② 建屋対策班は、可搬型代替照明を使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の保管場所から使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室内に運搬及び設置し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の照明を確保する。</p> <p>③ 実施責任者は、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設</p> <p>の制御室内の可搬型代替照明の点灯を確認し、可搬型代替照明の状態監視を行うことにより、可搬型代替照明による使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の照明の確保が出来ていることを判断する。</p> <p>3) 操作の成立性</p> <p>上記の可搬型代替照明の運搬及び設置は、代替制御室送風機による使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気の確保と併せて実施するため、建屋外対応班長を除く実施責任者等の要員8人、建屋対策班の班員4人の合計12人にて作業を実施した場合、事象発生後22時間30分以内で対応可能である。</p> <p>なお、実施組織要員は、全交流動力電源の喪失による照明の消灯から可搬型代替照明の設置が完了するまでの間、LEDハンドライト及びLEDヘッドライトにより使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の照明を確保するため、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の作業に支障を生じるおそれはない。</p> <p>重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具（全面マスク及び半面マスク等）の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬及び移動ができるように、LEDハ</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類八	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>ンドライト及びL E D ヘッドライトを配備する。</p> <p>iii . 制御室の酸素等濃度測定に関する措置の対応手順 （ i ） 中央制御室の酸素及び二酸化炭素の濃度測定 代替中央制御室送風機による中央制御室の換気を開始又は共通電源車からの受電による制御建屋中央制御室換気設備の再循環運転を開始したと実施責任者が判断してから、中央制御室内の居住性確保の観点から、可搬型酸素濃度計及び可搬型二酸化炭素濃度計により酸素濃度及び二酸化炭素濃度を測定する。 1) 手順着手の判断基準 代替中央制御室送風機にて中央制御室の換気を開始又は共通電源車からの受電による制御建屋中央制御室換気設備の再循環運転を開始したと実施責任者が判断した場合（第10－4表）。 2) 操作手順 中央制御室の酸素及び二酸化炭素の濃度を測定・管理する手順の概要は以下のとおり。 ① 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、建屋対策班に中央制御室の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を指示する。 ② 建屋対策班は、可搬型酸素濃度計及び可搬型二酸化炭素濃度計を起動し、中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行う（測定範囲は、第10－13図を参照）。 3) 操作の成立性 上記の可搬型酸素濃度計及び可搬型二酸化炭素濃度計による測定は、建屋外対応班長を除く実施責任者等の要員8人、建屋対策班の班員2人の合計10人にて作業を実施した場合、実施責任者が中央制御室内の居住性確認のため酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定が必要と判断してから約10分以内に測定可能であり、中央制御室送風機の停止から中央制御室の二酸化炭素濃度が1.0％に達する約2.6時間（第10－5表）以内に対応可能である。 また、実施責任者は、建屋対策班より、中央制御室内の酸素及び二酸化炭素の濃度に関する報告</p>	<p>ンドライト及びL E D ヘッドライトを配備する。</p> <p>iii . 制御室の酸素等濃度測定に関する措置の対応手順 （ i ） 中央制御室の酸素及び二酸化炭素の濃度測定 代替中央制御室送風機による中央制御室の換気を開始又は共通電源車からの受電による制御建屋中央制御室換気設備の再循環運転を開始したと実施責任者が判断してから、中央制御室内の居住性確保の観点から、可搬型酸素濃度計及び可搬型二酸化炭素濃度計により酸素濃度及び二酸化炭素濃度を測定する。 1) 手順着手の判断基準 代替中央制御室送風機にて中央制御室の換気を開始又は共通電源車からの受電による制御建屋中央制御室換気設備の再循環運転を開始したと実施責任者が判断した場合（第10－4表）。 2) 操作手順 中央制御室の酸素及び二酸化炭素の濃度を測定・管理する手順の概要は以下のとおり。 ① 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、建屋対策班に中央制御室の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を指示する。 ② 建屋対策班は、可搬型酸素濃度計及び可搬型二酸化炭素濃度計を起動し、中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行う（測定範囲は、第10－13図を参照）。 3) 操作の成立性 上記の可搬型酸素濃度計及び可搬型二酸化炭素濃度計による測定は、建屋外対応班長を除く実施責任者等の要員8人、建屋対策班の班員2人の合計10人にて作業を実施した場合、実施責任者が中央制御室内の居住性確認のため酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定が必要と判断してから約10分以内に測定可能であり、中央制御室送風機の停止から中央制御室の二酸化炭素濃度が1.0％に達する約2.6時間（第10－5表）以内に対応可能である。 また、実施責任者は、建屋対策班より、中央制御室内の酸素及び二酸化炭素の濃度に関する報告</p>	<p>ンドライト及びL E D ヘッドライトを配備する。</p> <p>iii . 制御室の酸素等濃度測定に関する措置の対応手順 （ i ） 中央制御室の酸素及び二酸化炭素の濃度測定 代替中央制御室送風機による中央制御室の換気を開始又は共通電源車からの受電による制御建屋中央制御室換気設備の再循環運転を開始したと実施責任者が判断してから、中央制御室内の居住性確保の観点から、可搬型酸素濃度計及び可搬型二酸化炭素濃度計により酸素濃度及び二酸化炭素濃度を測定する。 1) 手順着手の判断基準 代替中央制御室送風機にて中央制御室の換気を開始又は共通電源車からの受電による制御建屋中央制御室換気設備の再循環運転を開始したと実施責任者が判断した場合（第10－4表）。 2) 操作手順 中央制御室の酸素及び二酸化炭素の濃度を測定・管理する手順の概要は以下のとおり。 ① 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、建屋対策班に中央制御室の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を指示する。 ② 建屋対策班は、可搬型酸素濃度計及び可搬型二酸化炭素濃度計を起動し、中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行う（測定範囲は、第10－13図を参照）。 3) 操作の成立性 上記の可搬型酸素濃度計及び可搬型二酸化炭素濃度計による測定は、建屋外対応班長を除く実施責任者等の要員8人、建屋対策班の班員2人の合計10人にて作業を実施した場合、実施責任者が中央制御室内の居住性確認のため酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定が必要と判断してから約10分以内に測定可能であり、中央制御室送風機の停止から中央制御室の二酸化炭素濃度が1.0％に達する約2.6時間（第10－5表）以内に対応可能である。 また、実施責任者は、建屋対策班より、中央制御室内の酸素及び二酸化炭素の濃度に関する報告</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類八	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>を受け、酸素濃度が1.9 % を下回る場合又は二酸化炭素濃度が1.0 % を上回る場合には、酸素及び二酸化炭素の濃度調整を行うため、建屋対策班に代替中央制御室送風機の予備機への切替運転や外気取入れによる換気を指示する。</p> <p>(ii) 中央制御室の窒素酸化物の濃度測定 再処理施設内で火災又は爆発により窒素酸化物の発生が予測されると実施責任者が判断してから、中央制御室内の居住性確保の観点より、可搬型窒素酸化物濃度計により窒素酸化物濃度を測定する。</p> <p>1) 手順着手の判断基準 再処理施設内で火災又は爆発により窒素酸化物の発生が予測されると実施責任者が判断した場合（第10-4表）。</p> <p>2) 操作手順 中央制御室の窒素酸化物の濃度を測定する手順の概要は以下のとおり。</p> <p>① 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、建屋対策班に中央制御室の窒素酸化物の濃度測定を指示する。</p> <p>② 建屋対策班は、可搬型窒素酸化物濃度計を起動し、中央制御室内の窒素酸化物濃度の測定を行う（測定範囲は、第10-13図を参照）。</p> <p>3) 操作の成立性 上記の中央制御室の対応は、建屋外対応班長を除く実施責任者等の要員8人、建屋対策班の班員2人の合計10人にて作業を実施した場合、窒素酸化物の発生が予測され、実施責任者が窒素酸化物濃度の測定を必要と判断してから約10分以内に測定可能であり、代替中央制御室送風機の換気によって中央制御室内の雰囲気最速置換される2時間以内に対応可能である。</p> <p>また、実施責任者は、建屋対策班より、中央制御室の窒素酸化物の濃度に関する報告を受け、窒素酸化物濃度が0.2 ppm を上回る場合には、窒素酸化物を含んだ外気を取入れを停止するため、建屋対策班に制御建屋中央制御室換気設備の再循環ラインの外気遮断ダンパ及び排気遮断ダンパの閉操作並びに還気遮断ダンパの開操作を指示する。</p> <p>(iii) 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制</p>	<p>を受け、酸素濃度が1.9 % を下回る場合又は二酸化炭素濃度が1.0 % を上回る場合には、酸素及び二酸化炭素の濃度調整を行うため、建屋対策班に代替中央制御室送風機の予備機への切替運転や外気取入れによる換気を指示する。</p> <p>(ii) 中央制御室の窒素酸化物の濃度測定 再処理施設内で火災又は爆発により窒素酸化物の発生が予測されると実施責任者が判断してから、中央制御室内の居住性確保の観点より、可搬型窒素酸化物濃度計により窒素酸化物濃度を測定する。</p> <p>1) 手順着手の判断基準 再処理施設内で火災又は爆発により窒素酸化物の発生が予測されると実施責任者が判断した場合（第10-4表）。</p> <p>2) 操作手順 中央制御室の窒素酸化物の濃度を測定する手順の概要は以下のとおり。</p> <p>① 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、建屋対策班に中央制御室の窒素酸化物の濃度測定を指示する。</p> <p>② 建屋対策班は、可搬型窒素酸化物濃度計を起動し、中央制御室内の窒素酸化物濃度の測定を行う（測定範囲は、第10-13図を参照）。</p> <p>3) 操作の成立性 上記の中央制御室の対応は、建屋外対応班長を除く実施責任者等の要員8人、建屋対策班の班員2人の合計10人にて作業を実施した場合、窒素酸化物の発生が予測され、実施責任者が窒素酸化物濃度の測定を必要と判断してから約10分以内に測定可能であり、代替中央制御室送風機の換気によって中央制御室内の雰囲気最速置換される2時間以内に対応可能である。</p> <p>また、実施責任者は、建屋対策班より、中央制御室の窒素酸化物の濃度に関する報告を受け、窒素酸化物濃度が0.2 ppm を上回る場合には、窒素酸化物を含んだ外気を取入れを停止するため、建屋対策班に制御建屋中央制御室換気設備の再循環ラインの外気遮断ダンパ及び排気遮断ダンパの閉操作並びに還気遮断ダンパの開操作を指示する。</p> <p>(iii) 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制</p>	<p>を受け、酸素濃度が1.9 % を下回る場合又は二酸化炭素濃度が1.0 % を上回る場合には、酸素及び二酸化炭素の濃度調整を行うため、建屋対策班に代替中央制御室送風機の予備機への切替運転や外気取入れによる換気を指示する。</p> <p>(ii) 中央制御室の窒素酸化物の濃度測定 再処理施設内で窒素酸化物の発生が予測されると実施責任者が判断してから、中央制御室内の居住性確保の観点より、可搬型窒素酸化物濃度計により窒素酸化物濃度を測定する。</p> <p>1) 手順着手の判断基準 再処理施設内で窒素酸化物の発生が予測されると実施責任者が判断した場合（第10-4表）。</p> <p>2) 操作手順 中央制御室の窒素酸化物の濃度を測定する手順の概要は以下のとおり。</p> <p>① 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、建屋対策班に中央制御室の窒素酸化物の濃度測定を指示する。</p> <p>② 建屋対策班は、可搬型窒素酸化物濃度計を起動し、中央制御室内の窒素酸化物濃度の測定を行う（測定範囲は、第10-13図を参照）。</p> <p>3) 操作の成立性 上記の中央制御室の対応は、建屋外対応班長を除く実施責任者等の要員8人、建屋対策班の班員2人の合計10人にて作業を実施した場合、窒素酸化物の発生が予測され、実施責任者が窒素酸化物濃度の測定を必要と判断してから約10分以内に測定可能であり、代替中央制御室送風機の換気によって中央制御室内の雰囲気最速置換される2時間以内に対応可能である。</p> <p>また、実施責任者は、建屋対策班より、中央制御室の窒素酸化物の濃度に関する報告を受け、窒素酸化物濃度が0.2 ppm を上回る場合には、窒素酸化物を含んだ外気を取入れを停止するため、建屋対策班に制御建屋中央制御室換気設備の再循環ラインの外気遮断ダンパ及び排気遮断ダンパの閉操作並びに還気遮断ダンパの開操作を指示する。</p> <p>(iii) 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制</p>	<p>火災又は爆発以外の要因で発生する窒素酸化物に対しても対応する手順に変更</p>

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類八	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>御室の酸素及び二酸化炭素の濃度測定</p> <p>代替制御室送風機にて使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気を開始又は共通電源車からの受電による使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の再循環運転を開始したと実施責任者が判断してから、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の居住性確保の観点より、可搬型酸素濃度計及び可搬型二酸化炭素濃度計により酸素濃度及び二酸化炭素濃度を測定する。</p> <p>1) 手順着手の判断基準</p> <p>代替制御室送風機にて使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気を開始又は共通電源車からの受電による使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の再循環運転を開始したと実施責任者が判断した場合（第10 - 4表）。</p> <p>2) 操作手順</p> <p>中央制御室の酸素及び二酸化炭素の濃度を測定・管理する手順の概要は以下のとおり。</p> <p>① 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、建屋対策班に使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を指示する。</p> <p>② 建屋対策班は、可搬型酸素濃度計及び可搬型二酸化炭素濃度計を起動し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行う（測定範囲は、第10 - 14図を参照）。</p> <p>3) 操作の成立性</p> <p>上記の可搬型酸素濃度計及び可搬型二酸化炭素濃度計による測定は、建屋外対応班長を除く実施責任者等の要員8人、建屋対策班の班員2人の合計10人にて作業を実施した場合、実施責任者が使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の居住性確認のため酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定が必要と判断してから約10分以内に測定可能であり、制御室送風機の停止から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の二酸化炭素濃度が1.0%に達する約163時間（第10 - 5表）以内に対応可能である。</p> <p>また、実施責任者は、建屋対策班より、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の酸素</p>	<p>御室の酸素及び二酸化炭素の濃度測定</p> <p>代替制御室送風機にて使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気を開始又は共通電源車からの受電による使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の再循環運転を開始したと実施責任者が判断してから、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の居住性確保の観点より、可搬型酸素濃度計及び可搬型二酸化炭素濃度計により酸素濃度及び二酸化炭素濃度を測定する。</p> <p>1) 手順着手の判断基準</p> <p>代替制御室送風機にて使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気を開始又は共通電源車からの受電による使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の再循環運転を開始したと実施責任者が判断した場合（第10 - 4表）。</p> <p>2) 操作手順</p> <p>中央制御室の酸素及び二酸化炭素の濃度を測定・管理する手順の概要は以下のとおり。</p> <p>① 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、建屋対策班に使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を指示する。</p> <p>② 建屋対策班は、可搬型酸素濃度計及び可搬型二酸化炭素濃度計を起動し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行う（測定範囲は、第10 - 14図を参照）。</p> <p>3) 操作の成立性</p> <p>上記の可搬型酸素濃度計及び可搬型二酸化炭素濃度計による測定は、建屋外対応班長を除く実施責任者等の要員8人、建屋対策班の班員2人の合計10人にて作業を実施した場合、実施責任者が使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の居住性確認のため酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定が必要と判断してから約10分以内に測定可能であり、制御室送風機の停止から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の二酸化炭素濃度が1.0%に達する約163時間（第10 - 5表）以内に対応可能である。</p> <p>また、実施責任者は、建屋対策班より、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の酸素</p>	<p>御室の酸素及び二酸化炭素の濃度測定</p> <p>代替制御室送風機にて使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気を開始又は共通電源車からの受電による使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の再循環運転を開始したと実施責任者が判断してから、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の居住性確保の観点より、可搬型酸素濃度計及び可搬型二酸化炭素濃度計により酸素濃度及び二酸化炭素濃度を測定する。</p> <p>1) 手順着手の判断基準</p> <p>代替制御室送風機にて使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気を開始又は共通電源車からの受電による使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の再循環運転を開始したと実施責任者が判断した場合（第10 - 4表）。</p> <p>2) 操作手順</p> <p>中央制御室の酸素及び二酸化炭素の濃度を測定・管理する手順の概要は以下のとおり。</p> <p>① 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、建屋対策班に使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を指示する。</p> <p>② 建屋対策班は、可搬型酸素濃度計及び可搬型二酸化炭素濃度計を起動し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行う（測定範囲は、第10 - 14図を参照）。</p> <p>3) 操作の成立性</p> <p>上記の可搬型酸素濃度計及び可搬型二酸化炭素濃度計による測定は、建屋外対応班長を除く実施責任者等の要員8人、建屋対策班の班員2人の合計10人にて作業を実施した場合、実施責任者が使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の居住性確認のため酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定が必要と判断してから約10分以内に測定可能であり、制御室送風機の停止から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の二酸化炭素濃度が1.0%に達する約163時間（第10 - 5表）以内に対応可能である。</p> <p>また、実施責任者は、建屋対策班より、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の酸素</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類八	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>及び二酸化炭素の濃度に関する報告を受け、酸素濃度が1.9%を下回る場合又は二酸化炭素濃度が1.0%を上回る場合には、酸素及び二酸化炭素の濃度調整を行うために、建屋対策班に代替制御室送風機の予備機への切替運転や外気取入れによる換気を指示する。</p> <p>（iv）使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の窒素酸化物の濃度測定</p> <p>再処理施設内で火災又は爆発により窒素酸化物の発生が予測されると実施責任者が判断してから、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の居住性確保の観点より、可搬型窒素酸化物濃度計により窒素酸化物濃度を測定する。</p> <p>1）手順着手の判断基準</p> <p>再処理施設内で火災又は爆発により窒素酸化物の発生が予測されると実施責任者が判断した場合（第10-4表）。</p> <p>2）操作手順</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の窒素酸化物の濃度を測定する手順の概要は以下のとおり。</p> <p>① 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、建屋対策班に使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の窒素酸化物濃度の測定を指示する。</p> <p>② 建屋対策班は、可搬型窒素酸化物濃度計を起動し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の窒素酸化物濃度の測定を行う（測定範囲は、第10-14図を参照）。</p> <p>3）操作の成立性</p> <p>上記の可搬型窒素酸化物濃度計による測定は、建屋外対応班長を除く実施責任者等の要員8人、建屋対策班の班員2人の合計10人にて作業を実施した場合、窒素酸化物の発生が予測され実施責任者が窒素酸化物濃度の測定を必要と判断してから約10分以内に測定可能であり、代替制御室送風機の換気によって使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の雰囲気最も早く置換される約17分以内に対応可能である。</p> <p>また、実施責任者は、建屋対策班より、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の窒素酸化物の濃度に関する報告を受け、窒素酸化物濃度</p>	<p>及び二酸化炭素の濃度に関する報告を受け、酸素濃度が1.9%を下回る場合又は二酸化炭素濃度が1.0%を上回る場合には、酸素及び二酸化炭素の濃度調整を行うために、建屋対策班に代替制御室送風機の予備機への切替運転や外気取入れによる換気を指示する。</p> <p>（iv）使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の窒素酸化物の濃度測定</p> <p>再処理施設内で火災又は爆発により窒素酸化物の発生が予測されると実施責任者が判断してから、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の居住性確保の観点より、可搬型窒素酸化物濃度計により窒素酸化物濃度を測定する。</p> <p>1）手順着手の判断基準</p> <p>再処理施設内で火災又は爆発により窒素酸化物の発生が予測されると実施責任者が判断した場合（第10-4表）。</p> <p>2）操作手順</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の窒素酸化物の濃度を測定する手順の概要は以下のとおり。</p> <p>① 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、建屋対策班に使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の窒素酸化物濃度の測定を指示する。</p> <p>② 建屋対策班は、可搬型窒素酸化物濃度計を起動し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の窒素酸化物濃度の測定を行う（測定範囲は、第10-14図を参照）。</p> <p>3）操作の成立性</p> <p>上記の可搬型窒素酸化物濃度計による測定は、建屋外対応班長を除く実施責任者等の要員8人、建屋対策班の班員2人の合計10人にて作業を実施した場合、窒素酸化物の発生が予測され実施責任者が窒素酸化物濃度の測定を必要と判断してから約10分以内に測定可能であり、代替制御室送風機の換気によって使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の雰囲気最も早く置換される約17分以内に対応可能である。</p> <p>また、実施責任者は、建屋対策班より、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の窒素酸化物の濃度に関する報告を受け、窒素酸化物濃度</p>	<p>及び二酸化炭素の濃度に関する報告を受け、酸素濃度が1.9%を下回る場合又は二酸化炭素濃度が1.0%を上回る場合には、酸素及び二酸化炭素の濃度調整を行うために、建屋対策班に代替制御室送風機の予備機への切替運転や外気取入れによる換気を指示する。</p> <p>（iv）使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の窒素酸化物の濃度測定</p> <p>再処理施設内で窒素酸化物の発生が予測されると実施責任者が判断してから、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の居住性確保の観点より、可搬型窒素酸化物濃度計により窒素酸化物濃度を測定する。</p> <p>1）手順着手の判断基準</p> <p>再処理施設内で窒素酸化物の発生が予測されると実施責任者が判断した場合（第10-4表）。</p> <p>2）操作手順</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の窒素酸化物の濃度を測定する手順の概要は以下のとおり。</p> <p>① 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、建屋対策班に使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の窒素酸化物濃度の測定を指示する。</p> <p>② 建屋対策班は、可搬型窒素酸化物濃度計を起動し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の窒素酸化物濃度の測定を行う（測定範囲は、第10-14図を参照）。</p> <p>3）操作の成立性</p> <p>上記の可搬型窒素酸化物濃度計による測定は、建屋外対応班長を除く実施責任者等の要員8人、建屋対策班の班員2人の合計10人にて作業を実施した場合、窒素酸化物の発生が予測され実施責任者が窒素酸化物濃度の測定を必要と判断してから約10分以内に測定可能であり、代替制御室送風機の換気によって使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の雰囲気最も早く置換される約17分以内に対応可能である。</p> <p>また、実施責任者は、建屋対策班より、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の窒素酸化物の濃度に関する報告を受け、窒素酸化物濃度</p>	<p>火災又は爆発以外の要因で発生する窒素酸化物に対しても対応する手順に変更</p>

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類八	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>が0.2 ppmを上回る場合には、窒素酸化物を含んだ外気の入力を停止するため、建屋対策班に使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の再循環ラインの外気取入れ隔離ダンパ及び排気隔離ダンパの開操作並びに再循環切替ダンパの開操作を指示する。</p> <p>iv. 制御室の放射線計測に関する措置の対応手順 (i) 中央制御室の放射線計測 主排気筒モニタが機能喪失し、かつ、再処理施設内で放射性物質の放出が予測されると実施責任者が判断してから、中央制御室内の居住性確保の観点から、ガンマ線用サーベイメータ（SA）、アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）及び可搬型ダストサンプラ（SA）により、中央制御室内の放射線計測をする。</p> <p>1) 手順着手の判断基準 主排気筒モニタが機能喪失しており、かつ、再処理施設内で放射性物質の放出が予測されると実施責任者が判断した場合（第10 - 4表）。</p> <p>2) 操作手順 ガンマ線用サーベイメータ（SA）、アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）及び可搬型ダストサンプラ（SA）の測定手順の概要は以下のとおり。</p> <p>① 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、建屋対策班に中央制御室内の放射性物質の測定を指示する。</p> <p>② 建屋対策班は、ガンマ線用サーベイメータ（SA）、アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）及び可搬型ダストサンプラ（SA）を起動し、中央制御室内の放射性物質の測定を行う。</p> <p>3) 操作の成立性 上記のガンマ線用サーベイメータ（SA）、アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）及び可搬型ダストサンプラ（SA）による放射線計測は、建屋外対応班長を除く実施責任者等の要員8人、建屋対策班の班員2人の合計10人にて作業を実施した場合、主排気筒モニタが機能喪失し、かつ、再処理施設内で放射性物質の放出が予測され実施責任者が放射線の計測が必要と判断</p>	<p>が0.2 ppmを上回る場合には、窒素酸化物を含んだ外気の入力を停止するため、建屋対策班に使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の再循環ラインの外気取入れ隔離ダンパ及び排気隔離ダンパの開操作並びに再循環切替ダンパの開操作を指示する。</p> <p>iv. 制御室の放射線計測に関する措置の対応手順 (i) 中央制御室の放射線計測 主排気筒モニタが機能喪失し、かつ、再処理施設内で放射性物質の放出が予測されると実施責任者が判断してから、中央制御室内の居住性確保の観点から、ガンマ線用サーベイメータ（SA）、アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）及び可搬型ダストサンプラ（SA）により、中央制御室内の放射線計測をする。</p> <p>1) 手順着手の判断基準 主排気筒モニタが機能喪失しており、かつ、再処理施設内で放射性物質の放出が予測されると実施責任者が判断した場合（第10 - 4表）。</p> <p>2) 操作手順 ガンマ線用サーベイメータ（SA）、アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）及び可搬型ダストサンプラ（SA）の測定手順の概要は以下のとおり。</p> <p>① 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、建屋対策班に中央制御室内の放射性物質の測定を指示する。</p> <p>② 建屋対策班は、ガンマ線用サーベイメータ（SA）、アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）及び可搬型ダストサンプラ（SA）を起動し、中央制御室内の放射性物質の測定を行う。</p> <p>3) 操作の成立性 上記のガンマ線用サーベイメータ（SA）、アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）及び可搬型ダストサンプラ（SA）による放射線計測は、建屋外対応班長を除く実施責任者等の要員8人、建屋対策班の班員2人の合計10人にて作業を実施した場合、主排気筒モニタが機能喪失し、かつ、再処理施設内で放射性物質の放出が予測され実施責任者が放射線の計測が必要と判断</p>	<p>が0.2 ppmを上回る場合には、窒素酸化物を含んだ外気の入力を停止するため、建屋対策班に使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の再循環ラインの外気取入れ隔離ダンパ及び排気隔離ダンパの開操作並びに再循環切替ダンパの開操作を指示する。</p> <p>iv. 制御室の放射線計測に関する措置の対応手順 (i) 中央制御室の放射線計測 主排気筒モニタが機能喪失し、かつ、再処理施設内で放射性物質の放出が予測されると実施責任者が判断してから、中央制御室内の居住性確保の観点から、ガンマ線用サーベイメータ（SA）、アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）及び可搬型ダストサンプラ（SA）により、中央制御室内の放射線計測をする。</p> <p>1) 手順着手の判断基準 主排気筒モニタが機能喪失しており、かつ、再処理施設内で放射性物質の放出が予測されると実施責任者が判断した場合（第10 - 4表）。</p> <p>2) 操作手順 ガンマ線用サーベイメータ（SA）、アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）及び可搬型ダストサンプラ（SA）の測定手順の概要は以下のとおり。</p> <p>① 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、建屋対策班に中央制御室内の放射性物質の測定を指示する。</p> <p>② 建屋対策班は、ガンマ線用サーベイメータ（SA）、アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）及び可搬型ダストサンプラ（SA）を起動し、中央制御室内の放射性物質の測定を行う。</p> <p>3) 操作の成立性 上記のガンマ線用サーベイメータ（SA）、アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）及び可搬型ダストサンプラ（SA）による放射線計測は、建屋外対応班長を除く実施責任者等の要員8人、建屋対策班の班員2人の合計10人にて作業を実施した場合、主排気筒モニタが機能喪失し、かつ、再処理施設内で放射性物質の放出が予測され実施責任者が放射線の計測が必要と判断</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類八	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>してから約15分以内に測定可能であり、代替中央制御室送風機の換気によって中央制御室内の雰囲気最速置換される約2時間以内に対応可能である。</p> <p>また、実施責任者は建屋対策班より、中央制御室内の放射性物質の測定結果に関する報告を確認し、$2.6 \mu\text{Sv/h}$を上回る場合には、中央制御室内の実施対策組織要員に対し防護具（全面マスク及び半面マスク等）の着装を指示する。</p> <p>（ii）使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の放射線計測</p> <p>主排気筒モニタが機能喪失し、かつ、再処理施設内で放射性物質の放出が予測されると実施責任者が判断してから、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の居住性確保の観点より、ガンマ線用サーベイメータ（SA）、アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）及び可搬型ダストサンプラ（SA）により、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の放射性物質を測定する。</p> <p>1）手順着手の判断基準</p> <p>主排気筒モニタが機能喪失しており、かつ、再処理施設内で放射性物質の放出が予測されると実施責任者が判断した場合（第10－4表）。</p> <p>2）操作手順</p> <p>ガンマ線用サーベイメータ（SA）、アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）及び可搬型ダストサンプラ（SA）の測定手順の概要は以下のとおり。</p> <p>① 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、建屋対策班に使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の放射性物質の測定を指示する。</p> <p>② 建屋対策班は、ガンマ線用サーベイメータ（SA）、アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）及び可搬型ダストサンプラ（SA）を起動し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の放射性物質の測定を行う。</p> <p>3）操作の成立性</p> <p>上記のガンマ線用サーベイメータ（SA）、アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）及び可搬型ダストサンプラ（SA）による放射</p>	<p>してから約15分以内に測定可能であり、代替中央制御室送風機の換気によって中央制御室内の雰囲気最速置換される約2時間以内に対応可能である。</p> <p>また、実施責任者は建屋対策班より、中央制御室内の放射性物質の測定結果に関する報告を確認し、$2.6 \mu\text{Sv/h}$を上回る場合には、中央制御室内の実施対策組織要員に対し防護具（全面マスク及び半面マスク等）の着装を指示する。</p> <p>（ii）使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の放射線計測</p> <p>主排気筒モニタが機能喪失し、かつ、再処理施設内で放射性物質の放出が予測されると実施責任者が判断してから、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の居住性確保の観点より、ガンマ線用サーベイメータ（SA）、アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）及び可搬型ダストサンプラ（SA）により、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の放射性物質を測定する。</p> <p>1）手順着手の判断基準</p> <p>主排気筒モニタが機能喪失しており、かつ、再処理施設内で放射性物質の放出が予測されると実施責任者が判断した場合（第10－4表）。</p> <p>2）操作手順</p> <p>ガンマ線用サーベイメータ（SA）、アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）及び可搬型ダストサンプラ（SA）の測定手順の概要は以下のとおり。</p> <p>① 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、建屋対策班に使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の放射性物質の測定を指示する。</p> <p>② 建屋対策班は、ガンマ線用サーベイメータ（SA）、アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）及び可搬型ダストサンプラ（SA）を起動し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の放射性物質の測定を行う。</p> <p>3）操作の成立性</p> <p>上記のガンマ線用サーベイメータ（SA）、アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）及び可搬型ダストサンプラ（SA）による放射</p>	<p>してから約15分以内に測定可能であり、代替中央制御室送風機の換気によって中央制御室内の雰囲気最速置換される約2時間以内に対応可能である。</p> <p>また、実施責任者は建屋対策班より、中央制御室内の放射性物質の測定結果に関する報告を確認し、$2.6 \mu\text{Sv/h}$を上回る場合には、中央制御室内の実施対策組織要員に対し防護具（全面マスク及び半面マスク等）の着装を指示する。</p> <p>（ii）使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の放射線計測</p> <p>主排気筒モニタが機能喪失し、かつ、再処理施設内で放射性物質の放出が予測されると実施責任者が判断してから、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の居住性確保の観点より、ガンマ線用サーベイメータ（SA）、アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）及び可搬型ダストサンプラ（SA）により、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の放射性物質を測定する。</p> <p>1）手順着手の判断基準</p> <p>主排気筒モニタが機能喪失しており、かつ、再処理施設内で放射性物質の放出が予測されると実施責任者が判断した場合（第10－4表）。</p> <p>2）操作手順</p> <p>ガンマ線用サーベイメータ（SA）、アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）及び可搬型ダストサンプラ（SA）の測定手順の概要は以下のとおり。</p> <p>① 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、建屋対策班に使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の放射性物質の測定を指示する。</p> <p>② 建屋対策班は、ガンマ線用サーベイメータ（SA）、アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）及び可搬型ダストサンプラ（SA）を起動し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の放射性物質の測定を行う。</p> <p>3）操作の成立性</p> <p>上記のガンマ線用サーベイメータ（SA）、アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）及び可搬型ダストサンプラ（SA）による放射</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類八	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>線計測は、建屋外対応班長を除く実施責任者等の要員8人、建屋対策班の班員2人の合計10人にて作業を実施した場合、主排気筒モニタが機能喪失し、かつ、再処理施設内で放射性物質の放出が予測され実施責任者が放射線の計測が必要と判断してから約15分以内に測定可能であり、代替制御室送風機の換気によって最も使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の雰囲気最も早く置換される約17分以内に対応可能である。</p> <p>また、実施責任者は建屋対策班より、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の放射性物質の測定結果に関する報告を確認し、$2.6 \mu S v / h$ を上回る場合には、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の実施対策組織要員に対し防護具（全面マスク及び半面マスク等）の着装を指示する。</p> <p>v . 制御室への汚染の持ち込みを防止するための措置の対応手順 （i）中央制御室の出入管理区画の設置及び運用 各建屋への通常時の入退域ルートを確認できないと実施責任者が判断してから、中央制御室への汚染の持ち込みを防止するため、出入管理区画を設置する。 出入管理区画には、防護具（全面マスク及び半面マスク等）を脱衣する脱装エリア、放射性物質による要員や物品の汚染の有無を確認するためのサーベイエリア、汚染が確認された際に除染を行う除染エリアを設け、建屋対策班が汚染検査及び除染を行うとともに、出入管理区画の汚染管理を行う。 除染エリアは、サーベイエリアに隣接して設置し、除染は紙ウエスでの拭取りを基本とするが、拭取りにて除染できない場合には、簡易シャワーにて水洗による除染を行う。簡易シャワーで発生した汚染水は、必要に応じてウエスへ染み込ませる等により固体廃棄物として廃棄する。 また、出入管理区画設置場所付近の全照明が消灯した場合には、可搬型代替照明を設置する。 出入管理区画用資機材は、出入管理区画設置場所の付近に保管する。また、出入管理区画の設置が確実にできるよう、出入管理区画用資機材は複</p>	<p>線計測は、建屋外対応班長を除く実施責任者等の要員8人、建屋対策班の班員2人の合計10人にて作業を実施した場合、主排気筒モニタが機能喪失し、かつ、再処理施設内で放射性物質の放出が予測され実施責任者が放射線の計測が必要と判断してから約15分以内に測定可能であり、代替制御室送風機の換気によって最も使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の雰囲気最も早く置換される約17分以内に対応可能である。</p> <p>また、実施責任者は建屋対策班より、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の放射性物質の測定結果に関する報告を確認し、$2.6 \mu S v / h$ を上回る場合には、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の実施対策組織要員に対し防護具（全面マスク及び半面マスク等）の着装を指示する。</p> <p>v . 制御室への汚染の持ち込みを防止するための措置の対応手順 （i）中央制御室の出入管理区画の設置及び運用 各建屋への通常時の入退域ルートを確認できないと実施責任者が判断してから、中央制御室への汚染の持ち込みを防止するため、出入管理区画を設置する。 出入管理区画には、防護具（全面マスク及び半面マスク等）を脱衣する脱装エリア、放射性物質による要員や物品の汚染の有無を確認するためのサーベイエリア、汚染が確認された際に除染を行う除染エリアを設け、建屋対策班が汚染検査及び除染を行うとともに、出入管理区画の汚染管理を行う。 除染エリアは、サーベイエリアに隣接して設置し、除染は紙ウエスでの拭取りを基本とするが、拭取りにて除染できない場合には、簡易シャワーにて水洗による除染を行う。簡易シャワーで発生した汚染水は、必要に応じてウエスへ染み込ませる等により固体廃棄物として廃棄する。 また、出入管理区画設置場所付近の全照明が消灯した場合には、可搬型代替照明を設置する。 出入管理区画用資機材は、出入管理区画設置場所の付近に保管する。また、出入管理区画の設置が確実にできるよう、出入管理区画用資機材は複</p>	<p>線計測は、建屋外対応班長を除く実施責任者等の要員8人、建屋対策班の班員2人の合計10人にて作業を実施した場合、主排気筒モニタが機能喪失し、かつ、再処理施設内で放射性物質の放出が予測され実施責任者が放射線の計測が必要と判断してから約15分以内に測定可能であり、代替制御室送風機の換気によって最も使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の雰囲気最も早く置換される約17分以内に対応可能である。</p> <p>また、実施責任者は建屋対策班より、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の放射性物質の測定結果に関する報告を確認し、$2.6 \mu S v / h$ を上回る場合には、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の実施対策組織要員に対し防護具（全面マスク及び半面マスク等）の着装を指示する。</p> <p>v . 制御室への汚染の持ち込みを防止するための措置の対応手順 （i）中央制御室の出入管理区画の設置及び運用 各建屋への通常時の入退域ルートを確認できないと実施責任者が判断してから、中央制御室への汚染の持ち込みを防止するため、出入管理区画を設置する。 出入管理区画には、防護具（全面マスク及び半面マスク等）を脱衣する脱装エリア、放射性物質による要員や物品の汚染の有無を確認するためのサーベイエリア、汚染が確認された際に除染を行う除染エリアを設け、建屋対策班が汚染検査及び除染を行うとともに、出入管理区画の汚染管理を行う。 除染エリアは、サーベイエリアに隣接して設置し、除染は紙ウエスでの拭取りを基本とするが、拭取りにて除染できない場合には、簡易シャワーにて水洗による除染を行う。簡易シャワーで発生した汚染水は、必要に応じてウエスへ染み込ませる等により固体廃棄物として廃棄する。 また、出入管理区画設置場所付近の全照明が消灯した場合には、可搬型代替照明を設置する。 出入管理区画用資機材は、出入管理区画設置場所の付近に保管する。また、出入管理区画の設置が確実にできるよう、出入管理区画用資機材は複</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類八	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>数の箇所に保管する。</p> <p>なお、各建屋にて対処にあたる実施組織要員はサーベイメータを携行し、建屋出入口付近にて相互に汚染検査を実施する。</p> <p>中央制御室における7日間の被ばく評価結果は、各重大事故の有効性評価の対象としている事象のうち、最も厳しい結果を与える全交流動力電源の喪失を起因とする「放射線分解により発生する水素による爆発」と「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の重畳において約1×10⁻³mSvであるが、自主対策として防護具（全面マスク及び半面マスク等）を配備する。なお、実施組織要員は、交替要員を確保する。</p> <p>1）手順着手の判断基準</p> <p>各建屋への通常時の入退域ルートを確認できないと実施責任者が判断した場合（第10-4表）。</p> <p>2）操作手順</p> <p>出入管理区画を設置するための手順の概要は以下のとおり。タイムチャートを第10-15図に示す。</p> <p>① 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、建屋対策班に出入管理建屋玄関又は制御建屋内搬出入口付近の出入管理区画の設置を指示する。</p> <p>② 建屋対策班は、出入管理区画設置場所の照明が確保されていない場合、可搬型代替照明を設置し、照明を確保する。</p> <p>③ 建屋対策班は、出入管理区画用資機材を準備・移動・設置し、床・壁等の養生シートの状態を確認する。</p> <p>④ 建屋対策班は、各エリア間にバリア、入口に粘着マット等を設置する。</p> <p>⑤ 建屋対策班は、簡易シャワー等を設置する。</p> <p>⑥ 建屋対策班は、脱装した防護具類を回収するロール袋及びサーベイメータ等を必要な箇所に設置する。</p> <p>⑦ 建屋対策班は、実施責任者に出入管理区画の設置完了を報告する。</p> <p>3）操作の成立性</p> <p>上記の出入管理区画の設置は、建屋外対応班長を除く実施責任者等の要員8人、建屋対策班の班員6人の合計14人にて作業を実施した場合、重</p>	<p>数の箇所に保管する。</p> <p>なお、各建屋にて対処にあたる実施組織要員はサーベイメータを携行し、建屋出入口付近にて相互に汚染検査を実施する。</p> <p>中央制御室における7日間の被ばく評価結果は、各重大事故の有効性評価の対象としている事象のうち、最も厳しい結果を与える全交流動力電源の喪失を起因とする「放射線分解により発生する水素による爆発」と「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の重畳において約1×10⁻³mSvであるが、自主対策として防護具（全面マスク及び半面マスク等）を配備する。なお、実施組織要員は、交替要員を確保する。</p> <p>1）手順着手の判断基準</p> <p>各建屋への通常時の入退域ルートを確認できないと実施責任者が判断した場合（第10-4表）。</p> <p>2）操作手順</p> <p>出入管理区画を設置するための手順の概要は以下のとおり。タイムチャートを第10-15図に示す。</p> <p>① 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、建屋対策班に出入管理建屋玄関又は制御建屋内搬出入口付近の出入管理区画の設置を指示する。</p> <p>② 建屋対策班は、出入管理区画設置場所の照明が確保されていない場合、可搬型代替照明を設置し、照明を確保する。</p> <p>③ 建屋対策班は、出入管理区画用資機材を準備・移動・設置し、床・壁等の養生シートの状態を確認する。</p> <p>④ 建屋対策班は、各エリア間にバリア、入口に粘着マット等を設置する。</p> <p>⑤ 建屋対策班は、簡易シャワー等を設置する。</p> <p>⑥ 建屋対策班は、脱装した防護具類を回収するロール袋及びサーベイメータ等を必要な箇所に設置する。</p> <p>⑦ 建屋対策班は、実施責任者に出入管理区画の設置完了を報告する。</p> <p>3）操作の成立性</p> <p>上記の出入管理区画の設置は、建屋外対応班長を除く実施責任者等の要員8人、建屋対策班の班員6人の合計14人にて作業を実施した場合、重</p>	<p>数の箇所に保管する。</p> <p>なお、各建屋にて対処にあたる実施組織要員はサーベイメータを携行し、建屋出入口付近にて相互に汚染検査を実施する。</p> <p>中央制御室における7日間の被ばく評価結果は、各重大事故の有効性評価の対象としている事象のうち、最も厳しい結果を与える全交流動力電源の喪失を起因とする「放射線分解により発生する水素による爆発」と「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の重畳において約1×10⁻³mSvであるが、自主対策として防護具（全面マスク及び半面マスク等）を配備する。なお、実施組織要員は、交替要員を確保する。</p> <p>1）手順着手の判断基準</p> <p>各建屋への通常時の入退域ルートを確認できないと実施責任者が判断した場合（第10-4表）。</p> <p>2）操作手順</p> <p>出入管理区画を設置するための手順の概要は以下のとおり。タイムチャートを第10-15図に示す。</p> <p>① 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、建屋対策班に出入管理建屋玄関又は制御建屋内搬出入口付近の出入管理区画の設置を指示する。</p> <p>② 建屋対策班は、出入管理区画設置場所の照明が確保されていない場合、可搬型代替照明を設置し、照明を確保する。</p> <p>③ 建屋対策班は、出入管理区画用資機材を準備・移動・設置し、床・壁等の養生シートの状態を確認する。</p> <p>④ 建屋対策班は、各エリア間にバリア、入口に粘着マット等を設置する。</p> <p>⑤ 建屋対策班は、簡易シャワー等を設置する。</p> <p>⑥ 建屋対策班は、脱装した防護具類を回収するロール袋及びサーベイメータ等を必要な箇所に設置する。</p> <p>⑦ 建屋対策班は、実施責任者に出入管理区画の設置完了を報告する。</p> <p>3）操作の成立性</p> <p>上記の出入管理区画の設置は、建屋外対応班長を除く実施責任者等の要員8人、建屋対策班の班員6人の合計14人にて作業を実施した場合、重</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類八	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>大事故等の対処を実施するための体制移行後に各建屋への通常時の入退域ルートを確認できないと実施責任者が判断してから、線量計貸出及び実施組織要員の着装補助が完了する約30分後に設置を開始し、近傍の保管場所以外から出入管理区画用資機材の搬出を考慮しても、重大事故等の対処を実施するための体制移行後1時間30分以内に対応可能であり、初動対応班のうち、中央制御室に最も早く戻ってくる1時間30分以内に入出管理区画の設置が可能である。</p> <p>（ii）使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の出 入管理区画の設置及び運用 各建屋への通常時の入退域ルートを確認できないと実施責任者が判断してから、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室への汚染の持ち込みを防止するため、出入管理区画を設置する。</p> <p>出入管理区画には、防護具（全面マスク及び半面マスク等）を脱衣する脱装エリア、放射性物質による要員や物品の汚染の有無を確認するためのサーベイエリア、汚染が確認された際に除染を行う除染エリアを設け、建屋対策班が汚染検査及び除染を行うとともに、出入管理区画の汚染管理を行う。</p> <p>除染エリアは、サーベイエリアに隣接して設置し、除染は紙ウエスでの拭取りを基本とするが、拭取りにて除染できない場合には、簡易シャワーにて水洗による除染を行う。簡易シャワーで発生した汚染水は、必要に応じてウエスへ染み込ませる等により固体廃棄物として廃棄する。</p> <p>また、出入管理区画設置場所付近の全照明が消灯した場合には、可搬型代替照明を設置する。</p> <p>出入管理区画用資機材は、出入管理区画設置場所の付近に保管する。また、出入管理区画の設置が確実にできるよう、出入管理区画用資機材は複数の箇所に保管する。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室における7日間の被ばく評価結果は、各重大事故の有効性評価の対象としている事象のうち、最も厳しい結果を与える臨界において約3×10⁻³ mSvであるが、自主対策として防護具（全面マスク及び半面マスク等）を配備する。なお、</p>	<p>大事故等の対処を実施するための体制移行後に各建屋への通常時の入退域ルートを確認できないと実施責任者が判断してから、線量計貸出及び実施組織要員の着装補助が完了する約30分後に設置を開始し、近傍の保管場所以外から出入管理区画用資機材の搬出を考慮しても、重大事故等の対処を実施するための体制移行後1時間30分以内に対応可能であり、初動対応班のうち、中央制御室に最も早く戻ってくる1時間30分以内に入出管理区画の設置が可能である。</p> <p>（ii）使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の出 入管理区画の設置及び運用 各建屋への通常時の入退域ルートを確認できないと実施責任者が判断してから、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室への汚染の持ち込みを防止するため、出入管理区画を設置する。</p> <p>出入管理区画には、防護具（全面マスク及び半面マスク等）を脱衣する脱装エリア、放射性物質による要員や物品の汚染の有無を確認するためのサーベイエリア、汚染が確認された際に除染を行う除染エリアを設け、建屋対策班が汚染検査及び除染を行うとともに、出入管理区画の汚染管理を行う。</p> <p>除染エリアは、サーベイエリアに隣接して設置し、除染は紙ウエスでの拭取りを基本とするが、拭取りにて除染できない場合には、簡易シャワーにて水洗による除染を行う。簡易シャワーで発生した汚染水は、必要に応じてウエスへ染み込ませる等により固体廃棄物として廃棄する。</p> <p>また、出入管理区画設置場所付近の全照明が消灯した場合には、可搬型代替照明を設置する。</p> <p>出入管理区画用資機材は、出入管理区画設置場所の付近に保管する。また、出入管理区画の設置が確実にできるよう、出入管理区画用資機材は複数の箇所に保管する。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室における7日間の被ばく評価結果は、各重大事故の有効性評価の対象としている事象のうち、最も厳しい結果を与える臨界において約3×10⁻³ mSvであるが、自主対策として防護具（全面マスク及び半面マスク等）を配備する。なお、</p>	<p>大事故等の対処を実施するための体制移行後に各建屋への通常時の入退域ルートを確認できないと実施責任者が判断してから、線量計貸出及び実施組織要員の着装補助が完了する約30分後に設置を開始し、近傍の保管場所以外から出入管理区画用資機材の搬出を考慮しても、重大事故等の対処を実施するための体制移行後1時間30分以内に対応可能であり、初動対応班のうち、中央制御室に最も早く戻ってくる1時間30分以内に入出管理区画の設置が可能である。</p> <p>（ii）使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の出 入管理区画の設置及び運用 各建屋への通常時の入退域ルートを確認できないと実施責任者が判断してから、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室への汚染の持ち込みを防止するため、出入管理区画を設置する。</p> <p>出入管理区画には、防護具（全面マスク及び半面マスク等）を脱衣する脱装エリア、放射性物質による要員や物品の汚染の有無を確認するためのサーベイエリア、汚染が確認された際に除染を行う除染エリアを設け、建屋対策班が汚染検査及び除染を行うとともに、出入管理区画の汚染管理を行う。</p> <p>除染エリアは、サーベイエリアに隣接して設置し、除染は紙ウエスでの拭取りを基本とするが、拭取りにて除染できない場合には、簡易シャワーにて水洗による除染を行う。簡易シャワーで発生した汚染水は、必要に応じてウエスへ染み込ませる等により固体廃棄物として廃棄する。</p> <p>また、出入管理区画設置場所付近の全照明が消灯した場合には、可搬型代替照明を設置する。</p> <p>出入管理区画用資機材は、出入管理区画設置場所の付近に保管する。また、出入管理区画の設置が確実にできるよう、出入管理区画用資機材は複数の箇所に保管する。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室における7日間の被ばく評価結果は、各重大事故の有効性評価の対象としている事象のうち、最も厳しい結果を与える臨界において約3×10⁻³ mSvであるが、自主対策として防護具（全面マスク及び半面マスク等）を配備する。なお、</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類八	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>実施組織要員は、 交替要員を確保する。</p> <p>1) 手順着手の判断基準 実施責任者が各建屋への通常時の入退域ルートを確認できないと判断し、 かつ、 重大事故等の対処を実施するため使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室での操作が必要と判断した場合（第1 0－4 表）。</p> <p>2) 操作手順 出入管理区画を設置するための手順の概要は以下のとおり。</p> <p>① 実施責任者は、 手順着手の判断基準に基づき、 建屋対策班に使用済燃料受入れ・貯蔵建屋玄関口付近の出入管理区画の設置を指示する。</p> <p>② 建屋対策班は、 出入管理区画設置場所の照明が確保されていない場合、 可搬型代替照明を設置し、 照明を確保する。</p> <p>③ 建屋対策班は、 出入管理区画用資機材を準備・移動・設置し、 床・壁等の養生シートの状態を確認する。</p> <p>④ 建屋対策班は、 各エリア間にバリア、 入口に粘着マット等を設置する。</p> <p>⑤ 建屋対策班は、 簡易シャワー等を設置する。</p> <p>⑥ 建屋対策班は、 脱装した防護具類を回収するロール袋及びサーベイメータ等を必要な箇所に設置する。</p> <p>⑦ 建屋対策班は、 実施責任者に出入管理区画の設置完了を報告する。</p> <p>3) 操作の成立性 上記の出入管理区画の設置は、 建屋外対応班長を除く実施責任者等の要員 8 人、 建屋対策班の班員 2 人の合計1 0 人にて作業を実施した場合、 実施責任者が各建屋への通常時の入退域ルートを確認できないと判断し、 かつ、 重大事故等の対処を実施するため使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室での操作が必要と判断してから 1 時間以内に対応可能である。</p> <p>vi . 制御室の通信連絡設備及び情報把握計装設備の設置に関する措置の対応手順 (i) 制御室の通信連絡設備の設置に関する措置 1) 中央制御室の通信連絡設備の設置の手順 所内携帯電話が使用できないと実施責任者が判断</p>	<p>実施組織要員は、 交替要員を確保する。</p> <p>1) 手順着手の判断基準 実施責任者が各建屋への通常時の入退域ルートを確認できないと判断し、 かつ、 重大事故等の対処を実施するため使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室での操作が必要と判断した場合（第1 0－4 表）。</p> <p>2) 操作手順 出入管理区画を設置するための手順の概要は以下のとおり。</p> <p>① 実施責任者は、 手順着手の判断基準に基づき、 建屋対策班に使用済燃料受入れ・貯蔵建屋玄関口付近の出入管理区画の設置を指示する。</p> <p>② 建屋対策班は、 出入管理区画設置場所の照明が確保されていない場合、 可搬型代替照明を設置し、 照明を確保する。</p> <p>③ 建屋対策班は、 出入管理区画用資機材を準備・移動・設置し、 床・壁等の養生シートの状態を確認する。</p> <p>④ 建屋対策班は、 各エリア間にバリア、 入口に粘着マット等を設置する。</p> <p>⑤ 建屋対策班は、 簡易シャワー等を設置する。</p> <p>⑥ 建屋対策班は、 脱装した防護具類を回収するロール袋及びサーベイメータ等を必要な箇所に設置する。</p> <p>⑦ 建屋対策班は、 実施責任者に出入管理区画の設置完了を報告する。</p> <p>3) 操作の成立性 上記の出入管理区画の設置は、 建屋外対応班長を除く実施責任者等の要員 8 人、 建屋対策班の班員 2 人の合計1 0 人にて作業を実施した場合、 実施責任者が各建屋への通常時の入退域ルートを確認できないと判断し、 かつ、 重大事故等の対処を実施するため使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室での操作が必要と判断してから 1 時間以内に対応可能である。</p> <p>vi . 制御室の通信連絡設備及び情報把握計装設備の設置に関する措置の対応手順 (i) 制御室の通信連絡設備の設置に関する措置 1) 中央制御室の通信連絡設備の設置の手順 所内携帯電話が使用できないと実施責任者が判断</p>	<p>実施組織要員は、 交替要員を確保する。</p> <p>1) 手順着手の判断基準 実施責任者が各建屋への通常時の入退域ルートを確認できないと判断し、 かつ、 重大事故等の対処を実施するため使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室での操作が必要と判断した場合（第1 0－4 表）。</p> <p>2) 操作手順 出入管理区画を設置するための手順の概要は以下のとおり。</p> <p>① 実施責任者は、 手順着手の判断基準に基づき、 建屋対策班に使用済燃料受入れ・貯蔵建屋玄関口付近の出入管理区画の設置を指示する。</p> <p>② 建屋対策班は、 出入管理区画設置場所の照明が確保されていない場合、 可搬型代替照明を設置し、 照明を確保する。</p> <p>③ 建屋対策班は、 出入管理区画用資機材を準備・移動・設置し、 床・壁等の養生シートの状態を確認する。</p> <p>④ 建屋対策班は、 各エリア間にバリア、 入口に粘着マット等を設置する。</p> <p>⑤ 建屋対策班は、 簡易シャワー等を設置する。</p> <p>⑥ 建屋対策班は、 脱装した防護具類を回収するロール袋及びサーベイメータ等を必要な箇所に設置する。</p> <p>⑦ 建屋対策班は、 実施責任者に出入管理区画の設置完了を報告する。</p> <p>3) 操作の成立性 上記の出入管理区画の設置は、 建屋外対応班長を除く実施責任者等の要員 8 人、 建屋対策班の班員 2 人の合計1 0 人にて作業を実施した場合、 実施責任者が各建屋への通常時の入退域ルートを確認できないと判断し、 かつ、 重大事故等の対処を実施するため使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室での操作が必要と判断してから 1 時間以内に対応可能である。</p> <p>vi . 制御室の通信連絡設備及び情報把握計装設備の設置に関する措置の対応手順 (i) 制御室の通信連絡設備の設置に関する措置 1) 中央制御室の通信連絡設備の設置の手順 所内携帯電話が使用できないと実施責任者が判断</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類八	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>してから、 重大事故等に対処する建屋の屋内と屋外での通信連絡を確保するため、 通信連絡設備の設置の順に着手する。</p> <p>操作の判断等に関わる通信連絡の順の詳細は、「13. 通信連絡に関する手順等」にて整備する。</p> <p>2) 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の通信連絡設備の設置の順 所内携帯電話が使用できないと判断された場合には、 重大事故等に対処する建屋の屋内と屋外での通信連絡を確保するため、 通信連絡設備の設置の順に着手する。</p> <p>操作の判断等に関わる通信連絡の順の詳細は、「13. 通信連絡に関する手順等」にて整備する。</p> <p>(ii) 制御室の情報把握計装設備の設置に関する措置</p> <p>1) 中央制御室の情報把握計装設備の設置 重大事故等が発生した場合には、 重大事故等に対処する建屋の重大事故等対処計装設備のパラメータを収集及び表示するため、 制御建屋用可搬型情報収集装置及び制御建屋用可搬型情報表示装置の設置の順に着手する。</p> <p>操作の判断、 確認に係る計装設備に関する順の詳細は、「9. 事故時の計装に関する手順等」にて整備する。</p> <p>2) 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の情報把握計装設備の設置 重大事故等が発生した場合には、 重大事故等に対処する建屋の重大事故等対処計装設備のパラメータを収集及び表示するため、 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報表示装置の設置の順に着手する。</p> <p>操作の判断、 確認に係る計装設備に関する順の詳細は、「9. 事故時の計装に関する手順等」にて整備する。</p>	<p>してから、 重大事故等に対処する建屋の屋内と屋外での通信連絡を確保するため、 通信連絡設備の設置の順に着手する。</p> <p>操作の判断等に関わる通信連絡の順の詳細は、「13. 通信連絡に関する手順等」にて整備する。</p> <p>2) 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の通信連絡設備の設置の順 所内携帯電話が使用できないと判断された場合には、 重大事故等に対処する建屋の屋内と屋外での通信連絡を確保するため、 通信連絡設備の設置の順に着手する。</p> <p>操作の判断等に関わる通信連絡の順の詳細は、「13. 通信連絡に関する手順等」にて整備する。</p> <p>(ii) 制御室の情報把握計装設備の設置に関する措置</p> <p>1) 中央制御室の情報把握計装設備の設置 重大事故等が発生した場合には、 重大事故等に対処する建屋の重大事故等対処計装設備のパラメータを収集及び表示するため、 制御建屋用可搬型情報収集装置及び制御建屋用可搬型情報表示装置の設置の順に着手する。</p> <p>操作の判断、 確認に係る計装設備に関する順の詳細は、「9. 事故時の計装に関する手順等」にて整備する。</p> <p>2) 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の情報把握計装設備の設置 重大事故等が発生した場合には、 重大事故等に対処する建屋の重大事故等対処計装設備のパラメータを収集及び表示するため、 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報表示装置の設置の順に着手する。</p> <p>操作の判断、 確認に係る計装設備に関する順の詳細は、「9. 事故時の計装に関する手順等」にて整備する。</p>	<p>してから、 重大事故等に対処する建屋の屋内と屋外での通信連絡を確保するため、 通信連絡設備の設置の順に着手する。</p> <p>操作の判断等に関わる通信連絡の順の詳細は、「13. 通信連絡に関する手順等」にて整備する。</p> <p>2) 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の通信連絡設備の設置の順 所内携帯電話が使用できないと判断された場合には、 重大事故等に対処する建屋の屋内と屋外での通信連絡を確保するため、 通信連絡設備の設置の順に着手する。</p> <p>操作の判断等に関わる通信連絡の順の詳細は、「13. 通信連絡に関する手順等」にて整備する。</p> <p>(ii) 制御室の情報把握計装設備の設置に関する措置</p> <p>1) 中央制御室の情報把握計装設備の設置 重大事故等が発生した場合には、 重大事故等に対処する建屋の重大事故等対処計装設備のパラメータを収集及び表示するため、 制御建屋用可搬型情報収集装置及び制御建屋用可搬型情報表示装置の設置の順に着手する。</p> <p>操作の判断、 確認に係る計装設備に関する順の詳細は、「9. 事故時の計装に関する手順等」にて整備する。</p> <p>2) 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の情報把握計装設備の設置 重大事故等が発生した場合には、 重大事故等に対処する建屋の重大事故等対処計装設備のパラメータを収集及び表示するため、 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報表示装置の設置の順に着手する。</p> <p>操作の判断、 確認に係る計装設備に関する順の詳細は、「9. 事故時の計装に関する手順等」にて整備する。</p> <p>vii. 有毒ガスから防護する措置の対応手段 (i) 外気との連絡口のしゃ断 1) 制御建屋中央制御室換気設備</p>	<p>技術的能力 1.0 の追加要求事項を受け、 制御室にとどまる要員に対</p>

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類八	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>vii . 自主対策に関する措置の対応手順 以下の対策は、対策を実施するための要員を確保可能な場合に実施するため、重大事故等対処設備を用いた対処に悪影響を及ぼすことはない。 （ i ） 制御建屋に接続した共通電源車からの受電による中央制御室の換気の確保 全交流動力電源喪失において、電源復旧により設計基準対象の施設の機能維持が可能である場合、制御建屋中央制御室換気設備による換気の確保のため、制御建屋に共通電源車を接続し、共通電源車からの受電により制御建屋中央制御室換気設備を起動し、中央制御室の換気を確保するための手順に着手する。 1) 手順着手の判断基準 代替中央制御室送風機による中央制御室の換気の確保の実施後、実施責任者が制御建屋中央制御室換気設備に損傷が確認されず、かつ、要員の確</p>	<p>vii . 自主対策に関する措置の対応手順 以下の対策は、対策を実施するための要員を確保可能な場合に実施するため、重大事故等対処設備を用いた対処に悪影響を及ぼすことはない。 （ i ） 制御建屋に接続した共通電源車からの受電による中央制御室の換気の確保 全交流動力電源喪失において、電源復旧により設計基準対象の施設の機能維持が可能である場合、制御建屋中央制御室換気設備による換気の確保のため、制御建屋に共通電源車を接続し、共通電源車からの受電により制御建屋中央制御室換気設備を起動し、中央制御室の換気を確保するための手順に着手する。 1) 手順着手の判断基準 代替中央制御室送風機による中央制御室の換気の確保の実施後、実施責任者が制御建屋中央制御室換気設備に損傷が確認されず、かつ、要員の確</p>	<p>有毒ガスの発生を認知した者からの連絡を受けた場合に、制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口の遮断の手順に着手する。 2) 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備 有毒ガスの発生を認知した者からの連絡を受けた場合に、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の外気との連絡口の遮断の手順に着手する。</p> <p>(ii) 防護具の着装 1) 中央制御室における防護具の着装 有毒ガスの発生を認知した者からの連絡を受けた場合に、実施責任者の指示により防護具を着装する。 防護具の着装に関する手順の詳細は、「vii. 自主対策に関する措置の対応手順 (v) 防護具の着装の手順等」にて整備する。 2) 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室における防護具の着装 有毒ガスの発生を認知した者からの連絡を受けた場合に、実施責任者の指示により防護具を着装する。 防護具の着装に関する手順の詳細は、「vii. 自主対策に関する措置の対応手順 (v) 防護具の着装の手順等」にて整備する。</p> <p>viii . 自主対策に関する措置の対応手順 以下の対策は、対策を実施するための要員を確保可能な場合に実施するため、重大事故等対処設備を用いた対処に悪影響を及ぼすことはない。 （ i ） 制御建屋に接続した共通電源車からの受電による中央制御室の換気の確保 全交流動力電源喪失において、電源復旧により設計基準対象の施設の機能維持が可能である場合、制御建屋中央制御室換気設備による換気の確保のため、制御建屋に共通電源車を接続し、共通電源車からの受電により制御建屋中央制御室換気設備を起動し、中央制御室の換気を確保するための手順に着手する。 1) 手順着手の判断基準 代替中央制御室送風機による中央制御室の換気の確保の実施後、実施責任者が制御建屋中央制御室換気設備に損傷が確認されず、かつ、要員の確</p>	<p>する具体的な手順書を追加</p>

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類八	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>保， 対策実施の準備ができたと判断した場合。</p> <p>2) 操作手順 共通電源車を用いた中央制御室の換気を確保するための手順は以下のとおり。</p> <p>制御建屋の6 . 9 k V 非常用母線へ給電するための電源隔離から共通電源車の起動及び運転状態の確認までは，実施責任者等 9 人， 建屋対策班の班員1 4 人にて1 時間以内で実施する。</p> <p>要員の確保， 対策実施の準備ができたと判断してから制御建屋の6 . 9 k V 非常用母線の復電を実施責任者等1 8人， 建屋対策班の班員 2 人にて3 5 分以内で実施する。</p> <p>要員の確保が出来てから負荷起動までは， 実施責任者等1 8 人， 建屋対策班の班員 2 人にて1 0 分以内で実施する。</p> <p>以上より， 共通電源車を用いた中央制御室の換気を確保するための手順に必要な合計の要員数は， 実施責任者等1 8 人， 建屋対策班の班員1 4 人の合計3 2 人， 想定時間 1 時間4 5 分以内で実施する。</p> <p>共通電源車を用いたタイムチャートは， 第 8 - 6 表に示す。</p> <p>各手順の成功は， 制御建屋の母線電圧が6 . 6 k V であること及び母線電圧低警報が回復することにより確認する。手順の概要を第1 0 - 1 6 図， 制御建屋中央制御室換気設備概要図を第1 0 - 1 7 図に示す。</p> <p>(ii) 非常用電源建屋に接続した共通電源車からの受電による中央制御室の換気の確保</p> <p>全交流動力電源喪失において， 電源復旧により設計基準対象の施設の機能維持が可能である場合， 制御建屋中央制御室換気設備による換気の確保のため， 非常用電源建屋に共通電源車を接続し， 共通電源車からの受電により制御建屋中央制御室換気設備を起動し， 中央制御室の換気を確保するための手順に着手する。</p> <p>1) 手順着手の判断基準</p> <p>代替中央制御室送風機による中央制御室の換気の確保の実施後， 実施責任者が制御建屋中央制御室換気設備に損傷が確認さず， かつ， 要員の確保， 対策実施の準備ができたと判断した場合。</p>	<p>保， 対策実施の準備ができたと判断した場合。</p> <p>2) 操作手順 共通電源車を用いた中央制御室の換気を確保するための手順は以下のとおり。</p> <p>制御建屋の6 . 9 k V 非常用母線へ給電するための電源隔離から共通電源車の起動及び運転状態の確認までは，実施責任者等 9 人， 建屋対策班の班員1 4 人にて1 時間以内で実施する。</p> <p>要員の確保， 対策実施の準備ができたと判断してから制御建屋の6 . 9 k V 非常用母線の復電を実施責任者等1 8人， 建屋対策班の班員 2 人にて3 5 分以内で実施する。</p> <p>要員の確保が出来てから負荷起動までは， 実施責任者等1 8 人， 建屋対策班の班員 2 人にて1 0 分以内で実施する。</p> <p>以上より， 共通電源車を用いた中央制御室の換気を確保するための手順に必要な合計の要員数は， 実施責任者等1 8 人， 建屋対策班の班員1 4 人の合計3 2 人， 想定時間 1 時間4 5 分以内で実施する。</p> <p>共通電源車を用いたタイムチャートは， 第 8 - 6 表に示す。</p> <p>各手順の成功は， 制御建屋の母線電圧が6 . 6 k V であること及び母線電圧低警報が回復することにより確認する。手順の概要を第1 0 - 1 6 図， 制御建屋中央制御室換気設備概要図を第1 0 - 1 7 図に示す。</p> <p>(ii) 非常用電源建屋に接続した共通電源車からの受電による中央制御室の換気の確保</p> <p>全交流動力電源喪失において， 電源復旧により設計基準対象の施設の機能維持が可能である場合， 制御建屋中央制御室換気設備による換気の確保のため， 非常用電源建屋に共通電源車を接続し， 共通電源車からの受電により制御建屋中央制御室換気設備を起動し， 中央制御室の換気を確保するための手順に着手する。</p> <p>1) 手順着手の判断基準</p> <p>代替中央制御室送風機による中央制御室の換気の確保の実施後， 実施責任者が制御建屋中央制御室換気設備に損傷が確認さず， かつ， 要員の確保， 対策実施の準備ができたと判断した場合。</p>	<p>保， 対策実施の準備ができたと判断した場合。</p> <p>2) 操作手順 共通電源車を用いた中央制御室の換気を確保するための手順は以下のとおり。</p> <p>制御建屋の6 . 9 k V 非常用母線へ給電するための電源隔離から共通電源車の起動及び運転状態の確認までは，実施責任者等 9 人， 建屋対策班の班員1 4 人にて1 時間以内で実施する。</p> <p>要員の確保， 対策実施の準備ができたと判断してから制御建屋の6 . 9 k V 非常用母線の復電を実施責任者等1 8人， 建屋対策班の班員 2 人にて3 5 分以内で実施する。</p> <p>要員の確保が出来てから負荷起動までは， 実施責任者等1 8 人， 建屋対策班の班員 2 人にて1 0 分以内で実施する。</p> <p>以上より， 共通電源車を用いた中央制御室の換気を確保するための手順に必要な合計の要員数は， 実施責任者等1 8 人， 建屋対策班の班員1 4 人の合計3 2 人， 想定時間 1 時間4 5 分以内で実施する。</p> <p>共通電源車を用いたタイムチャートは， 第 8 - 6 表に示す。</p> <p>各手順の成功は， 制御建屋の母線電圧が6 . 6 k V であること及び母線電圧低警報が回復することにより確認する。手順の概要を第1 0 - 1 6 図， 制御建屋中央制御室換気設備概要図を第1 0 - 1 7 図に示す。</p> <p>(ii) 非常用電源建屋に接続した共通電源車からの受電による中央制御室の換気の確保</p> <p>全交流動力電源喪失において， 電源復旧により設計基準対象の施設の機能維持が可能である場合， 制御建屋中央制御室換気設備による換気の確保のため， 非常用電源建屋に共通電源車を接続し， 共通電源車からの受電により制御建屋中央制御室換気設備を起動し， 中央制御室の換気を確保するための手順に着手する。</p> <p>1) 手順着手の判断基準</p> <p>代替中央制御室送風機による中央制御室の換気の確保の実施後， 実施責任者が制御建屋中央制御室換気設備に損傷が確認さず， かつ， 要員の確保， 対策実施の準備ができたと判断した場合。</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類八	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>2) 操作手順 共通電源車を用いた中央制御室の換気を確保するための手順は以下のとおり。 非常用電源建屋の6 . 9 k V 非常用主母線へ給電するための電源隔離から共通電源車の起動及び運転状態の確認までは、実施責任者等9 人、建屋対策班の班員1 4 人にて1 時間以内で実施する。 要員の確保が出来てから電源隔離（制御建屋）、電源隔離（引きロック）及び制御建屋の6 . 9 k V 非常用母線の復電を実施責任者等1 8 人、建屋対策班の班員6 人にて1 時間1 5 分以内で実施する。 要員の確保、対策実施の準備ができたと判断してから負荷起動までは、実施責任者等1 8 人、建屋対策班の班員2 人にて1 0 分以内で実施する。 以上より、共通電源車を用いた中央制御室の換気を確保 するための手順に必要な合計の要員数は、実施責任者 等1 9 人、建屋対策班の班員1 8 人の合計3 7 人、想定時間は1 時間4 5 分以内で実施する。 共通電源車を用いたタイムチャートは、第8 - 5 表に示す。 手順の成功は、非常用電源建屋の母線電圧が6 . 6 k V であること及び母線電圧低警報が回復することにより確認する。手順の概要を第1 0 - 1 8 図、制御建屋中央制御室換気設備概要図を第1 0 - 1 7 図に示す。</p> <p>（ iii ）使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に接続した共通電源車からの受電による使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気の確保 全交流動力電源喪失において、電源復旧により設計基準対象の施設の機能維持が可能である場合、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備による換気の確保のため、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に共通電源車を接続し、共通電源車からの受電により使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備を起動し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気を確保するための手順に着手する。</p> <p>1) 手順着手の判断基準 代替制御室送風機による使用済燃料の受入れ施設</p>	<p>2) 操作手順 共通電源車を用いた中央制御室の換気を確保するための手順は以下のとおり。 非常用電源建屋の6 . 9 k V 非常用主母線へ給電するための電源隔離から共通電源車の起動及び運転状態の確認までは、実施責任者等9 人、建屋対策班の班員1 4 人にて1 時間以内で実施する。 要員の確保が出来てから電源隔離（制御建屋）、電源隔離（引きロック）及び制御建屋の6 . 9 k V 非常用母線の復電を実施責任者等1 8 人、建屋対策班の班員6 人にて1 時間1 5 分以内で実施する。 要員の確保、対策実施の準備ができたと判断してから負荷起動までは、実施責任者等1 8 人、建屋対策班の班員2 人にて1 0 分以内で実施する。 以上より、共通電源車を用いた中央制御室の換気を確保 するための手順に必要な合計の要員数は、実施責任者 等1 9 人、建屋対策班の班員1 8 人の合計3 7 人、想定時間は1 時間4 5 分以内で実施する。 共通電源車を用いたタイムチャートは、第8 - 5 表に示す。 手順の成功は、非常用電源建屋の母線電圧が6 . 6 k V であること及び母線電圧低警報が回復することにより確認する。手順の概要を第1 0 - 1 8 図、制御建屋中央制御室換気設備概要図を第1 0 - 1 7 図に示す。</p> <p>（ iii ）使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に接続した共通電源車からの受電による使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気の確保 全交流動力電源喪失において、電源復旧により設計基準対象の施設の機能維持が可能である場合、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備による換気の確保のため、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に共通電源車を接続し、共通電源車からの受電により使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備を起動し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気を確保するための手順に着手する。</p> <p>1) 手順着手の判断基準 代替制御室送風機による使用済燃料の受入れ施設</p>	<p>2) 操作手順 共通電源車を用いた中央制御室の換気を確保するための手順は以下のとおり。 非常用電源建屋の6 . 9 k V 非常用主母線へ給電するための電源隔離から共通電源車の起動及び運転状態の確認までは、実施責任者等9 人、建屋対策班の班員1 4 人にて1 時間以内で実施する。 要員の確保が出来てから電源隔離（制御建屋）、電源隔離（引きロック）及び制御建屋の6 . 9 k V 非常用母線の復電を実施責任者等1 8 人、建屋対策班の班員6 人にて1 時間1 5 分以内で実施する。 要員の確保、対策実施の準備ができたと判断してから負荷起動までは、実施責任者等1 8 人、建屋対策班の班員2 人にて1 0 分以内で実施する。 以上より、共通電源車を用いた中央制御室の換気を確保 するための手順に必要な合計の要員数は、実施責任者 等1 9 人、建屋対策班の班員1 8 人の合計3 7 人、想定時間は1 時間4 5 分以内で実施する。 共通電源車を用いたタイムチャートは、第8 - 5 表に示す。 手順の成功は、非常用電源建屋の母線電圧が6 . 6 k V であること及び母線電圧低警報が回復することにより確認する。手順の概要を第1 0 - 1 8 図、制御建屋中央制御室換気設備概要図を第1 0 - 1 7 図に示す。</p> <p>（ iii ）使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に接続した共通電源車からの受電による使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気の確保 全交流動力電源喪失において、電源復旧により設計基準対象の施設の機能維持が可能である場合、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備による換気の確保のため、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に共通電源車を接続し、共通電源車からの受電により使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備を起動し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気を確保するための手順に着手する。</p> <p>1) 手順着手の判断基準 代替制御室送風機による使用済燃料の受入れ施設</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類八	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>及び貯蔵施設の制御室の換気の確保の実施後、実施責任者が使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備に損傷が確認されず、かつ、要員の確保、対策実施の準備ができたと判断した場合。</p> <p>2) 操作手順 共通電源車を用いた使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気を確保するための手順は以下のとおり。 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の6 . 9 k V 非常用母線へ給電するための電源隔離から共通電源車の起動及び運転状態の確認までは、実施責任者等9人、建屋対策班の班員2 2人にて1 時間1 0 分以内で実施する。 要員の確保、対策実施の準備ができたと判断してから使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の6 . 9 k V 非常用母線の復電を実施責任者等1 6 人、建屋対策班の班員 2 人にて1 0 分以内で実施する。 要員の確保、対策実施の準備ができたと判断してから負荷起動までは、実施責任者等1 6 人、建屋対策班の班員 2 人にて1 0 分以内で実施する。 以上より、共通電源車を用いた使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気を確保するための手順に必要な合計の要員数は、実施責任者等1 6 人、建屋対策班の班員2 2 人の合計3 8 人、想定時間は1 時間3 0 分以内で実施する。 共通電源車を用いたタイムチャートは、第8 - 7 表に示す。 手順の成功は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の母線電圧が6 . 6 k V であること及び母線電圧低警報が回復することにより確認する。手順の概要を第1 0 - 1 9 図、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備概要図を第1 0 - 2 0 図に示す。</p> <p>(iv) 可搬型よう素フィルタの設置の手順 大気中に放射性よう素の有意な値の検出がされ、実施責任者が要員の確保、対策実施の準備ができたと判断してから、中央制御室へ放射性よう素の取込みを防止するため、制御建屋中央制御室換気設備の給気口に可搬型よう素フィルタを設置するための手順に着手する。</p> <p>1) 手順着手の判断基準 可搬型排気モニタリング設備の可搬型ダスト・よ</p>	<p>及び貯蔵施設の制御室の換気の確保の実施後、実施責任者が使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備に損傷が確認されず、かつ、要員の確保、対策実施の準備ができたと判断した場合。</p> <p>2) 操作手順 共通電源車を用いた使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気を確保するための手順は以下のとおり。 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の6 . 9 k V 非常用母線へ給電するための電源隔離から共通電源車の起動及び運転状態の確認までは、実施責任者等9人、建屋対策班の班員2 2人にて1 時間1 0 分以内で実施する。 要員の確保、対策実施の準備ができたと判断してから使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の6 . 9 k V 非常用母線の復電を実施責任者等1 6 人、建屋対策班の班員 2 人にて1 0 分以内で実施する。 要員の確保、対策実施の準備ができたと判断してから負荷起動までは、実施責任者等1 6 人、建屋対策班の班員 2 人にて1 0 分以内で実施する。 以上より、共通電源車を用いた使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気を確保するための手順に必要な合計の要員数は、実施責任者等1 6 人、建屋対策班の班員2 2 人の合計3 8 人、想定時間は1 時間3 0 分以内で実施する。 共通電源車を用いたタイムチャートは、第8 - 7 表に示す。 手順の成功は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の母線電圧が6 . 6 k V であること及び母線電圧低警報が回復することにより確認する。手順の概要を第1 0 - 1 9 図、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備概要図を第1 0 - 2 0 図に示す。</p> <p>(iv) 可搬型よう素フィルタの設置の手順 大気中に放射性よう素の有意な値の検出がされ、実施責任者が要員の確保、対策実施の準備ができたと判断してから、中央制御室へ放射性よう素の取込みを防止するため、制御建屋中央制御室換気設備の給気口に可搬型よう素フィルタを設置するための手順に着手する。</p> <p>1) 手順着手の判断基準 可搬型排気モニタリング設備の可搬型ダスト・よ</p>	<p>及び貯蔵施設の制御室の換気の確保の実施後、実施責任者が使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備に損傷が確認されず、かつ、要員の確保、対策実施の準備ができたと判断した場合。</p> <p>2) 操作手順 共通電源車を用いた使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気を確保するための手順は以下のとおり。 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の6 . 9 k V 非常用母線へ給電するための電源隔離から共通電源車の起動及び運転状態の確認までは、実施責任者等9人、建屋対策班の班員2 2人にて1 時間1 0 分以内で実施する。 要員の確保、対策実施の準備ができたと判断してから使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の6 . 9 k V 非常用母線の復電を実施責任者等1 6 人、建屋対策班の班員 2 人にて1 0 分以内で実施する。 要員の確保、対策実施の準備ができたと判断してから負荷起動までは、実施責任者等1 6 人、建屋対策班の班員 2 人にて1 0 分以内で実施する。 以上より、共通電源車を用いた使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気を確保するための手順に必要な合計の要員数は、実施責任者等1 6 人、建屋対策班の班員2 2 人の合計3 8 人、想定時間は1 時間3 0 分以内で実施する。 共通電源車を用いたタイムチャートは、第8 - 7 表に示す。 手順の成功は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の母線電圧が6 . 6 k V であること及び母線電圧低警報が回復することにより確認する。手順の概要を第1 0 - 1 9 図、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備概要図を第1 0 - 2 0 図に示す。</p> <p>(iv) 可搬型よう素フィルタの設置の手順 大気中に放射性よう素の有意な値の検出がされ、実施責任者が要員の確保、対策実施の準備ができたと判断してから、中央制御室へ放射性よう素の取込みを防止するため、制御建屋中央制御室換気設備の給気口に可搬型よう素フィルタを設置するための手順に着手する。</p> <p>1) 手順着手の判断基準 可搬型排気モニタリング設備の可搬型ダスト・よ</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類八	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>う素サンプルにて放射性よう素の有意な値を検出し、実施責任者が要員の確保、対策実施の準備ができたと判断した場合。</p> <p>2) 操作手順 制御建屋中央制御室換気設備に可搬型よう素フィルタユニットを設置する手順の概要は以下のとおり。</p> <p>① 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、建屋対策班に制御建屋中央制御室換気設備への可搬型よう素フィルタユニットの設置を指示する。</p> <p>② 建屋対策班は、制御建屋中央制御室換気設備が再循環運転中であることを確認する。</p> <p>③ 建屋対策班は、可搬型よう素フィルタユニットを給気口に接続し、可搬型よう素フィルタユニットによるよう素フィルタを設置する。</p> <p>④ よう素フィルタユニット設置後、二酸化炭素濃度が1.0%以上になる26時間以内に外気取入れを開始する。</p> <p>上記の設置は、建屋対策班2人にて、実施責任者が要員の確保、対策実施の準備ができたと判断した時から可搬型よう素フィルタユニットの設置が完了するまで約30分以内で対応可能である。</p> <p>(v) 防護具の着装の手順等 1) 手順着手の判断基準 a) 対処にあたる現場環境において、実施責任者が第10-1表に記載の対処の阻害要因である酸欠、溢水、薬品、汚染及びその他（内部被ばく防止を考慮）の発生が予測されると判断した場合。 b) 中央制御室又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室にて、制御室の放射線計測に関する措置の対応手順にて実施する放射線計測にて、$2.6 \mu S v / h$以上を計測し、実施責任者が必要と判断した場合。</p> <p>2) 操作手順 第10-1表に記載の対処の阻害要因である酸</p>	<p>う素サンプルにて放射性よう素の有意な値を検出し、実施責任者が要員の確保、対策実施の準備ができたと判断した場合。</p> <p>2) 操作手順 制御建屋中央制御室換気設備に可搬型よう素フィルタユニットを設置する手順の概要は以下のとおり。</p> <p>① 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、建屋対策班に制御建屋中央制御室換気設備への可搬型よう素フィルタユニットの設置を指示する。</p> <p>② 建屋対策班は、制御建屋中央制御室換気設備が再循環運転中であることを確認する。</p> <p>③ 建屋対策班は、可搬型よう素フィルタユニットを給気口に接続し、可搬型よう素フィルタユニットによるよう素フィルタを設置する。</p> <p>④ よう素フィルタユニット設置後、二酸化炭素濃度が1.0%以上になる26時間以内に外気取入れを開始する。</p> <p>上記の設置は、建屋対策班2人にて、実施責任者が要員の確保、対策実施の準備ができたと判断した時から可搬型よう素フィルタユニットの設置が完了するまで約30分以内で対応可能である。</p> <p>(v) 防護具の着装の手順等 1) 手順着手の判断基準 a) 対処にあたる現場環境において、実施責任者が第10-1表に記載の対処の阻害要因である酸欠、溢水、薬品、汚染及びその他（内部被ばく防止を考慮）の発生が予測されると判断した場合。 b) 中央制御室又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室にて、制御室の放射線計測に関する措置の対応手順にて実施する放射線計測にて、$2.6 \mu S v / h$以上を計測し、実施責任者が必要と判断した場合。</p> <p>2) 操作手順 第10-1表に記載の対処の阻害要因である酸</p>	<p>う素サンプルにて放射性よう素の有意な値を検出し、実施責任者が要員の確保、対策実施の準備ができたと判断した場合。</p> <p>2) 操作手順 制御建屋中央制御室換気設備に可搬型よう素フィルタユニットを設置する手順の概要は以下のとおり。</p> <p>① 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、建屋対策班に制御建屋中央制御室換気設備への可搬型よう素フィルタユニットの設置を指示する。</p> <p>② 建屋対策班は、制御建屋中央制御室換気設備が再循環運転中であることを確認する。</p> <p>③ 建屋対策班は、可搬型よう素フィルタユニットを給気口に接続し、可搬型よう素フィルタユニットによるよう素フィルタを設置する。</p> <p>④ よう素フィルタユニット設置後、二酸化炭素濃度が1.0%以上になる26時間以内に外気取入れを開始する。</p> <p>上記の設置は、建屋対策班2人にて、実施責任者が要員の確保、対策実施の準備ができたと判断した時から可搬型よう素フィルタユニットの設置が完了するまで約30分以内で対応可能である。</p> <p>(v) 防護具の着装の手順等 1) 手順着手の判断基準 a) 対処にあたる現場環境において、実施責任者が第10-1表に記載の対処の阻害要因である酸欠、溢水、薬品、汚染及びその他（内部被ばく防止を考慮）の発生が予測されると判断した場合。 b) 中央制御室又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室にて、制御室の放射線計測に関する措置の対応手順にて実施する放射線計測にて、$2.6 \mu S v / h$以上を計測し、実施責任者が必要と判断した場合。 c) 中央制御室又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室もしくは対処にあたる現場環境において、実施責任者が有毒ガスの影響を考慮する必要があると判断した場合</p> <p>2) 操作手順 第10-1表に記載の対処の阻害要因である酸</p>	<p>制御室にとどまる実施組織要員についても必要に応じ防護具類を着用する手順に変更</p>

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類八	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>欠、溢水、薬品、汚染及びその他（内部被ばく防止を考慮）に適合する防護具（全面マスク及び半面マスク等）を選定し、着装する。着装の手順の概要は以下のとおり。</p> <p>a) 汚染防護衣（化学物質）又は汚染防護衣（放射性物質）の着装手順</p> <p>① 実施責任者は、作業着手の判断基準に基づき、建屋対策班に管理区域用管理服の着装を指示する。</p> <p>② 建屋対策班は管理区域用管理服を着装する。</p> <p>③ 建屋対策班は汚染防護衣（化学物質）又は汚染防護衣（放射性物質）の健全性を確認する。</p> <p>④ 建屋対策班は汚染防護衣（化学物質）又は汚染防護衣（放射性物質）を管理区域用管理服の上に着装する。</p> <p>必要に応じて、酸素呼吸器の面体、耐薬品用長靴及び耐薬品用グローブをテープで固定する。</p> <p>b) 耐薬品用長靴の着装手順</p> <p>① 実施責任者は、作業着手の判断基準に基づき、建屋対策班に耐薬品用長靴の着装を指示する。</p> <p>② 建屋対策班は耐薬品用長靴を着装する。</p> <p>③ 建屋対策班はa) の手順で着装した汚染防護衣（化学物質）又は汚染防護衣（放射性物質）を耐薬品用長靴の上に被せてテープで固定する。</p> <p>c) 酸素呼吸器の着装手順</p> <p>① 建屋対策班は酸素呼吸器及び酸素呼吸器の面体を点検する。</p> <p>② 建屋対策班は酸素呼吸器の面体を着装し、酸素呼吸器を背負う。</p> <p>③ 建屋対策班は酸素呼吸器と酸素呼吸器の面体を接続して給気バルブを開き、呼吸ができることを確認する。</p> <p>c . 重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>重大事故等時の対応手段の選択方法は以下のとおり。</p> <p>制御建屋中央制御室換気設備の機能が喪失した場合には、中央制御室の換気を確保するための措置の対応手順に従い、代替中央制御室送風機によ</p>	<p>欠、溢水、薬品、汚染及びその他（内部被ばく防止を考慮）に適合する防護具（全面マスク及び半面マスク等）を選定し、着装する。着装の手順の概要は以下のとおり。</p> <p>a) 汚染防護衣（化学物質）又は汚染防護衣（放射性物質）の着装手順</p> <p>① 実施責任者は、作業着手の判断基準に基づき、建屋対策班に管理区域用管理服の着装を指示する。</p> <p>② 建屋対策班は管理区域用管理服を着装する。</p> <p>③ 建屋対策班は汚染防護衣（化学物質）又は汚染防護衣（放射性物質）の健全性を確認する。</p> <p>④ 建屋対策班は汚染防護衣（化学物質）又は汚染防護衣（放射性物質）を管理区域用管理服の上に着装する。</p> <p>必要に応じて、酸素呼吸器の面体、耐薬品用長靴及び耐薬品用グローブをテープで固定する。</p> <p>b) 耐薬品用長靴の着装手順</p> <p>① 実施責任者は、作業着手の判断基準に基づき、建屋対策班に耐薬品用長靴の着装を指示する。</p> <p>② 建屋対策班は耐薬品用長靴を着装する。</p> <p>③ 建屋対策班はa) の手順で着装した汚染防護衣（化学物質）又は汚染防護衣（放射性物質）を耐薬品用長靴の上に被せてテープで固定する。</p> <p>c) 酸素呼吸器の着装手順</p> <p>① 建屋対策班は酸素呼吸器及び酸素呼吸器の面体を点検する。</p> <p>② 建屋対策班は酸素呼吸器の面体を着装し、酸素呼吸器を背負う。</p> <p>③ 建屋対策班は酸素呼吸器と酸素呼吸器の面体を接続して給気バルブを開き、呼吸ができることを確認する。</p> <p>c . 重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>重大事故等時の対応手段の選択方法は以下のとおり。</p> <p>制御建屋中央制御室換気設備の機能が喪失した場合には、中央制御室の換気を確保するための措置の対応手順に従い、代替中央制御室送風機によ</p>	<p>欠、溢水、薬品、汚染及びその他（内部被ばく防止を考慮）に適合する防護具（全面マスク及び半面マスク等）を選定し、着装する。着装の手順の概要は以下のとおり。</p> <p>a) 汚染防護衣（化学物質）又は汚染防護衣（放射性物質）の着装手順</p> <p>① 実施責任者は、作業着手の判断基準に基づき、建屋対策班に管理区域用管理服の着装を指示する。</p> <p>なお、防護具の着装の手順等が必要な対策のうち、有毒ガス防護に係る措置においては、「建屋対策班」に加えて「制御室内の実施組織要員」に対しても指示する。</p> <p>② 建屋対策班は管理区域用管理服を着装する。</p> <p>③ 建屋対策班は汚染防護衣（化学物質）又は汚染防護衣（放射性物質）の健全性を確認する。</p> <p>④ 建屋対策班は汚染防護衣（化学物質）又は汚染防護衣（放射性物質）を管理区域用管理服の上に着装する。</p> <p>必要に応じて、酸素呼吸器の面体、耐薬品用長靴及び耐薬品用グローブをテープで固定する。</p> <p>b) 耐薬品用長靴の着装手順</p> <p>① 実施責任者は、作業着手の判断基準に基づき、建屋対策班に耐薬品用長靴の着装を指示する。</p> <p>② 建屋対策班は耐薬品用長靴を着装する。</p> <p>③ 建屋対策班はa) の手順で着装した汚染防護衣（化学物質）又は汚染防護衣（放射性物質）を耐薬品用長靴の上に被せてテープで固定する。</p> <p>c) 酸素呼吸器の着装手順</p> <p>① 建屋対策班は酸素呼吸器及び酸素呼吸器の面体を点検する。</p> <p>② 建屋対策班は酸素呼吸器の面体を着装し、酸素呼吸器を背負う。</p> <p>③ 建屋対策班は酸素呼吸器と酸素呼吸器の面体を接続して給気バルブを開き、呼吸ができることを確認する。</p> <p>c . 重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>重大事故等時の対応手段の選択方法は以下のとおり。</p> <p>制御建屋中央制御室換気設備の機能が喪失した場合には、中央制御室の換気を確保するための措置の対応手順に従い、代替中央制御室送風機によ</p>	<p>対象を制御室から外に出ていく要員だけでなく、制御室内にとどまる要員についても対象とするように記載を変更</p>

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類八	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>り、中央制御室の換気を確保する。</p> <p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の機能が喪失した場合には、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気を確保するための措置の対応手順に従い、代替制御室送風機により、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気を確保する。</p> <p>中央制御室の照明が使用できない場合には、可搬型代替照明を設置し、照明を確保する。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の照明が使用できない場合には、可搬型代替照明を設置し、照明を確保する。</p> <p>実施責任者が重大事故等の対処を実施するための体制移行が必要と判断した場合には、出入管理建屋玄関又は制御建屋内搬出入口付近に出入管理区画を設置し、中央制御室への汚染の持ち込みを防止する。また、実施責任者が使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室での操作が必要と判断した場合には、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋玄関口付近にも出入管理区画を設置し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室への汚染の持ち込みを防止する。</p> <p>これらの対応手段の他に制御建屋中央制御室換気設備の健全性が確保されている場合には、自主対策の設備及び手順に従い、非常用電源建屋又は制御建屋に共通電源車を接続し、共通電源車からの受電により制御建屋中央制御室換気設備を起動し中央制御室の換気を確保するとともに、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の健全性が確保されている場合には、自主対策の設備及び手順に従い、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に共通電源車を接続し、共通電源車からの受電により使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備を起動し使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気を確保する対応手順を選択することができる。</p> <p>d . その他の手順項目について考慮する手順 電気設備の操作の判断等に関する手順については、「8 . 電源の確保に関する手順等」にて整備する。計装設備の操作の判断等に関する手順については、「9 . 事故時の計装に関する手順等」にて整備する。</p>	<p>り、中央制御室の換気を確保する。</p> <p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の機能が喪失した場合には、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気を確保するための措置の対応手順に従い、代替制御室送風機により、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気を確保する。</p> <p>中央制御室の照明が使用できない場合には、可搬型代替照明を設置し、照明を確保する。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の照明が使用できない場合には、可搬型代替照明を設置し、照明を確保する。</p> <p>実施責任者が重大事故等の対処を実施するための体制移行が必要と判断した場合には、出入管理建屋玄関又は制御建屋内搬出入口付近に出入管理区画を設置し、中央制御室への汚染の持ち込みを防止する。また、実施責任者が使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室での操作が必要と判断した場合には、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋玄関口付近にも出入管理区画を設置し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室への汚染の持ち込みを防止する。</p> <p>これらの対応手段の他に制御建屋中央制御室換気設備の健全性が確保されている場合には、自主対策の設備及び手順に従い、非常用電源建屋又は制御建屋に共通電源車を接続し、共通電源車からの受電により制御建屋中央制御室換気設備を起動し中央制御室の換気を確保するとともに、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の健全性が確保されている場合には、自主対策の設備及び手順に従い、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に共通電源車を接続し、共通電源車からの受電により使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備を起動し使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気を確保する対応手順を選択することができる。</p> <p>d . その他の手順項目について考慮する手順 電気設備の操作の判断等に関する手順については、「8 . 電源の確保に関する手順等」にて整備する。計装設備の操作の判断等に関する手順については、「9 . 事故時の計装に関する手順等」にて整備する。</p>	<p>り、中央制御室の換気を確保する。</p> <p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の機能が喪失した場合には、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気を確保するための措置の対応手順に従い、代替制御室送風機により、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気を確保する。</p> <p>中央制御室の照明が使用できない場合には、可搬型代替照明を設置し、照明を確保する。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の照明が使用できない場合には、可搬型代替照明を設置し、照明を確保する。</p> <p>実施責任者が重大事故等の対処を実施するための体制移行が必要と判断した場合には、出入管理建屋玄関又は制御建屋内搬出入口付近に出入管理区画を設置し、中央制御室への汚染の持ち込みを防止する。また、実施責任者が使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室での操作が必要と判断した場合には、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋玄関口付近にも出入管理区画を設置し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室への汚染の持ち込みを防止する。</p> <p>これらの対応手段の他に制御建屋中央制御室換気設備の健全性が確保されている場合には、自主対策の設備及び手順に従い、非常用電源建屋又は制御建屋に共通電源車を接続し、共通電源車からの受電により制御建屋中央制御室換気設備を起動し中央制御室の換気を確保するとともに、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の健全性が確保されている場合には、自主対策の設備及び手順に従い、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に共通電源車を接続し、共通電源車からの受電により使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備を起動し使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気を確保する対応手順を選択することができる。</p> <p>d . その他の手順項目について考慮する手順 電気設備の操作の判断等に関する手順については、「8 . 電源の確保に関する手順等」にて整備する。計装設備の操作の判断等に関する手順については、「9 . 事故時の計装に関する手順等」にて整備する。</p>	

再処理事業変更許可申請に係る変更前後対比表（制御室）

既許可 添付書類八	2021/4/28 提出 申請書 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	最新版 整理資料に基づく補正案 ＜赤字/下線：既許可からの変更箇所＞	備考
<p>通信連絡の操作の判断等に関する手順については、「1 3 . 通信連絡に関する手順等」にて整備する。</p>	<p>通信連絡の操作の判断等に関する手順については、「1 3 . 通信連絡に関する手順等」にて整備する。</p>	<p>通信連絡の操作の判断等に関する手順については、「1 3 . 通信連絡に関する手順等」にて整備する。</p>	